

令和3第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

令和3年3月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 1日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 2日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 3日	水		○休 会
4	3月 4日	木		○休 会
5	3月 5日	金		○休 会
6	3月 6日	土		○休 会
7	3月 7日	日		○休 会
8	3月 8日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月 9日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月10日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
11	3月11日	木	午前9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	3月12日	金	午前9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
13	3月13日	土		○休 会
14	3月14日	日		○休 会
15	3月15日	月		○休 会
16	3月16日	火		○休 会
17	3月17日	水		○休 会
18	3月18日	木		○休 会
19	3月19日	金		○休 会
20	3月20日	土		○休 会
21	3月21日	日		○休 会
22	3月22日	月	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

3月1日上程

報告第 1号	町長の専決処分事項の報告について	3月 1日	承認
議案第 1号	坂城町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について	3月 1日	同意
議案第 2号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 3号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 4号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 5号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 6号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 7号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 8号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 9号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 10号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 11号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 12号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 13号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 14号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意
議案第 15号	坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3月 1日	同意

議案第16号	長野広域連合規約の変更について	3月10日	可決
議案第17号	長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について	3月10日	可決
議案第18号	長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について	3月10日	可決
議案第19号	坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	3月10日	可決
議案第20号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3月10日	可決
議案第21号	坂城町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について	3月10日	可決
議案第22号	坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第23号	坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第24号	坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第25号	坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第26号	坂城町第6次長期総合計画基本構想について	3月10日	可決
議案第27号	町道路線の認定について	3月10日	可決
議案第28号	町道路線の変更について	3月10日	可決
陳情第1号	最低賃金の改善と中小事業企業支援の拡充を求める意見書の提出を求めることについて	3月22日	採択
議案第29号	令和3年度坂城町一般会計予算について	3月22日	可決
議案第30号	令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月22日	可決
議案第31号	令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について	3月22日	可決
議案第32号	令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月22日	可決
議案第33号	令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月22日	可決
3月22日上程			
議案第34号	令和2年度坂城町一般会計補正予算(第14号)について	3月22日	可決
議案第35号	令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	3月22日	可決
議案第36号	令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について	3月22日	可決
議案第37号	令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	3月22日	可決
議案第38号	令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)		

令和3年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日 3月1日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	4
○諸報告	13
○報告第1号～議案第15号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	13
○議案第16号～議案第33号の上程、提案理由の説明、詳細説明	19

第2日 3月8日(月)

○議事日程	52
○一般質問 吉川まゆみ 議員	52
栗田 隆 議員	65
柵津 明子 議員	78
玉川 清史 議員	87
中島 新一 議員	97

第3日 3月9日(火)

○議事日程	108
○一般質問 山城 峻一 議員	108
小宮山定彦 議員	120
塩野入 猛 議員	131
朝倉 国勝 議員	143
大森 茂彦 議員	154

第4日 3月10日(水)

○議事日程	170
○一般質問 滝沢 幸映 議員	171
大日向進也 議員	186
中嶋 登 議員	195
○議案第16号～議案第28号の質疑、討論、採決	206
○一般会計予算案総括質疑、委員会付託	216
○特別会計予算案総括質疑、委員会付託	228

第5日 3月22日(月)

○議事日程	232
○陳情採決	232
○議案第29号委員長報告の質疑、討論、採決	233
○議案第30号～議案第33号委員長報告の質疑、討論、採決	251
○追加議案上程、提案理由の説明	258
○議案第34号～議案第38号、発委第1号、質疑、討論、採決	261
○閉会中の委員会継続審査申し出について	267
○町長閉会あいさつ	267

令和3年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	西 沢 悦 子 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	小宮山 定 彦 君	9 〃	滝 沢 幸 映 君
3 〃	山 城 峻 一 君	10 〃	朝 倉 国 勝 君
4 〃	祢 津 明 子 君	11 〃	吉 川 まゆみ 君
5 〃	中 島 新 一 君	12 〃	塩野入 猛 君
6 〃	大日向 進 也 君	13 〃	中 嶋 登 君
7 〃	栗 田 隆 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	池 上 浩 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	白 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	関 貞 巳 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	大 井 裕 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長 崎 麻 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	細 田 美 香 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹 内 優 子 君
子 ど も 支 援 室 長	鳴 海 聡 子 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 1 号 坂城町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 第 7 議案第 2 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 3 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 4 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 議案第 5 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 議案第 6 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第12 議案第 7 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 議案第 8 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 議案第 9 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 議案第10号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第16 議案第11号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第17 議案第12号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第18 議案第13号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第19 議案第14号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第20 議案第15号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第21 議案第16号 長野広域連合規約の変更について
- 第22 議案第17号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について
- 第23 議案第18号 長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について
- 第24 議案第19号 坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第25 議案第20号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第26 議案第21号 坂城町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
- 第27 議案第22号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について

- 第28 議案第23号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第29 議案第24号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
第30 議案第25号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について
第31 議案第26号 坂城町第6次長期総合計画基本構想について
第32 議案第27号 町道路線の認定について
第33 議案第28号 町道路線の変更について
第34 議案第29号 令和3年度坂城町一般会計予算について
第35 議案第30号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
第36 議案第31号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について
第37 議案第32号 令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について
第38 議案第33号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（西沢さん） ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

また、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（西沢さん） 会議規則第127条の規定により、9番 滝沢幸映君、10番 朝倉国勝君、11番 吉川まゆみさんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3月2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和3年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、昨年11月以降、国内での感染が急拡大したことで、年明けの1月7日には東京都など首都圏の1都3県に緊急事態宣言が発出され、翌8日には全国の新規感染者数が1日当たりではこれまでで最も多い7,844人確認されるなど、いわゆる感染の第3波はこれまでにない大きな波となり猛威を振るいました。

県内におきましても、11月から感染者が増加し、1月は一月で千人以上の新規感染者が確認され、医療提供体制にも深刻な影響を及ぼしたことから、県では1月14日、全県に対しまして独自に「医療非常事態宣言」を発出いたしました。

また、県独自の感染警戒レベルも、一時は6圏域でレベル4となり、7市町村ではレベル5になるなど、大変厳しい状況が続きましたが、県を挙げての対策により2月に入ると感染状況は落ち着き、2月16日には全県の感染警戒レベルが1に引き下げられました。

一方、町内の状況につきましては、昨年12月に7例の感染確認があったものの、町民の皆様への感染予防に対する適切な取り組みにより1月以降は感染者がなく、改めてご協力に感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましては、油断することなく、引き続き感染予防の取り組みを行っていく必要がありますが、そのような中、先月14日に国内で初めてのワクチンの薬事承認がなされ、現在実施されている国立病院機構などの医療従事者に対する先行接種に続き、間もなく、そのほかの医療従事者等への接種が進められていくこととなります。

一方、市町村が主体となり、65歳以上の高齢者の方から順次実施していく一般の方への接種につきましては、先般、政府は4月12日から開始するといたしました。ワクチン分配量は対象者の人数に遠く及ばず、ワクチンの供給については、いまだ不透明で明確な接種スケジュールをお示しできない状況であります。

しかしながら、町といたしましては、接種の実施にしっかりと対応できるよう、課を横断したプロジェクトとして「新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム」を設置し、相談窓口やコールセンターの開設、接種券の発行等々の諸準備を進めているところであります。

また、接種規模やワクチン管理などを考慮すると、今回の接種は集団接種を基本として実施を

想定しており、接種会場につきましては、密を避けるためのスペースが確保できる文化センター体育館が最も適しているものと考えております。

文化センター体育館につきましては、令和3年度に耐震改修工事を行う予定でありましたが、接種期間の長期化も視野に入れ、工事を1年延期し、ワクチン接種に対応することといたしました。町民の皆様にもご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

さて、当町の令和3年度から10か年の展望を定める、まちづくり全般の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画につきましては、第5次計画の事業検証と町民へのアンケート調査、長野大学の先生方にご参画いただく中での策定作業や総合計画審議会での審議、町民の皆様からの意見公募など、2か年にわたる検討を経て、2月1日の審議会において答申をいただきました。

今議会に上程いたします第6次長期総合計画の「基本構想」につきましては、町の将来像を「輝く未来を奏でるまち」と定め、豊かな自然と調和し、災害に強く、潤いのある快適な環境を基盤として、笑顔あふれ、誰もがいきいきと輝くことができる社会の実現と「ものづくりのまち」のさらなる発展を目指し、活力あふれるまちを次世代へとつなぐものとしております。

また、あらゆるまちづくりの取り組みを通じたSDGsの達成と、様々な分野におけるデジタル変革への取り組みを共通テーマとして各施策を推進してまいります。

そして、今年度は、総合計画のほか、各種の計画づくりに策定委員会での審議や意見公募による機会などを設けて取り組んでまいりました。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、事業効果の検証を行うとともに、国や県の策定方針を踏まえる中で、人口ビジョンによる将来人口展望の実現に向け、4つの基本目標と3つの重点プロジェクトを掲げ、町の特性と魅力を活かした施策に取り組んでまいります。

公共施設個別施設計画につきましては、公共施設の整備や維持管理の実施計画として策定を行いました。来年度以降、施設の計画的な整備や管理により財政負担を平準化し、持続可能な町づくりにつなげてまいりたいと考えております。

また、「障害者計画」につきましては、障がい者施策に係る法制度等が目まぐるしく変化していることなどから、次期計画は令和3年度から8年度までの6か年を計画期間として策定を進めております。

あわせて、障害福祉サービスの見込みや確保策について定める3年を1期とする「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の策定も進めており、来年度以降、計画に沿った施策の実施に努めてまいります。

健康分野におきましては、令和3年度からの10か年を計画期間とする「健康づくり計画」、「母子保健計画」、「食育推進計画」の3計画につきまして、「すこやかさかき21」としてまとめ、この計画に沿って健康寿命の延伸を目指してまいります。

さて、去る2月17日、当町を含む長野地域連携中枢都市圏を構成する9市町村は、日産自動

車株式会社並びに長野日産自動車株式会社、日産プリンス長野販売株式会社と、電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定を締結いたしました。

本協定の締結により、販売会社が保有する電気自動車を災害発生時の避難所などに派遣いただき、給電の応援をいただけるほか、圏域の市町村が保有する電気自動車を融通し合い、相互に給電応援ができる体制が整いました。

災害時等の安心安全の確保とともに、当町も賛同しております2050年には、二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという2050ゼロカーボン社会の実現といった面からも、安全で環境に優しい取り組みを進めてまいります。

さて、南条金井地区を担当している消防団第2分団詰所の建て替え工事が完了しまして、昨日竣工式を行いました。団員研修室や車両・防災資機材の保管スペースのほか、女性団員にも対応できるよう更衣室やトイレの確保も行ったところであり、地域の消防活動の拠点としてその活用を期待するところであります。

さて、町ホームページのリニューアルにつきましては、本日3月1日の正午から新しいレイアウトでの公開をスタートいたします。トップページをはじめ、ビジュアルを一新したほか、より閲覧しやすいよう、サイト構成全体の見直しや音声読み上げ機能の導入、外国語自動翻訳の拡充なども行いましたので、ぜひ多くの方にご活用いただきたいと思っております。

さて、坂城町大字上平小野沢地籍にあります、故久保速雄氏の土地約4,850㎡と「主屋」など12棟の建物の寄附申出がございました。

当該土地・建物につきましては、過去に長岡造形大学の教授や文化庁の調査官も現地踏査されるなど、大変貴重な建築文化財であり、今後、寄附採納手続を完了させ、文化財としての保護・保存と活用につきまして、検討を始めてまいりたいと考えております。

さて、長野広域連合が進めているごみ処理施設の整備状況ですが、須坂市の最終処分場「エコパーク須坂」が完成し、3月13日に竣工式が予定され、千曲市のB焼却施設につきましては、現在、工場棟のプラント設備工事のほか、管理棟の躯体工事などが予定どおり進捗しており、本年10月からの焼却炉の試運転、令和4年4月からの本格稼働としております。

町では、それまでの間、葛尾組合とともに焼却施設の保守点検や定期的な整備・修繕等をしつかりと行い、B焼却施設への移行が円滑に実施できるように準備を進めてまいります。

さて次に、国道バイパス坂城町区間は、上五明区においてバイパスと県道上室賀線の交差点の住民説明会が開催され、地域の皆様から承諾が得られましたので、詳細設計・用地測量などが進められる予定であり、網掛区では、今後、農業用水路の付け替え工事に伴う説明会の開催がなされるとお聞きしております。

町では、引き続き、バイパス建設事業の進捗を図るべく、国や県など関係機関に積極的な要望活動を実施してまいります。

県道坂城インター線の延伸事業につきましては、しなの鉄道跨線橋などの大規模構造物の工事はおおむね完了し、現在盛土工事が行われております。令和4年度の完成予定とのことで、町における基幹道路となりますので、早期の開通が望まれるところであります。

さて、世界の経済情勢ですが、日本総研などによりますと、アメリカの景気は新型コロナの感染が再拡大する中でも、個人消費や設備投資など民間需要の増勢が持続して、2020年10～12月期の実質GDPが前期比年率プラス4.0%と成長を維持し、中国においても、情報通信分野や外需が拡大し、10～12月期の実質GDP成長率が前年同期比プラス6.5%と高い成長になっております。

ヨーロッパにおいては、活動制限などにより10～12月期の実質GDPは前期比年率マイナス2.8%と、再びマイナス成長となり、先行きに不安が感じられ、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

次に、国内の状況であります。内閣府による2月公表の10～12月期のGDP速報では、実質成長率は前期比年率プラス12.7%と2期連続のプラスとなりましたが、依然として新型コロナ前の水準を下回った状態で、回復は道半ばとなっております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が2月に発表した「金融経済動向」によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産は、持ち直している。雇用・所得は、弱めの動きが続いている」とし、「総論として長野県経済は、厳しい状況が続いているものの、持ち直しつつある」としております。

当町におきましては、1月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前との比較でプラスとした企業は13社、マイナス2社、変わらない4社で、売上げについても同様の傾向で、やや回復に向かってことが伺えます。

また、雇用につきましては、10～12月の実績が総計でプラス34人と、前回調査のマイナス101人から増加し、本年4月の雇用予定は、全ての企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体では105人の増員予定となっております。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、世界経済の先行き・町内企業への影響など懸念されますが、いずれにしましても、当町の企業や経済が持続的に成長していくことを願うところでございます。

次に、令和3年度の一般会計当初予算について申し上げます。

予算編成に当たっては、新たにスタートする「坂城町第6次長期総合計画」を町政運営の基軸に据えるとともに、第2期となる「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った事業に重点を置き、併せて急務である新型コロナウイルスワクチン接種の対応を加え、限られた財源の中ではありますが、より具体的な施策の展開を図れるよう編成を行いました。

歳入歳出予算の総額は、前年度対比4.4%、2億8千万円の増額となる66億7千万円とい

たしました。

まず、歳入といたしましては、町の財政の根幹を担う町税については、個人及び法人町民税において、令和2年度における新型コロナウイルス感染症の流行に起因する経済の停滞の影響等により、個人及び法人所得の減少が見込まれることから、個人については前年度に対し1千万円、法人については8,800万円の減額を見込んだところであります。

また、固定資産税につきましては、3年ごとの評価替えによる近年の地価下落の反映による固定資産課税標準額の減額や、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等により、売上高の減少割合に応じ、事業所用家屋及び償却資産が軽減されることから、現年課税分を1億1,800万円の減としたこと等により、町税全体では、前年度対比マイナス9.0%、約2億2,600万円の減となる22億9,419万3千円を計上いたしました。

なお、固定資産税の減収は、補填措置といたしまして、地方特例交付金において新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金としまして交付され、9,300万円を新たに計上いたしましたところでございます。

地方交付税につきましては、基準財政収入額が町税の減収により減額算定となり、交付額は増額が見込まれること、国の総額が前年度から5.1%の増となっていること等から、前年度対比9.1%、7千万円の増額となる8億4千万円を計上いたしました。

普通交付税の振替分となる臨時財政対策債につきましては、国の地方財政対策においてプラス74.5%の増額見込みとなっていることから、3千万円増の2億円を計上いたしました。

また、分担金及び負担金につきましては、葛尾組合ごみ焼却施設稼働延長に伴う負担金の軽減等により7,096万1千円、国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス予防接種に関する費用及びA09号線や橋梁修繕事業などの社会資本整備総合交付金の増額などにより6億9,868万5千円、ふるさと寄附金につきましては、令和2年度の実績を踏まえ、1億円を計上いたしました。

繰入金につきましては、長野広域連合のごみ処理施設建設負担金の財源として広域行政事業基金からの繰入れや文教施設整備基金、ふるさとまちづくり基金からの繰入れのほか、必要施策への予算を確保するため財政調整基金からの繰入れなど、全体で7億4,805万1千円、町債につきましては、道路改良事業などに伴う公共事業等債や緊急防災・減災事業債など、総額で4億7,190万円を計上いたしました。

そして、令和元年10月から始まりました幼児教育・保育の無償化に伴う3歳から5歳の子どもの副食費につきましては、これまで町独自の軽減を図りながらも納入していただきましたが、さらなる子育て支援策の拡大としまして、保育園に通う町内在住の3歳以上児全員の副食費を無料とする施策を行うことといたしました。このことから、諸収入の保育園給食実費納入金において、前年度対比約620万円の減額としております。

次に、歳出でございますが、投資的経費につきましては、新工業団地と国道バイパスなどをつなぐ町道A09号線道路改良事業や、小中学校特別教室等への空調設備設置事業などで7億7,495万4千円とし、義務的経費は、人件費が13億6,930万9千円、障がい者への福祉サービス給付費や児童手当、福祉医療などの扶助費につきましては6億9,522万6千円、公債費につきましては5億8,108万4千円を計上いたしました。

また、「その他の経費」といたしまして、新型コロナウイルス予防接種に係る委託料やGIGAスクール構想推進事業の情報通信機器保守料を新たに計上したほか、中小企業対策事業としての保証料補給金の増額等により32億4,942万7千円といたしました。

続きまして、令和3年度の主要施策について申し上げます。

まず、スマートタウン構想事業の取り組みとしまして、災害時に地域の避難所となる小学校に自立分散型エネルギー施設を設置し、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて実現できるよう整備を進めておりますが、今年度の村上小学校に続き、令和3年度は、坂城小学校に太陽光発電設備と蓄電池設備を設置する計画であり、所要の経費を当初予算に計上しております。

また、ワイン文化推進事業につきましては、現在の新型コロナウイルス感染症の状況下では、「坂城駅前葡萄酒祭」といった大規模なイベントは困難であります。オンラインの活用など、コロナ禍にあっても実施可能な事業を積極的に展開し、引き続き、さかき発のワイン文化の醸成・推進に取り組んでまいりたいと考えております。

信州さかきふるさと寄附金につきましては、2月末現在、9,505件、1億8,761万3千円で、金額ベースの前年同月比でプラス27.9%と、果樹類を中心に前年を上回る大変多くの寄附をお申込みいただきました。

今後も、ふるさと寄附を通じ、町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、PRしてまいりたいと考えております。

さて、ポーランドとの交流事業につきましては、新型コロナウイルス感染防止を鑑み、今年度、やむなく訪問を中止といたしましたが、同国の自治体ツェレスティヌフ郡側から、改めて訪問のお誘いをいただいております。来年度につきましては、国内はもとより、訪問先の感染症の状況を見る中で、訪問を計画し緩やかな交流がスタートできればと考えております。

次に、子育て支援・福祉分野についてでございます。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、1人1台端末とオンライン授業等に必要な機器の導入、そして、大容量の通信を可能とする校内ネットワーク整備につきまして、一日も早い事業完了に努め、過日先行して坂城中学校へ1人1台の端末を貸与したところでございます。当日は、生徒一人一人に情報社会で生きる未来や端末の有効な利用について、役場からオンラインにてお話をさせていただきました。

今後、ハード整備と併せ、教員のICTを活用した授業に関する研修についても充実を図ってまいりたいと考えております。

また、令和3年度におきましては、元年度に整備した小中学校普通教室への空調設備の整備に続き、理科室や家庭科室等の特別教室への整備を行い、学校教育環境のさらなる充実に向け、取り組んでまいります。

児童・生徒支援事業につきましては、障がいのある子どもや保護者に対して、就学前の教育相談から就学後の適切な教育支援を行えるよう、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの配置を行ってまいりました。3年度におきましては、学校支援員等の体制についても拡充を図り、インクルーシブ教育の推進を図ってまいります。

子ども達の海外研修につきましては、今年度、小・中・高のいずれも新型コロナウイルスの感染拡大と終息の見通しが立たない状況から、実施を見送りました。

令和3年度ですが、夏休みに計画している小学生の中国上海市・実験小学校との交流は、復旦大学を通じた実験小学校との協議の結果、出入国時の待機の必要性等、短期交流を実施するには困難な状況などから、交流事業は中止することといたしました。

一方、1年後の来年3月に予定している中学生アメリカ派遣事業、高校生タイ国研修事業につきましては、実施の方向ではありますが、新型コロナウイルス感染症の状況を注視してまいりたいと考えております。

さて、一人暮らし高齢者が安心して暮らせるよう貸与しております、緊急通報システム「あんしん電話」につきましては、新年度においてシステムの更新に係る予算を計上いたしました。スマートフォン等の普及により固定電話を持たない方も多くなる中、電話回線が必須となる現行の仕組みから、固定電話や携帯電話がなくても対応できる無線方式への移行を図っていききたいと考えております。

さて、国民健康保険につきましては、長野県が財政運営の責任主体となり、町では、県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みとなっております。

先般、令和3年度の納付金額が提示され、町では、これに基づき新たな保険税率を算定したところであります。税率の算定に当たっては、町独自の激変緩和を講じる中で加入者の皆様に最小限のご負担をお願いすることとして、国民健康保険運営協議会にお諮りし、お認めをいただいたところから、今議会において国民健康保険税条例の改正をお願いするところであります。

介護保険につきましては、令和3年度から5年度までの3か年計画となる第8期介護保険事業計画に合わせ、介護保険料についても改定をお願いするものであります。

新たな保険料につきましては、基準となる第5段階で、現行の月額5,100円から5千円に引き下げ、被保険者の負担軽減を図ることとして、介護保険運営協議会にお諮りし、お認めをいただいたことから、今議会において介護保険条例の改正をお願いするところであります。

続きまして、産業振興分野であります。

農業委員会につきましては、本年5月に委員の任期満了となります。農業委員会等に関する法律の改正により、公選制から選任制に移行してから2回目の改選となりますが、今議会に推薦候補12名、一般公募候補2名について任命に関する議案を上程したところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町内事業者を支援するため、昨年4月に創設いたしました町融資制度の「経営安定特別資金」を令和3年度も継続し、事業継続と雇用の維持・安定を図ってまいります。

また、新型コロナ対策に当たっては、引き続き町商工会をはじめ、さかきテクノセンターやテクノハート坂城協同組合など関係機関と連携し、事業所が必要とする支援策を講じてまいりたいと考えております。

新たな工業団地造成事業につきましては、長野県による農振除外の同意や長野税務署と事前の協議を経て、現在、関係地権者との用地交渉を進めております。令和3年度では、開発行為許可申請及び農地転用申請などの諸手続を経て、造成工事に着手し、年度内での完成を予定しております。

また、併せて進めておりますA09号線道路改良事業につきましては、関係地権者からの用地買収が完了いたしましたので、令和3年度工事に着手し、工業団地分譲開始に合わせて開通をしてまいりたいと考えております。

さて、移住定住・就職支援事業では、町内事業所の人材確保及び学生の就職支援を行うため、合同企業説明会や企業セミナーなど、対面式やオンラインのそれぞれのメリット等を活かした支援事業に努め、併せて就職を契機とした移住定住の促進を図ってまいります。

平成の時代における町内産業の変遷や動向、また、工業関連を中心に商業や農業などの活動や出来事などを取りまとめる「平成の産業史」の編さんにつきましては、企業等への取材や当時の情勢などの収集を行っており、令和3年度では、組版、発行を進めてまいります。

今年度の「2020さかきモノづくり展」は、ICTを活用したオンラインによるモノづくり展としましたが、来年度は、今年度の実績を踏まえ、リアル体験とオンラインを融合させたモノづくり展として、実施主体となる「さかきテクノセンター」とともに準備を進めてまいりたいと考えております。

さて、松くい虫防除対策につきましては、健康に対する配慮など地域住民や関係の皆様との情報交換によるリスクコミュニケーションの強化を努める中で、引き続き県の指導をいただきながら、空中散布、無人ヘリ散布も含め、伐倒駆除、樹幹注入、植樹など、総合的な防除対策を講じてまいります。

さて、地域住民が主体となって設置する有害獣対策の侵入防止柵につきましては、今年度で網掛地区が完成し、村上地区全ての設置が完成いたしました。令和3年度からは南条地区での設置

に向け、現在協議を進めておりますが、各地区において本事業のご理解とご協力をいただく中で、侵入防止柵の設置推進を図り、有害獣による被害を減少させてまいりたいと考えております。

また、鉄の展示館では、来年度、「渋沢栄一の頃の日本刀展」、「新作日本刀 研磨 外装刀職技術展覧会」、KADOKAWAコミックとのコラボレーションとなる「天華百剣と名刀写し展」などの企画展を計画しておりますので、大勢の方にご来館いただければと思っております。

また、坂城町国際産業研究推進協議会では、今年度計画いたしました海外視察研修について、新型コロナウイルス感染拡大等から延期され、令和3年度にフランス及びイタリアへ進出している町内企業の現地法人を視察する予定としております。

今後の企業経営や販路拡大などに活かす研修を計画しており、今後の町の工業振興を図る上で重要なことから、実施に必要な予算を計上いたしました。

続きまして、循環型社会と安全な生活環境についてでございます。

本年10月から可燃ごみは、千曲市B焼却施設へ運搬し処理されることとなりますので、ごみの出し方の注意喚起を図るため、パンフレットを更新して全戸に配布する経費を予算計上いたしました。あわせて、ごみ減量化の推進の取り組みを進めてまいります。

また、町消防団の第9分団——これは網掛地区ですが、のポンプ自動車につきまして、来年度新たに更新し、災害発生時等の有事の出動をはじめ、日頃からの警戒や防災防火訓練に活用するなど、安心・安全で災害に強い地域づくりに引き続き努めてまいります。

坂城町地域防災計画につきましては、熊本地震や平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風などの大規模災害が発生したことを踏まえ、関係法令や国・県の防災計画が修正されたことから、それらと整合を図り、令和3年度、より実効性のある計画を策定予定であります。

現在、国の防災基本計画や県の地域防災計画修正の概要をまとめ、町地域防災計画の影響箇所の洗い出し作業を行っているところでありますが、併せて今後予定されている災害対策基本法の改正も踏まえ、改定していきたいと考えております。

続きまして、生活基盤の向上のための施策について申し上げます。

町道A01号線につきましては、酒玉工区にて、若草橋南側の道路改良を行い、金井工区は、引き続き建物を含めた用地交渉を進め、早期完成を目指しております。

また、橋梁修繕事業につきましては、引き続き昭和橋の床板下面補修工事と新たにテクノさかき駅北側のしなの鉄道をまたぐ谷川跨線橋修繕工事を予定しております。鉄道上空での工事となるため、一部夜間での施工のほか交通規制が必要となり、地域の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、下水道の整備につきましては、居住地域の工事発注はおおむね完了し、令和2年度末の整備面積は91%の進捗となる見込みで、3年度以降は、地形等からの要因から未整備となっている地区の整備を進めてまいります。

以上、令和3年度の主要施策について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告3件、農業委員会委員の任命に関する案件が15件、広域連合規約の変更とそれに伴う財産処分の協議各1件、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更1件、条例の制定3件、一部改正4件、町第6次長期総合計画基本構想に関する案件1件、町道路線の認定と変更が各1件、令和3年度の一般会計予算及び特別会計予算4件の計36件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎日程第4「諸報告」

議長（西沢さん） 監査委員から、例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

また、株式会社まちづくり坂城から、第19期経営状況報告書が提出されております。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。

所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

議長（西沢さん） 日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」から、日程第19「議案第14号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの15件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、順次ご説明申し上げます。

まず、専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和3年1月20日、職員が作業を終え、戻ろうと車両を後退させたところ、道路の向かいにある相手方アパートのフェンスに接触させ、損傷させた事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものであります。

次に、専決第2号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第13号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,036万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億5,470万3千円としたものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金939万2千円、財政調整基金繰入金97万円をそ

れぞれ増額し、歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る事業として、年末年始の売上げが大きく減少した飲食店及び関係事業者への支援として、飲食事業者等事業継続緊急支援金1千万円、ワクチン接種実施準備に係る経費として939万2千円、さかきテクノセンター利用者等の感染リスク軽減のため、試験検査室空調設備の整備のほか、不具合が生じた大研修室の音響機器等更新に要する同センターへの補助金550万円を増額し、小規模事業者等持続化応援支援金事業終了により2千万円を減額したものであります。

また、令和3年度予算において新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託を行うための債務負担行為につきましても、急を要することから専決といたしたものであります。

次に、専決第3号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、条例内で引用する「新型コロナウイルス感染症」の定義を定めていた法の附則条文が削除されたため、条例内において個別に定義付けすることから、本条例の一部を改正したものであります。

改正内容といたしましては、附則条文内の「新型コロナウイルス感染症」の定義として、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症」と規定するものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

続きまして、議案第1号「坂城町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」ご説明申し上げます。

農業委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定で、「農業委員の過半数を、認定農業者が占めること」とされております。

一方、今回の農業委員の候補者14名のうち、2名が認定農業者、2名が認定農業者であった者であり、過半数を下回っている状況であります。

法施行規則におきましては、「町の認定農業者数が、農業委員の定数の8倍を下回る場合においては、議会の同意により、農業委員に占める認定農業者等の割合を「4分の1」以上に減ずることができる」とされているところであり、この規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

続きまして、議案第2～14号「坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、一括してご説明申し上げます。

議案第2号から議案第14号までは、農業委員会等に関する法律に基づき、新たな農業委員会委員を町長が任命するにあたり、各候補者について、議会の同意を求めるものであります。

任期は、現農業委員の任期が満了する日の翌日令和3年5月18日からの3年間であります。

はじめに、議案第2号、石間 笑氏、議案第3号、柳澤茂隆氏は認定農業者であり、現在農業委員として活動しておられます。

続く、議案第4号、宮下佳明氏、議案第5号、矢嶋鋭二氏は、認定農業者であった者であります。

また、議案第6号、春日和彦氏、議案第7号、柄沢満則氏、議案第8号、小林秋治氏、議案第9号、山崎輝雄氏は、現在農業委員として活動しておられます。

次に、議案第10号、小宮山健一氏、議案第11号、滝澤康明氏、議案第12号、西澤英幸氏、議案第13号、宮下 卓氏、議案第14号、柳沢賢二氏は、いずれの方も農業に関する見識が高く、豊富な経験と知識を有され、また、地域の人望も厚いことから、農業委員としての職務を行うのに適任者でありますので、ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時55分～再開 午前11時05分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第2号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第13号）について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

12番（塩野入君） 4ページ、債務負担行為、新型コロナウイルスの委託が3千万出ています。ちょっと内容をお聞きをします。

それから、5ページであります。款7商工費、項1商工費、目2の商工振興費と4の商工企画費ですが、これ小規模事業者支援金18003が2千万円減額をしまして、国庫支出金がここで330万減らしてそれを商工費の企画費のほうへ330万移しております。この辺がどうなっているのか。

それから、4の商工企画費の中で、一般財源220万が積み込まれています。町長がさっき2つばかり話していましたが、その辺のちょっと内容をお聞きをします。

以上。

保健センター所長（竹内さん） 債務負担行為の内容でございますが、5ページのコールセンター等ということで、今年度の9月までの想定で予約の受付をするコールセンターの委託に関わるものとして、今年の9月、申し訳ありません、今年の9月までということで予約の受付をしていただくコールセンターの委託ということで、3月の末ぐらいからの委託を予定しておりますので、

そちらの債務負担行為ということで上げさせていただいたものでございます。

商工農林課長（竹内君） 商工振興費において、特定財源の中の国の地方創生臨時交付金330万円減額をして、商工企画費のほうへ330万円計上したことにつきましては、こちらについては、これまでコロナ対策として地方創生臨時交付金を活用して様々な事業に取り組んできております。

その中で、実績の中で不用額ではないんですけれども、実施に当たって使わなかった金額について、財源を商工企画費のほうへ付け替えさせていただくというものでございまして、こちらの330万円につきましては、テクノセンターの試験検査室の空調整備ということで、試験検査室の密を避けるために試験機器を分散させるため空調の環境整備をするというものでございます。

商工企画費の一般財源220万円でございますけれども、こちらにつきましては、テクノセンターの大研修室の音響が不具合がございまして、早急に手を打たなければいけないということの中で、こちらにつきましてはコロナ対策ではございませんので、一般財源のほうで対応をさせていただくというものでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） ほとんど質問されましたが、ちょっと内容的にちょっとお尋ねしたいんですけれども、説明のほうで商工振興費5ページ、ここで小規模事業者の持続化支援金、これについての件数、それから18043の継続緊急支援金、これはどのぐらいの事業者を見ているのか、お尋ねします。

商工農林課長（竹内君） 5ページの款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の小規模事業者等持続化支援金の関係でございますけれども、こちらにつきましては50件で1千万円の実績でございます。

続きまして、飲食事業者等事業継続緊急支援金の関係につきましては、50件で1千万円を想定しているところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

8番（玉川君） 先ほどの、5ページの衛生費の、款4衛生費のところのコールセンターの件なんですが、期限についてはご説明ありました。コールセンターというのは業者さんをお願いするのか、それとも庁舎内に新たに設けて専門のスタッフを用意してやっていただくのか、ちょっと説明をお願いいたします。

保健センター所長（竹内さん） コールセンターにつきましては、業者のほうに委託をさせていただきまして、予約の受付を行っていただくということで業者に一括で委託を考えております。

コールセンターの場所ですけれども、業者のほうで用意した場所ということになりまして、庁舎内ではございません。

議長（西沢さん） ほかに。

8番（玉川君） 業者の選定については、これからということによろしいんですね。

保健センター所長（竹内さん） 業者の選定につきましては、これから選定を行う予定であります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第3号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第6「議案第1号 坂城町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第7「議案第2号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第8「議案第3号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第9「議案第4号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第10「議案第5号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第11「議案第6号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第12「議案第7号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第13「議案第8号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第14「議案第9号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第15「議案第10号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第16「議案第11号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第17「議案第12号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第18「議案第13号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第19「議案第14号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（西沢さん） 日程第20「議案第15号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とし、議決の運びまでいたします。

地方自治法第117条の規定により、7番 栗田 隆君の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時22分～再開 午前11時23分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第15号「坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、議案第2号から議案第14号までと同じく、栗田 隆氏を農業委員に任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましても同様に、現農業委員の任期が満了する日の翌日、令和3年5月18日からの3年間であります。

栗田 隆氏は、豊富な経験と知識を有され、中立の立場で公正な判断ができ、また、地域の人

望に厚いことから、農業委員としての職務を行うのに適任者であります。ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第20「議案第15号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」
ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時25分～再開 午前11時26分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

議長（西沢さん） 日程第21「議案第16号 長野広域連合規約の変更について」から、日程第38「議案第33号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの18件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第16号から33号まで続けてご説明申し上げます。

まず、議案第16号「長野広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、長野広域連合が運営する老人ホーム松寿荘に併設されている「若槻デイサービスセンター」について、広域連合による管理運営に関する事務を令和3年3月31日をもって廃止すること、また、同じく広域連合が運営する「特別養護老人ホーム須坂荘」を令和3年4月1日付で社会福祉法人に移管すること等に伴い、長野広域連合規約の一部を変更するものであります。

変更する主な内容は、広域連合の処理する事務、広域計画の項目及びデイサービスセンターの管理及び運営に関する経費の負担割合の規定から、若槻デイサービスセンターを削除するとともに、特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する経費の関係市町村負担割合の規定から須坂荘を削除し、併せて所要の条文整備を行うものであります。

次に、議案第17号「長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」ご説明申し上げます。

本案は、長野広域連合が運営する「特別養護老人ホーム須坂荘」を令和3年4月1日付で社会福祉法人に移管することに伴い、須坂荘の建物、備品等を移管先法人へ譲渡するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第18号「長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を

変更する連携協約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、町と長野市が締結した平成28年3月29日付「長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約」の一部を変更する連携協約を締結することについて、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

変更する主な内容は、別表（第3条関係）に新たな連携事業として「先端技術の利活用等による効率的な都市機能の推進など、高次の都市機能の集積強化を図る取組」、「ICT基盤の整備など、ICTの効果的な利活用を推進する取組」及び「圏域全体の課題解決に向けた調査・研究など、圏域マネジメント能力の強化を図る取組」を加えるものであります。

次に、議案第19号「坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法が改正され、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営が拡大されたことなどに伴い、候補者の選挙運動用ビラやポスター等の作成費用などについて、町が一定の範囲内において負担することとするものであります。

主な内容としましては、町議会議員選挙及び町長選挙において、候補者が利用する選挙運動用自動車に係る公費負担額等を定めるとともに、選挙運動用のビラやポスターの作成費用に関しても公費負担の対象とし、その負担額等を定めるものであります。

次に、議案第20号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、これらの基準を基に定めることとされている、「坂城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」など、関連条例について、一括して改正するものであります。

主な改正内容としましては、町指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を講じること、また、感染症や災害が発生した際の感染症対策や業務継続に向けた取り組みの強化について、新たな基準を設けるとともに、感染防止や多職種連携を促進するために、テレビ電話などICTを活用しての会議等の実施を認めるなど、サービス事業の運営に関する基準等について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号「坂城町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、町内における工場の立地について、周辺との環境の保全を図りつつ、工業用地の有効活用と生産性の向上を促進するため、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、同法の規定により公表された準則に代えて、適用すべき緑地面積率等に係る地域準則を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第22号「坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町公共施設個別施設計画に基づき整備を予定している、保健センター及び老人福祉センターを複合化した新施設の建設において、新たに保健福祉等複合施設整備基金を設置して資金需要に備えることで、建設事業を円滑に進めるため、本条例を改正するものであります。

改正の内容としましては、別表に保健福祉等複合施設の施設整備を図ることを目的に、施設の整備に要する費用の財源に充てるため、坂城町保健福祉等複合施設整備基金を追加するものであります。

次に、議案第23号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和3年度国民健康保険事業費納付金等が県から示され、その納付金額を賄うため税率を改正するもので、2月4日に開催した国民健康保険運営協議会においてご審議を賜り、答申いただいたところであります。

主な改正の内容としましては、医療給付費分の税率について、所得割6.5%を6.7%に、資産割8%を4.5%に、均等割2万600円を2万1千円に、平等割2万600円を2万1,100円に改めるものであります。

また、後期高齢者支援金分の税率について、所得割2.3%を2.55%に、資産割1.7%を0.5%に、均等割8千円を8,400円に、平等割8千円を8,500円に改めるものであります。

介護納付金分の税率につきましては、資産割1.5%を1%に改めるものであります。

あわせて、所得額が一定の基準以下の世帯に対して行う均等割、平等割を減額する額についても改めるものであります。

次に、議案第24号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和3年度から5年度にかけての第8期介護保険事業計画において見込まれる保険給付及び地域支援事業などを実施するため、介護保険料の見直しを行うもので、基準額としている第5段階の保険料を月額5,100円から5千円に、年額では6万1,200円を6万円とし、これを基準として所得段階ごとの乗率に応じた保険料となるよう、所要の改正を行うものであります。

団塊の世代が75歳となり、高齢化の進展で介護需要が見込まれる中、保険料の見直しにあたりましては、被保険者の負担に十分配慮し、介護保険支払準備基金を活用することで保険料額の引下げを実施することとしたところであります。

次に、議案第25号「坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

す。

本案は、びんぐしの里公園内にある屋内ゲートボール場「すぱーく坂城」について、現在の4時間単位の貸出しを1時間単位とし、利用者の利便性の向上を図るため、本条例の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号「坂城町第6次長期総合計画基本構想について」ご説明申し上げます。

平成23年度にスタートした第5次長期総合計画の最終年度を迎え、新たに第6次長期総合計画を策定するものであります。

第6次計画は、町の将来像を「輝く未来を奏でるまち」と定め、豊かな自然と調和し、災害に強く、潤いのある快適な環境を基盤として、笑顔あふれ、誰もがいきいきと輝くことができる社会の実現と「ものづくりのまち」のさらなる発展を目指し、活力あふれるまちを次世代へとつなぐとするものであります。

次に、議案第27号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、2件の町道路線の認定に係るもので、今年度下水道事業により、南条新地地区の町道0345線に接道する私道を寄附受納したことに伴い、新たに町道0345-3号線として認定するものであります。

また、南条新地地区の町道0347号線に接道する路線を、新たに町道0347-2号線として認定するものであります。

議案第28号「町道路線の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、認定路線の終点の変更に係るもので、四ツ屋地区の未認定道を町道0077号へ組み入れ、終点を延長するものであります。

続きまして、議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

新年度の予算編成にあたりましては、令和3年度から新たにスタートする「坂城町第6次長期総合計画」を町政運営の基軸と据えつつ、町税等の一般財源の減収が見込まれる中ではありますが、第2期となる「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標と共通テーマである「SDGsの達成」、「デジタル変革への取り組み」に沿った事業に重点を置き、併せて急務である新型コロナウイルスワクチン接種の対応を加えて、特定財源を最大限活用する中での予算編成を心がけてまいりました。

令和3年度坂城町一般会計の歳入歳出予算の総額は、66億7千万円で、前年度との比較ではプラス4.4%、2億8千万円の増額となっております。

はじめに、歳入につきましては、自主財源の根幹である町税収入のうち町民税について、新型コロナウイルス感染症の流行による経済の停滞の影響等により、個人及び法人の所得の減収が見込まれることから、個人町民税は前年度対比マイナス1.4%、1千万円の減額、法人町民税はマイナス26.3%、8,800万円の減額、固定資産税につきましては、評価替えによる近年

の土地価格の下落の反映に加え、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、売上高が一定割合減少となった事業所の家屋及び償却資産に係る固定資産税が、申請により軽減されることからマイナス9.2%、1億1,800万円の減額とし、町税全体ではマイナス9.0%、約2億2,600万円の減額となる22億9,419万3千円を計上しております。

なお、先ほどの固定資産税の軽減制度による減収分につきましては、国から補填されることから、地方特例交付金にて9,300万円を見込んでいただいております。

次に、地方交付税につきましては、国の総額が前年度対比5.1%の増であることや、地方交付税の算定に用いられる基準財政収入額が、町税の減収により減額算定となり、交付額は増加が見込まれることなどから前年度対比プラス9.1%、7千万円の増額となる8億4千万円を計上いたしました。

また、普通交付税の振替措置として発行される臨時財政対策債につきましては、3千万円の増額を見込み、地方交付税と合わせた実質では10億4千万円を計上したところであります。

分担金及び負担金につきましては、葛尾組合ごみ焼却施設稼働延長に伴う長野広域連合負担金について、令和3年10月からのB焼却施設稼働開始により減額となっていることなどから、前年度対比マイナス32.6%、約3,400万円の減額となる7,096万1千円を計上しております。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス予防接種に要する費用、またA09号線道路改良事業や橋梁修繕事業などの社会資本整備総合交付金などの増額により、前年度対比プラス21.6%、1億2,421万円の増額となる6億9,868万5千円を計上いたしました。

寄附金は、ふるさと納税の令和2年度実績等を踏まえ、2千万円の増額、また、繰入金は、長野広域連合へのごみ処理施設建設に係る広域行政事業基金からの繰入金やふるさとまちづくり基金、文教施設整備基金、減債基金、財政調整基金からの繰入金など、全体で7億4,805万1千円を計上したところであります。

また、子育て支援の拡充として、保育園に通う町内在住の3歳以上児全員の副食費を無料としたことにより、諸収入の保育園給食実費納入金について、前年度から615万6千円の減額としております。

町債につきましては、坂城小学校へのスマートエネルギー設備導入事業などに係る緊急防災・減災事業債や小中学校空調設備整備事業の学校教育施設等整備事業債などの増額により、総額で4億7,190万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。性質別で前年度と比較しますと投資的経費につきましては、新工業団地造成に合わせて進めております町道A09号線道路改良事業や、小中学校特別教室等への空調設備設置事業等により、前年度から約2億2,900万円増額の7億7,495万4千円となっております。

また、義務的経費につきましては、障がい者へのサービス給付費や児童手当、福祉医療などの扶助費については1.5%増の6億9,522万6千円、人件費は0.4%減の13億6,930万9千円、公債費は7.5%減の5億8,108万4千円、義務的経費全体では、前年度から約4,200万円減額の26億4,561万9千円となりました。

また、その他経費につきましては、新型コロナウイルス予防接種事業に係る委託料やGIGAスクール構想推進事業の情報通信機器保守料の新規予算計上、また、中小企業対策事業の保証料補給金の増額等により、前年度から約9,300万円増額の32億4,942万7千円でありませ

す。
続いて、令和3年度からスタートする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における3つの重点プロジェクトに基づく事業展開といたしまして、まず初めに、「環境に優しく災害に強い町づくりをめざすスマートタウンプロジェクト」では、令和2年度に実施した村上小学校への蓄電池設置に続き、令和3年度は坂城小学校へ太陽光パネル及び蓄電池設置事業として7,850万円を計上し、災害等により電力の供給が停止した場合においても、安定的な電力の確保と再生可能エネルギーの効率的な活用を推進してまいります。

次に、「新たな工業団地の造成を核とした雇用の創出プロジェクト」では、坂城町土地開発公社において進めております工業団地造成事業等に合わせ実施する町道A09号線道路改良事業として1億8,330万1千円、また、さかきテクノセンターへの補助金について、新たに金属3Dプリンターの設置費用として760万円を増額し、当町の基幹産業である工業振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、「子育て・教育・福祉のオールインワンプロジェクト」の子ども達への支援といたしまして、今年度から進めてきたGIGAスクール構想推進事業について、令和3年度においては、情報通信機器等の保守料など2,452万7千円を計上し、児童生徒1人1台のタブレット端末を活用した学習等を進めてまいります。

続いて、新型コロナウイルス関連事業では、新型コロナウイルス予防接種事業として、ワクチン接種委託料や予約受付等のコールセンター委託料など9,403万6千円、令和2年度からの継続事業である中小企業対策事業として利子補給金700万円、新生児応援臨時特別給付金給付事業として給付金120万円を予算計上いたしました。

そのほか主なものを申し上げますと、子ども達の学習環境を整えるとともに、災害時の避難所としての利活用を図るため小中学校特別教室への空調設備設置事業に1億9,400万円、谷川跨線橋及び昭和橋などの橋梁修繕1億4,450万円、消防ポンプ車更新費用3千万円、また、中小企業振興資金等の借入れに係る保証料補給事業について、昨今の経済状況を踏まえ1,230万円増額し、1,530万円といたしました。

以上、令和3年度一般会計当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては

ては、後ほど担当課長から説明いたします。

続きまして、議案第30号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、長野県が財政運営の責任主体となり、町では、県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みとなっております。

本予算案は、保険税収入を主な原資として県へ納める事業費納付金及び、県からの交付金を原資に支払う医療費に対する保険給付費等を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,121万2千円とするもので、前年対比5,191万4千円、3.6%の増であります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税2億8,633万円、県支出金11億1,444万8千円、繰入金8,956万2千円等であります。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費10億9,950万7千円、国保事業費納付金3億6,004万円等であります。

続きまして、議案第31号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、居住地域の整備がおおむね完了を迎えるため、今後は、町内の未整備地区の整備を進めてまいります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億4,887万7千円とするもので、前年対比2億8,298万9千円、25%の減であります。

歳入の主な内容としましては、下水道受益者負担金5,110万円、下水道使用料1億7,010万円、管渠工事に係る国庫補助金7,500万円、一般会計からの繰入金2億9,200万円、町公共下水道及び千曲川流域下水道事業に係る下水道事業債2億3,560万円等であります。

一方、歳出の主な内容につきましては、下水道全般に係る一般管理費1,089万3千円、下水道の維持管理に係る施設管理費9,918万7千円、公共下水道の整備事業費3億3,529万4千円、流域下水道の整備事業費1,500万円、事業の元利償還に係る公債費3億8,850万1千円等であります。

次に、議案第32号「令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険は、3年を1期として策定する事業計画に基づき事業運営を行っており、令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度にあたります。本予算案は、この事業計画に基づく保険給付と地域支援事業を実施するため計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,093万7千円とするもので、前年対比5,615万4千円、3.8%の減であります。

歳入の主な内容としましては、介護保険料3億1,110万円、国庫支出金3億2,844万7千円、支払基金交付金3億7,253万4千円等であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費13億4,238万円、地域支援事業費5,855万4千円等であります。

最後に、議案第33号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定程度の障がいがある65歳から74歳までの希望者が加入する医療保険制度であります。

市町村では、被保険者の皆様から保険料を徴収し、制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものであります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,641万5千円で、前年対比668万9千円、2.9%の増であります。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料1億9,069万1千円、繰入金4,559万8千円等であり、歳出の主な内容につきましては、総務費114万9千円、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,514万4千円等であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 説明の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時02分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長（細田さん） 令和3年度坂城町一般会計予算につきまして、初めに歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから5ページ、飛びまして9ページ第2表、10ページ第3表と附属の当初予算資料1ページから2ページの内訳表により、款別にご説明申し上げます。

予算書、2ページの第1表、歳入歳出予算と附属の当初予算資料2ページをご覧ください。

初めに、款1の町税についてでございます。

町税全体につきましては、令和2年度対比マイナス9.0%、2億2,599万5千円減額となる22億9,419万3千円を計上いたしております。

項ごとに申し上げますと、町民税については、個人分、法人分ともに新型コロナウイルス感染症の影響により所得の減少が見込まれること等から、個人分で1千万円、法人分で8,800万円の減額。

固定資産税につきましては、土地の評価替えでの税額の減収や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等による事業所用家屋及び償却資産の軽減分などを見込み、1億1,799万5千円の減額、また、前年度実績から軽自動車税では200万円の増額、町たばこ税は1千万円の減、入湯税は200万円の減額といたしました。

続きまして、款2地方譲与税でございますが、前年度実績や国の予算要求額等を考慮しまして、地方譲与税全体で前年度対比マイナス6.8%、407万6千円減額の5,552万4千円を計上いたしております。

次に、款3利子割交付金は、前年度対比マイナス8.0%の156万4千円、款4配当割交付金はプラス7.5%の688万3千円、款5株式等譲渡所得割交付金はマイナス4.7%の505万円、款6法人事業税交付金はマイナス3.5%の5,500万円としておりますが、いずれも2年度の金融状況や交付実績、また県における交付見込額等を踏まえての計上でございます。

款7地方消費税交付金につきましては、2年度実績を考慮等する中でプラス5.3%の3億円を計上し、3ページに移りまして、款8環境性能割交付金につきましても2年度の交付実績等から前年度同額の200万円を計上いたしました。

続いて、款9地方特例交付金は、全体で前年度から9,500万円増の1億300万円と大幅な増額となっておりますが、これは自動車税環境性能割の臨時的軽減措置に対する減収補填分等として200万円、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等による事業所用家屋及び償却資産の固定資産税軽減措置による減収補填分として9,300万円を増額計上したことによるものでございます。

次に、款10の地方交付税でございます。国の総額は約1兆7,385億円で、前年度対比5.1%増の見通しとなっております。また、当町においては町税の減収が見込まれることから、普通交付税において6千万円の増額、特別交付税においては交付実績等から1千万円の増額を見込み、地方交付税全体では前年度対比プラス9.1%、8億4千万円を計上しております。

また、普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債につきましては、国の発行総額がプラス74.5%となっていることから、3千万円増額し2億円を見込み、これを合わせた実質的な交付税額は10億4千万円という状況でございます。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ、前年度と同額の200万円を計上いたしました。

款12分担金及び負担金につきましては、長野広域連合からの葛尾組合ごみ焼却施設稼働延長による負担金が、令和3年度においてはB焼却施設稼働開始により前年度と比較し減額となることなどから、前年度対比マイナス32.6%、3,432万6千円減額の7,096万1千円といたしております。

款13 使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍、住民基本台帳などの証明関係や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料などで、前年度の実績等を考慮いたしまして、前年度から40万5千円減額の7,047万5千円でございます。

続いて、款14 国庫支出金につきましては、主なものとして、障がい者の自立支援給付や児童手当などに係る民生費の負担金、道路改良及び橋梁修繕事業などに係る土木費の補助金などで、令和3年度においては新たに新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する費用を追加したこと、また、町道A09号線道路改良事業などの社会資本整備総合交付金の増額等により、国庫支出金全体で前年度対比プラス21.6%、1億2,421万円増額の6億9,868万5千円を計上いたしております。

次に、3ページから4ページにかけての款15 県支出金につきましては、主なものとして民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業に係る補助金、県民税徴収委託金などのほか、令和3年度に執行が予定されている参議院議員及び衆議院議員選挙委託金の追加等により、県支出金全体で前年度対比プラス6.1%、3億5,228万6千円となっております。

款16 財産収入につきましては、普通財産の貸付料や基金積立金利子等で905万2千円、款17 寄附金はふるさと納税事業によるふるさと寄附金の実績などを踏まえ、前年度に対し2千万円を増額し、1億1千円を見込んだところであります。

次に、款18 繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金からの事業に必要な財源について繰り入れたものなどで、主なものとしては、長野広域連合へのごみ処理施設建設事業負担金への広域行政事業基金の繰入れや、小中学校空調設備整備事業など学校施設改修に要する費用への文教施設整備基金の繰入れ、また、ふるさとまちづくり基金、財政調整基金などからの繰入れにより、繰入金全体では前年度から1億1,315万7千円増額となる7億4,805万1千円を計上しております。

なお、財政調整基金につきましては、3年度当初予算に3億6,729万6千円を繰り入れ、繰入れ後の基金残高は18億8,500万円ほどとなる見込みでございます。

1つ飛びまして、款20の諸収入につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なもので、保育園副食費についても計上されておりましたが、令和3年度から無料としたこと等により、項5 雑入における保育園給食実費納入金について、前年度から615万6千円の減額、諸収入全体では前年度から576万9千円減額の4億7,337万5千円の計上となっております。

次に、款21 町債につきましては、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債1億2,490万円、災害等避難所の非常用電源としての太陽光パネル蓄電池設置事業などに係る緊急防災・減災事業債1億660万円、臨時財政対策債2億円などを見込みまして、町債全体では前年度から1億470万円増額の4億7,190万円を計上しております。

なお、3年度末の町債残高は63億8千万円ほどになる見込みであります。

ページ飛びまして、9ページの第2表債務負担行為につきましては、令和6基準年度固定資産土地評価替関連業務委託及び土地開発公社借入金に対する債務保証について、その期間と限度額を定めたものでございます。

また、10ページ、第3表地方債につきましては、款21町債の内容に関するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

以上、歳入予算の総額は66億7千万円で、前年度と比較いたしましてプラス4.4%、金額で2億8千万円の増額予算でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（柳澤君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

説明書27ページから32ページでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員と会計年度任用職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金等を計上いたしてございます。

続きまして、30ページ、職員研修事業では、人材育成の研修、接遇研修などを行い、住民サービスの向上に努めてまいります。

31ページにかけての職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

同じく、31ページの目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、庁舎等で使用しているコピー機7台などの賃借料等でございます。

31ページから32ページにかけての目3財政管理費、財政一般経費のうち、印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては、町全体の経費を計上しております。

会計管理者（池上君） 32ページ、目4会計管理費でございますが、節10需要費のうち消耗品につきましては、役場全体で使用する事務用品の購入費、印刷製本につきましては、決算書や封筒などの印刷費用、節11役務費につきましては、公金収納及び指定金融機関の八十二銀行派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、32ページの目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に要する経費のほか、見直しの時期を迎える公共施設等総合管理計画の改定に係る経費を計上しております。

続いて、33ページにかけての目6企画費、企画政策推進経費につきましては、長野広域連合、上田地域広域連合の総務管理に係る経費のほか、町の人口減少の抑制と定住人口の増加を図るための移住定住補助金や移住希望者が当町での暮らしを体験できる事業など、移住交流を促進する

取り組みに要する経費を計上いたしました。

また、高校生のタイ国研修に係る経費もこちらに計上いたしております。

続いて、34ページにかけての温泉管理事業でございますが、温泉施設の維持補修工事経費、町民の入館割引や障がい者割引、町消防団員割引に係る町負担金、びんぐし湯さん館施設整備等の基金積立てなどに加えて、令和4年度の20周年リニューアル工事に向けた設計に要する経費を計上いたしております。

35ページにかけてのまちづくり推進事業につきましては、行政協力員の謝礼と広報紙等の配布などに係る行政事務委託の経費のほか、全区を対象に自治会活動保険に加入する経費、自治区などの自主的な取り組みを支援する地域づくり活動支援事業補助金などを計上しております。

また、信州さかきふるさと寄附金について、ふるさとまちづくり基金に積立てを行います。

続いて、国際交流事業につきましては、諸外国との民間交流を進めている町国際交流協会への補助に加えまして、今年度、コロナウイルスの影響により実施できなかったポーランドの自治体、ツェレスティヌフを訪問する経費などについて計上しております。

続いて、スマートタウン構想事業では、町のスマート化に向けた調査経費などのほか、住宅用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備導入補助事業に要する経費を計上いたしております。

続いて、36ページにかけてのふるさと納税事業につきましては、返礼品に要する経費や、全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図る委託経費のほか、ふるさと納税に係る経費の計上でございます。

目7広報公聴費、広報公聴一般経費につきましては、行政情報のシステムの運用管理に要する経費で、主なものは、サーバー等インターネット関連機器の保守料とリース料、インターネットサービス等の使用料となっております。

続きまして、広報発行事業につきましては、広報さかき発行に要する経費で、印刷製本費が主なものでございます。

37ページにかけての電子自治体事業では、行政間の専用回線である市町村行政ネットワークLGWANに接続し、国、地方公共団体間での電子文書の交換、電子メール等を行うための経費を計上しております。

次に、38ページ、目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務、税業務などの基幹業務システム等に要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料等でございます。

総務課長（柳澤君） 続きまして、37ページから38ページにかけての目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金などや庁舎設備の保守点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（関君） 38ページから39ページにかけての目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光灯等の消耗品、電気料、新設・修繕の工事請負費と更埴防犯協会連合会への負担金、町防犯協会等への補助金でございます。

続いて、39ページから40ページにかけての目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報酬、新入学児童用ヘルメット等の消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託が主なものでございます。

同じく40ページ、目13消費生活費でございますが、消費生活展の開催に係る経費、町消費者の会への補助金、特殊詐欺防止装置取付費補助が主な内容でございます。

企画政策課長（臼井君） 続いて40ページ、目14男女共同参画推進費につきましては、女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講師謝金、関係団体への補助が主なものでございます。

収納対策推進幹（長崎さん） 41ページから42ページにかけて、款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、税務一般経費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費などの経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構への負担金でございます。

続きまして、43ページにかけて、目2賦課徴収費、賦課徴収一般経費は、町税に係る申告書及び納税通知書等の印刷製本費、住民税申告書及び町税の納税通知書等の送付に係る通信運搬費、住民税、固定資産税等の課税に係る電算委託費と固定資産評価基礎資料整備に係る委託費等でございます。

住民環境課長（関君） 43ページから44ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届出及び証明に係る用紙等の消耗品費、印刷製本費、戸籍住民基本台帳に係る電算委託、保守点検料、システム使用料、マイナンバーカードの作成、発送業務に係る地方公共団体情報システム機構への交付金が主なものでございます。

総務課長（柳澤君） 続きまして、44ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

45ページの目3参議院議員選挙費は、4月25日に執行となります参議院長野県選出議員補欠選挙に要する経費、46ページにかけての目8衆議院議員選挙費は、10月21日に任期満了となります衆議院議員選挙に係る経費でございます。

企画政策課長（臼井君） 続いて、47ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費は、統計全般に係る経費の計上でございます。

続いて、目2委託統計調査費につきましては、学校基本調査と経済センサス、2つの指定統計調査に要する経費を計上しております。

総務課長（柳澤君） 47ページから48ページにかけての項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。

48ページから50ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか生活困窮者等自立相談支援事業の委託経費、福祉委員協議会への補助金や民生委員の活動費交付金など、福祉関係団体等への補助金、負担金を計上してございます。

社会福祉協議会補助事業では、社協の円滑な運営を支援する社会福祉協議会補助金のほか、結婚相談、心配事相談に係る補助金を計上してございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定繰出金など、国保特別会計への繰出金を計上しております。

住民環境課長（関君） 50ページ、目2国民年金事務費でございますが、国民年金の資格取得、喪失申請や免除申請、住所変更、氏名変更等に係る事務経費で主なものは、新成人への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載でございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、目3老人福祉費でございますが、50ページから51ページにかけての老人福祉一般経費は、福祉バスのリース料のほか、長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等に対する負担金、補助金を計上しております。

老人福祉町単事業は、高齢祝賀行事への補助、敬老祝い金などの経費を計上しております。

高齢者生活支援事業は、外出に車椅子を必要とする方などの医療機関等への送迎に関する外出支援サービスに係る経費が主なものでございます。

52ページの介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。

後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への事務費、給付費に係る負担金、特別会計への繰出金などがございます。

介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

次に、目4、心身障害者福祉費でございます。53ページの心身障害者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等事業への補助金などを計上いたしました。

なお、障害福祉サービス事業立上補助金は、昨年6月に開設された放課後等デイサービス事業所を支援するため、令和2年度及び3年度に補助金を交付するものでございます。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、重度障がい者を在宅で介護する方への慰労金を計上いたしております。

福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

54ページにかけての心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい者施設な

どへの通所費の補助、そのほか、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などを計上しております。

福祉医療給付事業では、福祉医療費給付全体に係る審査等委託費のほか、重度障がい者への福祉医療費、福祉医療受給者の医療費窓口負担の軽減を図る福祉医療費サポート資金貸付金を計上いたしました。

54ページから55ページにかけての自立支援給付一般事業費は、法定の障害福祉サービス給付に係る審査手数料と事務的な経費でございます。

介護訓練等給付事業費は、法定の障害福祉サービスとして、居宅介護や生活介護などの介護給付、就労移行支援や就労継続支援などの訓練給付といったサービスを提供するための経費と、所得の低い方の施設入所における光熱水費などを助成する特定障がい者特別給付費などが主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障害の除去や軽減を図るために対象となる手術等を受けた場合の自己負担に係る医療費の給付を行う更生医療、育成医療等に係る経費でございます。

補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給、修理に係る経費を計上しております。

55ページから56ページにかけての地域生活支援事業費は、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、相談員の委託のほか、訪問入浴サービスや成年後見支援センター事業、地域活動支援センター等の委託費用、また、日中一時支援サービスや日常生活用具の支給などに要する経費を計上してございます。

企画政策課長（臼井君） 57ページの目5人権同和推進費でございます。

人権同和推進一般経費につきましては、主なものは、節12では同和対策集会所の管理委託、節18では、人権擁護委員会負担金、そのほか、協議会等への補助金、犯罪被害者等見舞金などを計上しております。

次に、59ページにかけての目6隣保館運営費ですが、職員の人件費と隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、地域交流事業などに要する経費を計上してございます。

福祉健康課長（伊達君） 59ページの目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございます。60ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料など、地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。

住宅整備事業は、要介護認定3以上の高齢者及び重度障がい者が日常使用する居間や浴室等を

改修する経費の一部を補助するものでございます。

高齢者在宅生活支援事業は、要介護認定には至らないものの在宅生活に支援が必要な高齢者へのミニデイの実施や、高齢者に係る成年後見支援センターの運営に係る委託経費を計上しております。

61ページにかけての家族介護支援事業では、介護慰労金のほか寝具洗濯や訪問理美容サービスの委託費、また、おむつなどの介護用品購入費の補助などを計上しております。

緊急通報体制整備事業は、独り暮らし高齢者の安全、安心に資するため、訪問員の報酬やあんしん電話、水道メーターを活用した見守り事業に係る委託料や使用料、賃借料等を計上しております。令和3年度につきましては、老朽化しているあんしん電話について、新たに緊急通報システム設置委託料、緊急通報システム使用料を計上し、システムの更新を図ってまいりたいと考えております。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。

62ページの児童手当は、中学生までの子どもを養育している保護者等に支給する児童手当を計上しております。

子ども医療給付事業では、18歳までの入院・通院に係る医療費自己負担分の助成経費を、また、出産祝金事業は、少子化対策の一環として、お子さんの生まれた親御さんに対し、町の商品券を支給するものでございます。

障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費などを計上しております。

63ページにかけての新生児応援臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルスの影響に鑑みて、昨年実施された国の特別定額給付金の対象にならなかった令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生したお子さんに対して、10万円を給付する事業で、出生から14日間が出生届出期間であることに鑑み、4月の届出分に対応するための給付費について計上したものでございます。

次に、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭のお子さんの小中学校への入学時と、中学・高校卒業時の激励祝金など、また、母子・父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭に係る福祉医療費でございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、63ページから65ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費をはじめ、3園分の賄い材料費、給食調理業務委託等の経常的経費のほか、他市町村への広域入所に係る負担金を計上しております。

続きまして、65ページから69ページにかけましての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に関わる経費でございます。主なものは、需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料、使用料及び賃借料では厨房機器

のリース料などがございます。

70ページにかけての目8児童館運営費では、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の
人件費、その他経常的な経費が主なものでございます。

目9放課後児童館健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費が主なものでございます。

71ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、人件費をはじめ子育て支援セン
ターの運営に関わる経常的な経費を計上しており、子育てに関する悩みなどに広く対応できるよう、
臨床心理士や家庭児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、72ページ、項3災害救助費、目1災害救助費では、災害
等による見舞金及び炊き出しに係る食糧費を計上しております。

保健センター所長（竹内さん） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費
でございます。

72ページから73ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主な
ものでございます。

74ページにかけての精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビ
リ教室、こころの健康相談の開催に係る経費を計上してございます。

次に、目2予防費でございますが、74ページの予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地
域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金が主なものでございます。

75ページにかけての結核関係一般経費は、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を
実施するための経費でございます。

76ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診及び不妊・不育症治療費の助成に係る経
費や、妊産婦健診、産後ケア事業による医療機関等へ支払う委託料等の経費が主なものでござい
ます。

同じく76ページの予防接種事業は、法定の予防接種を実施するための経費や子どものインフ
ルエンザ予防接種費用の助成に係る経費、また、一定の年齢要件に該当する男性に対して行う風
疹抗体検査と、検査結果が陰性の方への予防接種費用に係る経費等でございます。

77ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、16歳以上の町民に新型コロナウ
イルスワクチン接種を実施するための経費を計上してございます。

続きまして、目4健康増進事業でございますが、78ページにかけての健康推進事業は、令和
3年度末の年齢が19歳から39歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委
託料が主なものでございます。

79ページにかけての後期高齢者健康増進事業は、後期高齢者の健康診査や人間ドックの委託
料が主なものでございます。

また、新たに要介護認定者の増加を抑制するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体化を実

施するための人件費等の経費を計上してございます。

食育・健康づくり推進事業は、各年代に沿った食育や健康づくりのための教室の開催をするための経費でございます。

目5の保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（関君） 80ページの日6環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費は、環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭雑排水浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の委託、自治区環境整備補助事業は、各自治区において毎年6月の環境保護月間に合わせて実施していただいている環境浄化事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は、シルバー人材センターへの不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託料、狂犬病予防事業は、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料、犬の登録台帳の管理に伴う負担金が主なものでございます。

81ページにかけての日8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費は、空き家対策に係る協議会委員の報酬、主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託等でございます。

建設課長（大井君） 81ページの日10合併処理浄化槽設置費の主なものは、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽設置に係る補助金でございます。

住民環境課長（関君） 82ページにかけての項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費は、ごみの出し方パンフレットや各世帯へ配布するごみ分別収集計画表の印刷、各自治区を通じてのごみ指定袋のあっせんに伴う自治区への手数料、ごみ減量化推進委員会への補助が主なものでございます。

ごみ危険物収集所整備補助事業は、各区において可燃、不燃のごみ収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費は消耗品費で、可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理委託、長野広域連合負担金、葛尾組合負担金が主なものでございます。

資源物回収奨励事業は、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金でございます。

ごみ減量化容器設置補助事業は、個人が生ごみ処理機を購入した際に、購入費の一部を補助するものでございます。

続きまして、83ページ、目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合の経常的負担金と、し尿投入量に応じた負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、83ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明申し上げます。

83ページから84ページにかけての労政一般経費では、職員の人件費及び長野地域若者就職促進協議会により実施する合同就職説明会や、テクノハート坂城協同組合への補助金などを計上いたしております。

続きまして、移住定住就職支援事業では、定住促進委託としてテクノハート坂城協同組合への社会人交流会開催に係る委託料、また町内企業が大学等に出向いての企業説明会実施に係る経費を計上しております。

85ページにかけての勤労者福祉対策事業では、中小企業退職金共済の掛金や一般財団法人更埴地域勤労者共済会への補助金、また勤労者生活資金貸付預託金などを計上しております。

85ページの勤労者総合福祉センター管理一般経費は、同センターの施設管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に委託するための経費でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、86ページにかけての農業委員会一般経費は職員及び農業委員等の人件費並びに農業委員会の視察研修に係る経費が主なものでございます。

農業者年金業務では、農業者年金の加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

87ページにかけての目2農業総務費、農業総務一般経費は職員の人件費でございます。

88ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、節18において、営農条件の厳しい地域を支援する中山間地域直接支払事業や、若手農業者などを支援する農業次世代人材投資資金、また、ワイン用ぶどうの苗木などの購入を補助するワインぶどう産地化補助金、新規就農者の家賃や農業機械の購入等を助成する新規就農者支援補助金など、農業振興に係る各種補助金が主なものでございます。

続きまして、地域営農推進事業では、農業支援センターへ貸出し用の農機具保管庫等の管理委託料やアグリサポート事業、また農産物直売所への補助金のほか、直売所に併設する公衆用トイレの洋式化への改修に係る工事費を計上いたしました。

89ページの需給調整推進対策事業では、米の需給調整を行うため、転作推進補助金などを計上いたしております。

続きまして、農振地域整備促進事業では、農業振興地域の除外等を審議する協議会を開催した際の委員報酬、農地銀行活動促進事業では、ファミリー農園の農地借上料、農産物加工施設管理費では、農産物加工施設の光熱水費が主なものでございます。

90ページにかけてのさかきブランド推進事業では、ねずこんのホームページの管理委託や、地域資源を活用した新商品の開発等を支援するさかきブランドづくり事業補助金などを計上しております。

続きまして、さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ応援いただくための取り組みを行うものでございます。内容は、千曲

川ワインバレー特区連絡協議会の負担金、ワイン文化推進のためのセミナー開催やプロモーション活動に対する補助金交付などがございます。

91ページにかけての有害鳥獣対策事業では、鳥獣被害対策実施隊や地域と猟友会が連携して実施する集落捕獲隊の報酬のほか、有害鳥獣の駆除に係る委託料、地域で実施する有害獣侵入防止柵設置に係る資材費、また電気柵など予防設備設置に対する補助金などを計上いたしました。

次に、91ページのみ5農地費、農地一般経費の主なものは、節18において計上いたしました六ヶ郷用水組合や埴科郡土地改良区への負担金のほか、土地改良事業の償還負担金などがございます。

92ページにかけての農道等基盤整備町単事業は、農道や農業用水路等の土地改良施設の整備、維持に係る経費で、町単補助事業では、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する原材料費及び補助金を計上いたしました。

続きまして、多面的機能支払交付金事業では、農業者が共同して取り組む農地、水路、農道等の維持や機能回復を図る活動を支援するため、7団体への交付金を計上しております。

次に、項2林業費でございます。93ページにかけてのみ1林業総務費、林業総務一般経費の主なものは職員の人件費のほか、森林巡視に係る委託料、林産振興に係る負担金などがございます。

続きまして、目2林業振興費の松くい虫防除対策事業では、長野県防除実施基準に基づく空中散布及び無人ヘリ散布、伐倒駆除、樹幹注入、枯損木処理、植林などの松くい虫防除対策を総合的、複合的に実施するための経費を計上しております。

94ページにかけての町有林管理事業の主なものは林業委員10名の年報酬や作業報酬で、特用林産振興事業では、中之条の原木キノコ生産施設の光熱水費や、同施設を利用してキノコの生産をする、お〜い原木会への生産振興に向けた補助金を計上いたしました。

次に、目3林道事業費、林道事業一般経費では、林道整備などに係る作業員の報酬や重機借上、補修工事費が主なものでございます。

95ページのみ4森林環境整備推進事業費におきましては、森林環境譲与税を財源として管理が行き届いていない山林の整備を図るもので、令和3年度では、森林所有者の管理に対する意向調査に係る委託料などを計上しております。

続きまして、款7商工費、項1商工費でございます。

96ページにかけてのみ1商工総務費、商工総務一般経費では、職員の人件費及び中小企業能力開発学院への補助金などを計上いたしました。

97ページにかけてのみ2商工振興費、商工振興一般経費では、中小企業の設備投資などに対する商工業振興補助金や商工会経営改善普及事業補助金及び商業店舗リフォーム補助金などを計上しております。

続きまして、中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料の補給金や町経営安定特別資金、新型コロナウイルス対策に係る利子補給金、中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大などを支援するため、坂城町出品者協会への出展補助金を計上いたしました。

98ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンターの管理業務の委託料や、けやき横丁に係る経費などのほか、町で取得した鉄の展示館西側の土地活用に係る検討委員会の委員報酬と基本設計などの委託料を計上いたしました。

次に、目3観光費、観光一般経費では、観光パンフレット等の印刷製本費、葛尾城や狐落城などの遊歩道整備への委託、観光推進団体への負担金などを計上しており、町民まつり事業では、町民まつり実行委員会への補助金を計上しております。

99ページにかけての目4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費のほか、平成の時代における町内産業の変遷や動向などを取りまとめる平成の産業史の編さんに係る経費を計上いたしました。

また、節18において、町内企業の振興を図る各種団体への補助や新製品の開発等を支援するコトづくりイノベーション補助金のほか、国際産業研究推進協議会が予定しております海外視察研修への参加負担金3名分などを計上いたしました。

続きまして、工業団地整備事業でございます。テクノさかき工業団地内の街路樹の剪定など環境整備に係る委託料を計上しております。

100ページにかけてのさかきテクノセンター支援事業では、テクノセンターが行う各種研修事業や試験計測事業などへの補助のほか、試験機器の構成や金属3Dプリンター導入に係る賃借料などへの補助、また、リアル体験とオンラインを融合させたさかきモノづくり展への補助を計上いたしました。

101ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経常的な経費のほか、企画展等の開催に要する経費を計上しており、令和3年度では、渋沢栄一の頃の日本刀展、新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会、KADOKAWAコミックとのコラボレーションによる天華百剣と名刀写し展などを計画しております。

議長（西沢さん） 詳細説明の途中ですが、ここで換気のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時25分～再開 午後 2時36分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

建設課長（大井君） 項1土木管理費、目1土木総務費は、職員の人件費など経常的経費が主なものでございます。

103ページの項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費の主なものは、

大規模自然災害に対する備えを順次行うため、国土強靱化地域計画を策定する際の委員報酬及び策定委託料、町道の認定、廃止等に伴う道路台帳などの保守管理委託料、県が実施するインター先線建設工事に伴う道路改良費の負担金などがございます。

続きまして、町単補助事業は、各区が実施する土木工事への事業費補助でございます。

また、104ページの交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵、路面標示などの交通安全施設の設置工事費などを計上いたしました。

目2道路維持費は、道路の清掃、除草などの委託料、道路の維持補修に係る小規模工事費、道路補修に係る原材料費が主なものでございます。

目3道路新設改良費の道路改良事業、A01号線につきましては、建物補償に係る用地測量の委託料、金井工区、酒玉工区の道路改良事業費が主なものでございます。

また、105ページにかけての道路改良事業、A09号線につきましては、令和2年度において地権者の皆様から道路用地の改修が完了いたしましたので、道路改良に係る測量設計委託料や工事費、建物補償費などを計上いたしました。

次に、105ページの道路新設改良一般事業は、A06号線の道路改良工事で、道路改良事業、舗装修繕はA01号線坂城地区の舗装修繕工事に係る経費が主なものでございます。

目4橋梁新設改良費の主なものは、橋梁の長寿命化のため町内の橋梁110橋の点検や、昭和橋としなの鉄道にかかる谷川跨線橋の修繕工事の設計委託料や、橋梁等の修繕工事費、また64号橋に係る用地代でございます。

106ページの項3河川費、目1河川総務費は、河川愛護団体への補助金、目2河川改良費は河川沈砂池のしゅんせつ工事や水路改修工事、河畔林の整備に係る経費が主なものでございます。

107ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅などに係る修繕料や樹木の手入れなどの維持管理経費を計上いたしました。

次に、空き家活用事業の主なものは、坂城町空き家情報バンクのホームページの保守管理委託料、空き家バンクに登録されている空き家の片づけ、改修等に係る費用の一部を補助する事業費でございます。

目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業の主なものは、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金で、108ページにかけての住宅リフォーム補助事業は、住環境の向上に資するため住宅リフォームの費用に補助を行う経費でございます。

また、108ページの宅地耐震化事業は、国により指定された町内15か所の大規模盛土造成地について、令和2年度で現地調査を実施したところ、早急に補強や修繕などが必要な場所はございませんでした。令和3年度は、調査の結果の分析に加え、一部盛土のクラックや湧水——湧き水の経過観察などを行うため、現地調査の委託料を計上いたしました。

続きまして、109ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画の事

務事業に係る職員の人件費が主なもので、109ページの目3下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

目4公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理費で、指定管理者である坂城町振興公社への公園管理業務や遊具等の保守点検の委託料、また遊具の修繕工事費などが主なものでございます。

次に、110ページ、花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理のための人件費や施設整備の委託料、第16回ばら祭り実行委員会等への補助金が主なものでございます。

111ページの項6高速交通対策費、目1高速交通総務費は、坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務や循環バスの運行などの委託料、循環バスの賃借料、町道等へグリーンベルトなどを設置するバリアフリー化工事費、しなの鉄道の車両更新に係る負担金などが主なものでございます。

112ページにかけての高速交通対策整備事業費は、湯水対策事業として設置した井戸ポンプの光熱水費が主なものでございます。

112ページの項7地籍調査費、目1地籍調査事業費の主なものは、四ツ屋、御所沢地区の地籍調査に係る委託料でございます。

住民環境課長（関君） 続きまして、113ページの款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

次に、114ページにかけての目2非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、消防団員退職報償金、消耗品費では新入団員や補充用のはっぴ、活動服等の購入、地域防災計画策定委託、埴科消防協会負担金、分団運営補助金、消防団員出動交付金でございます。

続いて、115ページにかけての目3消防施設費は、消防施設、機械器具の整備、維持管理、防災等に係る経費で、主なものは防火水槽修繕に係る工事請負費、消防用ホース、ポンプ自動車、非常用備蓄、資機材等の購入、上田水道管理事務所への消火栓工事負担金が主なものでございます。

建設課長（大井君） 115ページの目4水防費は、土のう袋などの消耗品費や機材の修繕に係る経費、水防関連の原材料費が主なものでございます。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、116ページにかけての目5防災費でございますが、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理費用の計上でございます。主なものといたしまして、節11では、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信料、節12では、設備の保守点検委託費、節14では、転入、転出、転居等に対応するための戸別受信機の設置工事費を計上いたしております。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、116ページからの款10教育費についてご説明いたします。

項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市の教育委員連絡協議会等の負担金が主なものでございます。

目2事務局費ですが、118ページにかけての事務局一般経費は、特別職、一般職のPersonnel費や、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置しての教育相談、教育支援委員会を運営する経費、そして、学校サーバー、校務用パソコンの使用料等でございます。

教育振興事業は、高校生、大学生等への奨学金、特色ある学校づくり交付金が主なものでございます。

119ページの小中学生国際交流事業では、小学生の中国との交流事業については中止とし、国際交流村事業と中学生の海外派遣事業に係る経費について計上してございます。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の特定教育、保育の無償化に伴う給付費及び町内私立幼稚園への施設型給付費の交付等を行うものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に係る修繕費等が主なものでございます。

学力向上事業は、学力検査を実施し、児童生徒の基礎学力の向上を図るための経費と、バランスのよい体力づくりの指導を行うための体力調査等に係る経費でございます。

120ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みのある子ども達に学習指導や相談、支援を行う指導員のPersonnel費が主なものでございます。

児童生徒支援事業では、様々な障害や教室で授業を受けることが困難な児童生徒への支援や、外国籍児童生徒への支援を行う支援員のPersonnel費を計上したところでございます。

121ページの小中学校空調設備整備事業は、小中学校の特別教室等への空調設備設置に伴う工事費等について計上したものでございます。

GIGAスクール構想推進事業では、導入した端末、ネットワーク等の保守及びICT支援に係る経費が主なものでございます。

続きまして、項2小学校費、目1小学校総務費、122ページにかけての小学校総務一般経費は、小学校の司書のPersonnel費のほか、外国語指導講師の委託料などが主なもので、そのほか、坂城小学校昇降口改修工事等を計上しております。

企画政策課長（臼井君） 続いて、スマートエネルギー設備導入事業につきましては、スマートタウン構想事業の一環として、災害時に地域の避難所となる小学校に自立分散型の再生可能エネルギー設備を設置し、平常時の温室効果ガスの排出抑制と、停電時等の電力供給を同時に実現するもので、令和3年度は坂城小学校への太陽光発電パネル及び蓄電池設備の設置に係る経費を計上いたしております。

教育文化課長（堀内君） 123ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。小学校管理費につきましては、124ページ、目4坂城小学校管理費、125ページ、目6村上小学校管理費につきましても、

ほぼ同じ内容となっております。

続いて、123ページから124ページにかけての目3南条小学校教育振興費ですが、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、児童図書など教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費等を計上しております。

教育振興費につきましても、125ページ、目5坂城小学校教育振興費、126ページ、目7村上小学校教育振興費ともほぼ同じ内容となっております。

続きまして、127ページ、項3中学校費、目1中学校総務費でございますが、外国語指導講師の委託料などが主なものでございます。

続いて、128ページにかけての目2学校管理費は、事務員、司書の人件費のほか、中学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費でございます。

129ページ、目3教育振興費は、小学校と同様、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、生徒用図書など教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費を計上しております。

続きまして、項4社会教育費、目1社会教育総務費でございますが、131ページにかけての社会教育総務一般経費では、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、文化協会などへの補助金が主なものでございます。

文化の館事業では、施設管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、目2公民館費、132ページにかけての公民館一般経費では、館長、副館長の人件費のほか、分館役員等への謝礼、そして、27分館への活動費補助金が主なものでございます。

各種公民館事業では、文化講座、成人式のほか、文化体育事業などに係る経費、公民館報の印刷製本費等を計上しております。

133ページ、分館施設整備補助事業では、分館活動の基盤となる地区公民館などの整備補助を行ってまいります。

続きまして、目3図書館費、134ページにかけての図書館一般経費では、図書館長等の人件費、図書館講座に係る講師謝礼、そして館内清掃委託などの施設の維持管理委託のほか、図書の購入費を計上しております。

図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の保守管理、賃借料等が主な内容でございます。

続きまして、目4文化財保護費、136ページにかけての文化財保護一般経費では、文化財保護審議会委員等の報酬、人件費のほか、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助を計上しております。

坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る費用が主なものでございます。

137ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立ち会い調査、試掘調査に伴う重機借り上げなどが主なものでございます。

目5資料館管理費は、格致学校の管理運営に係る費用でございます。

138ページにかけての目6文化センター管理費は、施設の維持管理に係るものが主なもので、宿日直、清掃、ボイラー業務の委託や、エレベーター、浄化槽等施設管理に係る業務委託でございます。

目7青少年育成費では、青少年を育む町民会議への補助が主なもので、青少年健全育成事業を推進してまいります。

139ページにかけての目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学等の講師謝礼やコンサート等の出演料及び講座運営等の委託が主なものでございます。

続きまして、項5保健体育費、目1保健体育総務費、140ページにかけての保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員への報酬や体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、キッズスポーツ教室や高齢者スポーツ交歓会などの講師等謝礼のほか、施設等の使用料でございます。

141ページにかけての体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託費や体育施設用地の借上料が主なものでございます。

目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか、施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

143ページにかけての目3食育・給食センター運営費、職員の人件費、調理用の消耗品費、燃料費、光熱水費、そして賄い材料費が主なもので、そのほか、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託料を計上しており、安心、安全な給食の提供に努めてまいります。

財政係長（細田さん） 同じく、143ページ、款12公債費でございます。主に長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございますが、公債費全体で前年度対比マイナス7.5%、4,696万2千円の減額となる5億8,118万4千円を計上いたしております。

最後に、144ページ、款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千万円の計上となっております。

続きまして、歳出の性質別内訳につきましては、附属の当初予算資料にお示しをしております。当初予算資料3ページ、歳出性質別内訳表の表をご覧ください。

初めに、投資的経費につきましては、町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、町道A09号線道路改良事業や小中学校空調設備整備事業、坂城小学校の太陽光パネル蓄電池設置事業などにより、前年度対比プラス42.0%、約2億2,900万円の増額となる7億7,495万4千円となっております。

義務的経費につきましては、人件費は0.4%の減、児童手当などの扶助費については1.5%の増、公債費では利息の減少などにより7.5%の減となっており、義務的経費全体ではマ

イナス1. 6%となる26億4,561万9千円でございます。

また、その他経費につきましては、物件費について、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る委託料やGIGAスクール構想推進事業の情報通信機器保守料の新規予算計上により、1億2,773万2千円の増額、補助費等については、一部事務組合に対する負担金の減額等により4,722万3千円の減額、積立金については、ふるさと寄附金を財源とするふるさとまちづくり基金への積立金の増額等により1,785万6千円の増額、その他経費全体では、前年度対比プラス2.9%、約9,300万円増額の32億4,942万7千円であり、歳出予算の総額は前年度対比プラス4.4%、66億7千万円でございます。

以上で、令和3年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） 以上で、議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第30号以下議案第33号までの特別会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第30号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第30号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成30年度の制度改正により、県も保険者として財政運営の責任主体となったことから、本予算案では主な歳入としまして、国民健康保険税のほか、保険給付費に応じて県から交付される普通交付金などを計上する一方、主な歳出としましては、過去の実績を基に推計した保険給付費及び県へ納める国保事業費納付金を計上いたしております。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億9,121万2千円で、前年度と比較して5,191万4千円、3.6%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について、3ページの款1国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の納付金分について計上し、総額で2億8,633万円、被保険者数の減少により前年度に対し211万円の減でございます。

なお、制度廃止後の経過措置期間が終了している退職被保険者については、滞納繰越分のみを計上でございます。

ページ飛びまして5ページの款6県支出金につきましては、保険給付費等交付金として保険給付費に充てられる普通交付金及び財政状況や特別な事情に対する調整分の特別交付金を計上いたしました。

6ページにかけての款8繰入金は、所得の低い方の保険税について、国、県、町が負担する保険基盤安定分や、事務費等に係る一般会計からの繰入金及び国民健康保険基金からの繰入金を計

上してございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

9ページから10ページの款1総務費は、賦課徴収に係る経費やシステム保守、運営協議会等に要する経費などがございます。

11ページから15ページにかけての款2保険給付費は加入者の医療費に係る保険負担分や出産育児一時金などを計上しており、総額10億9,950万7千円、対前年度5,590万7千円、5.4%の増額計上でございます。

主な内容といたしましては、療養給付費が総額9億4千万円で、前年対比4.4%の増、療養費が1,100万円で、前年対比9.9%の増、高額療養費が1億4千万円で、前年対比11.1%の増でございます。

14ページから16ページにかけての款3国民健康保険事業費納付金は、総額3億6,004万円で、前年度比326万3千円、0.9%の減でございます。

国民健康保険事業納付金は県全体で見込まれる医療給付費等について、国の負担分など特定の財源で賄えるもの以外を各市町村の被保険者数や所得水準の規模で必要費用を案分し、過去の医療費水準を加味した上で医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに提示されるもので、医療給付費分は2億4,265万円、後期高齢者支援金分は8,829万3千円、介護納付金分は2,909万7千円でございます。

16ページから18ページにかけての款5保健事業費は、特定健診や特定保健指導等の事業に要する費用、また、保健事務に係るもので、総額2,158万5千円、前年対比5万円、0.2%の減でございます。

以上で、令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 次に、議案第31号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

建設課長（大井君） 議案第31号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ8億4,887万7千円を計上いたすもので、令和2年度当初予算と比較して、2億8,298万9千円、約25%の減とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書の3ページから、主なものについてご説明を申し上げます。

初めに歳入について申し上げます。

3ページの款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金は、下水道の建設費の一部を受益者の皆様にご負担いただく負担金を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料は、下水道の供用面積が増加することに伴い、現年度分は前年度対比1,300万円の増、1億7千万円を計上いたしました。

続きまして、4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、管渠工事などの事業費に対し交付される交付金でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、下水道使用料の増加により前年度対比800万円の減、2億9,200万円を計上しております。

款7諸収入は、A09号線道路改良事業に伴い、埋設してある下水道管の移設補償費が主なものでございます。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道事業及び流域下水道事業費負担金などに係る起債を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

6ページの款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、受益者負担金の前納報奨金や下水道事業者として使用料等に賦課される消費税が主なものでございます。

7ページにかけての款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は、下水道施設の維持管理に係る経費として、施設の修繕料、県営水道の使用料から下水道使用料金を算定するためのデータ使用料、千曲川流域上流処理区への維持管理負担金が主なものでございます。

7ページから9ページにかけての目2公共下水道事業費は、職員の人件費のほか、下水道工事の設計監理や施工箇所の測量などの委託料、上五明区の東河原工場適地周辺事業所の管渠工事費、水道管などの地下埋設物の移転補償費が主なものでございます。

9ページから10ページにかけての目3流域下水道事業費は、千曲川流域上流処理区の管渠工事や処理場の整備等に係る負担金でございます。

10ページの款3公債費、項1公債費は、下水道事業及び千曲川流域上流処理区の負担金の支払いのために借り入れた起債の元金及び利子の償還に充てる経費でございます。

以上で、令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 次に、議案第32号「令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第32号「令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、令和3年度から5年度までの3年間を事業期間とする新たな第8期介護保険事業計画における給付見込額等を基本に、本年度の給付実績等も踏まえ歳入歳出それぞれ14億2,093万7千円を計上するもので、前年度当初予算と比較して5,615万4千円、3.8%の減でございます。

予算に関する説明書の3ページから、主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について、3ページ、款1保険料は、低所得者への保険税軽減等を反映し、前年度より300万円減の3億1,110万円を見込んでございます。

4ページにかけての款3国庫支出金では、保険給付費のおおむね20%の国庫負担金のほか、

調整交付金及び地域支援事業交付金を計上し、総額は前年度に対し1,183万6千円減の3億2,844万7千円でございます。

款4支払い基金交付金は、保険給付費の27%分と地域支援事業に係る交付金について、社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、総額は前年度に対し1,519万3千円減の3億7,253万4千円でございます。

5ページの款5県支出金は、保険給付費のおおむね12.5%の負担金と地域支援事業に対する定率の交付金で、総額は前年度に対し978万1千円減の2億181万4千円を計上いたしました。

6ページの款7繰入金は、事業に係る町負担分として保険給付費の12.5%と地域支援事業の町負担分及び要介護・要支援認定審査会等の事務費分等を合わせ、2億664万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8ページから10ページにかけての款1総務費は、保険料の賦課徴収及び要介護・要支援認定に係る経費、長野広域連合への負担金、制度の普及費及び運営協議会等に要する経費など、総額で前年度より41万7千円減の1,763万円を計上してございます。

11ページからの款2保険給付費は、総額13億4,238万円で、前年度に対し4,462万円、3.2%の減でございます。

主な内容といたしましては、11ページから16ページにかけての項1介護サービス等諸費は、要介護認定者が利用する保険給付費で、総額12億4,585万円を、16ページから20ページにかけての項2介護予防サービス等諸費は、要支援認定者の総合事業に移行した訪問介護及び通所介護を除くサービスに係る保険給付費で、総額3,281万円をそれぞれ計上してございます。

20ページから21ページの項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払い手数料でございます。

21ページから22ページの項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上になった場合に給付する費用で2,010万円を、22ページから23ページにかけての項5高額医療合算介護サービス等費は、1年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用として155万円を計上いたしました。

24ページから26ページの項6特定入所者介護サービス等費は、施設入所者に係る食費、居住費等の自己負担分について、利用者の所得に応じて軽減し保険給付で補う費用で、総額4,096万円を見込んでございます。

26ページから32ページの款5地域支援事業費は、総額で前年度より1,277万7千円減の5,855万4千円を計上いたしております。

主な内容といたしまして、26ページから28ページにかけての項1介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援認定者とチェックリスト該当者に対する訪問型・通所型サービス給付費とこれに係るケアマネジメント費用が主なもので、3,419万7千円を、28ページの項2一般介護予防事業では、高齢者の介護予防事業として地域住民グループ支援事業や各種健康づくりに係る事業経費のほか、独居高齢者把握事業など317万7千円を計上いたしました。

また、29ページから32ページにかけての項3包括的支援事業・任意事業では、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センターでの相談事業経費とともに、住み慣れた地域で高齢者を包括的に支援していくための各種任意事業費や在宅医療介護の連携推進、生活支援整備体制整備のための経費を計上しております。

以上で、令和3年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 次に、議案第33号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第33号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度において、市町村は徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付することとされているため、必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ2億3,641万5千円とするもので、前年度当初予算と比較して668万9千円、2.9%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから、主なものについてご説明いたします。

まず、初めに歳入について、款1後期高齢者医療保険料のうち、目1特別徴収保険料につきましては、1億2,978万4千円、目2普通徴収保険料は6,090万7千円で、いずれも被保険者数の増加により増収を見込んでいるものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金は保険料軽減に係る公費負担分で、前年度より250万6千円増の4,445万2千円を見込んでおります。

続きまして、歳出について申し上げます。

5ページ、款1総務費は、保険料の徴収に係る経費でございます。

6ページにかけての款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて医療広域連合へ納付するもので、対前年度670万3千円増の2億3,514万4千円を計上いたしております。

以上で、令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月2日から3月7日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。

よって、明日3月2日から3月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月8日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時18分)

3月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進 也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 | 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | |
| 子 ども 支 援 室 長 | | |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 新型コロナワクチン接種についてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) ワクチン接種についてほか | 栗田 隆 議員 |
| (3) DX化、ゼロカーボン社会の実現に向けてほか | 祢津明子 議員 |
| (4) 少人数学級実現に向けてほか | 玉川清史 議員 |
| (5) アフターコロナに向けてほか | 中島新一 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 質問者は、お手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段の協力をお願いいたします。

それでは、順番によりまして、初めに11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1、新型コロナワクチン接種について。

さて、コロナ収束の切り札となるワクチンの接種が、17日に医療従事者から優先接種として始まりました。しかしながら、一般向けのワクチンの分配量が明確にならないため、各自治体間では接種に向けた具体的な動きが見通せない状況となっております。

その中、県では、4日、国から示された高齢者向けの供給量が、4月中は1万725人分にとどまると明らかにしました。対象となる65歳以上の高齢者は、県内で約65万人、この量ですと、ごく一部の分となります。

現在、県では何らかの明確な配分の考え方をできるだけ早く固めて公表し、市町村に示したい

とのことでした。このような状況でありますので、接種の実施には長い期間が想定されます。

町におきましては、課を横断した対策チームを早速設置していただき、取り組むこととなりました。住民の命を守る一大事業となりますので、大変なご苦勞をおかけいたしますが、無事故でできますようよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。検討段階のこともあると考えますが、分かる範囲でご答弁をお願いいたします。

イとして、町の接種体制について。

厚生労働省の発表によりますと、国立病院機構など、医療従事者が先行接種を済ませた後、病院、薬局、訪問看護ステーションの職員、そして自治体でコロナ対策業務に携わる職員、感染者らを搬送する救急隊員などが優先接種となり、その後、一般の接種になるということでもあります。そして、高齢者を先頭に4月以降、自治体が主体で実施してまいります。

そこで、当町での接種体制についてお聞きいたします。

まず1点目として、接種に向けての想定スケジュールと新型コロナウイルスワクチン接種対策チームの体制は、どのように組まれたのでしょうか。その点についてお聞きします。

2点目として、接種にあたっての接種計画の策定は、どうでしょうか。今の状況では大変厳しいものがありますが、この状況についてもお聞きします。

3点目として、当町の接種対象者は、現在どのくらいでしょうか。高齢者とその他の人数についてお聞きします。

4点目として、今回3月号の広報に接種の大まかな内容が発表されておりました。この後、ワクチンの供給量が決定し実施に至るわけですが、その際には、どのように全町に周知をされていくのでしょうか。その点と、また、まず最初に対象者である65歳以上の方々に個々に接種券など郵送をされてまいります。送付物の内容については、どのようなものを予定されているのでしょうか。

そして、ワクチンの供給量がはっきりしないことには、送付時期についても明確になってこないかと考えますが、おおよそ送付時期の予定は、いつ頃とされるのでしょうか。お聞きいたします。

5点目として、接種方法については、町文化センター体育館での集団接種を検討されているということですが、これについては、どのような理由から決められたのでしょうか。内容についてもお聞きいたします。

以上、5点についてお聞きして、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから、1番目としまして、新型コロナウイルスのワクチンの接種について、また、イとして、町の接種体制についてご質問がありました。順次お答え申し上げます。

先ほどもお話がありましたけれども、厚生労働省は、去る2月14日、米国ファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンについて、国内で初めて薬事承認を行いました。この承認は、疫病

の蔓延防止等のために緊急の使用が必要などの理由により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく特例承認として行われたものであります。

これにより、国内では2月17日から国立病院機構などの医療従事者に対する先行接種が開始され、県内では2月下旬から信州上田医療センターの医療従事者への接種が始まりました。また、今月からは、徐々にではありますが、その他の医療従事者等への接種用ワクチンの配送が始まっております。

住民の皆様への接種につきましては、現在、国から示されております全体的なスケジュールとして、4月以降に65歳以上の高齢者、その後基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60から64歳の方、その他の方という接種順位により実施することとされておりますが、肝心のワクチン供給について、その時期や量が明確に示されていないため、現時点では、具体的な接種スケジュールがお知らせできないという状況でございます。

先般、政府においては、高齢者のワクチン接種を4月12日から開始すると発表し、当面4月5日から19日の週にかけてのワクチン出荷量を明らかにしました。それによると、東京都など人口の多い3都府県を除く各都道府県への出荷量は、5日の週が約千人の2回接種分、12日及び19日の週がそれぞれ5千人の2回接種分で、県内で65万人程度はいると思われる高齢者の方の数には、遠く及ばない状況であります。

政府では、優先接種の対象となる医療従事者等や、全国で約3,600万人の高齢者が2回接種するために必要なワクチンを6月末までに全国に配送するものとしているものの、ワクチンの供給については依然不透明な状況でありますので、薬事承認の申請が出されているほかのワクチンの状況も含めて、今後の動向を注視してまいります。

一方、町民の皆様へのワクチン接種は、町が行うこととされているため、不透明な状況ではありますが、町では接種を迅速かつ効率的に進めることができるよう、坂城町新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置し、課を超えた全庁的な体制で対応することとしており、接種券の発行や予約を受け付けるコールセンターの委託、保健センターへの相談専用ダイヤルの開設、接種に係る人員の確保等の諸準備を進めているところであります。

次に、予防接種実施計画についてでございますが、市町村は、新型コロナワクチンの接種を円滑に行うために必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等を明確にするために、実施期間、接種対象者、接種実施医療機関・医療従事者等の確保、安全性の確保といった事項を盛り込んだ予防接種実施計画や要領等を作成することとされており、町といたしましても、現在一つ一つの事項を精査しながら作成を進めております。

次に、接種対象者ですが、現在承認を受けているワクチンの接種対象となるのは、接種日における年齢が16歳以上の方で、高齢者については、令和3年度中に65歳以上に達する方も含まれることとされており、現時点のデータから抽出しますと、高齢者の方が約5,400人、その

他の方が約7,700人で、約1万3,100人が当町での接種対象となります。

続きまして、町民の皆様への広報についてであります。接種のスケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今の段階でお知らせすることができませんが、現時点で確定している対象年齢や接種回数、医療従事者等から始まる接種順位等につきましては、広報さかき3月号でお知らせをしたところでございます。

また、ホームページ内にワクチン接種に関するページを作成し、今後も新たにお知らせする情報は、随時、広報や町ホームページ等を通じて発信するとともに、接種対象となる方に個別に接種券を郵送する際には、接種券や予診票と一緒に、ワクチンに関する情報や接種予約の方法なども併せてお知らせする予定としております。

次に、接種方法のご質問にお答えします。

現在承認されているワクチンにつきましては、接種時に生理食塩水で希釈をしまして、1つのバイアル、これは容器ですね。で5回から6回の接種ができますが、希釈後は6時間以内に使用することとされています。

また、ワクチンの最小流通単位も約1千回接種分と大量で、貴重なワクチンを無駄なく使用するには、短期間で大勢の方に接種をすることが望ましいとされております。

これに加えまして、医療機関での個別接種とした場合には、各医療機関が通常の診療業務に加えまして接種業務や接種記録などの業務負担が増大することや、今回のワクチンは、超低温保存など日常の管理が大変難しいことなどから、当面は、集団接種での実施を軸に準備を進めているところで、皆様のご理解をお願いしたいと思っております。

また、集団接種の会場としましては、文化センターの体育館を予定しておりますが、吉川議員が前からご要望されておりました体育館と道路を超えた駐車場との間の歩道につきましても、今、警察と話をしまして、ほぼ新たに設置するという方向で話が進んでおります。

4月以降に接種が開始するまでには、新たな横断歩道が設置されるというふうに思っておりますので、それをご報告いたします。

以上であります。

11番（吉川さん） ただいま町長より、ワクチン接種について、町の取り組みについて詳しい内容をお聞きすることができました。当面、ワクチンの供給量がはっきりしないということで不透明なわけですが、今もホームページのお話がありましたが、今月の1日にホームページがリニューアルされました。大変見やすい内容に変わっておりました。本当にありがたいと思います。

この中に、しっかりとそのワクチン接種のページを作っていただくということですので、町民の皆さんには、不安を持たずに待っていただきたいと思っております。

そして、今もありましたが、集団接種にいたしましたのは、個別接種にした場合、このワクチン、無駄が出てしまうのではないかとということで、すばらしい決断だと思っております。

今、お話の中で大変うれしかったんですが、横断歩道が何か新たに設置できそうだというお話を今いただきました。本当にこの件については、多くの皆さんから、陸上をやっている保護者の皆さんとか声をいただいていたので、大変今回のこのときに間に合ったということで、大変うれしく思います。町長はじめ、担当課のご尽力に大変感謝をしております。

では、2回目の質問を行わせていただきます。

当町には、障がい者施設や、また高齢者施設などが様々ございます。先ほどもありましたが、順番としては、高齢者、そして基礎疾患、その後に行うということですが、この施設入所の方々の接種体制については、どのように検討されているのでしょうか。

その点と、それから今回集団接種ということで、この町文化センターに足を運ぶということになります。こう考えますと、高齢の方とか、ひとり暮らしの方、この方たちのこの足の確保ですね。この点がとても危惧するわけですが、この交通弱者の皆様への対応については、町は何か検討されているのでしょうか。

この点と、それから最後に接種券など配布していくわけですが、これはあくまでも住民票を基にして行ってまいります。中には、単身で来ていらっしゃる方もいらっしゃいます。このような方には、どのように接種について手だてをしていくのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 施設入所者の接種はの再質問から、順次お答えいたします。

施設入所者の接種体制につきましては、市町村で接種体制の整備を行うこととされております。

町では、町内の高齢者施設、障がい者施設と連携し、施設に入所されている方で65歳以上の方については、高齢者の優先接種に該当されますので、入所者の負担や効率性も考慮し、医師等のスタッフが施設を巡回して接種する体制を含め、検討を進めているところでございます。

続きまして、集団接種の際の交通弱者への配慮についてのご質問でございますが、当初の接種は、高齢者を対象といたしますので、車のない方や会場まで来ることが困難な方等の交通手段につきましては、一定の配慮が必要と考えており、新型コロナウイルスワクチン接種対策チームの実務者会において、具体的な方策の検討を進めているところでございます。

続きまして、住民票のない方への接種についてでございます。

ワクチンの接種につきましては、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地で接種を受けることが原則とされておりますが、やむを得ない事情による場合には、例外として住所地以外で接種ができる取扱いが国から示されております。

例外として認められるのは、住民票所在地以外に長期滞在している方で、例えば入院や入所をされている方などは、申請をしなくても入院先、入所先の市町村において接種を受けることができるほか、修学や単身赴任などで遠隔地に居住する方などは、接種を受ける市町村に事前に申請をすることで、居住地の市町村において接種を受けられます。

また、外交官など住民票そのものがない方につきましては、居住の実態が認められた場合は、その市町村に申請の上、接種ができることとされておりますので、取扱いに従い対応してまいります。

11番（吉川さん） ただいま保健センター所長から詳しく状況をお話いただきました。

1点ですが、この住民票のない方等、そういう方については、ホームページのほうで早くから周知をしていくことでよろしいでしょうか。

それから、交通弱者の皆さんへの配慮ですが、ちょっとお聞きしたところによりますと、タクシー会社に委託をした場合、タクシー券を配った場合は、国の補助はいただけないけれども、タクシー会社に委託をして送迎を行う場合については、国から補助金が出るとお聞きしておりますが、このような検討については、既に考えておられるでしょうか。

以上、2点についてお聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 住民票のない方への周知につきましては、ホームページ等におきまして周知を図ってまいりたいと考えております。

また、タクシー券の関係でございますけれども、補助金の要綱等も精査する中で、どのような方法が高齢者の方とかに対していいのかということ、実務者会において今も検討しております、早めに対策を進めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ワクチンの供給が明確にならないと確実な接種につながらないわけですが、住民への分かりやすい広報を、そして早期に分かった時点でホームページのほうに計上をお願いしたいと思います。

また、ホームページを見れない方等がかなりいらっしゃると思いますので、その方たちへの周知についてもお願いしたいと思います。

町では、通常の業務を行いながらの接種体制となります。また、その間には国勢の選挙も入ってまいります。密を避けながらの取り組みとなってまいります。職員の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

続いて、次の質問に移ります。

2として、あんしん電話の利用について。

イ、現状と今後について。

さて、支援が必要な高齢者への福祉サービスとして高齢者見守り事業があります。事業内容は、ひとり暮らし等の高齢者に日々安心して過ごしていただけるよう、見守りシステムを設置するものであります。

現在、当町では、あんしん電話と水道メーターを利用して見守る高齢者元気応援システム「KIZUKI」の2種類の見守りシステムを利用することができます。中でも、あんしん電話は、いざというとき、通報によりすぐ駆けつけていただくことができ、命を守る優れたものです。

先日も70代後半の友人のお宅を訪問しましたら、このあんしん電話が設置されており、いざという時のために、とても心強いですと喜んでおられました。

さて、このあんしん電話、以前は、有線があるお宅はつけられましたが、有線の廃止により、現在は本電話がないと設置できません。携帯電話のみの方も増え、新たな機器の導入が待たれておりました。そして、今回うれしいことに来年度予算に更新の予算をつけていただきました。

住民の皆さんは、待ち望んでおりました。そこで、この事業の内容と経過、また更新後についてお聞きいたします。

1点目として、あんしん電話の開始時期、当初の台数、そしてその内容について、また喫緊の利用状況として、28年度からの今年度まで利用台数と待機者数についてお聞きします。

2点目として、今回計画をしている更新機器の内容と予定台数について、また、皆、待ち望んでいるわけですが、更新時期については、いつ頃をお考えでしょうか。

以上、2点についてお聞きし、1回目の質問といたします。

福祉健康課長（伊達君） 2つ目のご質問として、あんしん電話の利用について。

（イ）現状と今後についてということで、ご質問をいただきました。お答えをいたします。

緊急通報システム「あんしん電話」につきましては、町のひとり暮らし高齢者台帳に登録されている65歳以上の方を対象として運用している事業で、現行のシステムにつきましては、平成6年度に導入したものでございます。

システムの導入時には、110台の端末機を購入し、町の有線放送電話の回線を使って通信をしていましたが、開始から27年が経過する中で、使用できなくなった端末機も多く、途中でリースによる端末機の補充をしたり、有線放送電話の廃止によりNTT回線への切替えを行ってきたという経過がございます。

事業の概要といたしましては、利用者宅に通報用の専用端末機を設置し、端末機の相談ボタンや非常ボタンを押すと、受信センターにつながる仕組みとなっております。

受信センターについては、朝8時半から午後5時までの昼間の時間帯については、社会福祉協議会にある在宅介護支援センターに、また午後5時から翌日の朝8時半までの夜間の時間帯については、特別養護老人ホームさかき美里園に設置をいたしまして、通報の内容に応じて相談をお受けしたり、緊急時には必要に応じてひとり暮らし老人訪問員や民生委員に状況確認を依頼し、利用者宅に確認に行く仕組みとなっております。

平成28年度からのあんしん電話の利用状況についてですが、各年度末で、平成28年度は92名、29年度が91名、30年度が88名、令和元年度が82名、今年度は12月末現在で75名となっており、現在待機者については、7名という状況でございます。

あんしん電話につきましては、現行のシステム導入から長期間経過する中で、機器の老朽化による不具合も散見され、故障の際の部品等の調達も難しい状況があるため、新年度におきまして

システムの更新を計画しており、更新に当たっては、固定電話を持たない方も増えている状況に鑑み、電話回線が必要となる現行のシステムから、固定電話や携帯電話がなくても対応できる無線方式のシステムへ移行してまいりたいと考えております。

更新の時期につきましては、まずは、現在利用されている75名の方と待機されている7名の方を優先し、ご自宅の電波状況の確認等を行いながら、現行と同様に専用の端末機を設置することとしており、9月頃までを目途に作業を完了できるよう進めてまいりたいと考えております。

その後は、あんしん電話を利用されていないひとり暮らし高齢者台帳の登録者に、新たなシステムのご案内をし、令和3年度中においては、おおむね100台程度の設置を見込んでいるところでございます。

11番（吉川さん） ただいま担当課長より、現在の機器の状況と、そして新たに導入する装置の大まかな内容をお聞きできました。令和3年度中に100台を目標としているということで、大変うれしいことです。長野県の中でも、8割方、この装置をつけて見守り事業を行っております。

今の答弁の中では、携帯も本電話もなくとも、これをつけることができるということで、大変利用が広がると思います。

そして、一つですが、現在の利用対象者については、このひとり暮らし高齢者台帳に登録の方のみとなっております。これは独居の方のみと理解しているわけですが、先日、80代のご婦人から、息子と二人暮らしでいるんですけども、朝早くから夜遅くまで仕事で息子が戻らないと。持病を持っていて、そのようないいものがあつたら、うちもつけてもらいたいというようなお声があつたわけですが、今、高齢化が進んでいる中で、様々なケースが出てきております。その点、この老老世帯も増えておりますので、この利用対象者について、もう少しこの利用の枠を広げていただけないか。この点について一つお聞きします。

そしてまた、委託して、今後は見守り事業ということで委託して行っていくわけですが、現在と同じように無料でご利用できるのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問についてお答えをいたします。

まず、利用者の枠の拡大ということでございます。

あんしん電話のような緊急通報ですとか、見守りのサービスといったものについては、現在、民間ベースでも様々なサービスが提供されてございます。また、こういうサービスについては、どなたでもご利用がいただけるという状態でございます。

そうした中で、町といたしましては、高齢でひとり暮らしという状況に鑑みまして、その安心と安全を確保する仕組みの一つとして、緊急通報システム「あんしん電話」を運用しているところでございます。

ひとり暮らし高齢者台帳に登録されている方についても、このサービスを利用されていない方、現在でも相当数おられるということでございますので、当面は対象を広げるということではなく

て、まずはそうした方へのご案内や、利用のご意向の確認を進めていきたいと考えているところでございます。

それと、利用料金のお話がありましたけれども、現状、利用の枠の拡大は考えておりませんので、サービスとしても利用される方にとっては、同等のサービスということでございますので、機器の更新に伴って利用料をいただくということは、現在は考えておらないと、無料でお使いをいただくようにしたいと考えております。

11番（吉川さん） 当面は、ひとり暮らしを中心にとということで、今、課長から答弁がありました。確かにひとり暮らし台帳には、200人から300の方が登録されていらっしゃる。その中で約、この3割程度の方が今機器をつけているということで、まだまだご利用いただけるのではないかなという思いもいたします。そういう意味では、現状をまたしっかりと周知をしていただきたいと思います。

そして、先ほども9月頃までにとというお話でしたが、どうか待機者の方にも、持病をお持ちの中で待っている方もおりますので、一日も早い設置をお願いしたいと思います。

軽井沢町では、令和元年に当町と同じような機器に更新をしたそうです。プロポーザルで現在の委託業者を決めたそうですが、現在の利用者は、何と37件ということで少ないんですね。その中で、軽井沢は高齢者の老老世帯にもつけるようになっておりまして、7件が、この老老世帯に設置をしているということでありました。

軽井沢が違うところは、利用にあたっては、必ず協力者の登録もお願いをしているということでした。通報が行ったときには、すぐ協力者のところにも連絡が行って足を運んでいただく。いない場合は、民生委員さんに登録をしていただくというふうにして、利用料も500円を1か月取っているということでありました。ぜひ、今後の中でこのことも参考にしていただいて、いい形でこのあんしん電話、さらに拡大をしていただきたいと思います。

続いて、3問目に移ります。

コロナ禍での高齢者の健康維持について。

今、コロナ禍の中で、これまでは当たり前だった人と人のつながりが、とても大事だと気づかされております。楽しみだったイベントが中止になり、オンライン視聴になったり、密を避けるため家に閉じこもりがちに自然となっております。そして、今取り沙汰されているのは社会的孤立であります。これは、人につながりたくてもつながれずに追い込まれている状況を言います。

先月19日、内閣官房に孤独・孤立対策担当室が設置をされました。このようにコロナ禍は、多くの課題を投げかけています。

さて、その中でも危惧するのが高齢者の健康です。今、自らの健康維持に努力する方が増えています。そこで、この1年、当町の高齢者の状況は、どうだったでしょうか。また、介護に進まないよう、町ではどのような予防策に取り組まれたでしょうか。お聞きいたします。

イとして、相談状況の変化と介護保険サービスの利用状況について。

町では、高齢者を支え、支援する総合相談窓口として、地域包括支援センターがあります。ここに高齢者の相談がまずは届き、そこからその方に合った福祉サービスや各種サービスへとつなげていただいております。

そこで、1点目として、この1年、コロナ禍の中で増えた相談は、どのようなことでしょうか。

また、2点目として、相談者の状況によっては、介護保険サービスにつなげていただいているわけですが、今までと利用で変わってきたことはどのような点でしょうか。以上、2点についてお聞きします。

ロとして、自粛や中止の中で取り組まれた介護予防策の現状と今後についてです。

町では、対象者の支援が必要な高齢者として、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などの指導やレクリエーションを通して、1日楽しく過ごせる生きがい活動支援通所事業に取り組んでおります。

通称生きがいデイサービスですが、ここに通い、介護にならないよう健康を維持している方がおります。そこで、1点目として、今回このコロナ禍にあって、この事業はどのようにされたでしょうか。コロナ禍以前の取組状況とコロナ禍の中での取組状況についてお聞きいたします。

2点目として、自粛が続く中、私のところには、どこにも行けなくなって体がなまってしまう。戸別受信機でラジオ体操でも流してもらえないかといった声が届きました。担当課長にもたしかお願いに行きましたが、防災行政無線ということで活用は難しいとのことでした。

そこで、この間、住民から様々な声が届いたのではと推察するわけですが、その点についてはどうだったでしょうか。お聞きします。

また、そうした中で、町として高齢者の健康を気遣い、介護にならないよう取り組んだ予防策は、どのようなことでしょうか。その点についてもお聞きいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（伊達君） コロナ禍での高齢者の健康維持について。

（イ）相談状況の変化と介護保険サービスの利用状況についてのご質問から、順次お答えをいたします。

まず、相談状況の変化でございますが、地域包括支援センターに寄せられている高齢者に関する相談は、件数としましては、特段増加したということはございませんけれども、内容といたしましては、外出等の自粛が呼びかけられて以降の昨年6月頃から、外出頻度が減少した影響により、高齢者の心身機能の低下を心配したご家族やご近所の方からの相談といったものが増えてきております。

具体的な事例といたしましては、数少ない外出の機会であった趣味の集まりが休止となり、外出機会を失った方や感染を心配してデイサービスへの通所を自粛した方などからでございます。

心身が弱ってきてしまい、介護保険の新規利用や介護度の変更が必要になってしまったといったケースがございます。

次に、介護保険サービスの利用の状況の変化でございます。

入所系、入居系のサービスにつきましては、24時間365日のサービスということでございますので、大きな変化はございませんでした。また、通所系のサービスにおきましても、県外在住の親族等の往来があった際に、サービス提供事業所が利用者に利用の自粛を依頼したといったことがありましたけれども、影響については、ごく限定的だったと認識をしております。

他の自治体においては、サービス提供事業所内での感染が発生してしまい、事業所自体が休止となるといったケースもございましたけれども、当町では、そうした事例もなく、サービス提供の実績を見ましても、大きな影響は出ていないと考えております。

続きまして、口、自粛や中止の中で取り組まれた介護予防策の現状と今後ということでご質問をいただきました。お答えをいたします。

高齢者の介護予防を目的としたミニデイサービス「生きがい活動支援通所事業」、通称「生きがい広場」と言っておりますけれども、これについては、町社会福祉協議会に委託をして実施をしております。火曜日と金曜日は老人福祉センターで、木曜日はふれあいセンターで開催をしております。

令和元年度の実績といたしましては、登録者が69人で、年間で141回開催をいたしましたが、新型コロナウイルスが拡大し始めた昨年3月からは、開催を一時見合わせ、休止期間中の利用者への影響も懸念されたことから、4月から5月にかけては、電話や訪問による体調確認を実施いたしております。

また、この間は、必要に応じて介護保険サービス等の支援につなげられるよう、町社会福祉協議会と情報共有を図りつつ対応をしてきたということでございます。

その後、6月から人数や時間を制限するなど、規模を縮小して再開をいたしまして、緊急事態宣言を受けての休止等を挟みつつ、現在まで開催を続けているという状況でございます。2月末時点では、参加者を4グループに分け、各回最大8名までの参加として実施をしているという状況になっております。

感染の拡大による活動の自粛期間中における介護予防の施策に関しましては、個別相談や生活支援の業務については、感染防止策を徹底した上で、従前どおり実施している一方、先ほどご説明いたしました生きがい広場や運動講座等の集団支援につきましては、感染の拡大を防止する観点から、中止や縮小などの対応を取りながらも、電話等によるつながりを維持しており、こうしたことについて、住民の方から特段のご意見をいただいたという経過はございません。

また、コロナ禍における新たな取り組みといたしましては、千曲中央病院さんと上田ケーブルビジョンさんのご協力もいただきまして、体操動画を撮影し、教材用のDVDとして配布を行っ

たり、ケーブルテレビでの放映、また町ホームページでの配信も行ったところで、教材用のDVDにつきましては、DVDの再生環境がある独居高齢者や地域グループの代表者等を対象として配布を実施したというところでございます。

11番（吉川さん） ただいま課長から詳しい内容をお聞きすることができました。特段、声はなかったというお話でありました。そしてまた、サービスの利用についても、私もちょっとお聞きしたところでは、通所がだんだんやはり精神的なものもあって、こう行けなくなった方が増えている。在宅の看護、それと介護、そちらのほうが増えているというふうなお話を少しお聞きした経過があります。

そして、認定者数の状況をちょっとお聞きしたところ、要支援の1、一番介護に入る入り口のところが、30年が85名、31年が88名、そして令和2年が109名ということで、喫緊のこの状況ですけれども、少しやはり介護に向かって介護保険制度にこう移行している方が増えているかなというのを状況を見させていただきました。

そういう中で、町では、今お話の中に介護に行かない取り組みとしていろいろ考えていただいた中で、この社協でやっていた体操、これを体操動画にして、ケーブル、またDVDの作成をしてお届けしていただいたということでございます。

私も、これ大事なことだなと思ったんですが、私もケーブルを見て体操と一緒にやりましたが、本当に僅かなことなんですけど、やはりやるとやらないとでは全然違うなというのを感じました。

そこで、この取り組みについて現在までに検証はされたでしょうか。そしてまた、利用された方、とてもよかったというような効果についてはどうでしょうか。その点についてまずお聞きいたします。

福祉健康課長（伊達君） DVD動画の関係の検証ということで、再質問をいただきました。お答えをいたします。

このDVDにつきましては、気軽に体操に取り組んでいただける教材として配布をしたもので、特に独居の高齢者の方につきましては、社会福祉協議会に委託をしている訪問指導の際に、再生環境を確認するとともに、有用な体操であるという旨をお話ししながら配布をしているものでございます。そういったことから有効にお使いをいただいているものと考えております。

配布も直接どんな形で使っているかですとか、そういった点については、まだコロナの状況が収まらないということでもありますので、今後、そういったことは確認をしてみたいと思えますけれども、有効にお使いいただいているものと考えているところでございます。

また、このDVDについては、コロナ禍に限らず、体を動かすためのツールとして、日頃からお使いいただけるものと考えております。配布先であります地域支援グループ、あるいは独居高齢者の皆様に、今後も有効に活用いただけるものと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 本当に独居の高齢者の方で、このDVDも使える方はどのぐらいいらっしゃる

るのかなというのをちょっと感じます。もちろんケーブルで流しているのを見てやることもあれですが、一つは、やはりこの本当に何というんですかね、そういう形で、形だけでなく、やはりもうちょっと寄り添った取り組みにつなげていただけないかと思います。

ボランティアグループ「さかきのかがやき～笑顔でGO!～」というグループがごございます。これは、介護体操の本当に養成講座の中から生まれた講座からできたこのグループなわけですが、ちょっとお聞きしましたところ、老人福祉センターでは、当初この介護予防体操の時間を取って、昨年多くの皆さんに広げてこられました。私も何回か行かせていただきましたが、多いときには、六、七十人見えていたのを記憶しております。

お聞きしましたところ、現在は再開をしたそうですが、やはり外に広げることができないということで、グループのメンバーのみで、今までは1回だったのを3回に分けて、今、地域ごとに集まってやっていただいている。すばらしいなと思いました。

このやっぱりDVDとかケーブルで、1人でやるのではなく、本当に人と人がこう集まったところで、その環境をどう変えるかということが一番の問題なわけですが、ぜひこの今やっていただいている本当にそのグループの何というんですかね、人たちが、もっともっと全町的に協力をいただいて、広げていかれるような体制を今後考えていただきたいと思います。

そこで、コロナ禍ということで、今までにないこの体制の中なんですけど、今後の高齢者の健康維持に向けた取り組みについては、町ではどのようにお考えになっているのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

福祉健康課長（伊達君） 今後の取り組みということでございます。今後の取り組みといたしましては、まず、今議員さんもおっしゃられたように、感染状況を踏まえつつもというこれは大前提がつきますけれども、例えば、通いの場への講師の派遣の再開ですとか、介護予防への意識づけを一層強めていく。先ほどおっしゃられたように、ボランティアグループによるそういった教室ですとか、そういったことも大事だと思いますけれども、そういった形で介護予防への意識づけを一層強めていく必要があると考えております。

また、そうした集まる機会とともに、特にコロナ禍という状況もございまして、インターネットですとか、先ほどケーブルテレビのお話もありましたけれども、そういったものを活用した講座の開催といったことも有効ではないかなと考えております。

ただし、これについては、高齢者の皆様が自ら情報を収集したりですとか、活用をしたりといった力をつけていく必要もあるかなと思います。そういった力の向上につながるような取り組みも併せてやっていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、令和3年度からの新たな取り組みといたしましては、後期高齢者医療広域連合からの委託事業としまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施ということを進めていく予定でございまして、この事業によりまして、75歳の年齢到達で後期高齢者医療保険に移行した後も、

町が継続的に保健事業を行うということになってまいりますので、疾病の重症化予防ですとか、介護保険の地域支援事業といったことを一体的に行うことができるようになると考えております。

高齢者の皆様の健康課題を把握しつつ、状況に応じた事業展開が図れるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 本当にコロナ禍になって、町の包括支援センター、ここの職員の皆さんは、本当に大変だなと思います。本当に心から感謝を申し上げたいと思います。様々なことが今まで以上に相談が増えているかと思いますが、ぜひお一人お一人の命を守るために、これからもご尽力をいただきたいと思います。

先日、千曲市では、社会福祉協議会が中心で屋外でラジオ体操をして交流を深めるラジオ体操サロンをやっているという記事を見ました。籠もっていた高齢者の皆さんが外に出てきて、屋外でラジオ体操を週1回ということでしたが、やっているという記事でございました。皆さん、知恵を使いながらそういうふうにしていただいていると思います。

また、当町には、勤労者福祉センターがあります。そこにジムがあるわけですが、先日も70代後半の方に、2人お見かけしました。このように意識をしてジムに通われている方もいらっしゃいます。

そこで、今後に向けて提案ですが、いずれ建設予定の保健センター中心の複合施設、この中にぜひ高齢者も利用でき、貯筋づくり、筋肉の衰えを改善できるジムなどを併設していただき、ICTを活用し、保健師さんに健康管理をしていただきながら介護予防につなげていく、こんな取り組みもいいのではないかと考えます。ぜひ今後の中で検討をお願いしたいと思います。

最後に、よく耳にする言葉に「『きょういく』と『きょうよう』のある人は元気で長生きできる」ということがあります。これは、ご存じの方も多いと思いますが、「きょういく」は「今日、行くところがある」、そして「きょうよう」は「今日、用がある」、つまり行くところがあり出かけることが好きな方は、元気で長生きできるということでもあります。ぜひこの居場所づくりで高齢者の健康維持にこれからつなげていきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時52分～再開 午前11時02分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、7番 栗田 隆君の質問を許します。

7番（栗田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、ワクチン接種に関してのことなんですけど、3つほど、この一般質問の通告書には書いておきました。その接種への体制は、どのように進んでいるかということをもっと最初にお

聞きするわけですが、それは、今先ほどの一般質問で同僚議員の方がなさいましたので、よほど私の場合と違う部分だけ、お答えいただければいいと思います。

それから、一番私が問題にしているのは、12月の議会で、皆さんにもここで一般質問の中で言ったわけですが、町民の方々が、今一番知りたいことはどういうことかという、ワクチンができたから、もうワクチンを打つのが当たり前。打たなきゃおかしいみたいな話になると、本当にそうなんだろうかということを一歩立ち止まって考えてみたいと。

それで、この私の機会を使って、どうしたらいいのかなと考えている方、そういう人たちにこんなふうな現実ですよ。ワクチンとはどういうものか、あるいはこの病気の正体はどんなものなのか。そして日本の現状、長野県の現状はどうなのか。そういう情報を提供して、それでその正しい情報、正しいかどうか、それは分かりませんよね。今の時点で科学的にみんなで共有できる情報があって、その情報を基にして思考停止することもなく、論理的・合理的に個々の方が理解し、そして自分はどうするという主体的な判断ができる。そういう材料を町のほう提供すべきであろうと。

そういうことで、質問の口として、そういういろいろな現状を考えた上で、あるいは今回のワクチンの性質を考え、それから病気がどのように蔓延しているのか。日本はどうか。イギリスはどうか。アメリカはどうか。それも含めていろいろと自分で検討した結果、私は受けないという方がいても、それは少しもおかしくない。おかしくないとは私はそう考えるわけですが、もちろんいろいろなご意見はあると思います。

そこで、口として、接種を受けない人への差別とか、偏見とか、あるいは同調圧力とかが発生する。多分職場なんかでも、もうもはや、やる、やらないについては、そういう問題が起こっていると思います。医療従事者の方々から先行してやるというときに、私も教えた子供が結構な数、医療関係に行っていますので、とてもそういう中では、私は受けないというようなことが言えるような雰囲気ではないと。多分それは当然なんですね。それは12月の議会では私も言いましたように、予備校関係で大学の入試を控えていて、ワクチンを打たないなんて冗談じゃないと。はっきりとそういう衝突があったわけじゃないんですけど、私は、なるべく避けてはいたわけですが、そういうことに対して、町の対策はどうなっているか。

それから、もうこれは、埼玉県の宮代町ですか、ここで16歳以上、3万人分の接種をすることが決まっていて、そこでは、1回につき、接種したら千円の商品券を配るようなことをやるという話を聞きました。それは、やはりその坂城町にワクチンがやってくる。ほかのところもやってくる。ほかのところの接種率は80%だ。ところが、何でこんなに坂城は低いんだてなことになる可能性が私は非常に高いというふうに思っています。そういうことを何か防ぐための手だてはあるのか。非常に何というんですかね、ワクチンについては、干渉すべきか、すべきでないか。一生懸命進めるかどうかということですよ。

それで、そのワクチンなるものが今回新しくできたわけですがけれども、そのワクチン自体の性質というものの理解が、今までありましたワクチンというのは、生ワクチンと呼ばれるようなウイルスを弱毒化してつくったもの、それから死んだ病原体を体に入れるタイプ、それから毒素だけを抜き出して、それを無毒化して体の中に入れる。これがワクチンの定義ですよ。

そのワクチンの定義からすると、今回のワクチンは全く別物であって、はっきり言ってしまえば、これはワクチンではございません。これは言っても何の問題もないと思います。今度やるのは、人工的に作り出したRNAのコロナビヤラスウイルスのその遺伝子配列を人工的に作り出して、それを体の中に注射器で入れると。そうすると、どうなるかということ、実は全然毒性云々かんぬんは関係なくて、それと同じ遺伝子構造を人間の打ち込まれた方の細胞の中で生産してくる。つまりそこからウイルスが作り出される。そして、そのウイルスに対して免疫が働く。こういう基調になっているわけですよ。

これが使われるのは世界最初です。ですから、これから10年、20年たったときに、どのような結果になるかは一切分かりません。急遽作り上げたこういうものですから、何の実験も行われてはおらないということは頭に入れておいて、30分とか1時間の中で、アナフィラキシーのような重篤な反応を起こさなかったからといって、1年後、2年後、3年後、長期にわたっての検証は一切なされていないということですね。ちょっと水を。

それと、このコロナウイルスと騒がれているわけですがけれども、今実際についている名前は、SARS-CoV-2という名前になっているわけですね。これは、SARSと、2002年、2003年にはやりましたSARSの相同性が80%ある。だからほとんどこれはSARSなんですよね。

そのSARSというのは、この東アジアには、4種類の風邪——皆さんがいつもかかっている風邪ですよ。これが大別して4つあって、それが大体私の計算だと、2002年、その前が1990年、その辺りはちょっとよく分からないんですけど、一番最初は1889年かな。明治22年でしたけれども、その頃、その風邪が急に強毒化するという変化は、これは幾らでも起こるんですね。

RNAウイルスというのは、何しろ鎖が1本鎖しかございませんので、それが1回おかしくなると、どんどん変わっていつちゃうんですね。人間があまり突然変異を起こさないのは、このDNAって2本鎖があって、片方が必ず相手を担保するという形になっているので、ほとんど変化は起こらないんですけど、今このコロナについては、もはや、もう6千種類ぐらい出て、それでも今マスコミでは、イギリス種がどうだ。南アフリカどうだ。そんなのはもう日本の中では、何十種類、何千種類、全部でもはや6千。これがどんどん変わってきますから、もうその新種がどうのというようなのは、もうマスコミの騒ぎ以外の何物でもないと。

それで、SARSのときには、じゃあ、どうなったかということ、このときも何とかウイルスを

使ってSARSを撃退しようって世界中で大騒ぎになって、それで急遽つくったウイルスが、やはりこのRNA、つまり変化の激しい、突然変異が激しいものについては、あまりにもADEと呼ばれる、これは、Antibody-Dependent Enhancementと呼ばれる、要するに一つ抗体ができたときに、次の例えばワクチンのような抗体を入れた場合、物すごい重篤な症状が現れると。

それで、12月議会で私がちらっと触れたのは、私のがそうじゃないかなと。自分のはね。ということはちょっと触れたんですが、もちろん全く因果関係なんかは分かりません。ただし、それで、SARSのワクチンというのは、もはやその2003年から2020年、17年間凍結されちゃったんですよね。やっちゃいかんと。危なすぎる。ということで凍結されていて、今回先ほど言いましたように、人工的に作り出したRNAの遺伝子配列を人間の体に入れると。これはもちろんファイザー社とアメリカのあれですよ。ペンタゴン、アメリカ国防省ですよ。共同でがんがんつくったわけですよ。もともと何でしたっけ。このワクチンというのは、もう生物兵器、あるいは国家安全保障上の問題になっているわけです。ほかの国ではね。日本だけはそんなことはないわけですけども、だから日本の国内開発が全く振るわない、遅れているということになるわけですけどね。

それで、SARSのワクチンが17年間凍結されたということで、もうつくっちゃいかんと。危なすぎる。そこで、今回出てきたのが今のタイプということになるわけですよ。だから、それがものすごく効く、非常に成功するんだったら本当に素晴らしいことなわけですよ。これからのインフルエンザなんかにも同じことが使えますから、同じRNAのウイルスですから。そうすれば、今までインフルエンザのワクチンなんてほとんど効かないと。40%ぐらいだろうぐらいの話だったんですが、飛躍的に効いて良くなる可能性はある。ただし、何らこれが1年、2年、3年という長期の検証を経たものではないので、ある意味、かなりの危険性があるのかもしれないということですよ。そんなのは分からないわけです。2年、3年、4年、5年たってみなければ。

それで、じゃあ、日本の現状はどうなのかという話になりますと、もうこれはいろいろな資料があって、もうどれを取り上げたらいいのか分からないんですが、国別でいけば、東アジアというのは、先ほど言いましたように、東アジアの風邪の一変種、一亜種ですから、東アジアはものすごく強いんですよね。フィリピンで100万人当たり、何人死者が出たかというのは、去年の調べで7.7人、これは東アジアで一番高い数字なんですよ。2番目に高い数字が実は日本で5.6。そのときのイギリスの人数は504.6なんですよ。つまり日本に比べてイギリスのほうは100倍死者が多いというこういう状況なんですよ。

そうなる、こういう何年かしたら危ないかもしれないというようなワクチンも、打つのに意味が出てくるかもしれませんよ。だけど、日本の今のこの現状を考えると、慌てて打つ必要が

あるのだろうか。ここを一人一人個人の方に考えてもらいたい。もちろん私は、町のほうが一生懸命接種体制を整え、全町分の町民分のワクチンを全部打てる体制を取る。これはもう当たり前のことだと思うんですよね。だからといって、一人一人の人の自由意思が尊重されない。おまえ、何でやらない。こういうような圧力がかかること、これを一番危惧しているわけです。

では、一番最初、先ほど言いましたように、接種体制について特段のものがあれば、その部分を言っただけであればいいんですが、それ以外に、ロとして、ワクチンを受けない人への差別とか、偏見とか、圧力、そういうものに対して町はどのような対策を取るか。もう一つは、自治体間の市町村の中で、こっちは少ないから何とかしようとか、そんな議論が起こらないかどうか。これについて最初にお聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 1、ワクチン接種について。

イ、接種会場、医師、看護師等を含めた接種へ向けての準備の進捗状況はどうなっているかのご質問から順次お答えいたします。なお、答弁が重なる部分もございますが、お答えさせていただきます。

新型コロナワクチン接種につきましては、現在、国内で薬事承認がされている米国ファイザー社のワクチンによる接種体制の整備が各市町村において進められているところでございます。

このワクチンは、最小流通単位が大きいこと、短期間で大勢の方への接種が望ましいことや、超低温での管理が求められること、個別の医療機関で接種を行う場合は、通常の診療業務に加え、接種業務や接種記録など各医療機関の業務負担が増大することなどの状況に鑑み、町では集団での接種を軸に考えているところでございます。

接種会場といたしましては、新型コロナウイルス感染予防の基本であります3密を避けるために、広いスペースの確保が必要となりますので、現在、文化センター体育館での接種を考えております。

接種会場での体制につきましては、厚生労働省の作成した市町村が特設会場を設けた場合の接種の具体的なイメージにおいて、受付、予診票の確認、医師による予診、医師または看護師による接種、接種済証の交付、接種後の状態確認、その他誘導等を行う人員が示されており、町におきましても、これを基本とした人員配置による体制を整備してまいりたいと考えております。

この中で、特に課題となるのが、医師・看護師等の医療スタッフの人員確保で、開業医を中心とする地域の医療機関のみで人員体制を整備することはなかなか難しいため、町では比較的規模の大きな病院にスタッフ派遣についてのご相談をしているところであります。

まだ調整中ではありますが、おおむね派遣を受けていただける方向で進んでおりますので、町内医療機関の先生方と力を合わせ、円滑な集団接種の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ロ、接種を受けない人への差別、偏見などの圧力への対策はどうなっているかに

ついてお答えいたします。

新型コロナワクチンの接種に関しましては、予防接種法上の臨時接種として位置づけられ、妊娠中の方を除く16歳以上の国民には、接種を受ける努力義務がある一方、接種を受けるかどうかは個人の判断によるものとされております。

また、今回のワクチン接種における国の実施要領では、明らかな発熱のある方や、今回のワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方などは、接種が不相当とされているほか、一定の基礎疾患がある方、予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた方や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方などについても、医師が慎重に予防接種の適否を判断する接種要注意者とされております。こうしたことから、接種の対象となる方の中には、予防接種を受けたくても受けられない方もおられることと拝察いたします。

町といたしましても、誤った知識や不確かな情報により、接種を受けない方に対し、不当な差別や偏見等の人権問題が起こることのないよう、こうした点について十分に広報してまいりたいと考えておりますので、住民の皆様のご理解をお願いいたします。

続きまして、ハ、自治体間での接種率競争というような事態はないかについてお答えいたします。

現状では、住民の方への接種が始まっていない段階ですので、何とも申し上げられないところではございますが、新型コロナワクチン予防接種につきましては、法律上の臨時接種とされたので、接種の実績等は、国・県に報告することとなると考えられます。

接種率につきましては、先ほども申し上げましたが、受けたくても受けられない方がいらっしゃることや、最終的に接種は個人の判断によること、また、ワクチンの供給量や人口規模等により接種状況も大きく変わってくることもございますので、接種率が低い自治体に対する国や県からの働きかけなどは想定しにくいと考えておりますが、こうしたことが起こらないよう、機会を捉えて、国・県に対しても要望してまいりたいと考えております。

7番（栗田君） 皆さんと申しますか、普通の方、私も含めて我々が得る情報というのは、マスコミとか、それから政府から出されるもの、いろいろあると思います。それから科学に興味のある方だったら、その科学的な知見を知りたいと、そういうものを学んでいきたいと思うわけですが、その今先ほど言いましたように、日本が100万人当たり5.6、非常に低い値で、それでイギリスについては、その100倍あるとの死者が出ている。

例えばこういう情報も、実はあんまり私は本当かなって信じられないんですよ。どうしてかという、去年の6月に厚生省のほうから、もうとにかく死んだ人全てをPCR検査をしろと。それで末期がんでお亡くなりになった方もPCR検査で陽性と出たら、コロナ死であると。だから12月の議会でも、それはちょっと触れているんですよ。私、フランスの有名なジスカー

ル・デスタン元大統領、94で亡くなったんですが、完全にこれは老衰でしょうというまでコロナ死にしなきゃいけないと。その後、丁寧にPCR検査までやって、死んだ後ね。それ全部を死亡をコロナ死で算入しちゃってこの値なんですよ。

それから、こういうことがあります。今年の1月の22日ですけれども、PCR検査、これは皆さんもよくご存じで、それで前に同僚議員が、このCt値が高過ぎるんじゃないかみたいな話。このCt値というのは、実は人間のDNAは2本鎖ですから、それをほどこいて、そしてその中にあるたった4種類しかないヌクレオチドという物質があるわけです。それで、4つだけでその配列だけで全ての遺伝子は決まるわけですよ。それをほどこいて、それでその2本のそれぞれにそのヌクレオチドをくっつける。そうすると2本できるわけですよ。それをもう一回やると4本、その次にやると8本というふうに、2倍2倍のこれは単純な等比数列になって殖えていくわけですよ。

そのPCR検査というのをその2倍2倍にしていく回数がCt値と通常呼ばれるものですけど、それを今の日本は、45とか46とか、とんでもない数字でやっていて、WHOは、35以上は無意味と言っているわけですよ。

そこで、今年の1月の22日、先ほど言いました1月22日に、初めて厚生省は、その値を35以下にせよという通達が出たわけですね。こちらの保健所のほうにも来ているかと思えますけれども、ただし、もう民間で出来上がったキットでやっている場合には、もうこれも分からないと。要するに数字は分からないわけですよ。

それから、東京都のほうなんかは病床数が非常に圧迫しているということ——逼迫しているということね。2月16日の時点で86.2%の重症者の病床使用率。ところが、これが1週間たった2月23日には32.7%に下がっちゃったわけですよ。どうしてかということ、基準値を変えちゃっているわけですね。その基準値の変え方というのは、ここで煩雑になりますので言いませんけれども、要するにその発表される数字自体が、とてもそのまま信用できるような代物じゃないと。それで、さあ打つ、打たないは、あなたの自由ですよと言われても、私というか、皆さんは困ってしまうわけですよ。

これについては、いろいろほかの数字もあるんですけど、本当に信用できる数字では、これをウォール・ストリート・ジャーナルでやったんですけど、59か国で人口の増減、死亡者数が増えたところ、減ったところを出して、50か国で当然このコロナで死んだ人が増えましたので増えたということになっています。

ところが、残り9か国は、これはほとんどが東アジアでしょうけれども、減少して、その減少幅が一番大きいのが日本なんですよ。つまりここも何年も取って考えてみても、1年間に死ぬ人数が140万人台から130万人台に落ちちゃったというのは日本だけです。

これは、例えば、いつもはやるインフルエンザが、ほとんど死亡者が出さなかったということ

とか、いろいろあると思いますけれども、こういうことをちょっと考えていくと、もしもこういうことで接種しないほうがいいなと決断される方が増えたとしても、私は合理的であり論理的であり、それでも問題ないというか非常に正しい判断かもしれないと。もちろん受けることについては、もう体制はきちっと整っているわけですから、受けていただく人についてはもちろん受けていただく。だけど、おかしい同調圧力で受けないという判断ができないという方は、非常にかわいそうな状況だと思います。なるべく先ほども保健所のセンター長がおっしゃられましたように、そういうことのないように鋭意努力して、県、国のほうに言っていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、ごみ問題についてですね。

私は、市町村の重大な役割の一つとして、ごみの処理をどうするかということはこの2年間ずっと言ってきました。リサイクルというのは物理学・化学、そういう原理から全く無理であるということもずっと言ってきました。

それから、原子レベルとか分子レベルでの組成が物質というものを決めて、それでリサイクルできるもの、できないものは決まるということも訴えてまいりました。それで、前回については、容器包装リサイクル法という法律がある。それが法的根拠となって立ち会いまでやるのはいかなものかと。協力しろと書いてあるのは、確かに協力しろですけれども、立ち会いまで法的な規定の根拠があるかどうかということをして12月の議会で問題にしたわけです。

それで、今回はその点に触れるわけじゃなくて、この坂城町全体として、あと10年後、20年後を見据えて、どのようなごみ処理の形態がいいのか。私は、当然戸別収集なんかは主体になって、これからのごみ問題の課題に取り組むとなると思うんですけども、もちろんそれは町のほうでは、そこは考えていないというのは、それはそれで構わないわけですね。そのこれからの取り組みはどのようにになっているのか。

それから、今、2022年以降になるということになってはいますが、まだ国会には上程されてはいませんけれども、もはや準備作業が進んでいるプラスチックの一括分別回収という、今までバケツとか、それから文房具とか、そういうところに使われたプラスチックについては、それはもう可燃ごみで捨てるというような形だと思えますよね。それを今度は、容器包装と同じように分別して集めるというタイプの法案ができる可能性があるわけですね。それが2022年からぐらいに始まるんじゃないかということが言われておりますので、その一括分別収集、つまりもうプラスチック類全部一緒。こうなったときの町の対策は、どのようなことを今考えているか。その2点についてお伺いします。

町長（山村君） ただいま栗田議員さんから、大演説の後、またご質問を頂きました。ごみ処理問題であります。

質問が2つありまして、イとして、戸別収集等を含めて、これからのごみ問題の課題と取り組

みはどうなっているか。

ロとしまして、今、お話がありました2022年以降予定されているプラスチックの一括分別回収への対策はどうかということで、順次お答えします。

まず、イの戸別収集等を含めて、これからのごみ問題の課題と取り組みということでございますけれども、ちょっと整理しますと、当町のごみ、資源物の処理につきましては、昭和43年に葛尾組合焼却施設への可燃ごみの搬入を開始して以来、昭和54年には現在の焼却炉を建設し、42年が経過しております。

その間、昭和46年に不燃物の収集、平成6年からは可燃ごみの指定袋の導入、平成15年からプラスチック及び紙製の容器包装等の分別収集、平成22年には一般廃棄物処理の有料化を開始し、現在に至っているというところであります。

廃棄物を巡りましては、環境問題や最終処分場の不足など社会問題を招いており、良好な環境を維持し、経済が持続的に発展するためには、廃棄物の適正な処理と限りある資源を繰り返し使用して、環境への負荷を低減する循環型社会の重要性が、さらに強く認識されるようになっております。

廃棄物収集の方法は、各市町村によって様々であります。当町では、葛尾組合を構成する千曲市と歩調を合わせて、各地区にごみ収集所や資源物収集所を設置し、廃棄物処理を行っているというわけであります。

資源物と廃棄物を分別して収集し、限りある資源を効率よく循環させて活用することは、SDGsの目標の大きな一つであります。持続可能な生産消費形態を確保するための取り組みとして推進していく必要があると考えており、引き続き、町民の皆様のご理解とご協力の下、適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の可燃ごみの収集方法として戸別収集はとのことでございます。

住民の皆様の利便性が向上する一方で、収集箇所が現在の131か所から全戸に増えるということに加え、大都市で見られるような通り沿いでの戸別収集となりますと、景観などへの配慮とともに、令和3年10月から焼却場が千曲市屋代のB焼却施設へ移行するということもあり、収集・運搬にかかる時間や人員、さらにコストの大幅な増大を見込まなければならないというところがあります。さらに、収集されるまでの間、プライバシーに係る情報が多く混入している家庭系の廃棄物が、家の前に長時間放置されるということも懸念されるというところがあります。

こうしたことから、町といたしましては、引き続き町民の皆様のご協力をいただく中で、ごみ収集所での収集を行い、収集時間の短縮と費用の抑制につなげてまいりたいと考えております。

また、各地区に資源物常設ステーションを設置した場合には、時間帯や曜日に限定されることが少なくなり、町民の皆様の利便性を向上すると考えるところであります。しかし、資源物が回収されるまでの間、地区の皆様へ管理等の対応をしていただくことが原則となっております。

り、現在以上に地区の皆様のご負担が増えてしまう可能性もあり、管理の面からも設置に課題があるものと考えております。

また一方で、高齢者や核家族化が進み、高齢者のみの世帯も増加するという中で、ごみを収集所に持ち込むことが困難と感じる方が増加していることも予想されているところであります。

現在、収集所へのごみ出しが困難な方は、介護保険サービスにおいては、ごみ出しのみを提供するサービスはありませんが、買物代行や掃除等の生活援助の附帯的なサービスとして行っている例もあり、その件数は年々増えているとお聞きしているところであります。

町といたしましては、現時点においては、町民の皆様のご協力をいただく中で、現在の体制で行っていくことは望ましいと考えておりますが、社会情勢の変化を見つつ、ごみ出し困難な方に係る収集体制などについても、いろいろ先進的な事例なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、（ロ）の2022年以降予定されているプラスチック一括分別回収への対策についてであります。昨年7月、環境省、経済産業省の両省は、プラスチックごみのリサイクル強化策をまとめたところであります。

さきもお話がありましたバケツや洗面器、歯ブラシなど、家庭から出るプラスチック製品を新たにプラスチック資源の分別区分を設けて、一括回収する方針を打ち出し、今通常国会にプラスチック資源循環促進法案を提出し、2022年度の施行を目指すとしております。

本法案の柱としましては、プラスチックを捨てずに一括回収し、リサイクルして循環利用する仕組みの強化であり、もう一つは、小売業者や飲食店などの製品の供給側に、ストローなどの使い捨てプラスチックの使用削減やリサイクルを義務づける内容となっております。

また、メーカーに対して、環境に配慮した設計の基本的事項を整理した指針を示し、業界単位での設計の標準化による製品の設計から提供、リサイクルに至る各段階での対応を促すとされております。

一方で、分別回収を担う我々市町村の制度導入のためのスケジュールや詳しい制度設計は、現時点においては示されていない状況であります。このため、町としまして、具体的な対策についてまだお示しできる段階ではありません。しかしながら、関係機関や環境省が公表している資料を確認するところでは、2022年度の制度の施行を目指すとのことであり、そのために一括回収に関係する各団体等の理解や実施体制など多くの課題を整理していくことが求められる中で、それぞれの市町村の状況に応じて随時導入、対応するような流れになるのではないかと考えているところであります。

いずれにしても、制度の導入には、相応の準備期間が必要でありますので、国の動向を注視し、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

7番（栗田君） ごみ処理という問題については、その私のほうが言っているような原理的な問題、

あるいは科学的な問題、いろいろありますが、法律が決まってしまうと、その法律に従わざるを得ないというのは、町としては当然であるし、国民としてもそうせざるを得ないというのは、当然なんですよ。

それについては、そういう中で、私からすると、サーマルリサイクル、いわゆる燃やして電気発電というようなものがありますから、それもリサイクルとして認めると、これは諸外国では認めないわけですが、そういう何といいますか、法律をうまく上手に利用して、なるべく理想的な形に近づけていこうというのが、私の基本姿勢で。

先ほどで、ちょっと気になったところで、これはあれなんですけれども、私が戸別収集と言っているのは、1軒1軒という意味ではなくて、ある程度の隣近所、まとまりということも二、三軒、あるいは非常に狭い道路もありますから、それは道路のほうに出すとかですね。要するにごみ収集所が増えるというふうにも考えてもらっても、それでいいと思います。完全に1軒1軒は、とても無理だというふうにも私も考えております。

それでは、そのごみ問題については、今回聞かせていただいて、この平衡状態は、こっちが理想を語り、そちらが現実を語るということで、なかなかいい平衡関係だなというふうには思っております。

それでは最後に、教育問題について、ICTの教育についてお尋ねします。

2011年、つまり10年前ですけれども、こういうプロジェクトが立ち上がったんですよ。「ロボットは東大に入れるか」、こういうプロジェクトが2020年まで、10年をかけて行われました。

それで、もちろんその始めたときには、七、八十%のAIの専門家たちが、そんなのは軽いだらうと言っていたところが、実はこのプロジェクトをずっとやっていて、もはや、2016年か17年あたりですかね、もうこれは絶対無理と。可能性は全くないだらうと。これ以上いくら頑張っても無理だということで、実は2020年、去年ですよ。最終年にして、このプロジェクトは、結果として入れるかというプロジェクトですから、結論としては無理だ。

じゃあ、そういうものを阻んでいたものは何かというと、このロボット——ロボットといったって本当に加工があるロボットなわけじゃないですけど、コンピューター上にあるものですが、このロボットに150億文を全部、もちろんコンピューターですから、そんなのすぐ入れることは可能なわけですね。

ところが、その150億文で、皆さんも大学受験をなさった方は、基本英文700選とか、そんなのをやったと思いますが、人間だと700ぐらいの英文を覚えれば、まあ大体の英文は全て分かっちゃうということですが、コンピューターの「東ロボくん」というんですけどね。これは150億文を入れて、それで実験したところ、センター試験の正しい英文を書くという段になると、全く歯が立たなかったと。

それから、国語の長文、英語の長文についても全く駄目。それからイラストを見て、これは何をしようとしているところかというような英語の試験がよくあるわけですね。子どもがいてショートケーキがそこにあって、子どもがいちごを持っていると。そうすると、皆さん、ショートケーキをつくっていちごを乗つけるのかな。あるいはそのショートケーキの上のいちごを取って食べるのかな。ところが、これが全く「東ロボくん」と言うんですけど、全く理解できない。そういう常識の壁とかがあるわけですね。それで、もう10年かけてよく分かったわけです。そのAIにできることと、その限界がですね。

それで、私が今いろいろ考えて、教育について今度は坂城町ではみんなが端末を持てるようになります。それで、その端末を使ってどういうふうに勉強していくかということを考えると、今までの多くの勉強がAI的な思考を行いながらの教育が結構多かったという反省に立って、これからの子ども達はどうなるか。AIのその機械をただガチャガチャ使えるようになるというだけじゃ、とてもそれはAIリテラシーがついたとは言えないわけですね。だからAI的な思考がするだけの子どもをどんどんつくっていったら、それは全部AIに代替されちゃうだろう。その人たちの職はなくなっちゃうだろう。

それで、いろいろ私は考えたんですけども、そのときに、先生のやり方、授業のやり方、いろいろあるんですが、町でできることとしては、どういう教材を子どもに与えれば、AIにはできない思考ができる、あるいは非常に強い読解力が得られるか。そういう点から授業の構成、それから教材の選び方、そういうものを今回一生懸命考えて、授業の進め方とすれば、それはある程度先生たちに任されるものだと思いますが、教材の導入については、どういう教材を使っていくのか、その支援ソフト。私は町の中で、教育委員会、それから小学校、中学校の先生などを含めて独自のものがつくればいいと思うんですけども、それがその辺に売っているというのも変な言い方ですけど、市販のいろいろなのをもう出回っているわけですね。それを使うようにするのか、あるいはもうちょっと独自に頑張ってみようという気持ちがあるのか、その辺をお聞きしたい。そのためにも、口として、ICTの支援員は、前回も言いましたように増員してはどうかと。それを最後に質問したいと思います。

教育長（清水君） 3のICT教育について、順次お答えいたします。

まず、イ、学習支援ソフト等の導入についてであります。GIGAスクール構想推進事業につきましても、大容量の高速通信に対応した情報通信ネットワークの整備、無線通信機器や端末の充電保管庫の設置等が完了し、児童生徒1人1台端末については、先行して導入した坂城中学校への貸与式が、オンラインによる生中継で全校生徒が見守る中、2月15日に役場で行われました。

各小学校についても順次導入され、現在、最終の設定作業や動作確認等が行われており、今月中旬には完了となる見込みでございます。

導入した端末につきましては、文部科学省で紹介されたGIGAスクール構想に係る1人1台端末整備事業において、1台当たりの補助の上限の範囲内で構成された各社、メーカー等で提供される基本パッケージの中から選定いたしました。

選定にあたりましては、坂城町学校職員のICT活用委員会において、複数のパッケージのデモを開催する中で、端末メーカーと通信事業者共同で開発した独自の基本パッケージ（GIGAスクールパック）を選定いたしました。

この基本パッケージには、まなびポケットというクラウド用デジタル教材などが標準で搭載されており、補助対象の範囲内で一定期間の利用が可能であることが、選定の大きな理由の一つでございます。

クラウド用デジタル教材の内容といたしましては、個別学習、映像授業、デジタルドリル、プレゼンテーション作成ツール、プログラミング教材、授業記録や共有ソフトなど、様々な学習支援、授業支援、協働学習支援等に対応したソフトや機能が充実した構成となっております。

来年度につきましては、まずは新しい端末に慣れるところから始め、これらの豊富な機能やデジタル教材について、徐々に活用頻度を高めていく考えであります。1年間使用する中で、教員の意見や要望等を聞きながら、翌年度以降、必要な教材等の整備に努めていきたいと考えております。

続きまして、ロ、ICT支援員の増員は考えているかについてお答えいたします。

GIGAスクール構想推進事業による学習環境は、児童生徒の資質・能力を育成するための授業の改善のために整備されるものであり、ICT機器の活用は、教育の目的を達成するために用いられるものでなくてはならないと考えております。

そのため、来年度からは、小中学校の教育研究の重点をICT教育に置き、坂城町と連携協定を締結する信州大学の先生に、坂城町教育情報化アドバイザーとしてご指導をいただき、ICTを活用した子ども達同士が学び合う授業、学びを止めないためのオンライン授業、確かな情報活用能力の育成等について研究を進めていく予定であります。

信州大学との連携に関連いたしまして、大学院生の皆さんにも、ご自身の研究の一環として、各学校への巡回の折にご協力いただき、様々な面からICT教育を進めるためのご支援をいただく計画となっております。

また、中学校においては、県に申請しておりました学びの改革実践校研究加配が認められる方向となり、来年度からは、中学校をはじめ、3小学校も対象としたICT支援員として、日常的な機器の操作に始まり、授業での活用方法など、きめ細やかな対応をしていくことが可能となる予定でございます。

加えて、来年度からのGIGAスクール構想推進事業の各種情報機器の保守業務と併せまして、各校週1回のICT支援員現地巡回サポートや電話対応サポート、また、授業準備支援・活用事

例紹介などのICT支援業務について、専門業者に委託する予定であり、来年度当初予算に費用を計上させていただいていたところでございます。

町及び町教育委員会、学校職員会では、GIGAスクール構想の実現を目指し、1人1台端末を学習に効果的に活用するため、従来の教育実践にICT教育を組み合わせたハイブリッド型教育を推進し、学習活動の一層の充実を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ってまいりたいと考えております。

7番（栗田君） 今の説明で、一応基本的なソフトとしては入っている、そういうタイプの端末をみんなに渡すということで、それはそれでいいし、あるいはこれから新たなソフトについては、私の要望ですけれども、できる限り町独自のソフトというか、授業、これを1年間やれば、全学年のが取れちゃいますから、次の年からそれを結構使うことができると。みんなで見えてできるということだと思いますけれどもね。

時間ですので、あと2分ですから。今回のコロナ禍で、ワクチンを受けるかどうか、それについて悩まれている方に少しでも情報が提供できればと思って、最初はワクチン接種について、それが正しいかどうかというよりも、これは私の意見は一切入っておりません。今までの数字、そういうものはもう客観的に、あるいは科学的に決まっているものですから、そういうものを科学的な知見を基に自分なりの判断をなさればよろしいと思います。

ごみ問題については、当然10年、20年すれば、一番いい形というのが決まってくると思いますよね。それなんで、もう少し私のほうも気長に粘り強くやっていきたいと思います。

では、私の一般質問は、これで終わらせていただきます。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時02分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

4番 柗津明子さんの質問を許します。

4番（柗津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、DX化、ゼロカーボン社会の実現に向けて。

（イ）今後の計画について。

2020年は新型コロナウイルス一色でした。史上初の緊急事態宣言により、経済活動の停止に始まり学校の一斉休校、東京五輪や善光寺御開帳の延期、春夏の甲子園大会、各地の夏祭りや花火大会の中止など、多くの人が集まるイベントがコロナに振り回されました。中止、延期とされたイベントはたくさんありすぎて数え切れません。その結果、当然のことながら経済活動は停滞し、経済成長率を大きく押し下げ財政収支は悪化しました。世界の経済は、未知のウイルスに対してきわめて弱かったという結果になりました。これからは、新型コロナウイルスによって痛

めつけられた経済や生活をいかに立て直すのが最も重要な課題だと思います。

そこで、お伺いします。町と工業の技術支援の中核施設であるテクノセンター、地域の経済支援団体である商工会との協力体制の現状はどうなっているのでしょうか。

次に、町が目指すDX化と2050ゼロカーボン社会の実現に向けてお聞きします。

その理由は、大きく2つあります。

1つ目に国が目指すものとして、1、デジタル社会の実現、規制改革の中でDXを加速させ、ウイズコロナ、ポストコロナの新しい社会をつくる。2、グリーン社会の実現の中で2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会カーボンニュートラルの実現を目指すとなったこと。

2つ目に、長野県が目指すものとして、1、Society 5.0時代の新たな信州への道しるべとして、長野県DX戦略を策定、2、気候非常事態宣言2050ゼロカーボンへの決意に県内77全市町村が賛同し、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」とすることを宣言したとのこと。

そこで、国、県、町が目指す「DX化」と「2050ゼロカーボン社会」の実現に向け、町内産業のDX推進や脱炭素の研究開発や脱炭素を図る企業への融資など、町はどのような計画を進めているのでしょうか、お伺いします。

町長（山村君） ただいま、称津議員さんからDX化、ゼロカーボン社会の実現に向けてということでご質問をいただきました。

まず初めに、テクノセンターですとか、商工会等の協力体制であります。令和2年初めから猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症は、町内事業所においても未曾有の経済危機をもたらしております。

これまでに体験、経験したことがない事態に、感染を予防するための手洗いや消毒、マスクの着用の徹底とともに、テレワークやオンライン会議の活用などといった新しい対応に迫られてまいりました。

さらに新型コロナウイルスの急激な感染拡大の影響により、受注の減少や部品・材料の調達的大幅な遅れなど、生産調整や雇用調整をしなければならない大変厳しい状況が続いたところであります。

業界により差はございますが、製造業につきましては、9月ごろから全体的に生産量・売上げが戻り始めているところであります。一方、新型コロナウイルスの影響と企業活動の停滞は消費行動にも影響を及ぼし、飲食店や観光、宿泊施設では、来客者が遠のき、未だ厳しい状況が続いております。

このような危機的な状況による様々な課題への対応や事業所支援などを連携して行うため、町と町商工会、さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合による4団体で毎月会議を開き、

情報交換と情報共有を行い対応しているところでもあります。

町商工会におきましては、創業・起業相談や経営相談、国や県、町などの補助金や融資の申請に係る支援などを行っており、工業のみならず商業やサービス業、建設業等の相談にも応じ、対応しているところでもあります。

さかきテクノセンターでは、センター長や産学コーディネーターが中心となって、町内事業所の技術相談や企業訪問を行い、高度先端技術の研究や開発、またコロナ禍においての新分野の開拓など、町内事業所の支援を行っているところでもあります。

また、テクノセンター内には最新の計測機器や試験機器などを整備するとともに、測定員等を配置し、事業所の製品開発等の支援も行っております。

テクノハート坂城協同組合におきましては、町内事業所の人材確保を推進するため、大学生の企業見学会やインターンシップの開催、坂城中学校及び坂城高校の職場体験学習など、事業所の人材確保と学生の就職支援を中心とした事業を行っております。

いずれの団体におきましても、町内事業所の事業継続と地域産業の発展のため様々な支援策を講じており、またそれぞれ連携して取り組みを行っているところでもあります。今後もこれらの団体と連携し、事業所ニーズに合った支援を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、DX化、2050ゼロカーボン社会の実現に向けた町内産業への支援策等についてお答えします。

まず、DX化（デジタル・トランスフォーメーション）についてであります。国におきましては、デジタル社会の実現のため、2018年12月にデジタル・トランスフォーメーションを推進するためのガイドラインを策定しました。

このガイドラインは、DXの実現やその基盤となるITシステムの構築を行っていく上で、経営者が抑えるべき事項を明確にすること、DXの取り組みをチェックする上で活用できるものとするを目的としております。

このDXが進むことで、企業のデジタル化、効率化が図られるとともに、今後の暮らしの利便性が向上し、生活の質の向上にもつながっていくものと考えられるところでもあります。

また、先ほどもお話ありましたが、県におきましても、昨年7月に「長野県DX戦略」をまとめ、Society 5.0時代における地域づくりのためには、デジタル技術とデータを活用して、新たな価値を創出するDXの推進が必要であるとしているところでもあります。

当町におきましては、来年度を初年度とする第6次長期総合計画における共通テーマとして、SDGsとデジタル変革への取り組みを掲げ、全ての分野において2つのテーマを前提とした施策展開を図ってまいりたいと考えております。

また、デジタル化の推進につきましては、これまでも同報系、移動系、双方の防災行政無線の整備や水道メーターを活用した見守りシステム、子育てアプリの導入など、特徴ある取り組みを

進めてまいりました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、学校や中核避難所へのWi-Fiの整備やGIGAスクール構想に基づく機器の整備をはじめ、オンラインを活用したイベントの開催など、デジタル技術を活用した新しい生活様式への対応を図ってきたところであります。

また、町職員のDX化に対する理解を深めるとともに、ともに町の行政におけるデジタル化を進めるため、全職員を対象とした研修会も実施したところであります。さらにこの研修を受け、町のDXを進めるため、「チャレンジSAKAKIDX」として、現在全職員からアイデアを募集しているところであります。

今後、各分野におけるデジタル化の推進に向けて、職員もアイデアを出しながら取り組んでまいりたいと考えております。

一方、ゼロカーボン社会の実現に向けましては、CO₂の排出を削減し、地球温暖化を抑制するため、昨年10月に国は2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したところであります。その中で、2050年までに温室ガスの国全体での排出を実質ゼロにするよう積極的に温暖化対策を行い、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげていくこととしているところであります。

県におきましても、令和元年の気候非常事態宣言や長野県脱炭素社会づくり条例の制定により、ゼロカーボンの実現に向けた取り組みを進めていくこととしております。

また、町におきましては、これまでもスマートタウン構想事業の一環として、役場庁舎へのバイオマスボイラーの設置や太陽光発電、蓄電設備の導入などを進めるとともに、一昨年の台風災害を教訓に、今年度は村上小学校への蓄電池設備、来年度は坂城小学校への太陽光発電パネル並びに蓄電池設備の整備など、計画的に進めているところであります。

ご質問のありましたDX化、ゼロカーボン社会に向けた取り組みは、双方とも行政だけでなし得るものではなく、住民の皆様や企業の皆様の取り組みが大変重要な点であると考えております。

まずはそれぞれの取り組みについて広く周知するため、講演会やセミナーなどにより、知識を深める機会を設け、町内事業所の今後の活動に取り入れていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、町商工会及びさかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合とも連携し、町内事業者からのニーズも伺うとともに、国、県等の支援策の動向を注視しながら、町内産業におけるDX化、ゼロカーボン化の推進に向けた支援策等について研究してまいりたいと考えております。

4番（柗津さん） 町長よりご答弁いただきました。

テクノセンターは、坂城町がさらなる発展をするために創造的人材の育成、高度先端技術の研究開発及び新分野開拓などを積極的に展開する必要があり、そこで技術開発の支援、人材育成、企業間交流、情報提供などを行うために設立された施設です。そのため、坂城町の工業の全ては

テクノセンターから始まっていると言ってもよいほど、坂城町にとって重要です。

私はテクノセンターについて商工農林課の工業部門の出先機関のような扱いにし、職員を早いうちに派遣し、DX化や2050ゼロカーボン、そして坂城町のこれからの工業について、多くの方々とともに学び、その学びが役立つ組織づくりが必要だと感じていますので、ぜひご検討ください。

商工会は地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う地域の経済団体です。今まで以上に積極的に活動できる支援、環境づくりが必要不可欠だと思いますので、ご支援とご協力をお願いしたいと思います。

現在、主要外部団体には役場職員のOBの方々がそれぞれの施設の重要ポストについていらっしゃいます。今だからこそ、そのOBの方々の力をお借りし、坂城町を支える外部団体としてどれだけ連携が強固にできるかが、今後の坂城町の強靱な土台ができるといっても過言ではないと思います。ぜひ縦割りを見直し、アメーバ式または横の連携強化を図っていただきたいと思います。

次に、2、稼げるまちづくりについて。

(イ) 駅周辺整備について。

稼げるまちづくりとして、地方創生、地域活性化をするためにどうすることが一番よいのか模索していました。

このコロナ禍で一般化してきたオンラインセミナーや会議、研修、在宅ワークが増え、有料、無料を問わず数多くのセミナーにも出席することができました。本来ならば視察に行かなければ聞くことができない話など、本当に勉強になりました。その中で一番参考になった町が、宮崎県児湯郡新富町です。財政難を背景に、2017年4月に新富町が旧観光協会を法人化して設立し、町の特産品で稼いで地域の教育に再投資する地域商社「こゆ財団」を立ち上げました。国の地方創生優良事例に選出された地域商社でもあります。ビジョンは、世界一チャレンジしやすい町、ミッションは強い地域経済をつくるです。私は新富町のような特産品の販売で得た利益を起業家育成に投資し、持続可能な強い地域経済をつくりだすことが今後重要だと思います。

そこでお伺いします。まちづくり坂城株式会社、ステキさかき観光協会、坂城駅前観光案内所の協力体制の現状はどのようになっているのでしょうか。

次に、坂城町の観光は駅前観光案内所を拠点とし、戦国時代武田信玄に二度勝利したことで知られる村上義清の居城であった葛尾城跡、武田信玄が社領を寄進して再興した坂城神社、村上義清に代表される村上氏代々の菩提寺である満泉寺、村上義清と北国街道坂木宿に関する資料展示のある坂木宿ふるさと歴史館、日本が世界に誇る日本刀の世界を見ることができると展示館、全国で唯一環状土器祭祀が発掘された青木下遺跡からの出土品が展示されている文化財センター、昭和、平成を駆け抜けた169系電車など、多数が存在しています。

このようなすばらしい施設を知っていただくために、例えばそれぞれ点在する施設とバラ公園や湯さん館などを線で結び、東御市で運行されている環境にやさしいグリーンスローモビリティという電気自動車などで周遊するような観光の取り組みが必要かと思えます。昨年には鉄の展示館西側の用地を取得しましたし、いよいよ本格的な駅周辺活性化へ向けた議論を進めていかなければなりません。

そこで、今後駅周辺活性化に向けた町の考えはどのようなものでしょうか、お伺いします。

商工農林課長（竹内君） 2、稼げるまちづくりについてお答えいたします。

坂城駅周辺の中心市街地は町を代表する観光施設、観光資源が多く点在しており、来町した観光客がゆっくりと周遊をして町内を楽しんでいただいております。また、多くの方にお越しいただいている町民まつりや坂城駅前葡萄酒祭、ふーど市といったイベントの多くは駅周辺で開催され、公共交通機関を利用しても参加しやすい場所となっております。

さて、まちづくり坂城、ステキさかき観光協会、坂城駅前観光案内所の協力体制につきましては、まちづくり坂城及び坂城駅前観光案内所業務を町から委託されている信州観光バスが、ステキさかき観光協会の会員となっており、観光協会によるPR活動やイベントの開催、情報共有、発信など連携して取り組んでおります。

それぞれの事業といたしましても、まちづくり坂城では町内外から多くの方が来館される鉄の展示館の受付、管理業務を行う傍ら、鐵のほそ道において、観光客などに町の特産品やねずこんグッズの販売、またねずこんグッズの新商品の開発などを積極的に行い、地域の活性化に貢献しております。

ステキさかき観光協会では、県内外の様々なイベントに参加して、町のPRやイベントの宣伝、特産品の紹介、ホームページからの情報発信などを行い、坂城に興味を持ち、お越しいただけるよう努めております。坂城駅前観光案内所は坂城駅前の広場沿いにあり、地の利を生かした観光案内及びレンタサイクルの貸出しなど、町内観光地のPRや説明のほか、町に訪れた方に飲食店等の情報提供も行っております。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により観光客が激減し、また、ばら祭りや町民まつりなど、毎年多くの方にお越しいただいているイベントが中止となり残念でございました。今後、新型コロナウイルス感染症が終息した後は、今まで以上に多くの方にお越しいただき坂城を知り、楽しんでいただけるよう準備を整え、観光客の皆さんをお出迎えしたいと考えております。

次に、今後の駅周辺の活性化に向けての町の考えについてお答えいたします。

坂城駅周辺の中心市街地は、歴史、文化、商業、交流の場として多くの施設や観光資源などがあり、それらを工夫して活用することで多くの方を町へ呼び込み、にぎわいの創出や地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

来年度、坂城高校の新たな取り組みとして、筑波大学との高大連携事業が計画されております。

この事業はデータ分析に基づいた社会問題の解決などの手法を学ぶ筑波大学の学生が当町を訪れ、坂城高校の生徒と共同してグループワークやフィールドワークを通して、まちづくりに係るテーマを設定し、ワークショップを行うという取り組みでございますが、駅周辺の活性化などについて、若者目線によるアイデアをいただければと期待しているところでございます。

また、駅前には、全国から鉄道ファンが集まる169系電車が静態保存され、文化財センターには全国的にも珍しい青木下遺跡の出土品などが常時展示され、商業インキュベータ施設であるけやき横丁では、休日には町外からも買い物客が訪れております。

また人間国宝、故宮入行平刀匠を顕彰し、日本刀文化の魅力を発信する鉄の展示館では大勢の方に来館をいただけるよう様々な展示会を開催しております。令和2年度は新型コロナの影響で、来館者数は前年度より減少いたしました。例年は県内外から刀の愛好家や刀剣女子といった方々にもお越しいただいております。

また、ばら祭りの期間中には、鉄の展示館の割引券を配布したり、スタンプラリーを実施して、町内のほかの施設や店舗などに足を運んでいただけるよう取り組んでおりますが、引き続き、町なかを回遊いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

昨年におきましては、新たな商業、観光拠点となる鉄の展示館西側の土地を取得いたしました。今後、この土地の利活用方法を地域の皆さんのご意見も伺いながら検討してまいりますが、坂城駅周辺の観光、商業、地域コミュニティ施設の中心に位置していることから、各施設等を有機的に結ぶ、回遊性も高く、観光と商機能の充実や駐車スペースの確保、また町なかにおける公園、緑地といった憩いの広場など、多様な活用が考えられる場所でございます。大勢の人が行き交い、集まる魅力ある中心市街地として、環境を整え、にぎわいによる波及効果で地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

4番（柗津さん） 私はまちづくりというものは、行政が行うものではないと思いますし、官主導ではなく民間主導にしていく必要があるかと強く思います。地域創生に必要なものは「おカネそのもの」ではなく、「おカネを継続的に生み出す」仕組みです。地域で資金を回し続けるエンジンをつくり出すことには、町としてどのような下支えができるのか、民間主導になるために町はどのようなサポートができるのかを追求してほしいです。

少し前に自民党の石破氏が、「地方創生とは地域の人たちとの連携が全て、一番だめなことはやりっぱなしな行政、頼りっぱなしの民間、無関心な住民のセットだ」とおっしゃっていました。ぜひ、それぞれが自分事として取り組み、町を挙げて起業家を育成し、移住者を増加させ新しい産業を創出していきましょう。

次に、3、新規創業を促すために。

(イ) 新規創業に対する支援について。

先日、友人が坂城町で創業したいという話があり、坂城町にはどんな創業支援や新規創業に対

する融資制度があるのかを調べました。コロナ関連や坂城町U I J ターン就業創業移住支援などは見つかりましたが、新規創業者への補助金、支援金、融資制度は見つかりませんでした。見つけにくさや分かりにくさや疑問に思ったことがありましたのでお伺いします。

現在、町としての創業支援や新規創業に対する融資制度は、現在どのようなものがありますか。そして、過去5年間の利用実績はどのようになっていますか。

次に、(ロ)さらなる支援について。

今後、さらなる支援の一つとして、産業競争力強化法があります。我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるため、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一時的に進めるための法律です。

産業競争力強化法において、市区町村が民間の地域金融機関、NPO法人、商工会議所、商工会などと連携し、ワンストップの相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援及び創業機運の醸成を実施する創業支援等事業計画について、国が各市町村を認定することとしています。

令和2年12月現在、中小企業庁の創業支援策の認定を受けている全国の自治体1,741市町村中1,460市町村、約84%が認定を受けています。そこで、より創業しやすい体制をつくるために産業競争力強化法に基づく国の創業支援等事業計画の認定を受け、より一層の支援を図ったらどうでしょうか、お伺いします。

商工農林課長（竹内君） 3、新規創業を促すためにについてお答えをいたします。

最初に、(イ)の新規創業に対する支援についてであります。町内で新たに事業を始めようとする方が、より創業をしやすく、また継続した事業が行えるよう様々な支援策を講じてまいりました。

まず、活動拠点に係る支援であります。工業系の創業支援施設であるB. I プラザさかきは、平成14年から新規に創業される方や新分野へ進出しようとする企業及び個人に、事務所などの貸付や技術、研究開発、企業経営などのサポートを行うため設置しております。

B. I プラザの利用状況といたしましては、11の貸部屋のうち、現在7部屋に企業や団体が入居しております。また、商業系の創業支援施設であるけやき横丁は、平成16年から新しく商業での創業をされる方を支援するため整備されたものでございます。利用状況といたしましては、5部屋のうち、現在3部屋に事業者が入居されているところでございます。

資金面での支援としましては、創業者が資金調達をするための支援として、平成29年度にクラウドファンディング活用支援補助金を創設いたしました。これは町内で新商品開発や企業化、需要の開拓など、新たな事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るためクラウドファンディングを活用して事業を行う創業者及び中小企業者を支援するものであります。

補助対象経費は、クラウドファンディング仲介事業者に支払う手数料としており、過去5年間

の実績は平成29年度の1件でございます。

次に、商業店舗リフォーム補助金は、商業の活力とにぎわいを創出し、町内の経済の活性化を図るため、商業店舗におけるリフォーム工事費用の一部を補助するものであります。空き家や空き店舗などを利用して、町内で新たに商業店舗を出店する法人、または個人事業主を対象としております。

補助対象経費は、リフォームに係る費用とし、補助率は3分の2以内で上限を50万円としており、過去5年間の実績は平成28年度から平成30年度の3年間で、各1件の計3件でございます。

次に、さかきブランド事業補助金であります。当町を広く内外にPRできる地域資源を活用した商品の開発や商品化するための設備投資を行う場合、上限20万円で補助対象経費の2分の1を補助しております。創業5年以内の事業者の利用も多くございまして、創業支援としての利用実績は、平成28年度は4件、29年度は2件、平成30年度は5件、令和元年度は3件、令和2年度も3件の実績でございます。

続きまして、新規創業に対する融資制度といたしましては、町の制度資金に25歳以上の方で同一事業所に5年以上勤務し、同一の業種で創業しようとした場合に利用できる独立開業資金が整備されております。過去5年間での利用はございませんでした。

また、県の創業支援向けの制度資金では、過去5年間で19件の町内新規事業所の利用がございました。この制度資金に係る保証料の5分の2を町が補給し、創業者に係る負担軽減を行っております。今後も既存の創業支援策を継続してまいりたいと考えておりますが、創業しやすい環境、また資金調達における支援など、事業所支援を行う機関とも協議し検討してまいりたいと考えております。

続いて、(ロ)さらなる支援についてお答えをいたします。

平成25年に策定された産業競争力強化法は、日本再興戦略を確実に実行し、日本経済の再生と産業の中長期にわたる低迷の状態から脱却させるとともに、産業競争力を強化することを目的に制定されております。この法の中で、地域における創業を促進する市町村が創業支援等事業計画を策定し取り組みを行う場合、国がサポートする制度が設けられました。

この創業支援計画にはワンストップ窓口の設置や創業のためのセミナーや勉強会の実施、経営、金融支援及び相談、また産学官連携などを盛り込んだ計画にすることとしております。

創業支援計画の策定につきましては、現行の町の補助、支援金制度や融資制度の活用、町商工会やさかきテクノセンターなど、支援機関と連携した経営相談や技術支援など、幅広く創業に係る支援を実施していることから必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

4番(柗津さん) 担当課長よりご答弁いただきました。

戦前に誘致した東京からの疎開工場がその後の坂城町の工業の礎となり、平成に入り数多くの

厳しい状況を打開し、現在では世界市場における活躍する企業が増えてきました。坂城町の技術者にはそれぞれの時代において、顧客のニーズに合わせた柔軟な製品開発と新たなものづくりを実現させていこうという強い志があるのだと思います。今後、より一層の飛躍する町にするためには、創業支援は非常に重要なことだと思います。坂城町、テクノセンター、商工会、テクノハート坂城との連携をより一層密にし、創業しやすい環境をつくっていただきたいと思います。私は坂城町を長野県一創業しやすい町にしたいと願っています。

まとめとしまして、今の世の中はいろいろな情報が瞬時に手に入り、大変便利になりました。世界のニュースも一瞬。これがほしいと思えば検索しぱちっとすれば次の日にはほしい物が届く。テクノロジーのおかげでどんどん便利になりました。そして、どんどん幸せになってきた部分もあります。

しかし、改めて世界は幸せかと聞いてみると、全然幸せになっていない。差別とかジェンダーギャップとかなくなりましたかといえなくなかない。貧困はなくなりましたかといえなくなっていない。みんな笑顔かといったら笑顔でもない。だからまだまだ世界は幸せにならないといけな。本気でそこにしっかりと向き合わなければいけないと思います。出口の見えないトンネルの中にいるような不安な毎日ですが、これからはできない理由を探し正当化しようとせず、どうやったらできるのかを論じ行動するのみだと思います。

最後に、ウイズコロナがずっと続き町民の方との接点が限られる中、町民の要望や声を聞くのは各地区の区長さん、区議員さん、民生委員の方々に十分なのではないか、ならばなぜ議員が必要なのかなど、この1年間議員とは何かをずっと自問してきました。まだまだ模索中ですが、常になぜを追求し、新しい日常における首長、議員と職員、住民の関係をしっかり考え、課題を因数分解しながら愚直に町民の方と向き合っていきたいと思います。

以上で、私の一般質問は終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時06分～再開 午後 2時16分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、8番 玉川清史君の質問を許します。

8番（玉川君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

初めに、1、少人数学級の実現に向けて。

（イ）コロナ禍における学校の状況は。

1、1年間の学習、行事及び児童・生徒、教員の状況についてです。

2019年の12月、中国で原因不明の肺炎患者が確認され、2020年1月に神奈川県で国内初の感染者を発表。水際対策として外国人の入国拒否やダイヤモンド・プリンセス号の集団感

染が起こる中、2月13日には初の死者を確認しました。2月27日安倍前首相が全国の学校に3月2日から春休みまでの突然の臨時休業を要請し、学校現場を混乱させました。さらに状況は悪化し、県による4月9日から2週間の感染対策強化期間の取組強化の呼びかけを受け、4月10日から町内小中学校の一斉臨時休業、その後緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、学校が再開されたのは5月25日となりました。

同僚議員も定例会ごとにそのときどきの状況について同様の質問をしています。児童生徒の学習と生活の不安軽減のために、町として様々な取り組みをされてきましたが、この1年間の学校の状況について、学習行事の面、児童生徒、そして教員の状況について伺います。

(ロ)として、新年度に向けての取り組みは。

1、様々な取り組みをしてきたこの1年の経験を踏まえて、新年度に向けての取り組みは。コロナ感染症の波が第3波までになり、首都圏の緊急事態宣言が年明けから今月まで続いている状況であります。学習については、コロナ対策を経験し、家庭学習やオンライン学習など、新たな学習方法が普通になっていくものと考えられています。当町でもGIGAスクール構想推進事業により、生徒児童1人に1台端末の配置がされました。しかし、新たな学習方法や生活指導の面において、子ども達への課題の内容やその量などに先生は苦慮したり、各家庭の環境や個人の取り組み方などの違いから、配付された課題の進み具合や生活のリズムの面でも個人差が多く見られたなどの課題があったと以前の定例会でも答弁をされています。新年度に向けてどのような改善点や取り組みがあるのでしょうか。

(ハ)として、少人数学級についての町の考えは。

1、現状のクラス児童生徒数と来年、再来年度の入学予定者数、これは何人でしょうか。

2として、国が35人学級の方針を出しました。さらなる少人数学級を進めることについての町の考えはどうでしょう。

現在、国は1クラス40人を児童生徒数の上限としていますが、長野県では独自に1クラス35人として教員数を計算し配置しています。少人数学級が望まれる理由は、新型コロナウイルス感染防止対策として密を避けることができること。先生の仕事量が相対的に減ることで、肉体的、精神的に余裕が得られるようになって、学習の質や効率も向上すること。学習以外の部分でも生徒、児童の態度、様子に注意が行き届いて、変化にいち早く対応することができるようになることなどが挙げられると考えます。国が35人とすることをきっかけとして、さらなる少人数クラスも考えてほしいと思いますが、町の考えはどうでしょう。

以上、1、少人数学級実現について、1回目の質問とします。

教育長（清水君） 1、少人数学級実現に向けて、順次お答えいたします。

まず、(イ) コロナ禍における学校の状況はについてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校における臨時休業は、昨年3月2日から

春休みを挟んで延長を繰り返し、5月25日からの準備登校などを経て、ようやく6月1日の通常授業再開となりました。約3か月という非常に長期間の休業を余儀なくされ、コロナ禍における生活になってから早いもので1年が経過いたしました。この間これまで経験したことがない非常事態が続き、学校生活も大きく様変わりしたところでございます。

まず、臨時休業中の対応といたしましては、各学校からのプリントを中心とした課題のほか、インターネット環境を活用した学習支援として、教科書会社や文部科学省、県教育委員会のホームページなどのコンテンツを紹介するとともに、学校職員会、学年会、教科会におきましては、無料版の個別学習支援システムの周知、提供などの対策を行ってまいりました。

新年度が始まってすぐに休業に入ってしまったこともあり、まだ新学期の授業を行っていない状況の中、教員は子ども達への課題作成の際に内容やその量などに大変苦慮いたしました。

また、各家庭の環境や個人の取り組み方などの違いから、配付された課題の進み具合や生活のリズム面に個人差が多く見られたことから、生活のリズムを整えるために5月11日から22日までは防災行政無線の戸別受信機を活用し、朝の学校長などの挨拶から始まり、午前9時、10時、11時、そして午後1時の計4回、学校と同様のチャイムの放送を行いました。また、中学校につきましては、5月11日から受験生である3年生を中心に双方向のオンライン授業を実施するなど、様々な工夫により家庭学習を行ってまいりました。

学習面での遅れが心配される一方で、家庭環境や子ども達の心のケアなども懸念されたことから、早い段階から家庭訪問を行うなど、ご家庭の様子をお聞きする中で教育相談、健康相談等、個別対応を実施するとともに、必要な子どもやご家庭には教育・心理カウンセラーによるカウンセリングを行うなどの対応を図ってまいりました。

そのような中、長かった臨時休業が明け5月25日から学校が再開されましたが、3密を避けるため、行列ができる給食コンテナ室や保健室前の廊下へは足形シールを配置し、人数の多い学級は空間の広いパソコン教室、会議室などを新たな教室として学校生活を開始いたしました。

また、文部科学省から示されている学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づいた感染症対策を実施し、給食も今までのグループごと席を向き合わせての会食から、一人一人前向きの無言状態での会食に変えて対応しているところであります。

学校の新しい生活様式に基づく感染症対策により、玄関前での健康観察や教室の消毒など、教員の毎日の仕事量はかなり増えましたが、教員の授業以外の諸業務を補助的に行うスクールサポートスタッフの配置や地域ボランティアの皆様のおかげにより、負担の軽減も図ることができたところであります。

大きな課題であった学習の遅れにつきましては、授業時数を確保するため、各学校において授業計画の立て直しを図り、夏休みの2週間の短縮や学校行事等の見直しを行ってまいりました。

2学期におきましては、連日最高気温が30度を超える8月でもあり、幸い前年度に普通教室へのエアコン設置が完了していましたので、エアコンを使用し換気を行いながら授業を進めることができました。

また、不足した授業時数を補うための補習等を行う学習指導員の配置といった文部科学省の追加支援を積極的に活用し、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保できるよう様々な対策を行ってまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染状況が刻々と変化する中で、インフルエンザによる学級閉鎖が全くなく、児童生徒や保護者などのご協力や学校現場における取り組みの甲斐もあり教育課程は順調に進み、学習進捗についてはほぼ回復が図られたところでございます。

一方で学習進捗を気にするあまり、学習の詰め込みになりがちであるところ、児童生徒が楽しみにしていた遠足や社会科見学、研修旅行、運動会などの様々な学校行事につきましては、できる限り中止ではなく学年や学級で分かれて密を避けたりオンラインを活用するなど、工夫をする中で行ってまいったところであります。

未だ終息に向けた取り組みの最中であり、現在も各学校においては文部科学省の衛生管理マニュアルに基づき、児童生徒や保護者の皆様のご理解とご協力、また地域のボランティアや教職員など関係者の方々の尽力により、コロナ禍における学校生活を徹底している状況でございます。

続いて、(ロ) 新年度へ向けての取り組みはについて、お答えいたします。

日本においても、新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息はまだ見えておりません。

子ども達の生命を最優先し、新年度においても学校生活におきましては、今年度の取り組みを踏まえ、引き続き感染症対策を徹底してまいりたいと考えており、マスクの着用及び手洗い、教室の消毒など基本的な衛生管理のほか、3密を避ける場や行動の位置づけ、感染レベルにおける教科指導や部活動指導を行ってまいります。

学習につきましては、昨年度当初に長期間にわたる一斉臨時休業があり、授業がしばらく止まってしまったわけですが、12月に文部科学省から出された最新のマニュアルでは、地域一斉の臨時休業は当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合にとるべき措置であり、学校のみを休業とすることは学びの保障や心身への影響の観点から、避けるべきとされているところであります。

感染者が出た場合は、調査や消毒作業が済むまでの間、感染の範囲に応じて学級や学年ごと、または学校ごとに臨時休業をするといった対応になりますので、昨年のような長期間にわたる一斉の臨時休業は行われないと考えているところであります。

万が一、長期間にわたる臨時休業が必要になった場合におきましては、今年度の経験を踏まえ、GIGAスクール構想により整備した環境を生かす中で、オンラインによる一斉の遠隔授業や動

画配信などにより、個人の学習格差をなくし、一定の学習進度を図るとともに双方向による家庭との連絡、健康観察、教育相談などを行い、つながりや心身の健康を保っていきたいと考えております。

続いて、(ハ) 少人数学級について町の考えはについてお答えいたします。

まず現状のクラス児童数、生徒数と来年、再来年度の入学予定者数についてお答えします。

令和3年3月3日時点での南条小学校のクラス児童数は、1学年が2クラスで各21人、2学年が2クラスで各21人、3学年が2クラスで21人と20人、4学年が2クラスで各23人、5学年が2クラスで23人と24人、6学年が2クラスで27人と28人、特別支援学級が3クラスで8人、6人、2人でございます。

坂城小学校のクラス児童数は、1学年が1クラスで23人、2学年が1クラスで30人、3学年が2クラスで18人と19人、4学年が2クラスで18人と20人、5学年が1クラスで22人、6学年が1クラスで35人、特別支援学級が3クラスで、4人、5人、6人でございます。

村上小学校のクラス児童数は、1学年が1クラスで29人、2学年が1クラスで19人、3学年が1クラスで25人、4学年が1クラスで24人、5学年が1クラスで23人、6学年が1クラスで28人、特別支援学級が3クラスで4人、7人、5人でございます。

そして、現時点における来年度の小学校入学予定者は97人で、再来年度は90人の見込みでございます。

続いて、国が35人の方針を出し、さらなる少人数学級を進めることについての町の考えはとのご質問でございますが、公立小中学校の1クラス児童生徒数の上限については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律で、標準が定められているところであります。

ご質問にもありましたが、その一部を改正する法律案が今年の2月に閣議決定され、今まで小学校2学年から中学3学年までのクラスの児童生徒数40人であった定数を小学校について令和3年度から5年かけて1クラスあたり35人に引き下げることとなりました。

約40年ぶりの引下げであります。新型コロナウイルスの感染拡大防止として、3密を避けるために定数の引下げが必要とされたことが改正の追い風にもなったと考えるところであります。

しかし、長野県におきましては、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うことにより、学習習慣、生活習慣の確立と基礎学力の定着を図ることを目的に、信州少人数教育推進事業として県の予算で学級や学習集団の規模を引き下げる教員配置を平成14年度から段階的に行っており、各学校で該当する学年について活用しているところでございます。

事業内容としましては、クラスの平均児童数が35人を超える学年に学級数の増加に伴う教員を配置する30人規模学級編成のほか、小学校1、2学年には複数教員による支援、TT指導の

ため、平均児童数が30人を超える学級数に応じて教員を配置する学習習慣形成支援や3学年から6学年について習熟度に差が生じやすい教科で、30人以下の学習集団が編成できるよう教員を配置する少人数学習集団編成などがございます。

現在この事業により、各小学校に加配の教員が配置され、3つの小学校全ての学級が35人以下の学級編制になっております。加えて町といたしましても、児童生徒支援員として、各小学校に3人ずつの配置を継続的に行うなどの対応をしているところでもあります。こうした30人規模学級編制によって、よりきめ細かな児童生徒への対応が図られ、個に寄り添った学習指導が図られたなどの具体的な成果も挙げられております。

町としましては、教育関係の諸団体と連携しながら毎年事業の継続を県に要望するとともに、学級定数の引下げを県から国へ要望するようお願いしてまいりました。幸いこの事業は拡大しながら18年継続されております。今後、35人以下の学級が国の施策として拡大していく中で、県においてはさらに体制を充実させていただけるよう、町としましては教育関係の諸団体と連携しながら要望してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 教育長より丁寧な説明いただきました。

休業の当初は、生徒児童、教職員ともに戸惑って不安も見られましたけれども、1年過ぎて遅れていた学習も夏休み等を短縮させるなどして取り戻した。支援員さんやスクールサポーターさんのご協力で感染予防を通常とする新しい生活も進んでいるというお答えでした。学習以外の行事も工夫をして、できるだけ子ども達楽しく学校生活を過ごせるようにということもされたそうです。

これで再質問なんですけど、授業の様子で先生の仕事量についてなんですけれども、30人超えている学級というのは坂城小学校で35名ということですが、これについて先ほどの説明では大きな教室に子ども達をということで対応されたということですが、また先生については仕事量が当然プリントとか課題作成で増えているということなんですけど、それについて先生の体調が崩れたとか、それが原因でお休みになっちゃったとか、そういったことはありませんでしたでしょうか。

それと一つ、最近見た新聞に気になる記事がありまして、子どもの精神的な変化についてということで、昨年11月から12月に国立成育医療研究センターというところが「コロナ×子どもアンケート」という調査をしまして、子どもの924人、保護者3,705人の回答をまとめた記事でした。子どもに心の状態に尋ねたところ、小学校4年生から6年生の15%、中学生の24%に中等以上のうつ症状が見られた。高校生を含んだ子ども全体の17%が自ら自分を傷つける自傷行為を経験し、24%が自傷行為や死への欲求を感じたという深刻なものでした。

このアンケートの担当者のお話では、直接当事者に合せてこの結果の原因を明らかにすることはコロナの影響でできてはいないようなんですけれども、この1か月で悩んだことはどの問いには

50%が勉強と答えており、休業に伴うカリキュラムの変更等により、授業の進行が速い、宿題が多い、休みが少なく疲れるとの意見があつて、勉強の悩みにコロナの影響があるのではないかと分析をしています。

こういった記事を見て、この当町では特にお子さんの変化が見られないというようなお答えもあったようですが、アンケートについては実施されたのでしょうか。またアンケートでは表れないようなことも考えられると思いますので、子どもが自分の気持ちを自由に表現できるように工夫して、しっかりと受け止めていくような体制についての町のお考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

まず1つ目といたしまして、30人を超える学級等に対する対応と先生の状況についてということでございますが、先ほど教育長からも答弁ありましたが、人数が多い学級については広い会議室など、新たな教室として学校生活を開始したという状況でございます。

また、教員の支援といたしましては、学校の新しい生活様式に基づく感染症対策によりまして教員の毎日の仕事量が増えてきたと、これを補うためにスクールサポートスタッフの配置や文部科学省の追加支援、こちら積極的に活用しまして、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保できるように学習指導員1名配置するなど、様々な対策を行ってまいりました。このようなことを行う中で、体調を崩されたという教員はいなかったという状況でございます。

2点目といたしまして、心のケアについてでございます。

各校、先ほどこちらも申し上げさせていただきましたが、休業中から心のケアといったところに努めまして、相談登校といったようなことも実施してまいりました。学校再開後におきましても、教育心理カウンセラー中心に相談業務、特に児童生徒、そして保護者の方からの相談業務にも応じてきたところでございます。

また、各学校とも早い段階から個別対応ができるよう各家庭から学校生活アンケート、保護者アンケートを実施する中で状況の把握に努めてまいりました。今後につきましても、さらに細かに状況を把握できますようにアンケート調査等を行ってまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 続きまして、（ロ）の新年度への取り組み。

1の新年度への取り組みについてということですが、これについてはいろいろな今までの経験を踏まえたということで、業者の支援も受けながら、まずはICT教育に力点を置いて、子ども一人一人に対応する学習を進めていかれると、さらに子ども達の心身の健康も十分に考えていかれるというお答えでした。

続きまして、（ハ）の少人数学級についての町の考えについては、少人数ということでもって、生徒数伺ったんですが、この動き、現在と将来の数を考えても急激に増えたり減ったりするようなことはないというようなことでもってよろしいのかと思いました。

それで、国の施策についてと県の補助についてですが、これについても引き続き30人学級に対しての要望を諸団体と一緒にあって要望していただけるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

全く基本的なことで申し訳ないんですけども、加配の職員さんについてのこの方の業務内容については先ほどおっしゃっていただいたんですが、この方を雇用するための費用についてはどこから出ているのかというところを一つ確認させていただきたいと思ひます。お願ひします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

県費の加配の教員及び町費の支援員等、業務内容と採用方法、給与の負担等についてということでお答えさせていただきたいと思ひます。諸学校における県事業による教員加配事業につきまして、こちらにつきましては、県の教育委員会の任命で費用負担も県となっております。

さらにその県の加配事業に加えて行っております町の支援員の配置、こちらにつきましては町の任命で町の費用負担となっております。

8番（玉川君） 最後に、この学級を増やしたり先生や支援員を増員することには財源の問題があるということは十分分かるんですが、教育というのは未来への投資であるということを忘れずに考えていっていくべきです。

しかもこれからはコロナ対策やICT教育など、加配教員、支援員、スクールサポーターの補助が欠かせなくなってくるでしょうし、特に国が35人の方針を出した今、先生の負担を減らし、また正規職員として安定な身分を保障することで、より一層質の高い教育、これを子ども達に贈ることができるのではないのでしょうか。

また対応とすれば、先ほどの正規の職員増員や科目によりクラスを2つに分けたり、正規職員の増員ができるまでは加配の教員を配置するということなどについてあると思うんですが、最後ですから、この子育て日本一を目指す町長のお考えを一つ伺っていきたくと思ひますが、お願ひします。

町長（山村君） こっちへ回ってくるかなと思ひて待つておりました。

今、教育長と課長からご説明申し上げました。坂城町では非常に意欲的に取り組みをしております。コロナ禍の中でも教育委員会だけではなくて、学校の先生方が非常に斬新な取り組みをしていただいて、本当に感銘を受けております。

昨年の学校が閉鎖になったときにも、私、坂城中学校へ見に行ったことがあるんですけども、坂城中学校からオンラインで各家庭に教育を実施しておりました。また各家庭でWi-Fiがないお子さんについても、体育館にWi-Fi環境を備えて体育館で見させていただいたりという授業をやっていただきまして、もの凄ひ関心しましたのは、いろんな工夫で授業をやっておられるなということと、普段不登校で学校に行きにくい子ども達が学校閉鎖中に学校に来て勉強していたと、これも僕にとっては衝撃的なことでした。ですからいろんなお子さんのニーズに合った教育

ができるかなというふうに思っております。

明日、3月9日なんですけども、坂城中学校で本来金沢へ研修旅行、いわば修学旅行へ行く予定だったんですけども、コロナで行けないということで、実は明日バーチャル研修旅行というのを予定しております、Zoomで金沢の市街を見る。それから金沢商業高校の作ったDVDを子ども達が坂中で見ると。もっと凄くびっくりしたのは、給食センターで金沢名産のお食事を作ってみんなで食べるというそういうことも中学校の先生方、子ども達が工夫してやってくれるということもありますので、非常にうれしいと思っております。ですから、いろんな形でコロナでピンチだけれども、チャンスに捉えてコロナ前に戻るといったことはないと思いますので、いろんな取り組みをしていただいたなという感想であります。ありがとうございました。

8番（玉川君） すばらしいですね。中学の旅行というのは。

子育てするなら坂城町ということで、町長を先頭に関係者一体となって、少人数学級実現の最前線で頑張っていっていただきたいとお願いしまして、次の質問に移ります。

次は、2として、子育て支援について。

（イ）短期支援事業についてです。事業の概要について、対象者、費用負担、利用期間について伺います。

坂城町子ども・子育て支援事業計画にある子育て短期支援事業について、保護者の育児の負担軽減や心身のリフレッシュをすることで、子育てを支援するとあります。これは利用者には大変ありがたいことです。子育てに休みはありませんし、緊急の場合などに親族、知り合いに安心して子どもの世話をお願いできるような社会環境でもなくなってきていますので、身近なところに安心してお願いできる受け入れ先があればと思います。先日もようやく受け入れ先を見つけても利用者が実費を負担しなければならなかったと。経済的な負担はつらいというお話も伺っています。この事業の概要について伺います。

町長（山村君） ただいま玉川議員さんから2番目としまして、子育て支援についてで（イ）短期支援事業についてご質問ありました。ご説明申し上げます。

坂城町の子育て支援につきましては、昨年度策定いたしました第2期坂城町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援策を総合的に推進しておりますが、これまで進めてきた取り組みに加えまして、令和3年度新たな子育て家庭に対する支援として、子育て短期支援事業の開始を予定しているところでございます。

この事業は児童福祉法の規定に基づき、地域の実情に応じて市町村が実施するもので、地域の子ども・子育て家庭等を対象とする法定13事業の一つになります。町ではこれまで子育てに不安を抱える家庭や子どもの成長に関する悩みなどに対応するため、子育て支援センターに家庭児童相談員や臨床心理士を配置し、相談体制の充実を図ってまいりました。

また、子育て中の保護者が孤立しないよう、子育て支援センターのプレイルームを開放し、保

護者と乳幼児の相互交流の場として活用していただき、保育士も関わる中で子育てに関する保護者の悩みの解消に努めてきたところでございます。

さらに、日々の育児の大変さから、心と体をリフレッシュするためのお母さんのヨガ講座や子どものからだや動きを学ぶ講座など子育て講座を開催し、地域ボランティアの方にも積極的に関わっていただき、多くの保護者にご参加いただいております。

来年度から実施を予定しております子育て短期支援事業につきましては、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童、0歳から18歳につきましては、児童養護施設等において、一時的に養育・保護を行う事業であります。

事業の概要でございますが、本事業は2種類で一つは保護者の疾病や負傷、育児疲れなどが生じている家庭の児童を短期間宿泊を伴いながら入所し保護する短期入所生活援助事業、いわゆるショートステイ事業と、もう一つは保護者の仕事等の事由により、平日の夜間または休日に不在となる場合やその他の緊急の場合において保護する夜間養護等事業、いわゆるトワイライトステイ事業とっておりますが、これがあります。利用対象者は、保護者の疾病や負傷、出産、事故などの状態が生じている家庭の児童としております。

利用期間につきましては、厚生労働省が示しております子育て短期支援事業実施要項に準じ、ショートステイ事業の養育・保護の期間は7日以内とし、町がそれ以上の必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間の延長を可能としております。

またトワイライトステイ事業につきましては、町の事業実施要項により児童1人につき年間30日以内としています。事業実施に際しましては、児童を適切に保護し、養育できる児童養護施設等を町が事前に指定する必要があることから、その選定や契約など、事業開始に向けた準備を進めているところであります。

この事業の利用料につきまして、児童及びその家庭の福祉向上を図るため、世帯の収入状況やひとり親世帯など、家庭状況に応じてその一部あるいは全部を町が補助することとし、令和3年度当初予算に計上したところでございます。

保育園や学校をはじめ、子育て支援センターなど、子どもの家庭の支援に関わる関係機関では保護者の状態や子どもの様子、家庭環境など、様々な相談をお受けしているところであります。その中では長期化するコロナ禍において、保護者自身が精神的不安、育児に対する負担感が増しているといったお話もお聞きしているところでございます。

来年度から実施予定の子育て短期支援事業の開始につきましては、関係機関をはじめ、住民の方にも広く周知を図るとともに、支援を必要とする家庭が一時的、緊急的に利用できる体制を整え、子育て支援のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

8番（玉川君） ご回答いただきました。

これ来年度ということで、何月というようなことはまだ分からないですかね。それと、その受

入れ施設についてなんですけども、この計画の中に書いてあるのでは、町内には事業の実施はないということなんですけど、町内なのかそれとも近隣の市町村の施設を使ってということなのか、そこも一つ聞きたいと思います。

子ども支援室長（鳴海さん） 再質問にお答えいたします。

この事業の開始、実施時期でございますけれども、4月からを予定して準備を進めているところでございます。

それと受け入れ施設についてのご質問でございますが、町内には宿泊を伴う養護する施設、また夜間にお預かりできる施設もございませんので、近隣の児童を適切に保護することができる児童養護施設等を検討しておりまして、今、進めております。

8番（玉川君） できれば町内での施設というものが理想であると思いますので、これの検討と早期の実施を要望しまして、以上で、自分の一般質問を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時01分～再開 午後 3時11分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止に対し、医療関係者、事業所の皆様、さらに行政をはじめ、自ら予防に様々なお立場からご尽力されている皆様にこの場をお借りして感謝と敬意を表する次第でございます。

この新型コロナ感染症対策から1年、人類の日常生活、対人関係等をはじめとする生活環境を激変させ、今までの当たり前だったことが当たり前でないことを考えさせられ、またそれに向き合う新しい生活様式という環境を生み出しました。そのような中でも日本の生活習慣でもある手を洗う、靴を脱いで家に入るなどの衛生的な環境からも、他国のようにパンデミックなど起こさず推移してきているのではないのでしょうか。

町におきましても、新型コロナ感染症対策本部を中心に同報系防災行政無線を使った周知や注意喚起がなされ、また様々な観点よりの支援策や対応策が考えられ、コロナ禍での町民の皆様の生活面、また町内企業の経営面の安定化への施策が施行されてまいりました。

今年に入りましても、首都圏などに出されている緊急事態宣言のあおりを受け、宣言の出していない長野県内でも経営に苦しむ事業所があることは確かでございます。1日も早い新型コロナ感染症の収束が望まれるところでございます。

そんな中、厚生労働省からの認可がおりたワクチンの接種という現実的な予防法が着々と進んでおり、新型コロナウイルス感染症の収束に向けての明るいニュースとなっております。

その対応に準ずる医療機関、また行政関係の方に対しましても、様々な課題がある中でも円滑に進むことを願い、引き続きのご尽力をお願いするところでございます。

そこで、1、アフターコロナに向けてということで、町民の皆様これからより前向きに、そして心穏やかな日常生活をできるだけ早く取り戻していただくことを願い質問をさせていただきます。

(イ)の事業所の対応はについてです。

今後、数か月間、ワクチンの接種などで徐々に社会生活も戻りつつあるのかもしれませんが、町内の各事業所でも業績が戻りつつある事業所とまだ少し時間のかかる業種、様々でございます。また、先ほども申し上げましたが、1都3県の緊急事態宣言のあおりを受け、サービス業界と観光業界、またそれを取り巻くサプライチェーンの打撃は計り知れません。町内の事業所の業況も大変気になるところでございますので、お聞きいたします。

また(ロ)として、町内の主要イベントについてでございます。

特に開催時期が近いイベントを申し上げますと、ばら祭り、葡萄酒祭、町民まつりへの対応についてお考えをお聞きいたします。

葡萄酒祭に関しましては、町長の招集挨拶の中で新型コロナウイルスの対応を講じての開催としては難しいとのご判断とお聞きしましたので、令和3年度の坂城三大祭の中で2つのばら祭り、町民まつりへのお考えをお聞きします。

さらには、昨年医療従事者への感謝、また災害復興祈願の願いを込められました千曲川での打ち上げ花火、勇気と感動をいただいたことは今でも鮮明に覚えております。ぜひとも町民の皆様に勇気と希望を与えるための花火大会の開催を今年も強く望むところでございます。

以上、(イ)、(ロ)について、お聞きいたします。

町長(山村君) ただいま中島議員さんからアフターコロナについてということで、事業所への対応、それから主要イベントの開催についてということでご質問いただきました。順次お答え申し上げたいと思っております。

まず、最初に(イ)の事業所への対応についてでございます。

これまでいろいろなことをやっておりましたので、整理をしながらお話し申し上げたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の拡大は人々の暮らしや経済、教育、福祉、医療など様々な分野で大変大きな影響を及ぼしております。暮らしの中では日常生活に新しい生活様式を取り入れ、感染予防に努めているところであり、また事業所等には政府が緊急事態宣言をしている都、県への往来の自粛、3密を避けた事業所活動等、感染防止への取り組みを徹底していただいているとこ

ろであります。

また県内において、1月に新規感染者が急激に拡大した中でも町内にお住まい、またはお勤めの皆様のご理解とご協力により、当町からの感染者はございませんでした。

さて、町内事業所の業況として、まず飲食業に関しましては新型コロナウイルスの第3波の影響により、年間を通じて売上高が高い年末年始の時期において、忘・新年会の団体予約や利用がほとんどなく、大幅に収益が減少しているとしております。新型コロナウイルスの感染を避けるため、例年利用していた地元の企業や自治区などが忘年会や新年会を控え、また年度末、年度始めの謝恩会や歓送迎会などの利用も期待できず、先行きに不安を感じているとの声もお聞きしているところであります。依然としまして厳しい状況である飲食業への支援は、引き続き必要であると感じているところであります。

また、製造業につきましては、秋ごろから回復傾向である自動車関係、建設機械関係の事業所で受注が増加し、増産等に伴い求人や休日勤務、夜勤も始まるなどその業務の対応に追われる事業所がある一方で、工作機械関係では、徐々に動きが出てきてはおりますが、生産量や売上げが安定しないため、関連して下請け等の小規模事業所はその影響を受け、持ち直しの動きはみられるものの、依然として厳しい状況にあると感じております。

建設、土木、設備等、建設業は引き続き好調であり、新型コロナウイルスの影響で資材等の調達ができず工事が中断する時期などありましたが、現在はそうした問題はないため、繁忙な状況が続いているとのことでございます。業種により業況は様々でございますが、1日も早いコロナ禍からの回復を願うところでございます。

次に、町独自の支援事業の現状と新たな支援策についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響を受けた事業所等が事業を継続し、雇用の維持と安定を図るため、主に小規模の事業所を対象とした支援を中心に補助、支援制度等の新設及び拡充をしまいたところでございます。

町内事業所の資金繰りを支援するため創設した町の制度資金、経営安定特別資金では、2月末時点で176件、6億6,900万円の融資申し込みがありました。

また、新型コロナウイルスの影響を著しく受けた飲食事業者向けの支援として、テイクアウトなどの新たなサービスを始める事業者を応援する新サービス創出応援補助金や町商工会と連携して行った飲食系応援クラウドファンディング、企業の経営回復と消費喚起を目的としたスタンプラリー消費回復応援事業など、売上げが落ち込み厳しい状況が続く町内飲食系事業者の支援事業として実施いたしました。

1月末までの申請期間として行った小規模事業者等持続化応援支援金は、1か月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者に対して、幅広く使える支援金として20万円を給付する制度でありましたが、50件の申請があり、総額1千万円を支給したところであり

ます。

また、国の雇用調整助成金を受けるため、申請業務を社会保険労務士に委託して支払った経費を補助する雇用調整助成金等申請支援補助金では、2月末現在で25件、239万円を交付し、国の助成金と併せて事業所等の雇用維持につながっているものと感じております。

さらに新たな支援策といたしまして、新型コロナウイルス感染拡大の第3波の影響により、年未年始の売上げが大きく減少した飲食店等と飲食関係事業所の事業継続を支援するため、町独自の制度としまして飲食事業者等事業継続緊急支援金を創設いたしました。申請受付期間を2月15日から3月12日までとし、令和2年12月または令和3年1月の年未年始の売上げが前年同月比で30%以上減少している場合に一律20万円を支給するものでございます。

受付開始から2月末までの半月において15件、300万円の申請がありました。また、3月19日と20日には、町商工会の主催により坂城町飲食店応援イベント、ドライブスルー坂城井井、これは井井と書きますが、ドライブスルー坂城井井が開催されますが、町も連携・協力をして取り組んでまいります。この事業は町内飲食店に参加を募り、申込みがあった19店舗が趣向を凝らしたどんぶりを1つ700円で販売するものであります。2日間で1,200食を販売する予定で、町内飲食店のそれぞれ特徴のあるどんぶりをご用意いただきましたので、アフターコロナの各店舗の宣伝や集客につながればと考えております。ぜひ大勢の皆さんにご利用いただき、坂城の味を堪能いただきたいと思います。

令和3年度につきましては、アフターコロナにおける消費喚起策や新たな支援策も検討してまいりたいと考えております。今後はワクチン接種が始まり、感染の状況は改善されていくものと期待するところではありますが、しばらくの間は飲食業等を取り巻く環境は厳しい状況が続くことが予想されます。引き続き、町商工会などの支援機関や金融機関と情報共有及び連携するとともに、町内事業所等のニーズを把握して必要なときに必要な支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(ロ)の主要イベントの開催についてお答えいたします。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染が拡大し、ウイルスの蔓延の恐れがあることから、ばら祭りをはじめ、町民まつり坂城どんどんや坂城駅前葡萄酒祭など、大勢の方にお越しいただき楽しんでいただけるような様々なイベントが全て中止になりました。

令和3年度は、ばら祭りや坂城どんどんの開催に向けて各実行委員会への補助を予算計上させていただいたところであり、感染の状況にもよりますが、国や県が示すイベント等における感染拡大防止ガイドライン等に沿い、感染防止予防対策を講じた上で実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、花火大会の開催についてお答えいたします。

夏の風物詩として打ち上げ花火は欠かせない存在であり、地域の方々に元気と感動、はたまた

明日への希望を与えるものと考えております。昨年は新型コロナウイルスの影響により、例年県内各地で行われていた花火大会が中止となりました。しかし、そのような中でも新型コロナに負けず元気を出していただき、打ち上げ花火を楽しんでいただこうと3密を避けるなど工夫をした中で、花火の打ち上げが行われたところもありました。

当町でも8月12日にまちづくり坂城が主催するイベント、チア・アップ! さかき2020に合わせて、五穀豊穰、疫病コロナ退散の願いを込めた花火の打ち上げを千曲川河川敷で行ったところでございます。

また、11月3日には令和元年東日本台風災害から1年を迎える県内被災地をつなげ災害の復旧、復興に継続的に関わっているボランティアの方などへの感謝の気持ちを表すとともに、新型コロナウイルス感染症の早期終息への願いと医療従事者への感謝を込めて、千曲川沿線の12市町村から一斉に花火を打ち上げました。感動した、元気をもらったなどの声もいただき、新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んでいる地域の活性化や経済の回復に向けて、町民を元気づけるきっかけになったものと考えております。

令和3年度の当町における花火大会につきましては、毎年恒例で地域の皆さんや事業所の皆さんが楽しみにしている工業団地祭りでの花火の打ち上げが予定されていますが、近隣市町村と連携した花火大会のお話などもあれば検討してまいりたいと考えております。

5番(中島君) 町長より詳細かつ前向きな答弁をいただきました。

自動車等の製造業は持ち直しつつあるようですが、これから、今、半導体の影響を受け、この先のことが課題になってくるようでございます。

また、機械装置業は緩やかに回復に向かっているとのことですが、本当に先ほど町長が申しあげましたように、町内のその業種に対します下請けの企業が9割減といったところもあり、大変苦慮なさっております。

一方、金融関係の方の話ですと、坂城町の企業はほかの地域に比べますと驚くぐらい回復してきているようではございます。本当にこの工業の町坂城、各企業の経営努力に対しまして頭が下がります。また新型コロナ感染症の支援における行政の積極的な対応にも評価が表れたものだといえると思います。

こうした国、県、市町村の新型コロナ感染症に対する緊急的な事業所への支援策等の取り組みの中、某リサーチ会社の調べで2020年の全国の企業倒産件数は7,773件となっております。そのうち、コロナ関連での倒産件数は792件、全体の10.19%と発表されました。

また、招集挨拶の中にもありましたが、雇用の面でも今回の調査により増員予定ということで、先行きの明るい状態であると考えます。そして、町独自の支援につきましては、町の制度資金が176件で6億6千万円を超える支援が行われ、小規模事業者等持続化応援資金が50件で1千万円、雇用調整助成金等申請に対する支援補助金は25件で239万円と、利用されるという実

績があるということでした。

さらには年末年始の売上げの減少が著しい業種に対し、新たに町独自の支援策として飲食店業界をはじめ、それを取り巻く卸売業、酒類等の販売業への今まであまり支援の行き届かないサプライチェーンへのきめ細やかな支援として、飲食事業者等事業継続緊急支援金が設けられ、それも締切りが3月12日ということですが、現在までで15件、300万円の利用がなされているということですので、ぜひとも本当にこれが切迫している事業所継続への活力になっていただきますように願うところでございます。

既に利用した仕出し業の方からは、大変ありがたい、苦しい経営の中でも頑張っただけで元気を出してこの町で商売を続けていかなければと感謝の言葉を言っておられました。これからもアフターコロナに向けて、町民の生活の安定化にもうひと踏ん張りのご支援をお願い申し上げます。

そして、主要イベントの開催についてですが、ばら祭り、坂城どんどんについては見極めながら判断し、開催できるようにと前向きなご回答をいただきました。現在、イベントの開催に知恵を出した方法で徐々にではございますが、開催されているところもございます。このような事例を参考にしながら、各実行委員会、区会、分館役員をはじめ、町民の皆様のご協力の下、感染症対策を踏まえながら坂城モデルとして開催できれば、坂城町から周辺地域を、そして日本を元気にしていけると考えます。ぜひとも開催決定の暁には、昨年中止になった分まで大いに盛り上げていければと思います。さらには昨年の打ち上げ花火は大変勇気と感動をいただきました。やはり地元で上がる花火は一味違います。今年もアフターコロナ元年、町民の皆様の心の安らぎ、そして経済復興への足掛かりのため、ぜひとも打ち上げていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2、森林整備についてでございます。

昨今、災害が激甚化になる傾向を踏まえて、森林整備にも注目が集まる場所でもございます。

地盤のゆるみや倒木等の除去を整備する大変な事業だと思います。最近では、豪雨や地震による土砂災害があったり、また山火事が頻発し、鎮火までの長時間化が目立つ場所でもございます。

当町も花と緑のまち、四方を個性あふれる山々に囲まれた地形となっております。今議会は予算議会でもございます。事業費が計上されております。森林整備の状況を質問しながら減災、防災活動につながっていければと思うところでございます。

(イ) といたしまして、町有林の整備についてです。町有林の現状と今後の整備計画は。

(ロ) といたしまして、民有林の整備補助について。これまでの補助実績と新年度の予定は。

(ハ) といたしまして、林道の整備についてです。路線数と新年度の整備計画は。

(ニ) といたしまして、資源の活用についてです。これまでの資源化の状況と今後の取り組みについて。

以上、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)についてお聞きいたします。

商工農林課長（竹内君） 森林整備のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、(イ)の町有林の整備についてですが、町有林につきましては和平周辺やびんぐし山、小網山など、町の森林の面積約3,600ヘクタールの1割程度に相当する367ヘクタールございます。

町では、この町有林の管理を行うために10名の林業委員を委嘱し、各地域ごとの4班に分かれて下草刈りや忌避剤の塗布、枝打ちなどの作業を行っております。

また町有林では、森林の公益的機能について理解を深め、豊かな森林の保全に対する意識の高揚を図るため、林業委員指導の下、植樹祭や育樹祭を開催しております。

今年度も昨年10月末に鳩ヶ峰周辺の町有林で育樹祭を開催し、新型コロナウイルスの影響で規模を縮小しての開催となりましたが、約50名のご参加をいただいたところでございます。

町有林の整備につきましては、昨年度、和平の鏡台山の町有林におきまして、水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下することを防ぐために長野森林組合に委託して5ヘクタールの切り捨て間伐を実施いたしました。

来年度以降の町有林の整備計画につきましては、町有林の中で適齢期を迎えている森林が多いことから間伐の計画を立てているところでございます。

具体的には来年度鳩ヶ峰町有林において、長野森林組合が事業主体となり町有林約20ヘクタールを含む森林経営計画により、搬出間伐等の事業を実施する計画を立てており、現在、県、長野森林組合とともに実施に向けた協議を進めているところでございます。

また、令和4年度には、令和3年度同様に五里ヶ峰の町有林において、長野森林組合が事業主体となり、町有林を含む周辺の間伐等を行う計画となっております。

なお、森林経営計画とは、森林所有者、または森林の経営の委託を受けた者が森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画で、一定面積の森林を大きな団地として継続的な森林整備を実行できるようにしていくものであります。

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としております。

また、森林整備に伴う補助金を活用するためには、森林経営計画を作成し、計画した区域の所有者の方々と長期の委託契約を締結して整備をしていく必要がございます。この森林経営計画の主な要件としましては、対象とされる森林の合計面積に対し、2分の1以上の面積の施業計画を作成することや間伐材を搬出することが必要とされております。

そのほかの町有林につきましては、引き続き林業委員を中心に下草刈りや枝打ちなどの森林の保育の作業や林道の草刈り、作業道の整備などに取り組んでまいります。

続きまして、(ロ)の民有林の整備補助についてお答えをいたします。

民有林の整備につきましては、森林所有者等が自ら行う間伐等の整備のほか、長野森林組合などの林業経営者が事業主体となり行う森林の整備、また中部電力などが送電線等の管理のために行う皆伐などがございます。

町では森林造成を推進し、森林のもつ公益的機能の増進を図るため、坂城町森林造成事業補助金により森林所有者等が行う森林造成事業に要する経費の一部を補助しているところであります。直近の3か年の実績としましては、平成30年度には長野森林組合が和平、横引で実施した搬出間伐約20ヘクタールの事業実績に対して、44万7千円の補助。令和元年度は島、平沢で実施した同じく搬出間伐約8ヘクタールの事業実績に対して、8万4千円の補助をし、令和2年度では南条の太郎山と日向山で実施した下草刈り約9ヘクタールの事業実績に対して、16万2千円の補助を予定しております。

来年度以降の民有林の整備につきましては、引き続き森林所有者等が行う森林造成事業に対して支援していくとともに、平成31年4月からスタートしました森林経営計画制度を活用し、適切な管理が行われていない森林につきましては、森林所有者の経営管理の意向を確認しながら整備を行っていく計画となっております。

この制度で対象となる森林は、590ヘクタールを見込んでおりますが、整備につきましては、林班ごとに防災減災等公益的機能が見込まれる環境林と林業経営、資源活用等が見込まれる生産林の2つに分け、立地や森林資源などの観点からそれぞれ森林を点数化して評価し、順位付けをして順次整備を行ってまいります。

続きまして、(ハ)の林道の整備についてお答えをいたします。

町で認定している林道につきましては15路線で、3万1,841メートルございます。林道の維持管理につきましては、草刈りや倒木の処理など、地元の自治区や業者、また林業委員などに委託をして管理しているところであります。

また、県の元気づくり支援金を活用して、地元のご協力をいただく中でコンクリート舗装工事を行っているところでもあります。具体的には今年度、南条生産森林組合による林道大久保線の舗装工事を幅3メートルで延長100メートル実施いたしました。また、上五明区でも林道網掛線の舗装工事を同じく幅3メートルで延長100メートル実施いたしております。

令和3年度につきましては、通常の維持管理を行っていくとともに、南条生産森林組合及び上五明区からこの元気づくり支援金を活用して、コンクリート舗装工事の要望が上げられておりますので、県に対して申請を上げているところであります。

続きまして、(ニ)の資源の活用についてお答えいたします。

町のこれまでの資源化の状況としましては、松くい虫被害による枯損木を活用してチップ化を行ったり、バイオマス発電所に搬出して、発電に必要なエネルギーとして再利用するなど、県の森林税を活用しながら森林資源の再利用に取り組んでおります。

育てる林業から利用する林業へと変わってきていることを踏まえ、林業経営者とも連携し、間伐材の利用について建築材は元より、木質バイオマス発電、さらには木質ペレットへの有効活用など、地域材の有効活用を図りながら林業振興につなげてまいりたいと考えております。ほだ木への活用支援、またチップ材やペレット材の利用促進とともに、ペレットストーブなどの導入支援について、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

5番（中島君） 森林の整備につきまして、町有林、民有林、林道等、本当、下草刈りとか大変だと思います。間伐や倒木の除去を整備していただいているということでございました。また、林道も計画に基づきコンクリート舗装等も順次行われていくということでありました。資源活用についてもバイオマス発電への利用ということで、先ほどより出ている2050ゼロカーボンに向けたこれからの大きな事業と考えるところでもございます。今後も資源の活用として枯損木のチップ化、また、きのこ栽培等の利用促進を図っていくということでありました。

いずれの整備計画、補助活動等、また森林資源の活用によりこれらを守っていただいている10名の林業委員の皆様をはじめとする自治体などのご協力の下、町内の自然、安全が守られておりますが、森林、山林という足場環境の悪い場所での大変な作業だとお聞きしております。そのご尽力は大変感謝いたす次第でございます。これからも森林の環境保全、町民の皆様の安心安全、また郷土の減災のための大変重要な事業だと考えますので、十分な予算での対応をお願いしたいと思います。

しかしながら、今後も放置された森林や木材、人材不足、担い手確保等の諸問題の解決が迫られるところでもございます。そんな中、平成31年に成立した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、個人住民税均等割に上乗せして森林環境税が2024年より課せられます。使い道として放置されたままの杉、ヒノキなど人工間伐材などの森林整備や高齢化が問題となる林業人材育成などに活用され、この森林整備により地球環境温暖化を防ぐ役割に加え、土砂災害の防止効果のため、1人年額1千円が課税されます。

問題点として、都市部ではこの税に対する効果を目で実感することは難しく、長野県におきましては森林づくり県民税との二重課税となる懸念も残されているところでございますが、この自然環境、山林を守るということは放置することではなく、持続的な森林の整備、担い手の確保が重要で、また災害防止を踏まえた上での課税ということで町内でも手入れができないため、根が張れず倒木となったり枯れたりして大変荒れたところもございます。個人所有の山林もございしますが、現状ではどうにもならないのが実態でございます。これらを踏まえ、将来の減災、防災、景観を守るという観点から森林整備のためとご理解とご協力をお願いしたいところでもございます。

まとめとしまして、消費税における総額表示の特例がこの3月31日に終了することに伴い、

4月から総額表示が義務付けられます。パッケージなどへの印字、広告、メニュー、ポスターなど、お店側には消費税を含む総額をお客様に分かりやすく表示しなければならないという義務が生じます。これにより店頭価格は支払い価格が表示されているということなので、これからの買い物などの消費喚起につながっていただければと思います。

さらには、改正高年齢者雇用安定法も施行されます。義務として65歳までの雇用の確保、努力義務として70歳までの就業機会の確保ということです。これにより、少子高齢化が急速に進行し、人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できるよう高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律でございます。これに際しましても、雇用の安定化が図れればと思います。コロナ禍ではございますが、ひとえに皆様が心穏やかに日々を過ごし、引き続き感染予防をしながら、でも日常生活を取り戻せる日が見えるところまでやってきました。もうひと踏ん張り。これで私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時50分）

3月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進 也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 | 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | | |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) びんぐしの里公園についてほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (2) 林業振興についてほか | 小宮山 定 彦 議員 |
| (3) 新型コロナワクチン接種についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (4) コロナ対策についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (5) 地域公共交通の構築はほか | 大 森 茂 彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 初めに、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

今回は、まず初めに、びんぐしの里公園についてです。

(イ) としまして、点検についてということです。

びんぐし公園は、広い芝生と豊富な遊具、野外ステージ、テニスコートや屋内ゲートボール場も併設された大人も子どもも大満足の公園です。いっぱい遊んで汗をかいたら公園内のびんぐし湯さん館へどうぞという言葉が町のホームページに記載されています。老若男女が楽しめる、また、これから暖かくなり、コロナ禍の中ではありますが、町内だけでなく町外からも、この公園を多くの方が訪れることが予想されています。

特に、休日などにおいては、親子連れが公園内の遊具を使い遊んでいる姿を今でも見かけることが私もあるわけではあります。そこで私自身も学童にいる一人の職員としてふだん活動しておりますが、子ども達が学校の遊具で遊ぶ姿はそこでもよく見かけられます。

早速質問になるわけですが、安全に使用していただくために公園内の遊具はどのような点検をされていて、また、修理をしているかということについてお伺いいたします。

次に、(ロ) 公園の道路についてでございます。

公園内には1本、車が通行できる道があります。それは公園内びんぐし亭横からびんぐし小橋

に通ずる道路です。私自身も公園を利用する中で数回そこに自動車が通行するところを見かけたことがあります。この道路、現状は自動車も歩行者も両者とも通れる道となっているわけです。しかし、この状況が危険であるという声はこれまでも、またこの質問に至る直前にもいただいたことがあります。

確かに公園内にある道路ですので町外などから来園された方にとっては歩行者専用と思われる方もいるかもしれません。そこで、こうした現状に対して、今後どのような対策を講じていくかについてお伺いいたします。

まず1回目の質問をさせていただきます。

建設課長（大井君） びんぐし公園についてのご質問に順次お答えをいたします。

びんぐしの里公園は、平成7年4月に、芝生広場や屋内ゲートボール場、テニスコートを含む全域約17ヘクタールの都市公園として開園し、町内外の大勢の皆様が親しまれている公園でございます。

初めに、（イ）の遊具の点検・修理についてのご質問にお答えします。

びんぐし公園内で、子ども達に最も人気がある全長100メートルのローラー滑り台を中心に、子ども向け遊具が集中しているちびっこ広場につきましては、点検が必要な遊具が18か所あり、来園者が安心して遊べるよう、都市公園法に基づく年1回の遊具の定期点検を毎年春に実施しております。

この点検方法につきましては、国の指針に基づき、遊具の安全に関する専門的な知識、技術を有する業者に委託をし、有資格者が、実際に公園において、遊具の経年劣化や塗装状況の確認など、子ども達が実際に遊ぶ目線で安全点検等を実施しております。

また、専門業者による点検とは別に、日常点検として、月に1回、町職員と公園の指定管理者である坂城町振興公社の職員で、遊具の目視・触診・打音による点検を実施し、併せて公園内の清掃・除草が必要であるかなどの巡視を行っております。

遊具の修理につきましては、点検結果等により、随時遊具の塗装の塗り替えや、必要に応じて修理などを行っておりますが、その他にも、子ども達に最も人気があり、使用頻度が高いローラー滑り台について、ローラーの滑車交換を毎年計画的に実施しているところでございます。

続きまして、（ロ）の公園内の道路についてでございますが、びんぐしの里公園が造成される以前は、地域の皆様などが利用される生活道路として、付近の水田や畑への移動、あるいは県道上室賀坂城停車場線までつながる道路として利用されてきたところでございます。

びんぐしの里公園が整備される際も、地域の皆様とお話をする中で、公園内を車両が通行できるようにしたことから、公園を利用されている方に対し、注意していただくよう案内看板を設置し、運転される方には徐行をお願いしているところでございます。

今後の管理方法といたしましては、びんぐしの里公園は、町内でも最も大きな公園であり、町

内外の大勢の皆様にも訪れていただいていることから、公園内の道路使用については、車での通行を、より一層、気をつけていただくよう注意喚起のための看板の設置などを実施してまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課長より、点検、あと公園内の道路について答弁いただきました。

点検修理については、丁寧な説明いただきまして、その点は理解したところであります。ちょっと、すみません、数値ではないんですけど、公園内の道路でこれまでに事故というのはあったかなかったというのを、それをまずお聞きしたいのと、例えば公園内でそういう危ないことがあった場合、私自身、公園を使った時に別に大きなけがはしたことがないんですけど、保護者等、近くに大人がいればその大人に助けを求めたりとかすればいいんですけど、例えばそういう事故が起きた場合は、近くに公園管理——、びんぐし亭があるからそこに駆け込めばいいんですけど、そういった場合、まず町が管理している公園ですので、どういうふうな事故が起きた時は対応されているかっていうのをちょっと、この際ですので、ちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

建設課長（大井君） びんぐし公園内でのまず事故についてでございますけれども、先ほどご答弁申し上げました公園内の道路について、いわゆる交通事故といったものについては把握をさせていただきます。なかったと認識をしております。

また、公園内での事故につきましては、先ほども申し上げましたけれども、町内外からたくさんのお客さんがお越しいただいているという中では複数の目があるということで議員さんのほうからも申されましたけれども、びんぐし亭のほうにご連絡をいただく中で対応してまいりたいと考えております。

3番（山城君） すみません、当たり前の質問かもしれないのでちょっと恥ずかしかったんですけど、先ほども最初の質問の冒頭にも申し上げましたとおり、やはりいろんな方が利用される、そして小さい子ども達の中にもいたり、あるいは高齢の方がいたりしているわけで、やはりそういう安全対策は町としてもしっかり講じていただいている。ただ、事故・事件が起きた時にはしっかり、例えばびんぐし亭に委託先である職員さんがいらっしゃるので対応されると思うんですけど、何か起きた時も対応できる、それ以前に何も起きないように、特に道路に関してはこれから安全対策をさらに構築いただきたいということは改めて申し述べさせていただきたいと思っております。

今、担当課長から様々な経過、特に地域との関係の中でこの道路が、道路が造られたというか、今の道路となっているということが分かったわけでありましたが、既に道路脇、その道路脇にも注意を促す看板が複数設置されているというのは、私もこの質問に至る前、何度か行って、あっ、この看板があるんだということは確認はしております。しかし、今後においては、担当課、そしてびんぐし公園がある地域の方に網掛、上平等々、もちろん村上全体と言ってもいいんでしょう

けれど、そういった地域の方々との連携を図っていく中で、私としてはいずれはそこは歩行者専用道路とすることも必要なんではないかということも考えるわけであります。事故が起きてからでは遅いです。もちろんあの道路を余りの高速で進む方というのはあり得ないというか、まずないだろうと私も思っていますが、何が起こるか分からないのがこのコロナに、コロナと関係ないんでしょけど、これからの世の中だと思ってますので、しっかりとそこは起きないような物理的な仕組みをさらに講じていただく、またはそういうことが公園利用者にとってもさらなる安心・安全とつながるように引き続き対策を講じていただくことを強く要望し、次の質問に移らせていただきます。

続いては児童館についてです。このテーマを取り上げるのは、これで3回目になります。時に今回は、(イ)開館・閉館時間の延長についてです。

皆さんご承知のとおり、現在、共働き世帯の増加や核家族化が進んでいます。そして今後もそれらは進むと思われます。保護者にとって働いている間、未就学児であれば保育園、そして小学生であれば放課後は放課後児童クラブ、坂城の場合は児童館という名称を使っているわけですが、に預けている場合があります。このような施設があるおかげで保護者は安心して日中働くことができているわけであります。

しかし、この質問、児童館についての質問を何度か取り上げる中で、こんな声を伺ったことがあります。保育園には7時半に預け仕事に行っていた。そして子どもが卒園し、4月になった途端、保育園の開園時間と児童館の開館時間が違うことで仕事に行けなくなってしまうという意見です。

確かに、現状では、保育園と児童館の開く時間、開園・開館時間が異なることで、働く保護者にとっては仕事自体を変えざるを得なかったり、あるいは場合によっては仕事に遅れてしまうということも起きています。

実は、このような話を上田市内の私が勤めています放課後児童クラブの現場責任者をしてた時によく聞いた話です。保育園では早く預かってくれるけど、児童館・児童クラブは少し時間が遅くて困ってるのよという声は上田でも聞いたことがあります。

そこで、私たちの法人と市の教育委員会、上田市の教育委員会と話し合いをし、それまでの開館時間が8時だったが7時半、30分前倒しにして早朝保育を始めることになりました。

早朝保育を実施する前は、開館前に施設前、児童館・児童クラブの施設の前に子どもをただ置いて仕事に行ってしまうということもたびたびありました。しかし、開館を早める、要するに児童館・児童クラブでの責任において館を開くことによって保護者が安心して仕事に行けるばかりか、今申し上げましたとおり施設の前に子どもが置いていかれるということも防げるということでもあります。

先ほども述べたとおりですが、今後、例えば長期休みです。春休みや夏休み等、あと児童館が

1日開館してる日において、保育園と児童館の開館及び閉館時間を合わせていったほうがいいのではないかという考えに至りました。また、町においても今後、共働きの話をさせていただきましたが、保護者のニーズ、意向をしっかりと把握する、さらに把握していくほうがいいのではないかという考えを持ちまして、今後、保護者の意向をどのように把握されているかっていうのもこの場にお聞きしたい、お伺いしたいと思います。

まず1回目の質問とさせていただきます。

子ども支援室長（鳴海さん） 2、児童館について、（イ）開館・閉館時間の延長についてお答えいたします。

児童館につきましては、来館児童の受け入れのほか放課後児童健全育成事業として、共働き世帯等の保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童などに対し、安全で安心した生活の場や適切な遊びの場を提供し、児童の健全な育成を図るための施設であります。

また、運営に関しましては、児童福祉法等に基づく町の条例により、児童福祉の増進を目的に、支援を必要とする児童に対し、健全な遊びを通じて児童の個別指導及び集団指導と、基本的な生活習慣を身に付けるための支援を、館長のほか支援員、補助員により行っております。

各児童館の現在の登録児童数につきましては、令和3年3月1日現在、南条児童館が42名、坂城児童館が53名、村上児童館が31名で合計126名でございます。

児童館を利用した放課後児童健全育成事業の登録児童の募集につきましては、学校を通じて行っており、4月に入学を迎え新1年生となる保育園・幼稚園の年長児については、学校での保護者説明会に合わせて、それぞれの児童館長から利用についての説明をさせていただいたところでございます。

ご質問の児童館の開館時間及び閉館時間につきましては、児童館管理規則の中で、原則午前8時30分から午後6時30分までとし、教育委員会が必要と認める時は、これを変更することができるとされています。

この規定に基づき、今年度におきましても、保護者の声をお聞きする中で、学校の休業日や臨時休業期間については、開館時間を30分早い8時からお預かりするなどの対応をしているところでございます。

現在、日々の利用に際しては、保護者の方から児童館の開館・閉館時間に関する要望はいただいております。

また、1日開館をした際の児童館の様子といたしますと、早朝から利用する児童については、閉館時間が近づくと保護者の迎えを心待ちするような姿も見受けられるところであります。

そうした中で、保護者の勤務先や勤務状況により、それぞれのご事情もあるとは存じますが、開館時間といたしましては通常の時間を基本としながら、必要に応じて30分早めるなどの対応を図ってまいりたいと考えており、今後も引き続き保護者をはじめ利用者のご意見等をお聞きす

の中で、子ども達が健やかに成長できる場の提供ができるよう、適切な児童館の運営に努めてまいりたいと考えております。

また、保護者の意向をどのように把握しているかというご質問でございますが、それぞれの児童館におきまして、子どもの送迎の際に、子どもの様子を家庭にお伝えするとともに、保護者からの要望をお聞きしたり、保護者会を通じて出される意見に対して、3児童館で情報共有を行っているところであります。

日々、広くご意見をお聞きしながら、要望や改善点などについては教育委員会も加わった3館連絡会の中で定期的に協議するなど、児童館利用者の利便性の向上に努めているところでございます。

児童の健全育成につきましては、家庭を中心としつつも、地域の皆さんのご協力をいただく中で、児童館におきましても児童の発達・成長、そして自立を促せるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3番（山城君） 2点ちょっと気になったことがあったので質問させていただきます。

そうですね、児童館管理規則等に柔軟に対応するという、柔軟に対応できるような文言があったというのは確かに私もちょっと見た記憶があるんですけど、例えば今私の質問にもあったように、少し早めに預けたいんだけど8時ちょっと前なんだけどっていう声にも場合に依じた対応ができると捉えられるような気がするんです。例えばそれが複数、坂城の場合はそんなに登録児童数が多くないので3名、4名、5名、6名ということに希望者になるとは考えにくいとは思いますが、例えば1人だったら対応するのか、2人だったら、そこはたればの話なんですけれども、その辺の柔軟な対応っていうのが今までにしたことがあるのかというのはちょっと気になったところであります。

それと、もう一つは、来入児です、新1年生に上がる前の来入児への対応に対して、児童館長さんが説明をしているということですが、その中で、もうちょっと早く開館してほしいんだけどとか、こういうところが不安なんだ、具体的に要望じゃなくてもこういうところが不安なんだよねとか、今7時半に子どもを保育園に預けてるんだけど、児童館になったら、1年生になったらその辺がどうなるんだろうという声、問い合わせは多分なかったという答弁になるんでしょうけど、あったのかなかったのか、その2点をちょっとお聞きしたいんです。お願いいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、少し早めに来るお子さんに対する対応、柔軟な対応はこれまで行ったことがあるかということ。最初の長期休み期間中にしまして開館時間より早く来るお子さん、何名かいらっしやるということで、複数名いらっしやるということで対応をさせていただいているところでございます。

また、閉館時間につきましては、急な仕事の都合によりまして、閉館時間である18時30分、

夕方6時30分過ぎてしまった場合など、できるだけ早めの連絡をお願いする中で、個々の対応をさせていただくといったことも行っているところでございます。

先ほども申し上げましたけども、再度今回、児童館のほうに確認したところ、閉館時間、開館時間のこれまで以上の延長についてのご意見、ご要望というのはいただけていないところでございます。

次に、来入児への対応についてということでございます。先ほども申し上げましたように、来年1年生に入られるお子さんにつきましては、小学校の説明会、来入児説明会の中で館長から説明をさせていただいております。

その中で直接、開館時間、閉館時間の延長に関する要望というのは出されていないといった状況でございます。

3番（山城君） 今、担当課長より答弁いただきました。

そうですね、声は確かに上がらない、上げにくい、回ってこない、そこは私にもよく分かりませんが、ただ現実、他市町村においてはそういう現状があって開館閉館時間を変えている、もしくは変えようとしている自治体があると。坂城においてもそういった声は今までもあったんですよね。

というのは、ちょっと自分でまとめてきた原稿前後になっちゃうんですけど、今回の質問をやるに当たって過去の議事録をちょっと拝見をしました。そうしたところ、平成24年、2012年です。8年前にも同様の質問が先輩議員からあったということが分かりました。

その当時の課長の答弁によると、ニーズの調査、それから管理体制という部分もありますので、それらを踏まえて検討させていただきたいということでございました。要するに8年間、8年間……、8年間ちょっと誤解です。8年前にも検討するということはあったわけです。もちろん担当課、検討はもちろんされていると。された中で延長はしない、管理規則の中で柔軟に対応してきたというわけであると思っております。これは質問ではありません。

であるならば、やはりその規則を今後も変えていくということも必要なんじゃないかなってというのはちょっと感じます。この質問のまとめをちょっとさせていただくと、子どもが小学校1年生になった時、親がぶち当たる壁のことを小1の壁と言われているわけでありまして。具体的には、子育てと仕事の両立が難しくなるという問題と、あるサイトには、ある資料には書かれておりました。

これまでも児童館の開館閉館の件が、この議会、一般質問の場で話されていたということを知って、やはりこれから、今何度も申し上げることになってしまいますが、しっかりと現状を敏感に察知していただいて、保護者がしっかりと働きに行き、仕事が終わった後児童館にお迎えに行ける、そして子どもを迎えて、子どもからも保護者に、保護者からも子どもに、お疲れさん、今日何があったのって言えるようなやっぱり施設をこれからも目指して行ってほしいなということ

であります。再質問させていただいたので、これぐらいで今回はいいかなと思うんですが。

そして最後の質問、3番目の質問にじゃあこれで移ります。3番目の質問としまして、男女共同参画社会のまちづくりについて、次に質問させていただきます。これはイとして、参画に対する意識ということで今回は取り上げさせていただきます。

この質問は、言うまでもなく、先月です、2月に東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の当時の会長の発言がきっかけです。本年度が最終年度となる第5次長期総合計画の男女共同参画のまちづくりの項目の中に、女性政治参画や経済界における活躍、意思決定に参加を表すジェンダーエンパワーメント指数も、世界109か国中57位となっていますと記されています。また、内閣府の資料によりますと、各国における男女格差を計るジェンダー・ギャップ指数については、153か国中121位となっています。

ちなみに、この指数については、経済、政治、教育、健康の四つの分野のデータから作成され、ゼロが完全不公平等、1が完全平等を示していますとなっています。

2020年の日本の総合スコアは、ちなみに0.652となっています。これを見て日本は男女共同参画ができて、進んでいると言えるのかどうか、ちょっと私もこの0.652って真ん中より上ならいいのか、果たしてどうなんだというのはちょっとこれを見てよくわからないわけですが、そこで学校、これは質問になりますが、学校や地域、家庭、企業それぞれにおける男女共同参画に対する意識向上に向けた町の取り組みはどうか、そして、その意識を高めるためにはどのようにしたらよいかをお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） ただいま山城議員さんから3番目としまして男女共同参画社会のまちづくり参画に対する意識についてということであります。

今お話がありましたけれども、いろんなデータがありますが、今お話にあった世界経済フォーラムが公表しました世界各国の男女格差を表したジェンダー・ギャップ指数2020によりますと、日本の順位は153か国中121位で過去最低となっており、依然として男女格差は大きな課題となっております。

今ご質問でありました男女格差解消は進んでいるのかといたら全然いってないというのが現実だと思っております。

さて、男女の共同参画社会というのは、男女が互いに人権を尊重し、女性や男性というイメージにあてはめてしまうことなく、一人一人が持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

現在、日本では、憲法にある男女平等がうたわれておりますが、政策、意思決定過程への女性の参画率の低さや男女間の賃金格差、育児、家庭へ参画する男性の割合の低さなど様々な課題があり、男女共同参画社会の実現はいまだ道半ばにあると言われております。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに尊重し合い、家庭や社会における格差の

解消、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した様々な取り組みが求められます。

そうした状況の中、国におきましては、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会を男女共同参画社会とし、男女平等の実現に向けた取り組みが進められ、平成27年に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、官民一体となった女性の社会進出が促進されてきたところであります。

県におきましては、長野県男女共同参画センターを中心に、県民と協働して男女共同参画を実現する契機となるよう、男女共同参画推進県民大会や、あいとびあ男女共同参画フォーラムの開催などにより、男女共同参画意識の普及・啓発が進められています。また、町におきましても様々な取り組みを進めているところであります。

まず、学校教育における男女平等につきましては、教育基本法及び小中学校の学習指導要領の中にも位置づけられ、男女が性別によって制約されることなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来のキャリア形成ができるよう取り組むことが重要とされています。これらを踏まえまして小学校では、家庭には家庭生活を支える仕事があり、互いに協力し分担する必要があることや、異性についても理解しながら、人間関係を築くこと、中学校では個人の尊厳と両性の本質的平等、男女相互の理解と協力などについて、授業や学級活動において理解を深めているところであります。

また、地域におきましては、自主的な活動により、性別を問わず人権を尊重し、生きがいと責任を分かち合い、豊かな社会の創造を目指し、男女共同参画社会の実現を目的としました、山城議員もよくご存じの坂城男女共同みんなの会が平成14年3月に設立され、様々な活動が行われております。また、町内の11の女性団体の代表者によって組織する坂城町女性団体連絡会も女性の地位向上や明るい町づくりなどに向けた活動に取り組みられ、町としましても双方の活動を支援しているところであります。

毎年、女性団体連絡会と坂城男女共同みんなの会が中心となった実行委員会と町が連携しまして、町民の男女共同参画意識の醸成を目的として開催しております、女と男ふれあいさかきには、大勢の方の参加をいただいております、様々なテーマや手法を用いて意識の高揚や啓発に努めているところでございます。また、中学・高校の生徒と一般を対象に男女共同参画に係る川柳を募集する女と男かがやき川柳には、年々応募数が増加し、今年度は821首の応募をいただいたところであり、川柳を通して男女共同参画を考える大切な機会となっていると認識しております。特に中学生、高校生からの応募が多く、これは中学生629首、高校生181首ですが、若い世代が関心を持っていただくことで、より一層の普及・啓発につながるものと思っております。

また、坂城男女共同みんなの会の会員の中には、地区にみんなの会を設立し、出前講座の受講

や懇談会などにより、地域での男女参画を推進していただいているケースもあるとお聞きしており、自主的な活動を通して地域の意識が高まることは大変意義のあるものと考えているところであります。

また、家庭では、仕事と家事・育児・介護に係る男女のバランスや、配偶者などからの暴力等が課題となっております。最近では男性が家事・育児・介護をされる方も増えてきておりますが、家庭生活での家事・育児・介護の仕事は女性の負担が多く、固定的な役割分担意識がなお残っていると考えております。

町では、広報やホームページ等において、女性の悩みや困りごとの女性相談会や子育てなどのすこやか相談等の周知をし、各種相談をお受けしているところであります。

すこやか相談には、母親のほか、父親や夫婦での相談をお受けすることもあり、少しずつではございますが、社会状況の変化と共に、こうした活動を通じて家庭での役割分担意識も変化してきているものと考えているところでございます。

続いて、企業の多い当町の特徴的な取り組みといたしまして、人権が尊重され差別のない明るい職場づくりを進めるために、企業人権同和教育推進協議会と町が連携して、新入社員人権同和研修会を開催しているほか、企業内人権同和教育推進員を育成する研修講座を毎年開催し、講座の中で企業内における男女共同参画意識の啓発も行っているところであります。

また、今年度初めて、経営状況調査にご協力いただいている町内企業20社に管理職に占める女性の割合について調査いたしました。その割合は5.7%ということであり、直接的な比較はできませんが、製造業以外の業種も含む県の数値8.4%を若干下回る結果でもありました。ものづくりのまち、企業の町として、そうした面でのアプローチの必要性も感じたところであります。

意識を高めるための進め方とのご質問ですが、男女共同参画意識の普及を図るためには、女性、男性のみでなくLGBTを含めた性の多様性への理解の促進や、いまだに残る家庭や地域社会、職場等での固定的、性別役割分担意識の解消などが重要であると考えているところであります。また、性別や年齢、世帯構成等により、個々の考え方が多様であることから、引き続き、関係機関・団体等と連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて、啓発や情報発信に取り組むと共に、相談窓口等の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、男女共同参画意識の向上は、町が取り組みますSDGs持続可能な開発目標であるジェンダー平等の実現や、パートナーシップでの目標達成などの目標をはじめ、多く分野で関わっておりますので、策定を進めている第3次男女共同参画計画に、そうした新しい視点も盛り込む中で、様々な事業を通して男女が共に人権を尊重し、同時に多様性を認め合い、個性や能力を十分発揮することのできるまちづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

3番（山城君） 今町長から力強いメッセージいただいたと思って、ちょっとほっとしているわけ

ですが、そうですね、地域においても、また企業、そして学校においても、法律があるからというわけではないですけど、しっかりと男女共同参画の推進をしていただいているというふうに改めて思ったわけであります。

ただ、行動あるいは言動というものは表に出るので伝わりますし、それに対しては皆さん、町民の皆さん誠実に、そして真剣にその取り組みをされているというふうに理解をしております。しかし、気持ちの部分、内心の部分っていうのは、やっぱりどうしても時代が進むにつれてなかなか最初に培った、古いと言ったらあれですけど、男女共同参画とはちょっと離れた部分の感覚というのがあるというか残っているというか、そういう方もいるわけではあります。やはり今後についてはしっかりと、地域においても、そして企業においても、また企業を離れて地域に戻るといふ言い方が正しいか分かりませんが、しっかりと町としていろいろな人たち、子どもも含めてですけど、その意識を高めていくように町として仕掛けていくというか、取り組んでいただきたいっていうのは考えているわけではあります。

先ほど町長からも男女共同みんなの会、私もおととしから参加させて、参画させていただけるわけですが、その会についても答弁いただいたわけではあります。そういった男女共同みんなの会、そして女性団体連絡会、女団連についても、やはり今コロナ禍の中でなかなか活動というものが、私も男女共同みんなの会の会員でもあるので、去年は余り活動できなかったなという事は感じているわけであります。

再質問、ちょっと一つ、二つしようかと思うんですけど、まず学校についてちょっと一つお聞きしたいのが、例えば学校において、男女共同参画の例えば勉強というか学習意識を高めるという、何か教材を使っているのかどうか、あるいはどういった授業をされているのかというのは学校の場面でちょっと一つお聞きしたいと思います。

そして、企業については町長から大分ご答弁いただいたんですけど、地域、どの地域というか、坂城町全体でもいいんですけど、特に男女共同参画みんなの会と女団連については発言いただいたんですが、こういう取り組み、いいのではないかとか、こういう取り組みをしている、もっと推進したいというものがあればちょっと紹介を、紹介というか、ちょっとこの場面でお聞きしたいんですが、その2点についてお伺いいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、学校における男女共同参画の取り組みについてということであります。

先ほどの中にもありましたが、学校における共同参画社会に向けた取り組みにつきましては、人格形成、こちらの基礎を築く上で重要な時期にあたります小学校、中学生期において、学校での教育や生活を通じ、男女平等の意識、人権感覚を学ぶことが大変重要であるということが学習指導要領の中でも示されております。

これに基づきまして、坂城中学校では職場体験学習などを通じまして子ども達の働くことの尊

さ、これと併せて役割を性によって固定しない、個人の特性によって分担し男女の共同することの大切さ、こちらを認識すると。自らの人生設計を考えるキャリア教育を推進するといったことで、男女共同参画社会実現に向けた取り組みといったことを行っているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 地域で推奨できるような取り組みはというご質問でありますけれども、先ほども町長のほうから答弁も申し上げましたとおり、自主的に取り組んでいただいている男女共同みんなの会、そういった団体の中には地域の中にそういった会を設けて、自分の地域の中で懇談会をやったり、勉強会をやったりというようなことを取り組んでらっしゃるところもあるというふうに聞いております。

そうしたグループが広がっていくっていうことが、男女共同参画につきましては大変意義のあることというふうに考えております。そうした地域の取り組み、さらに進んでいけばというふうに思っているところでございます。

3番（山城君） 繰り返しの答弁という形になっちゃうのかもしれませんが、今各課長から答弁をいただきました。そうですね、男女共同参画については、どこまでやったら意識が高まったのかとか、どこまでやったらこれで完璧だっていうものは恐らくないのではないかなと個人的には思っています。

だからこそ、前回の12月議会の質問ともつながるんですけど、役場の職員さん、町長含め役場の職員の方々の努力だけでは当然不完全なものでしょうし、また企業において努力をされたところでもそれはまた不完全でしょうし、また、地域、学校においてだけでもそれは不完全だとは思っております。だからこそ今回の質問で学校・地域・企業ということを列挙して質問をさせていただきました。

やはり男女共同参画についても、町長の答弁じゃないですが、SDGsの推進というところにもつながりますし、LGBTというで性的マイノリティの方の話も若干ですがしていただいたとおり、やはり誰もが生きやすい、男女、男も女もっていうわけではないですが、どの性別であっても輝ける生きやすい社会をこの町においてもさらに進めていってほしいなと思っております。

この質問の最後のまとめになりますが、今回のことで男女共同参画について日本が世界の中でどのような状況にあるかというのは私の方から少し述べさせていただきましたが、坂城の状況はどうなのかということは以前から関心を持っておりました。この質問を通じて学校や地域・企業が様々な取り組みをされていることが改めて分かりました。これらの取り組みがあるから坂城町民はその意識が高いと、ほかの地域から坂城の人たちってその意識が高いんだねと褒めてもらえるような、そんな町にさらにしていってほしいなと思っております。

そして、その町、さらに高まって時に、その町に誇りを持てるような、誇りを持ってさらにいけるような、いけるようになお一層の啓発の活動に町としても、そして男女共同みんなの会に参加して、参画している私としても取り組んでいきたいと思っております。

そういうことで、これからコロナも見据えて、また来年、失礼しました、今年もまだちょっとオリンピックがどうなるか分かりませんが、世界中の方がもし仮に来られたとして、また、オリンピックがあった時にはしっかりと、この町も世界に誇れる町として堂々と胸を張っていけるようにしていけたらなと思っているということで、以上で今回の私の一般質問を終わりにさせていただきます。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時51分～再開 午前11時01分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、2番 小宮山定彦君の質問を許します。

2番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

日本は、国土の約3分の2、約66%が森林で、世界有数の森林大国と言われています。資源の少ない我が国にあって、森林資源は潤沢であります。そして、森林には様々な働きがあり、それは多面的機能と呼ばれ、普通、経済資源としての機能と環境資源としての機能に大別されます。

日本学術会議の「地球環境・人間生活に関わる農業及び森林の多面的な機能の評価について」というレポートによると、森林の有する機能を貨幣に換算すると、年間70兆円を超える価値を生み出しているのだそうです。

経済資源としての機能は、木材やキノコなど林産物を生み出す機能のことです。環境資源としての機能には、洪水や渇水を緩和し水質を浄化する水源涵養機能、土砂の流出や崩壊を防ぐ土砂災害防止機能、安らぎや憩いの場を提供する保健・レクリエーション機能、多種多様な動植物が生息・生育するなど生物多様性を保全する機能、二酸化炭素を吸収し貯蔵する地球環境保全機能などが挙げられます。

森林の有する環境資源としての機能は、公益性が高いことから、公益的機能と呼ばれ、この表現は最近よく耳にします。

だが、そこで、今日全国的に大きな問題となっているのは、森林、特に人工林が荒廃化し、こうした多方面に有益な機能が働かなくなっている現状です。

そこで、当町はどうか。四囲を山に囲まれ山には草木が生い茂り、山林・森林を形成しています。遠くから眺める分には、生まれたときから変わらない風景です。町土の総面積の約67%、約3,600ヘクタールが森林です。その私たちの周囲にあるのが珍しくもなく、当たり前森林が、今回の一般質問の第1のテーマです。

10年前の坂城町第5次長期総合計画の中の資源を生かす林業振興という節に、このような記述があります。「森林は単なる経済的価値を有するのではなく、二酸化炭素吸収、環境保全、景観、災害防止、さらには自然教育など、地域社会にとって不可欠な社会的・文化的価値を有して

います」。それに続けて、「にもかかわらず、個人所有林を中心に、成木期に達した多くの森林がそのままになっており、除間伐などを実施し、健全な森林を造成することが大きな課題だとされています」とあります。何とかしなければいけないということです。

そして、10年後の今般、今後10年間の町の最上位計画、坂城町第6次長期総合計画が間もなく策定される運びだと思いますが、その素案の中でも、10年前と全く同じ「資源を生かす林業振興」というタイトルで、同様の現状認識が示されています。

以下、素案の記述を引用します。「木材をはじめとする林産物の供給のみならず、自然環境や景観の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、災害防止など、地域社会にとって重要な公益的な機能を有しています。しかし、町の森林の多くを占める民有林において、後継者や担い手不足から、成木期を迎えたにもかかわらず適切な管理がされていない森林が増加しており、森林の有する公益的機能の低下が懸念されています」とあります。

つまり、ほとんど同じことが言われています。10年前も今も豊かな森林資源が十分に生かされることなく放置されているという現状認識は変わっていません。そして、10年前と10年後の現在、この現状と課題の認識は正しいと思います。違いがあるとすれば、10年前は多面的機能といい、この頃は先ほども言いましたが、公益的機能という表現が使われています。それは恐らく平成27年、2015年の地球温暖化防止の新たな国際的枠組みであるパリ協定採択以降、特に温室効果ガスの吸収源としての森林の役割が、より強調されるようになったからだと思われます。

いずれにしても、山が荒れている、森林が荒れている状態だと、森林が有する多面的機能・公益的機能は発揮されないわけで、森林の整備と管理の適正化を推進しなければならないというのは、全くそのとおりだと思います。

そこで、必要となるのが、森林の整備と管理の適正化を推進するための財源です。その財源確保のために、長年にわたって森林環境税創設の運動が全国的に展開されてきました。そして、ついに平成31年、2019年3月に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、同年4月から一部が施行されてきたということを、遅ればせながら知りました。

その法律によって、森林の整備と適正化に向けての道筋が具体的になり、坂城町の第6次長期総合計画の中の第3章第2節の資源を活かす林業振興の施策の内容が充実し、重要業績評価指標であるKPIも示された。その記述は具体的で、俄然活気づいた印象を持ちます。その点で、第5次長期総合計画とは格段の差があるように思います。

そこで、森林環境税及び森林環境譲与税を基にした森林整備の切り札とも言うべき森林経営管理制度について、それを中心に質問をします。

1、林業振興について。

イ、森林経営管理制度について。

①平成31年度から施行された森林経営管理制度とは、どういう制度か。概要を教えてください。

②町内に適切な経営管理がなされていないとされる森林はどのくらいあるか。何ヘクタールあるか。

③第6次長期総合計画の素案において、森林経営管理権の設定の目標値が140ヘクタール（令和3年から7年度の合計）とありますが、経営管理権とは何か。また、140ヘクタールという目標値設定の理由はいかなるものか。

ロとして、第6次長期総合計画にある森林整備面積の指標について。

①ここで言う森林整備とは、具体的にどうすることか。

②基準値5ヘクタール（令和元年度）は、どこの森林を指すか。これ、昨日の同僚の一般質問の答弁で出てきたと思いますが、もう一度お願いします。また、目標値を100ヘクタール（令和3年から7年度の計）として、そうした理由は。

③森林譲与税について。昨日の同僚議員の一般質問にもありましたが、法律により森林環境税が令和6年、2024年度から国税として住民税納税義務者から一人年額千円を市町村が賦課徴収することになりました。全国で約6,200万人が対象になるそうです。そして、国に払い込まれた森林環境税の税収に相当する金額が、森林環境譲与税として各都道府県、各市町村に按分、譲与されるとのことです。

ただ、森林環境税徴収は令和6年度からですが、森林環境譲与税は令和元年から国からの譲与が開始されています。そして、都道府県、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、森林整備やその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用できるとあります。当町では令和元年度及び2年度、いくら譲与され、それはどのように使われたか。また、今後は何に使う予定かお聞きします。

最後に、ハですが、森林資源、特に間伐材の利用について。これは昨年の同僚議員の質問と重複しますので、適度に割愛して下さって結構であります。

①当町における現在の利用状況は。また、第6次長期総合計画に木質バイオマスエネルギー利用の促進を図るとありますが、今後どんな利用が実現可能と考えられているか。

②として、そのための具体的な支援内容はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

1回目の質問は以上です。

商工農林課長（竹内君） 林業振興についてのご質問に、順次お答えをいたします。

初めに、イの森林経営管理制度についてでございますが、国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽された杉やヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしております。

一方で、森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等によ

り、森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われないう事態が発生しております。森林の適切な経営管理が行われないと、災害防止や地球温暖化防止など、森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなるほか、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しております。

このような中、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るため、平成31年4月1日に森林経営管理法が施行され、森林経営管理制度がスタートいたしました。

この制度の概要といたしましては、適切な経営管理がされていない森林につきまして、市町村が森林所有者に所有する森林を今後どのように経営管理していくのか、意向調査を行います。所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答された場合は、市町村と協議の上、必要に応じて経営管理の委託手続を行います。市町村に経営管理を委託した場合、林業経営に適した森林は、市町村が森林組合など林業経営者に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林は、市町村が自ら森林の管理を行うこととされております。

この制度により期待される効果としましては、林業経営が可能であるにもかかわらず、放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与するとともに、間伐や伐採後の再造林を行うことにより、土砂災害等のリスクが低減し、町民の安心、安全に寄与するものとされているところであります。

次に、町内の適切な経営管理がなされていないとされる森林の面積のご質問でございますが、町内約3,600ヘクタールある森林のうち、私有林かつ人工林は約900ヘクタールで、そのうち、県で管理する保安林や過去に施業履歴があるもの、また、今後林業経営者等による整備計画が予定されている森林面積を除いた約590ヘクタールを見込んでおります。この対象となる森林、約590ヘクタールにつきまして、林班ごとに防災減災等公益的機能が見込まれる環境林と、林業経営、資源活用等が見込まれる生産林の2つに分け、立地や森林資源などの観点から、森林を点数化して評価し、順位付けをして順次整備を行ってまいります。

次に、森林経営管理権と目標値に関するご質問であります。第6次長期総合計画案の中で目標値に定めている森林経営管理権につきましては、森林経営管理制度において管理を委ねる森林所有者と市町村が経営管理権を設定し、市町村が管理していく森林の所在や状況、経営管理の方法等を定めるものでございます。

経営管理権を設定した森林は、その後、林業経営者に再委託していくこととなりますが、長野地域振興局管内では、県を中心に、管内の市町村と森林環境譲与税を使った取り組みについて協議を行う中で、林業経営の効率化や森林管理の適正化という観点から、経営管理権の設定と同等となる森林所有者、林業経営者、市町村による三者協定という形で対象森林の経営管理を行って

いくこととし、管内の市町村において順次準備を進めているところでございます。

この三者協定では、森林所有者と林業経営者及び町の三者で協定を締結することになり、事務の効率化が図られるとともに、それぞれの責務も明確化された形となっております。

また、第6次長期総合計画案における森林経営管理権の設定に係る目標値につきましては、令和4年度から年間約35ヘクタールの三者協定を進める計画を立てており、令和7年度までの4年間における経営管理権の設定目標を140ヘクタールといたしたところでございます。

次に、ロの森林整備面積の指標についてお答えをいたします。

森林の整備については、間伐だけではなく、森林の状態に合わせて、下草刈りや枝打ち、また植樹などのほか、作業道の開設など様々な整備を実施しておりますが、このような森林に係る手入れを総称して森林整備としております。

第6次長期総合計画案における森林整備面積は、町が実施主体となつて行う森林整備面積で、基準値の5ヘクタールにつきましては、令和元年度に和平の町有林で実施した切り捨て間伐の実施面積でございます。

また、目標値の100ヘクタールにつきましては、町有林の整備面積として年間4ヘクタールを見込み、令和3年度からの5年間で20ヘクタール、森林経営管理制度による三者協定により森林整備を進めていく面積として、年間20ヘクタールを見込み、令和4年度から4年間で80ヘクタール、合わせて100ヘクタールを目標値といたしました。

次に、令和元年度から全国で譲与が始まりました森林環境譲与税の用途についてでございますが、令和元年度においては200万円の譲与を受けておりまして、対象森林の抽出や傾斜角度による区分、路網図など26種類の基礎図を作成いたしました。また、令和2年度では、その基礎図を基に、環境林と生産林の区分により林班ごとに点数化し、整備を進める優先順位を決定したところであります。令和2年度における譲与は、400万円でございます。

なお、各年度で発生した残額につきましては、令和元年度に創設した坂城町森林づくり基金に積立てをして、今後の森林経営管理制度に基づく森林整備、地域産材の活用及び林業振興施策に活用していく予定でございます。

令和3年度では、森林所有者への意向調査に伴う委託費、また、環境林の整備計画を作成するための調査委託のほか、町の植樹祭・育樹祭や自治会、地域の団体等による森林作業の際にご利用いただくのこぎりや根葉切りなど、備品の購入も予定しているところでございます。

次に、ハの森林資源の利用についてお答えいたします。

当町における森林資源の利用状況は、間伐材を利用した取り組みとして、規模は大きくありませんが、キノコ栽培を行うためのほだ木への活用を支援しているほか、松くい虫被害による枯損木の活用として、チップ化を行ったり、バイオマス発電所に搬出して発電に必要なエネルギーとして再利用するなど、県の森林税を活用しながら森林資源の再利用に取り組んでおります。

育てる林業から利用する林業へと変わってきていることを踏まえ、林業経営者とも連携し、今後さらなる間伐材の有効活用について検討を進め、また、チップ材やペレット材の利用促進とともに、ペレットストーブなどの導入支援を図りながら、林業振興につなげてまいりたいと考えております。

2番（小宮山君） 今のご答弁で、イメージがだんだん湧いてまいりました。

ちょっと2回目の質問いたします。

今、対象面積が590ヘクタールだということですが、対象となる森林の条件はどんなものなのでしょうか。公有林とかつてのは恐らく入らないと思うんですが、そこを確認したいと思えます。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

590ヘクタールについてでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、町内で私有林かつ人工林において、まず、県で管理をする保安林や、過去に施業履歴、要は、森林組合などで手を入れたもの、また、林業経営者・森林組合等による整備計画が予定されている森林を除いた部分の私有林かつ人工林ということで予定をしているところでございます。

2番（小宮山君） そうすると、町有林、三百八十どのくらいでしたか、400ヘクタール弱ってというのは、この森林経営管理制度の対象にはならないのでしょうか。

商工農林課長（竹内君） 町有林につきましては、公有林という形になりまして、この経営管理制度の中においては、公有林、要は、町有林も含めてになりますけれども、そちらは除くということにされておりますので、そちらの町有林につきましては、通常的林業振興の中で行っていくという形になります。

2番（小宮山君） よく分かりました。

それで、森林譲与税が前倒しで令和元年度から譲与されて、それで、早速坂城町はそのお金を使って本格的な整備作業の前の準備といいますか、それがもう既に始まっているということで、ほかの市町村をちょっと調べましたところ、とりあえずは、何かそれ用の基金をつくって、とりあえずためておくっていうような形で、何らか具体的なアクションがまだ起こされていない、まあそれぞれの市町村のご事情があるから何とも言えないんですが、それに対して、坂城町は対象森林の抽出、その基礎づくりですか。それとか、その選定ということももう行われてきていると。それで、令和3年度、来年度ですが、それは、今のご答弁では、意向調査っていうことが中心になるっていうふうにご答弁いただきました。

それで、令和3年度の予算書を見ると、森林環境整備推進事業費として422万5千円が計上されています。この財源というのは、今の森林環境譲与税、その交付された分なのか。それと、意向調査ということですが、その意向調査はどんな、その調査の内容、進め方、それはどんなふうになって計画されているのか、お聞きしたいと思えます。

商工農林課長（竹内君） まず、財源の関係でございますけれども、森林環境譲与税につきましては、特定財源ってことではなくて、一般財源化をされるということの中で、要は、その部分については予算書には出てまいりませんが、譲与税の分については、今回の森林管理制度に関わる事業に使っていくという形になります。

それから、令和3年度の事業の関係ですけれども、基本的にはアンケート調査ということで、町内でも、先ほど申し上げた環境林・生産林という区分の中で優先順位をつけてまいります。その中で、優先順位1番のところから順次意向調査、アンケート調査という形になろうかと思っておりますけれども、今後の管理について、委託するのか、自分で、ご自身でやられるのかということで調査をしてまいります。その調査と併せて、各地域での説明会という形でも行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

2番（小宮山君） その意向調査の範囲なんですが、それは全町にわたって行われるのでしょうか。そのことを再質問いたします。

それと、422万5千円がいろんなところに使われるっていうようなことなんですけれども、意向調査にはどのくらいの金額が使われる予定なんでしょうか。

商工農林課長（竹内君） まず、意向調査の範囲でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、優先順位をして、その中で、その優先順位の、まあ林班ごとで優先順位をつけていく形になりますが、林班ごとで優先順位をつけた中での区域についてのアンケート調査を進めていくという形で予定をしております。

なお、令和3年度においては、まず、環境林のほうで14ヘクタールぐらい、それから、生産林については27ヘクタールということで、約40ヘクタール、41ヘクタールになりますか。そちらを予定しているところでございます。

また、委託費についてでございますけれども、こちらにつきましては、アンケート調査を実施にかかる情報の整理、それから調査書類の作成、それからアンケート調査の集計、要は、結果を集計しなければなりませんので、そちらを含めた報告書の作成までを含めた委託をしていきたいということで予定をしております。そちらの委託については378万5千円、こちらを、まあコンサルのような形になろうかと思っておりますけれども、そちらのほうへ委託をしまいたいという形で予定をしております。

2番（小宮山君） 了解しました。

まだいろいろあるんですが、この森林環境の整備事業とか森林経営管理制度をうまく機能していったら、坂城町では、手入れの行き届かない590ヘクタールの人工林、私有林ですね。私有林の人工林は、ざっと何年後に解消される予定でありますでしょうか。

商工農林課長（竹内君） 町の森林が整備されるのに何年かかるかということでございますけれども、かなりの数がございまして、当然、先ほど申し上げたとおり、三者協定に基づいてやってい

くと。また、不在地主の場合については、公告をしたり、一定の手続を踏んだ中での経営管理権の設定という形になりますので、今ここでどのぐらいというのはなかなか言えませんけれども、多分相当な時間がかかろうかなというふうには考えております。

2番（小宮山君） 20年ぐらいでいかがでしょうか。（笑声）いずれにしましても、この新しく始まった森林管理制度、それを活用した森林整備というのは、大いに期待の持てるものだと思います。20年後、手入れの行き届いた森林を次の世代につなげることができるよう、着実な施策展開を願い、次の質問に移ります。

2番目として、一般廃棄物処理について。

イとして、ごみの分け方・出し方の冊子について。

予算書の清掃総務一般経費の印刷製本費、カレンダー・パンフレットとして380万7千円が計上されています。主にごみの分け方・出し方の冊子が新しくなり、その費用に充てられるものだと思いますが、その新しくなる冊子についてお聞きします。

①改訂版は、前の版と内容にどんな変更点がありますか。

②に、いつ配布が行き渡るといふか、配布される予定かお聞きします。

ロとしては、葛尾組合焼却施設についてです。

住民の方から、古い布団をまとめて片づけたいが、葛尾へはいつまで引き取ってもらえるのか、持っていくことができるのかと聞かれました。10月に試運転、来年の4月より本稼働とは前々から聞いておりますが、その試運転という言葉の具体的な内容、それが分かりませんので質問をします。

①B施設への移行のスケジュールは。また、葛尾組合焼却施設はいつまで操業をするのか。

②として、B施設が本格稼働した後は、葛尾組合の焼却施設は不要ということになるのでしょうか。その場合の跡地の利用計画についてお尋ねします。

1回目の質問は以上です。

町長（山村君） ただいま小宮山議員さんから、2番目としまして一般廃棄物処理について、イのごみの分け方・出し方の冊子、ロの焼却施設の移行についてとご質問がございました。なぜかいつも小宮山さんのご質問のとき、残りが5分とか、そういうこと多いんですけども、今日は21分もありますので、じっくりと答えたいと思います。

まず、2番目の一般廃棄物処理についてでございます。

イのごみの分け方・出し方の冊子の改訂版の内容であります。現在の冊子につきましては、平成27年度に作成してから6年が経過し、新たな転入者の方などにお渡しできる在庫が、残り僅かとなってまいりました。

また、令和3年度は、可燃ごみの焼却がB焼却施設へ移行するタイミングであり、新年度予算にて日本語版のほか、英語・ポルトガル語・中国語・タイ語・ベトナム語の5か国語の冊子の作

成も予定しており、施設のスムーズな移行と、再度ごみの分別徹底などの周知を図ってまいりたいと考えております。

新しく掲載する内容であります。まず、令和3年10月から試運転を開始するB焼却施設に関する案内を含めることとしております。B焼却施設へ移行するにあたり、ごみを収集所に排出する場合は変更がございませんが、施設へ直接搬入する場合の受付時間やごみの出し方などが変わってまいりますので、施設への経路も含め、具体的に掲載する予定であります。

また、分別に迷った際にご覧いただくごみ・資源物分別参考集につきましては、問合せが多い品目など、掲載する品目を増やし、より詳しい分別方法を示したいと考えております。

なお、SDGsやエシカル消費、食品ロスについての啓発とともに、ごみの減量・資源化推進のための施策の一つである生ごみ処理機、堆肥化容器の購入への補助や、通年で受入れをしている紙類のリサイクルボックスにつきましても、引き続き掲載し、さらなる利用促進を図ってまいります。

続いて、配布予定についてのご質問ですが、B焼却施設が稼働開始するまでは、葛尾組合ごみ焼却施設で焼却を行っていくことから、混乱を避けることなども考慮し、適切な時期に全戸配布してまいりたいと考えております。

また、B焼却施設の稼働にあたり、ごみや資源物について関心が高まる機会と捉えており、新たな冊子を利用して、町内各地区でごみ減量化・資源化懇談会も開催してまいりたいと考えております。

次に、口の焼却施設の移行についてでございますが、初めに、移行のスケジュールと葛尾組合焼却施設の操業についてでございますが、B焼却施設の建設工事は、現在のところ順調に推移しており、予定どおり試験運転から開始し、令和4年4月の本稼働に向け準備を進めております。

長野広域連合では、試験運転期間中は、坂城町、千曲市から排出される可燃ごみの全量を受入れ、焼却処分し、運転状況を見る中で、長野市から受け入れるエリアを決定していく予定となっております。

葛尾組合ごみ焼却施設につきましては、9月30日をもって可燃ごみの受入れを終了し、10月1日からは全量をB施設で試験運転を行うために運搬することになりますが、それまで受け入れた可燃ごみにつきましては、ピット内の全てのものを償却した段階で業務を終了します。従いまして、その分を燃やしますので、10月以降も残りの分は燃やすということになると思います。

次に、跡地の利用計画はということでございますが、長きにわたり稼働してきました葛尾組合の可燃ごみ焼却施設は、B焼却施設の稼働により解体撤去する一方で、葛尾組合としましては、また老朽化が著しく、令和元年の東日本台風では浸水被害を被った千曲市の上山田不燃物処理場の施設が課題となっているところであります。上山田不燃物処理場の機能を葛尾組合敷地内へ移

設することも選択肢の一つとして、地元地域の皆様とも協議をしていながら、早急に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

2番（小宮山君） 分かりました。

ただ、昨日の同僚議員の一般質問にもありましたが、前回、昨年12月の議会で、その答弁の中でこういうことをご答弁、このような答弁をいただきました。現在は可燃ごみとして処理しております製品プラスチックにつきましても、収集品目対象とする方針が国として固まっております。令和4年度以降の施行を目指して、現在、環境省、経済産業省両省で法案の作成作業を行っているところでございます。そういうご答弁をいただきました。だもんで、4年度から始まるのかなと。プラスチック製品の扱いが今までとは変わるのかというふうに思いました。

さらにです。最近、令和3年1月29日付で中央環境審議会から、今後のプラスチック資源循環施策の在り方について、環境大臣に意見が具申されました。その中で、家庭から排出されたプラスチック製容器包装また製品については、プラスチック資源として分別回収することが求められる、まとめてですね。容器包装と製品、今までは別なんですけれども、それをまとめてっていうこと、それが求められるとありました。

そんなこともあって、現行のプラスチック製品の分別の仕方とか出し方が、今後を見据えてとどうか、今後と言っても、来年とか再来年とかっていう、それを見据えて前倒しで変わるのかなと思いました。心配もしました。けれども、当面は今までの、従来のごみの分け方・出し方が千曲市、坂城町同じですけれども、そういう分け方・出し方が当面は継続していくということで、そういうことでよろしいんでしょうか。

また、国の動向次第では、また、ごみの分け方・出し方についての冊子が、さらに改訂版として出す必要というようなことも想定なさっているのかどうか、2回目の質問をします。

住民環境課長（関君） 先ほどのご質問、硬質プラスチックの一括回収が始まった場合に、ごみの分け方冊子のものについては再発行、改訂版をつくるのかといった内容のご質問だったと思います。

昨日、栗田議員さんの質問にもお答えさせていただきましたが、硬質プラスチックの一括回収、これは、容器包装のプラスチック等、一括回収を国が目指しているということのようでございますが、まず、回収したものをどう処理していくのか、そういったものの制度設計がまだ示されてございません。まず、メーカー側がどんな作成をしていくかっていうことを今求めているということのようでございますが、私どもも集めたものを一旦中間処理をして、それをお渡ししていく手法を、どういった形になっていくかってことは全く分かっていないという状況でございます。

ただ、先ほど町長さんからもお答えしましたとおり、現在、冊子がもう残り僅かとなっております。ですので、住民の皆さんが必要だとしたときに、お渡しする部数が非常に不足してきてる

という状況であります。加えて、今年の10月からB焼却施設が移行します。直接搬入の仕方が変わってまいります。そういったものがありますので、現物を改訂版として作成しないと、皆さんにお渡しするものがなくなってしまうということでもあります。

ご質問の硬質プラスチック回収は、順次、坂城町と千曲市が集めたものを葛尾組合には持っていったるわけですが、それをどういった形でやっていくのかというのは、まだ見えてございません。そういったものが制度設計が始まって、運用が始まった段階、こういったときに住民の皆さんにお知らせをしなければならない、こういった状況になりますれば、改訂版も必要となることも一つでありましょうし、また広報、またホームページ等で住民の皆さんにお知らせする中で、分別回収、そういったものの制度を行っていければと、まあ将来的な話でございますが、そんなふうに考えてるところでございます。

申し訳ございません。答弁漏れがございました。当面の分別の仕方ということでございますが、それにつきましては、今までどおりという形で、冊子につきましても改訂をさせていただきますが、収集の方法と分別の方法につきましては、今までどおりという形になっております。

2番（小宮山君） 明解な答弁で、よく分かりました。

それで、跡地計画のこととも関係するんですけども、上田市とか長野市の場合は、硬質プラスチックを既に燃やさずに不燃物処理施設、資源化施設っていうところに持って行って処理している現状があります。先ほどの国の一括回収・分別、一括回収のそれが近い時期に予想されたとしたならば、プラスチック製品なども処理する、あるいは、それを資源化するような設備も必要となってくるのではないかと思います。そうした場合、今の上山田の不燃物処理施設では、先ほど町長さんもおっしゃられたように、老朽化とか、あるいは、台風のときに浸水したとかっていうようなこともあります。その上で新しいそうした設備っていうものが必要だと思われるので、私も今ある上山田の不燃物処理施設の機能プラス、プラスチック製品や何かの処理の設備、そういうのを加えた施設が、この跡地に建設されるのがいいのではないかなと私も思っております。

ただ、先ほど選択肢の一つだとおっしゃられました。それも選択肢の一つだとおっしゃられたんで、じゃあ、ほかの選択肢はあるのかと。どんなものが、まあアイデアでもいいんですが、あるのかお聞きします。

住民環境課長（関君） まず、先ほどの硬質プラスチックにつきましては、長野市のほうにも確認したんですが、議員さんおっしゃられるとおり、不燃として一旦は集めてございます。ただ、長野市は破碎機というものを持っておりまして、例えば、混合しているものにつきましては、鉄とプラスチックを分けて、鉄物に関しては再生する工場のほうに出していると。プラスチックに関してはどうしてるかといいますと、長野環境エネルギーセンターのほうで焼却をしてるということでございます。ちょっと上田の方法とはちょっと違うかなというふうに思っております。

施設の跡地の考え方なんですけど、先ほど町長からお答えしたとおり、当然上山田の、葛尾組合

の業務としましては、今やっているのは可燃、それから、不燃物の処理場で上山田でやっていることと、その他の業務もやっております。葛尾組合でやっている業務、そこにプラスして、住民の皆さんにご相談をする中で、跡地の考え方というのは、こちらのほうでもある程度の案を示す中で、住民の皆さんにご意見をいただきながら、そういったことの在り方、そういったものも考えていくということでございます。

2番（小宮山君） この選択肢についてご答弁いただけます。

住民環境課長（関君） 申し訳ございません。答弁漏れだったと思います。

まず前提として、上山田の不燃物処理場の機能、そういったものについては、移設して持っていくってということも選択肢の一つだということだと思います。

それから、もう一つの選択、それを大きく捉えることがあるかと思いますが、いわゆる先ほどのプラスチック、今の上山田に、不燃物処理場につきましては、硬質のプラスチックの扱いはしていません。プレス機があるだけでございますので、場合によっては、その制度が出てくれば、資源的なもの、硬質のプラスチックも含めたもの、そういったものも合わせた施設ということも一つの選択肢としては考えられますが、それにつきましては、法案がどういった形になるかもちょっと分かりませんので、様子を伺いながらということになるかと思えます。

一方で、跡地がもし、場所が傾斜地でありますので、土地がどの程度有効活用ができるかどうかということにつきまして検討する中で、地元の皆さんと協議をする中で、例えば、ポケットパークだとか、そういったものもストックヤードを整備したときには造りました。そういったことも調整しながらという形になるかと思えます。

2番（小宮山君） よく分かりました。

今回は、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時57分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

12番 塩野入 猛君の質問を許します。

12番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、新型コロナワクチン接種について。

第3波と呼ばれる新型ワクチン感染拡大は減少しつつありますが、いまだ終息が見えない状況であり、社会経済活動に大きな影響が続いています。そうした中で、我が国でもファイザー製のワクチン接種が始まりました。

そこで、新型コロナワクチンの接種についてお伺いをいたします。

イ、接種に向けて。

既に国による医療従事者への先行接種がされ、これから市町村が主体となって、65歳以上の高齢者から順次接種が始まります。国の接種方針は、妊婦を除き、原則として16歳以上に努力義務を求めています。もちろん接種するかしないかは、個々人の判断です。

町としては、新型コロナの終息に向けて接種の推進を図るのか、それとも、副反応や接種の不安などにより希望者接種に重点を置くのか、接種に向けての基本的な考え方を、まずお聞きをいたします。

次に、本町では文化センター体育館などで集団接種の方法を打ち出していますが、一方で、個別接種や工業特化の本町では職場接種の併用もありますが、それについてお考えをお聞きをいたします。

専決処分されました補正予算13号には、コールセンターの委託料が計上されています。コールセンターへは身近な疑問・質問が想定され、それに素早く的確な回答が求められますが、委託方式でそれが発揮されるのか懸念されます。どんなシステムが構築されるのでしょうか。

また、国や県においてもそれぞれコールセンターが開設されていますが、聞く側にとっては、どこのコールセンターを利用したらよいか戸惑います。町としては、国・県、そして、町の3段階の位置付けをどのように見ているのでしょうか。

また、コールセンターに関する国の利用指針のようなものは出ているのでしょうか。

政府は、ワクチンの摂取情報を国がほぼリアルタイムで把握し、接種状況や履歴の一元管理を図るシステムを国が開発するという報道がありました。また、厚生労働省でもワクチンの流通量を把握するため、ワクチン接種円滑化システムV-SYSを開発し、自治体などがそれぞれにデータ入力するということではありますが、こうした動きは進んでいるのでしょうか。

町では、新型コロナウイルス感染症対策本部の附属機関の位置付けで、今般、新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを立ち上げました。チームは対策本部と密接に連携して業務を遂行するとありますが、具体的な連携内容をお聞きをいたします。

チーム内には、課長クラスで構成する幹事会、それに所長・係長・保健師での実務者会が置かれていますが、両者はどのように動くのか、その内容を、その状況をお聞きをします。

また、対策本部、幹事会、実務者会と組織が存立し、組織が原因で遅れが生じることがないか、心配な面も浮かび気がかりですが、大丈夫でしょうか。お尋ねします。

急激に襲ってきた新型コロナ対策は、役場職員の業務に大きな負担が生じてきます。厚生労働省が発する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引には、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討するとあります。町職員の軽減負担についての対策をお聞きをいたします。

県は、小岩副知事が統括するワクチン接種体制整備室を新設、また、広域圏単位で地域振興局や保健福祉事務所などによるチームを設け、市町村をバックアップやサポートする体制でありま

すが、これまでに県組織とはどのように関わり、どんなことが進められてきているのでしょうか。
ロ、接種体制。

現時点での政府が示す接種目標では、4月以降65歳以上の高齢者、一般への接種は6月以降ということであります。町でも政府の段取りにのっとって予防接種実施計画や要領等を作成するため、それぞれの事項を精査しながら進めてるようであります。

しかし、ここに来て、河野太郎行政改革相は、承認したファイザー社製ワクチンの供給量が限られ、接種の遅れが避けられなくなったとして、練り直しを明らかにしました。そうすると、今進めている町の計画も変更せざるを得なくなってまいります。急変する事態に立ち向かわなければならぬことへの対策、対応はお考えでしょうか。

接種会場の流れの中には、医師の問診、接種後の経過観察がありますが、アナフィラキシー症状等の副反応などの接種過程で起きた症状への対策は整っているのでしょうか。

また、国が作成の会場イメージでは、1会場に医師・看護師・事務員の計15人程度の配置の例が示されているようですが、文化センター体育館での会場イメージはどんなでしょうか。

高齢者への接種対策はことのほか重要で、ひとたび施設クラスターが起きると、極めて危険で深刻な状態に陥ります。施設を重点に高齢者を守る体制を整える必要があります。そうしたことから、昨日の答弁にもありましたが、施設を巡回する体制を含めた検討がなされているというようですが、現在の検討状況をお聞きをいたします。

そして、最後に、接種に向けた問題点や課題などがありましたら、お聞きをいたします。

福祉健康課長（伊達君） 新型コロナワクチン接種について、イ、接種に向けてのご質問から順次お答えをいたします。

新型コロナワクチンについては、2月中旬から国立病院機構などの医療従事者に対する先行接種が開始され、現在は、その他の医療従事者等への優先接種も始まっております。一般の方への接種については、65歳以上の高齢者から順次実施することになる予定で、国では4月12日から開始するとしているものの、当面はワクチンの供給量が限られるということであります。

本格的な接種に向けては、いまだ不透明な状況が続いていますが、今回のワクチン接種については、疾病の蔓延予防上、緊急の必要があるものとして、予防接種法に規定する臨時接種に位置付けられており、市町村長は接種の勧奨をするとともに、対象者においても接種を受けるよう努めなければならない努力義務が適用されます。

こうしたことから、接種は強制ではありませんが、町としましては、対象者の方に接種をお勧めしていくとともに、接種の適切な判断をしていただくため、ワクチンの安全性や有効性、副反応の状況、国から示されている接種不適合者や要注意者についての情報を併せて提供してまいりたいと考えております。

次に、個別接種や職場接種の併用の考えについてでございます。

当町では、現在承認されているワクチンの特性などを考慮し、当面は集団接種を基本として考えているところではありますが、集団接種がどうしても難しい方や、管理が容易なワクチンが承認、流通した際には、個別接種の柔軟な対応も必要と考えております。

また、今回のワクチン接種は、住所地での接種を基本としていることから、従業員の居住地が様々な職場での接種については、今後の国の方針を注視してまいりたいと考えております。

次に、コールセンターにつきましては、多数の予約申込みが集中するとともに、多くの質問や相談が寄せられることが想定され、特にご質問のように身近な疑問・質問への対応を委託業者が行うことで、かえって町民の皆様にご迷惑をおかけしてしまうことも予想されます。

こうしたことから、町では、予約の受付と相談や質問への対応を整理し、委託するコールセンターはある程度予約受付に特化し、相談や質問については、保健センター内に専用電話や専用メールを開設し、直接対応する方向で検討しています。

また、国・県・町のコールセンターのそれぞれの役割としましては、国においては、ワクチン施策の在り方等に関する問合せ対応、県においては、医学的知見が必要となる専門的な相談など市町村では対応困難な問合せ対応、町においては、接種できる場所や接種券の取扱い等、一般的な問合せ対応ということが国から通知されておりますので、こうしたことも併せて町民の皆様にご案内してまいりたいと考えております。

次に、国が進めているシステムにつきましては、ワクチンの管理に主眼を置いた厚生労働省が所管するワクチン接種円滑化システム、いわゆるV-SYSと呼ばれるものと、接種記録を国単位でリアルタイムに把握するため、内閣官房情報通信技術総合戦略室が主導して開発を進めているワクチン接種記録システムがあり、ワクチン接種円滑化システムについてはおおむね完成し、一部稼働が始まっておりますが、ワクチン接種記録システムについては開発途中の状況と認識をしております。

次に、今回のワクチン接種に関しては、経験のない集団接種という形を想定する中で、膨大な事務や対応が短期間に発生することを踏まえ、町では、新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置し、全庁で事務を分散化し、確実かつ効率的な接種への対応を図ることとしております。

対策チームには幹事会及び実務者会を置き、幹事会では、全体的な接種計画や集団接種での運営職員の体制、実務者会での対応が困難な事項への対応等、全般的・総合的な事案の調整を担ってまいります。また、実務者会では、県等との事務的な対応や実務レベルでの課題への対応を行い、重要事項を決定する本部会議については、これまで同様、迅速かつ臨機に開催することとしており、それぞれの組織が役割を果たすことで、効率的な事務執行に結びつくものと考えております。

加えて、こうした体制により、特定の職員への負担の集中を防ぐことにもつながり、また、

コールセンターなど業務に応じて、外部委託や会計年度任用職員の雇用などにより対応しながら、職員の負担軽減を図っていきたいと考えております。

また、県においても、今回のワクチン接種には、ワクチン接種体制整備室やワクチンチームを設置して対応しており、今後、各市町村で住民への接種が具体化してくると、様々な点での連携や助言もなされるものと考えております。

次に、ロの接種体制についてお答えします。

接種に向けた計画については、現状ではワクチン次第という面が否めず、流動的な対応を余儀なくされていますが、ワクチンの供給時には速やかな対応ができるよう、例えば、接種券についても、指示があればいつでも発行できる体制を整え、コールセンターの委託準備なども進めているところであり、今後も日々変わる情報を的確に捉えて対応していくことが重要だと考えております。

次に、集団接種会場でのアナフィラキシーなど副反応への対応であります。現在、町で検討している計画では、経過観察には保健師・看護師等の医療専門職を配置し、応急対応用の医療資器材を準備するとともに、集団接種での予診を行う医師は必ず複数名置くことで、どちらかが副反応等への迅速な対応を図れるようにしてまいりたいと考えております。

接種会場での一連の流れといたしましては、検温と受付、予診票の確認、予診、接種、接種済証の交付、接種後15分から30分程度の経過観察を想定しておりますが、予診に時間を要するとのシミュレーションもあることから、保健師等による予診前の相談コーナーの設置も検討しているところでございます。

また、集団接種会場での人員体制として、国の示すイメージでは、予診から接種のラインを2か所設定した場合に、医師2名、看護師等の医療職5名、受付・誘導等の事務職7から8名とされており、町でもこれを基本とした体制を整備したいと考えております。特に課題となる医療スタッフの確保につきましては、地域の開業医の先生方やスタッフの皆さんのご協力は不可欠になりますが、他方、通常の診療への影響も最小限に留めることも必要なことから、町では、比較的規模の大きな病院に、医師を含む医療スタッフの派遣をお願いしているところで、おおむね派遣に応じていただける方向で調整を進めているところでございます。

また、高齢者施設への接種対策でございますが、現在、町内の施設から入所者の人数等を報告していただき、巡回する場合の体制や時期等について検討をしているところでございます。

最後に、接種に向けた問題点や課題とのご質問でございますが、現状では、接種実施の具体的なスケジュールを確定できないことが、最大の問題であると認識しております。これにより、接種開始を起点とした接種券の送付、予約の受付、町民の皆様へのご案内ができず、接種日における実際の運営体制の確定もできない状況になっております。

スケジュール等につきましては、確定次第、町民の皆様にお知らせをしてまいります。こう

した状況は、ワクチンの供給が不透明であることが要因となっています。

ワクチンの供給見通しについては、様々な不確定要素があるとは思いますが、自治体の接種計画はもとより、接種対象となる多くの方にも影響する事柄でございますので、国におきましては、正確で確実な情報を余裕を持ったタイミングでお示しいただきたいと考えているところでございます。

12番（塩野入君） 新型コロナウイルス対策に対応する特別措置法、感染症法等の改定で、時短営業などに応じない事業者、それから、入院を拒否した人への罰則というのが設けられました。野党は、「先に罰則あり」のもとには、総じて批判的であります。県の阿部守一知事は、「相当程度、抑制的に運用する必要がある。基本はお願い。協力ベースで行うことが重要だ」と、このように話されております。罰則導入と運用について、町の見解をお聞きをしたいと思っております。

ベッドの埋まり具合を示す病床逼迫度は、現在、東・北・中・南信という4地区ごとに示されていますが、これではちょっと広過ぎると、こういうことで、10広域圏単位で公表がどうかということが、今、浮かび上がってきているわけでありまして。これについて県のほうでは、受入れ医療機関が限られている、僅かの限られている圏域もあるので、10広域の単位での公表には否定的であるわけでありまして。県内の首長の意見もそれぞれ賛否、様々に分かれているわけでありまして。病床逼迫度を県内10広域圏単位での公表についてどのようにお考えか、以上2点をお聞きをいたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

まず初めに、法改正についての見解ということでございます。

2月の13日、新型コロナウイルス対応のための改正関連法が施行されたところでございます。一つは、新型インフルエンザ対策等特別措置法で、新たに蔓延防止等の重点措置として、知事から事業者への休業等の命令を認めたということ、それと、従わない場合には過料が課せられるということでありまして。もう一点については、感染症法で、これは入院勧告等に従わない患者への過料が設けられたということでございます。

改正の内容そのものについて意見を言う立場ではございませんけれども、いずれも罰則規定が設けられたということでございます。運用にあたっては命令ありき、あるいは罰則ありきということではなく、説明を尽くして、納得の上でご協力をいただくということが重要ではないかと考えているところでございます。

続いて、2点目、病床逼迫度の公表の仕方ということでございます。

10広域圏単位での病床逼迫度の公表についてでございますけれども、現在、ご質問にもありましたように、県のホームページでは、中等症及び軽症患者を受け入れる一般病床370床に対する入院患者の割合を病床逼迫度として、県内4ブロックの数値を公表しているというところでございます。より身近な地域の医療の現状を知ること、感染への注意を促し、感染予防対策へ

の意識を高めるといった効果は期待されるところではございますけれども、一方では、過度な不安を招くおそれも危惧されると考えております。

また、人口規模あるいは医療資源が大きく異なる広域圏単位での公表につきましては、住民の皆さんの誤解を招かないように、公表元である県においてメリット・デメリットを十分にご検討をいただきたいと考えております。

町としましては、数値の公表そのものよりも、実際に入院者が増加すれば、これは第3波のときもそうだったんですけれども、圏域にとらわれずに、全県での入院調整がされるということになりますので、日頃からそうした状況に備えた体制を整えておくということが、より重要ではないかと考えているところでございます。

12番（塩野入君） 新型コロナウイルスの闘いがどこまで進んでいるのか分かりません。しかし、大きな転換期にあることは間違いありません。ワクチン接種がスタートをいたしました。国や自治体は安全面の対策をしっかりと行い、滞りなく進めていく必要があります。

一方で、日程優先などで接種を急ぐことは、不安や疑問など様々な課題を置き去りにしかねません。現実と問題・課題を見極めながら、着実に準備を進めていただきたい。今は、国内第3波を抜け出す正念場にあります。ワクチン接種が始まって、マスクや手洗いといった地道な対策は続けなければなりません。気が緩むムードが広がらないよう、用心することを保ちながら、新型コロナ終息を願い、次の質問に移ります。

2、国道18号バイパスについて。

国道18号バイパスの質問は、前は平成27年9月の第3回議会定例会で行いましたが、今回で通算7回目になります。

私の家の僅か数十メートル東側には、枯れ草が残るバイパス予定地が網掛地域を縦断しております。その予定地を見るたびに、何も変わらずに時が過ぎていってることへの思いが強まっています。

そこで、これから国道18号バイパスのこれまでの経過と建設促進に向けてご質問をいたします。

イ、これまでの経過。

バイパスの建設の動きが始まって、もはや半世紀が過ぎる状況になってきております。また、平成23年に事業化され、既に10年が経とうとしています。

初めに、前回質問した平成27年度以降の国道バイパスの取り組み経過と、現在の状況をお聞きをいたします。

次に、前回質問で、平成26年11月に開かれた坂城更埴バイパス坂城町区間用地測量・物件調査説明会の中で、用地交渉は小網・網掛区間と、それから、月見・上五明区間に分けて、小網・網掛区間を先行して進めるという説明がありました。小網・網掛区間は、鼠橋を起点に、コ

コミュニティー月見付近の町道06号線までの2.7キロメートルということが分かりました。現在も坂城町区間全長3.8キロメートルを小網・網掛区間と月見・上五明区間に分けた二段階方式で進めているのでしょうか。お尋ねをいたします。

また、現在の用地取得の状況はどんなでしょうか。その中の小網・網掛区間と月見・上五明区間のそれぞれでは、どんな取得状況でありましょうか。

当時、事業の推進に十分な予算確保ができなかったことから、用地取得の不足分を国の用地国債として依頼により、坂城町土地開発公社がその一部を先行取得いたしました。その土地開発公社の先行取得費は、今どんな状況にあるのでしょうか。また、公社の先行取得は今も続いているのでしょうか。お聞きをいたします。

町には、国道バイパスの早期建設整備を促進することを目的の坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会が平成17年に設立され、坂城町長を会長に、議会、商工会、農業委員会、区長会をはじめ、多くの団体、組織が一緒になって、坂城更埴バイパス坂城町区間の早期建設を目指しています。

ところが、これまで活発な動きは見られずに、今年度も新型コロナウイルスの影響もあり、動きは停滞気味であります。同盟会がここ数年どのような事業を進められてきたのかをお聞きをいたします。

また、千曲市長が会長を務める新国道上田篠ノ井間建設期成同盟会も、長い年月にわたりバイパス建設に向けた要望活動が繰り広げられてきました。新国道同盟会のこれまでの動きも併せてお聞きをいたします。

ロ、建設促進に向けて。

今、バイパス予定地を見渡しても、ほんの少しの土砂が運ばれ、土盛りのある箇所とNTTドコモの基地局の移転が見られるぐらいで、依然として工事に向かう気配はありません。令和3年度はどのくらいの予算付けが見積もられ、どのような動きになるのでしょうか。伺います。

また、バイパスの建設費用の総額と、これまでにどのくらいの費用が注ぎ込まれ、その額は総額の何%にあたるのでしょうか。

コロナ禍にあって、建設促進に向けては自粛もやむなきの状態ではありますが、早期供用開始に向けての足を止めるわけにはいきません。町のこれからの行動予定はどんなでしょうか。お聞きをいたします。

建設促進に向けては、坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の活発な行動が期待されます。同盟会の活発な活動へ向けてのお考えもお聞きをいたします。

また、新国道上田篠ノ井間建設期成同盟会も、長い年月にわたりバイパス建設に向けた要望活動が繰り広げられました。新国道同盟会のこれからの動きも併せてお聞きをいたします。

一方で、用地買収に応じた地権者はじめ、バイパス予定地の網掛区の沿線住民からは、バイパ

ス建設の状況や進行状況についての情報が全くわからないという声が聞こえてきます。定期的とはいかないまでも、年に2、3回ぐらいの情報提供は欲しいところであります。長野国道事務所への働きかけをして情報提供をしていただきたいが、いかがでしょうか。

そして、最後に、これまでの経過や、これからの建設促進に向けての問題点・課題等がありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから、2番目の質問としまして、国道18号バイパスについて、これまでの経過、建設促進に向けてということでご質問いただきました。私からは、国道18号バイパスのこれまでの経過を中心に、全般的なことをお答え申し上げまして、その他詳細につきましては、課長から答弁をいたします。

まず初めに、国道18号バイパスや県道坂城インター先線、上田坂城バイパスと坂城インター先線を結ぶ町道A09号線の道路改良など、町の幹線道路のインフラ整備は、渋滞の解消等による利便性の向上をはじめ、当町の産業・経済の発展や地域の活性化に不可欠なもので、さらには防災面からも非常に重要な交通対策でございますので、早期事業化、早期完成ができますよう、積極的に要望活動を展開してまいりたいと変わらぬ考えでございます。

まず、国道18号バイパスのこれまでの経過についてのご質問ですが、ご案内のように、坂城更埴バイパス3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、測量、地質調査、道路予備設計、関係機関との協議に着手いたしました。

平成27年度以降は、関係区長と打合せを行い、小網・網掛地区の地権者に向けて個別相談会が開催され、上五明地区・上平地区においても、それぞれ事業についての説明会が開催されたところでございます。

平成28年度と平成29年度につきましては、用地交渉、用地買収を進めるとともに、各地区からの要望事項について協議を重ね、町といたしましても、長野国道事務所と一緒に調整を図ってまいりました。

また平成30年度には、用地買収が整った網掛地区において、坂城町区間で初めてとなる木柵設置工及び工事用道路新設工事が施工されたところでございます。併せて、月見地区・上五明地区についても、用地測量説明会、境界立会い、用地測量が実施されております。

令和元年度については、地権者の皆様に対して、測量結果の確認のための個別説明会、補償内容確認のための個別相談会を行い、その後、契約の締結に係る個別説明会が実施されております。

令和2年度におきましては、引き続き用地買収を行い、そのほか、月見地区の県営の村上団地周辺の立会いや上五明地区建設予定地の地盤調査及び埋蔵文化財の試掘調査を行ったほか、昨年12月には、協議に時間を要した国道バイパスと県道上室賀坂城停車場線の交差点に係る上五明地区住民説明会を行い、住民の皆様からご承諾をいただいたことから、今後、詳細設計を行い、用地測量が進められると聞いております。また、網掛地区においても、引き続き工事用道路の整

備を行い、盛り土に活用する土砂の搬入を行ったほか、新たな工事区間に着手するため、農業用水路の付替工事に係る現地調査を行い、この3月下旬には、国道事務所による地元地区への説明が行われる予定でございます。

工事着手については、令和3年度に行う予定で、地元の水田耕作者の皆様と調整する中で工事が進められるとお聞きしております。

ただいま申し上げましたように、地元説明会などが行われ、工事につきましても少しずつ動き出しております。国道バイパスの建設は、地域住民の皆様のお思いをつなぐ道路でございますので、引き続き議員各位はじめ、地域の皆様、企業の皆様、近隣自治体と協力しながら、国道事務所、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて、国道バイパスの整備促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

建設課長（大井君） 国道18号バイパスに関するご質問に、順次お答えをいたします。

初めに、坂城町区間全長3.8キロメートルを小網・網掛地区と月見・上五明地区の2段階方式で用地買収が進められているのかとのご質問ですが、長野国道事務所では、建設当初は、設計協議や用地買収の状況との兼ね合いで2段階方式で用地買収を行っていましたが、現在は、坂城町区間全体で用地買収を行っているとのことでした。

また、現在の用地取得の状況ですが、国道事務所によりますと、地区別の面積の集計は行っていないとのことでしたが、坂城町区間全体では、面積ベースで平成27年度末で約24%が完了し、令和元年度末では約78%完了したとのことでございます。

次に、町の土地開発公社による18号バイパス用地の先行取得につきましては、国の依頼に基づき、平成27年度、30年度、令和元年度に実施しており、3年間で144筆、6万1,500平方メートルほどの用地を約6億円で取得いたしております。

また、国から依頼がございました土地開発公社による先行取得は令和元年度までで、現在は、土地開発公社が取得した土地の買戻しが行われており、今年度までに約3万8,500平方メートル、3億8千万円ほどが国に買い戻され、令和5年度には、先行取得した全ての土地が買い戻される予定でございます。

続きまして、要望活動等の状況でございますが、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会や坂城町と長野市、千曲市、上田市とで組織する新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会により、県建設部及び長野国道事務所への要望活動と国土交通省や財務省などへの中央要望活動を行っております。

しかしながら、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、それぞれの同盟会は活動が制限される状況となったため、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会では、国土交通省関東地方整備局とリモートによる要望活動を実施してまいりました。

このような中央要望活動などを通じて、平成29年度の両同盟会の合同中央要望活動の際には、財務省の大臣政務官にご理解をいただき、坂城町区間に工事費を含め4億円の補正予算をつけていただき、中央要望活動の必要性を改めて認識したところでございます。

続きまして、口の建設促進に向けてのご質問にお答えします。

令和3年度の建設予定でございますが、まず、事業計画では、2月24日に国土交通省関東地方整備局より、令和3年度の直轄事業の事業計画の予定が示されました。国道18号バイパス坂城町区間においては、令和3年度についても、令和2年度から引き続き調査設計、用地買収、改良工を行うとし、事業費についても今後、正式な予算内示がされる予定ですが、国道事務所によりますと、事業計画では2億円から7億円程度と見込まれているとのことでございました。

また、網掛地区で工事用道路の整備が引き続き施工される予定とのことで、3月中には入札が実施され、5月から工事が着手されるとのことでございます。

次に、坂城町区間の総額事業費につきましては、これまでと同じ110億円の計画となっており、事業進捗率は約23%といった状況でございます。

続きまして、坂城町区間の早期供用開始に向けての町の取り組みといたしましては、予算獲得に向けた要望活動が挙げられます。先ほども申し上げましたが、坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会と新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会が合同で県や長野国道事務所、国土交通省及び財務省などの中央要望活動を毎年実施しておりますが、今後も引き続き実施してまいります。

そのほか、令和3年度は、町の同盟会の総会を早期に開催し、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、単独での中央要望活動ができるよう調整を行う予定でございます。

次に、バイパス予定地沿線住民の方へのバイパス建設の現状や進行状況についての情報提供でございますが、長野国道事務所への働きかけをする中で、住民の皆様への情報提供についても要望してまいりたいと考えております。

また、建設促進に向けての問題点・課題等はとのことですが、平成23年度の事業化から令和3年度で11年目となります。現時点では供用開始が何年になるか決定しておりませんが、町におきましても事業の進捗を図るべく、引き続き関係機関への働きかけが必要だと感じております。

12番（塩野入君） 網掛区には、既存の用水水路から予定地を横断して取水、排水しているU字溝がたくさんあります。これが一冬越しますと、そこに風雪で土砂や、あるいは、枯れ枝が積もり、距離の長いU字溝では撤去が大変であります。バイパスのまだ建設の先が見えない中で、農家の高齢化も進んでいるわけでありまして。これから春を迎えると、育苗、そして代かき、田植えと作業が進んでいきます。積もった土砂や枯れ葉・枯れ枝はそのまま水田に流れ込んだり、排水溝から水路へ押し流されてしまいます。取水口・排水溝の点検を急ぎ、土砂や枯れ葉・枯れ枝の撤去などの整備を長野国道事務所へ働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

ここ数年にわたり買収されたバイパス予定地に雑草が繁茂し、その草丈が伸び、十字路・T字路の角々からの見通しが利きません。特に車からの見通しが悪く、交通安全上も危険であります。年間2回ぐらい、2度ぐらいの草刈りはしていますけれども、時期が遅くなって、雑草が伸び切ったからの草刈り状態というのは、ここ何年か続いているわけでありまして。これも早めの草刈りと、もっと草刈り回数を増やして管理を徹底させるように、これも要望していただきたいんですが、その辺はどうでしょうか。

それから、今、質問の中で、バイパス予定地全体の用地取得の状況につきましては、大体分かりました。それから、それで、企業や事業所が所有する予定地、まだあまり動きがないようなことも聞こえてくるわけですが、取得状況のこれからどんな状況になるのかお聞きをしたいと思えます。特に、今、個人所有が進んでおりまして、78%ですか、っていうことではありますが、そちらのほうが先に進むのかどうか、その辺も併せてお聞きをいたしたいと思えます。

以上です。

建設課長（大井君） ご質問に順次お答えをいたします。

バイパス建設予定地の農業用水の取水口・排水溝などの水路や雑草の管理についてでございますが、昨年は、3件ほどの要望が長野国道事務所や町に寄せられております。町で要望を受けた場合は、現地を確認し、長野国道事務所に連絡を行い、対応をさせていただいており、今後もバイパス予定地の適正管理について、早期に対応していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、企業・事業所が所有するバイパス用地の取得状況ですが、事業所の移転先や建物等の補償など補償費の算定に時間がかかり、用地交渉に入るまでに至っていないケースがあるとのことでした。

また、個人所有地の多くは水田や畑などで、農閑期等に測量や用地交渉を行った結果、用地取得が進んでいるということでございました。（発言の声あり）

先ほど冒頭でご要望ございました水路、取水口・排水溝の水路の管理と雑草の管理について、併せて長野国道に要望してまいりたいと考えております。

12番（塩野入君） 先頃、これからも取付けの関係動くようですが、先頃、網掛の南側の予定地に土砂が運搬されました。そのちょうど水防倉庫の脇からずっと堤防を通過して、それから、自転車道の南側からUターンして土砂が運ばれてるわけでありまして、今現在まだ動きがないんですが、そういうちょっとそんなこともおっしゃったかどうか、これからも土砂運搬というのは続くかどうか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと。

それから、町長の招集挨拶の中でも、上五明区において、バイパスと県道上室賀線の交差点の住民説明会が開かれたと、それで承諾されたと、こういう招集の挨拶の中にあつたわけでありまして、どんなことが説明されて、どんな意見が出されたのか、その説明会の内容もお聞きしたい

と思います。

それから、今の話の中でも、網掛区でも農業用水の取付工事に伴う説明会っていうことで、3月下旬頃に予定されるということですが、説明の中では、国道事務所側からどんなような内容の話されるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

建設課長（大井君） ご質問にお答えをいたします。

網掛南側のバイパス予定地の土砂の搬入ですが、令和3年度において、網掛地区で農業用水の付替工事を予定しているとのことから、工事に伴う土砂を仮置きする必要があり、今後、網掛南側のバイパス予定地に、工事の際の土砂の搬入を計画しているとのことでした。

次に、上五明区の説明会は、現在、県道と交差する町道が、バイパスの建設により新たに県道への付替えが必要となることから、町道の取付位置について説明を行ったものでございます。

また、住民の皆様からは、取付道路について、車のすれ違いなどを考慮してほしいとの要望があり、取付道路の幅員を拡幅した設計に修正をし、了解をいただいたところでございます。

また、網掛区の説明会は、バイパス建設により現在の農業用水路が分断されるため、用水を利用されている農家の皆さんに、水路の付替えに伴う用水の取水や排水の取付位置の確認をお願いするため、3月の下旬に説明会を開催し、4月以降に現地で確認を実施するとのことでした。

12番（塩野入君） 冬の運動不足解消と、それから、健康づくりを目指しまして、時折びんぐし山に登るわけでありまして、今、木々が芽吹く前でありまして、山の東展望台、あるいは、西展望台からバイパス予定地がしっかりと見えるわけでありまして、それを見るたびに、月日の経つ早さっていうのを感じざるにいられないわけでありまして。

バイパス坂城町区間は、橋やトンネルなどの構築物の必要がない平坦地を通る区間でありまして、予算さえ確保されれば、工事の期間は長くないはずであります。

一方で、県事業である坂城インター線先線の道路工事が進められ、その先の坂都5号線のバイパスの交差点付近の網掛の測量も今されて、もう終わったかなというような状況になっているわけでありまして。こうして県事業が着々と進む中で、国事業のバイパス事業がはかどらないということに、もどかしさを感じるわけでありまして。これからさらに議会も一層の協力をしながら、バイパス推進活動を早め、早期建設、供用開始に向けて行動していこうではございませんか。

以上で私の質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分～再開 午後 2時31分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、10番 朝倉国勝君の質問を許します。

10番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従い、一般質問をさせ

ていただきます。

私が一般質問の順番、ご存じのとおり9番でありまして、時節柄コロナ禍をテーマにした質問が同僚議員から多くございまして、重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願いを申し上げたいというふうに、冒頭申し上げたいと思います。

さて、昨年初めに新型コロナウイルス感染症が中国武漢より発せられ、瞬く間に日本をはじめ全世界にパンデミックを発生させ、世界の経済や政治を大混乱におとしましたところでございます。令和2年度はコロナに始まりコロナで終わりました。一年間大変制約の多い中での生活は、国民の皆さんも心身ともに疲れた一年であったと思われまます。

当長野県におきましても、昨年2月25日、初めての感染者が確認され、昨日現在で感染者総数2,374名、うち死亡者が41名、治療中16名がコロナの感染の状況であるという報道がございます。各国とともにコロナ制圧のために——ここでは私は収束という言葉じゃなくて制圧という言葉を使わせていただきたいというふうに考えています——多額の財政出動をする中で、制圧に向けた努力をされておりますけれども、現在、ご存じのように、まだ特效薬、治療薬が確立されていない中、世界では一日も早いコロナ制圧のために、抗体の保有者を高めることができるワクチン接種による積極的な展開をされております。

しかしながら、マスコミ等での報道の氾濫により接種を忌避する方々が、報道によりますとばらつきがありますけれども30%程度は存在するというような報道もございます。大変残念なことであります。

しかしながら、接種をする、しないの判断は個人の意思の問題でありまして、強制的にやるものでもございません。しかし、先行して接種をしている外国の事例を見ますと、ワクチンを接種した人が免疫をつけることで、周りの人への感染も大きく感染を下げる効果が確認されているような現実の報道が報告されております。

そこで、私どもも一日も早く平静な生活を送れる環境をつくり出すためには、ワクチン接種による抗体保有者を、学者により数値は大分ばらついているんですけれども、最低40%以上確保することができれば制圧に向けて大きく前進すると。それがまた、専門家の皆さんで言われております鍵であるというようなことも報道されております。国内でもワクチンの接種が始まった中で、接種への参加者を増やすことが制圧に向けて大事な肝になると考えております。

そこで、1番として、コロナ対策について。

イ、ワクチン接種者への情報発信をどのように考えているか。コロナを制圧するためには、抗体保有者を増やすことが、私どもの今の時点では一番武器でもありますし、ベストな選択だと考えております。

それには、正確な情報の提供を丁寧に辛抱強く町民の皆様提供して、理解をしていただく方を増やすことが一番の近道だと思いますし、これが重要な仕事だというふうに考えております。

そのようなことから、接種の対象者にどのような方策を用いてPRして、所期の目的を達成しようとなさるのか、町の考え方を伺いたいと思います。

ロとして、コロナ禍での税収見込みはということでございます。

コロナ禍では、世界の中で経済活動が大きな制約を受け、多大な損失の発生を見たところであり、我が国でも同様に、経済活動が制裁を受け、業界の中では影響の大小はありますけれども、企業経営には大変厳しい環境が続いている現在でございます。その中においても、各企業の皆様が懸命にこのコロナ禍での経済危機を乗り切るべく頑張っていることに、この場をお借りして敬意を申し上げたいと存じます。

このような状況の中で、新年度の予算編成となりました。令和3年度は大幅な税収不足になるのではないかと大変心配をしておりました。予算書を見る中では、過去の経済危機当時、リーマンショックのときと比べ、数字上では想像していたものよりも落ち込み幅が少ない状況であり、安堵をいたした一人でございます。

そこで、イとして、新年度の税制見込みをどのように見込んだか伺いたい。また、財政調整基金の繰入れによって組み立てが行われておりますが、今後、ここ2、3年を見通す中で、財政調整基金の繰入れ見込みはどのように考えているのか伺いたいと思います。

さらに、コロナ禍に伴う各種業界への支援は十分とは申しませんが、実施をしていただきました。このような支援の効果であると思いますが、倒産、廃業といった事例は当町ではあまり聞こえてきていません。皆さん大いに頑張っておられることと思います。

今後、コロナ禍の制圧に向け、ワクチンの接種が始まりました。経済の再生に積極的に取り組める時期は近い将来来るものと予想されます。景気の濃淡は同じ業界の中でも違うと思いますけれども、今まで企業を守る活動をし、資金的にも大変な状況である企業が想定されますが、経済の回復期に資金が不足し、企業活動が十分にできないことが発生するようなことも想定されます。

今後、支援策について、また市場の動向を把握し、隙間のない対応をお願いしたいと考えております。当面の支援についてどのように考えているか伺いたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 1、コロナ対策について。私からはイ、ワクチン接種者への情報発信をどのように考えているかということで、お答えを申し上げます。

新型コロナウイルスについて、県内におきましては、このところ新規感染者の発表がない日もあるなど感染動向は落ち着きが見られ、県が設定しております感染警戒レベルも全域で平常時とされるレベル1とされているところでございます。

一方、首都圏におきましては、感染の拡大に伴う緊急事態宣言により、外出の自粛や飲食店の営業時間短縮の取り組みなどが行われたことで、新規感染者は大幅に減少したものの、ここに来て減少傾向が鈍化するなど、依然予断を許さない状況となっております。

こうした中、2且14日に国内で初めて新型コロナワクチンが承認され、医療従事者等への接

種が開始されたことで、感染の終息に向けた切り札としての期待が高まるその一方で、国内外の接種状況や副反応の事例などの情報も頻繁に報道されているところでございます。

今回の新型コロナワクチン接種は、予防接種法で規定する臨時接種に位置付けられ、市町村においては接種の勧奨をするものとされています。また、接種の対象となる方においても、接種を受けるよう努めなければならないとされておりますので、現在承認されているワクチンの対象年齢である16歳以上の方は、妊娠中の方を除いて接種に関する努力義務が適用されるということでございます。

町といたしましても、こうした趣旨を踏まえ、接種の勧奨を行ってまいりたいと考えておりますが、最終的に接種を受けるかどうかということについては、それぞれの方のご判断ということになりますので、町といたしましては、適切な判断をしていただくために正確な情報をお伝えしていくことが重要であると考えているところでございます。

加えまして、今回のワクチンは新たに開発されたワクチンということでございますので、不確実な情報あるいは推測を交えた情報など様々な情報が日々あふれる中で、接種に対していたずらに不安をあおるようなことがあってはならないと考えております。

今回のワクチンについては、海外での臨床試験において非常に高い発症予防効果があることが報告されています。一方で、明らかな発熱のある方や、今回のワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方などは接種が不適当とされているほか、基礎疾患のある方、予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方などについても、医師が慎重に予防接種適否を判断する接種要注意者として示されているところでございます。

こうした情報を含め、今後も町のホームページや広報で随時正確な情報を丁寧にお知らせしていくほか、接種対象となる方に接種券、個別にこれはお送りするものでありますけれども、接種券をお送りする際には、ワクチンの情報や予防接種の有効性、安全性とともに副反応のリスクについても併せてお知らせすることで、接種に関して適切な判断をしていただけるよう情報発信を行ってまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの感染がなかなか収まらず、日々重症者や亡くなる方が報告される中、今回のワクチン接種については、確立された治療薬のない新型コロナウイルス感染症という疾病の蔓延予防上、緊急の必要があると認められることから、法に基づく臨時接種とされたものでございます。

町民の皆様には、こうした趣旨もご理解いただく中で、ご自身の身体的な状況はもちろんのこと、ご家族やご友人など身近に接する方を含む状況なども総合的に考慮していただき、接種について適切なご判断をいただきたいと考えているところでございます。

収納対策推進幹（長崎さん） 私からは、ロ、コロナ禍での税収の見込みはについて、お答えいた

します。

新型コロナウイルスの感染拡大は、町民の生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、それにより町税収入も大変厳しい状況にあると考えております。令和3年度の町税収入の見込みにつきましては、町内企業の状況や国の地方財政計画、経済指標などを踏まえ、町税全体で22億9,419万3千円を予算計上し、前年度当初予算との比較でマイナス9%、2億2,599万5千円の減額となっております。

コロナ禍の影響を受け、予算が減額となる主な税目について申し上げますと、個人町民税では、新型コロナウイルス感染症による経済の停滞などの影響により、個人事業主の事業所得の減少や、給与所得者においては賞与や時間外勤務の減などによる所得の減少が見込まれるため、前年度当初予算と比較し1千万円の減額となる7億1,850万円を計上いたしました。

また、法人町民税は、内閣府による月例経済報告の経済指標において、令和2年の企業収益がコロナ禍による経済活動の縮小などにより3割強の減少が見込まれていることや、町内の上場企業の業績見込みの減少などを踏まえ、減額を見込み、加えて法人税割の税率引下げによる影響などを考慮し、8,800万円の減額となる2億4,710万円を計上しております。

次に、固定資産税は、3年に1度の評価替えによる地価下落の反映や家屋の減価などによる減額に加え、令和3年度課税に限り、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等として、令和2年2月から10月までの連続する3か月間の売上げが前年の同期と比較し30%以上減少している中小事業者等に対し、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税が軽減されることから、前年度比で1億1,800万円の減額を見込み、11億5,900万円を計上いたしました。

なお、固定資産税のコロナ対策に係る軽減制度による減収分につきましては、地方特例交付金において、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、全額国費で補填されるところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響や経済状況など刻々と変化する中、先行きを見通すことは困難な状況でございますが、今後も経済状況に一層注視するとともに、適正な賦課徴収に努めてまいりたいと考えております。

総務課長（柳澤君） 1、コロナ対策についての口、コロナ禍での税収の見込みはのうち、今後の町財政の動向等について、来年度当初予算編成の状況等を交えてお答えしてまいります。

初めに、令和3年度一般会計当初予算につきましては、町税の減収が見込まれる中ではございますが、令和元年東日本台風災害を教訓とした避難所の整備等が急務であったことから、避難所での自立・分散型エネルギーとして坂城小学校太陽光パネル・蓄電池設置事業や、教育環境の整備とともにコロナ禍における避難場所の確保として、小中学校特別教室の空調設備整備事業などを計上したところでございます。

また、平成30年度から進めてまいりました新工業団地造成事業につきまして、令和3年度に

は町土地開発公社により造成の運びとなり、周辺整備として新工業団地と坂城インター線先線を結ぶ基幹道路について、分譲開始と併せ開通できるよう令和3年度中に整備してまいりたいことなどから、国の補助金や起債、文教施設整備基金等の特定目的基金からの繰入れなど特定財源の確保に努める中で予算編成を行い、歳入歳出総額を前年度対比プラス4.4%の66億7千万円といたしたところでございます。

コロナ禍における町税の減収等による財源不足を補うための財政調整基金からの繰入額は3億6,729万6千円で、前年度当初予算と比較し3,042万5千円、9.0%の増といった状況でございます。

過去において、町税が大きく減収となりました世界的な経済危機としては、平成20年9月のアメリカのリーマン・ブラザーズ・ホールディングスの経営破綻に端を発した、いわゆるリーマン・ショックがあり、翌年の平成21年度当初予算においては、財政調整基金から、今回より約2億2,800万円多い5億9,500万円ほどを繰り入れた経過もございます。

現在の財政調整基金の状況といたしましては、令和2年度当初予算編成時において3億3,687万1千円の繰入れをし、年度前半において、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用や税償還金等の増額などにより繰入額は増えましたが、普通交付税額の確定や余剰金による繰戻し等により、2月末の繰入額は2億9,147万7千円となっております。

なお、基金残高は2億4,923万4千円で、前年度末からは1億5,963万6千円の減であります。

続きまして、町財政の動向等についてでございます。

県内の経済情勢は、関東財務局長野財務事務所によりますと、総論としては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、一部に持ち直しの動きが見られるとし、前回と同様の見解ではあるものの、生産活動や緩やかに持ち直しつつあるとして、明るい兆しも見え始めております。

また、先行きについては、感染拡大防止策を講じる中で、各種政策や海外経済の改善等により持ち直しの動きが続くことが期待されるとし、感染拡大が地域経済に与える影響に十分注意する必要があるとされ、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては予断を許さない状況であり、経済情勢の見通しは難しい状況であると考えております。

町財政の動向等につきましては、歳入の約3分の1を占める町税において、法人町民税の占める割合が他市町村と比較し高いことから、当町の財政運営は経済動向にされやすい特性がございますが、税収減の状況下でも安定的な行政サービスを行っていくことと、そのための備えが必要と考えるところでございます。

また、今後においては、坂城町公共施設個別施設計画における施設の改修や、道路・橋梁等の長寿命化などのインフラ整備と併せ、子育て・教育・福祉分野における支援の充実等、坂城町第

6次長期総合計画を基軸とした施策を展開していくことが求められております。

経済状況が変化する中、先々の町税等の見通しが困難であることから、財源の確保も不透明な状況において、今後の町財政運営の見込みは難しい状況ではございますが、国・県等の補助金や起債の活用、また財政調整基金からの繰入れや余剰金の基金への積立等による将来を見据えた財源の確保等により、持続的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） ロ、コロナ禍での税収の見込みはのうち、今後のさらなる支援策について、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、大きな影響を受けている町内事業所に対しまして、町商工会など関係機関と連携し、また町内金融機関とも情報交換を行いながら、様々な支援策を講じてまいりました。

町内事業所に新型コロナウイルスの影響が広まり始めた今年度当初に、まず町制度資金の経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）を創設し、町内中小企業の資金繰りを支えるための対策を講じました。

この制度資金では、貸付利率を年0.8%と低く抑えただけでなく、利子補給は貸付け後5年以内を全額補給し、保証料補給も全額補給するなど、融資を受ける事業所の負担を減らし、厳しいコロナ禍を乗り越えていただけるよう支援をしてきたところでございます。

このほかに、支援金・補助金といたしましては、小規模事業者等持続化応援支援金や雇用調整助成金等申請支援補助金など、事業所の業種に制限なく、幅広く町内事業所にご利用いただける支援金として整備し、事業継続と雇用維持のための給付を行いました。

また、緊急事態宣言中の4月24日から5月6日までの全期間において、休業等のご協力をいただいた事業所に対し支給した新型コロナウイルス拡大防止協力金や、テイクアウトなどの新たなサービスを始める事業者を支援する新サービス創出応援補助金、地域における消費喚起を促すためのスタンプラリー消費回復応援事業など、飲食事業者等を中心とした支援策について、町内の商店や飲食店などの状況を考慮し、講じてまいりました。

さらに、2月15日からは新たな支援策として、飲食事業者等事業継続緊急支援金事業を創設し、年末年始の売上げが大きく減少し、経営が厳しい飲食店と飲食関係事業者の事業継続を支援するため、町独自の支援制度に取り組んでおります。

今後の支援策につきましては、令和3年度におけるアフターコロナ対策として、消費喚起や集客に向けた取り組みなどが必要と考えているところではありますが、今後の新型コロナウイルス感染症による影響を注視し、町内事業所の状況やニーズを把握する中で、支援機関等とも連携して、経済活動が一刻も早く回復、安定するよう取り組んでまいりたいと考えております。

10番（朝倉君） ただいまコロナ対策について、ワクチンの接種情報発信について、あるいはコロナ禍での税収の見込みについて、答弁をいただきました。

ワクチン接種にあたりましては、ワクチンの供給体制の見通しが大変不透明な部分がある中で、保管等の問題、まだまだ解決をしなければいけない問題等が数多く存在しております。

しかしながら、私どもの生活が一日も早く平静を取り戻すには、この作業がどうしても必要不可欠な事項でございます。そういう意味からすると、この事業を対応される皆さんには、長期間にわたって大変ご苦勞な仕事が想定されます。どうか健康に留意して、スムーズに接種ができませんように、ぜひワンチームでご活躍をお願いしたいというふうに思います。

それと、財政運営につきましては、先ほど総務課長からのお話にもありましたとおり、厳しい中であっても坂城町は恵まれている状態だというふうに考えております。先日、私の知り合いの中小企業の方ですが、お会いしてちょっとお話を伺ったら、コロナ禍の対策というのは、非常にタイムリーにやっていたらと。私どもは経営は苦しいんだけど、こういう形でやっていただくことは大変ありがたいという感謝のお話を伺いました。

そういうことで、恐らく今年の後半からアフターコロナに向けて、経済をV字型に回復していくという時期だというふうに思っておりますので、後の支援についても積極的に前向きに、ぜひお願いをこの席から申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

2、国土利用計画についてでございます。

イとして、第4次坂城町国土利用計画が策定される中で、見直しをされた点は何かということで、ご質問を申し上げます。

10年間隔で国土利用計画は見直しがなされ、今年度も見直しがなされたわけでございますが、私ども坂城町は土地の面積が極めて少ない町でございます。周囲は山、中央の平らには大河の千曲川が流れておりまして、利用のできる土地は極めて少ないのが実態と判断をしております。

しかしながら、このような状況の中でも先人の皆様が知恵を絞って、製造業の町として、町村では工場出荷額は長野県では1位を頑張っている町であります。ここ数年の中に、先ほども先輩議員の質問にもありましたとおり、18号バイパス、インター線、あるいは工業団地の造成ができるという、将来、坂城の町の核になるようなインフラ整備や事業が完成をされる形になります。

そういうような状況の中で、やっぱり土地利用というのは町の発展に欠かすことはできない状態でございます。先ほど申しましたように、ほとんど利用できる土地が少ない中で、要求にあった土地利用をするには、いろいろ聞いてみますと、法律や規制、条例が本当に網の目のようになっておりまして、なかなか土地利用計画というものの見直しというのは、私どもの想像したり希望しているようなことにはいかないというような内容があるようなお話を伺いました。

そこで、今回、そんな中でもありますけれども、大変難しい難題を解いていただいて、新たな国土利用計画が見直されました。どんな内容について見直しがされたのか、伺いたいと思います。

企画政策課長（臼井君） 国土利用計画についてのご質問にお答えをいたします。

当町は県内の北信地域と東信地域の結節点に位置し、周りを山々に囲まれた盆地であり、中央

を流れる千曲川の東西に広がる土地を中心に、住宅や農地、工場など生活と産業が融合しながら、歴史あるものづくりの町として発展してまいりました。

農業面では、昼夜の寒暖差を生かしたりんごやぶどうといった果樹類に加え、特産品として定着したねずみ大根などの伝統野菜、最近ではワイン用ぶどうの栽培が拡大するなど、町特産の農産物の生産拡大に向けて取り組む中で、優良農地の確保も図ってまいりました。同時に昭和初期の初回工場の誘致を発端に工業立地が進み、製造業を中心に多くの工場、事務所が軒をなし、技術の高度化と高付加価値化等によりまして、県内でも有数の「ものづくりのまち」として地位を築き、地域経済発展の原動力となってまいりました。

そうした中で、これまでも限られた町土の中で、自然環境や住宅地などとの調和を保ち、法的規制との整合や調整を図る中で、工業の発展に伴う事業規模の拡大や住工混在の解消に向けた工業団地整備などにより、産業用地としての土地利用も積極的に進めてきたところでございます。

さて、昨年度から策定作業を進め、先般2月1日の総合計画審議会において答申をいただきました国土利用計画第4次坂城町計画につきましては、国土利用計画法の規定により、市町村の区域について定める国土の利用に関する計画であり、国土利用計画の全国計画及び長野県計画と併せて国土利用計画の体系を構成するものであります。

そのため、第3次坂城町計画と同様に、法で規定されている公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域の諸条件に配慮して、国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、国の計画や県の計画との整合を図る中で策定を進めてまいりました。

また、国土利用計画坂城町計画は、町の最上位計画である第6次長期総合計画の町の将来像、「輝く未来を奏でるまち」の実現を土地利用の面から目指すという側面を持つものであります。現行の国土利用計画は、長期総合計画と同様に前回計画から10年が経ち、町を取り巻く社会情勢は大きく変化し、産業構造や住民の暮らしなどにおいても大きな変革がありました。

国際社会においては、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境の諸問題に取り組むとするSDGsを町においてもまちづくりのあらゆる施策を通じて推進することとしております。第4次坂城町計画におきましても、こうした情勢変化を的確に捉えるとともに、このSDGsの理念を反映し、人口減少と高齢化が進む中、町土の適切な管理とその有効活用を通じて、災害に強い豊かな自然環境との共生と、ものづくりを中心とする産業、経済の発展を図り、将来にわたり持続可能な町土利用を目指すことを明記いたしております。

ご質問にありました国道18号バイパスや坂城インター線の延伸は、将来的に地域の発展とまちづくりを進めていく上において、一つの大きなきっかけになるものと捉えているところであります。今後、町の交通インフラの骨格をなす国道18号バイパスや、県道坂城インター先線が完成し、さらには坂城インターと国道18号バイパスがつながりますと、広域道路としての交通量や交通体系、また製品の出荷、搬入といった輸送の形も大きく変わることが予想され、地域経済

の発展と新たな開発や土地の寿命など、町の様子も大きく様変わりするものと想定される場所でもあります。

この国道18号バイパス坂城町区間につきましては、平成23年度に事業化が決定され、これまでの第3次国土利用計画におきましても、基本方針が記載され、構想が描かれていたところがございます。国道18号バイパスや坂城インター線延伸の本格化に伴い、第4次計画において見直した点といたしましては、関連する基本方針の活力ある産業と暮らしの基盤づくりの項目だけを見ましても、18号バイパスとインター先線のさらなる早期完成の促進、需要に応じた産業用地の確保の推進、暮らしやすい町づくり、定住人口の増加に向けた取り組みの推進、自然環境や周辺の景観と調和した土地利用、地域資源を活用した産業振興、観光、交流の促進などの項目について、新たに位置づけを行ったところがございます。

また、改訂に伴い見直した点につきましては、国や県の計画と整合を含め、大変多岐にわたっております。主なものを申し上げますと、基本方針の体系立ての見直しや、一昨年の台風を教訓とした安心・安全といった項目の新設、先ほどのSDGsの視点の追加、土地利用ゾーニングの変更などではありますが、現状を捉え、将来を見据える中で、数多くの見直しを行ったところがございます。

町の土地利用については、この国土利用計画第4次坂城町計画を指針とする中で、10年後の町の目指す姿、「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けて、町土は将来にわたる限られた大切な資源であることや、生活、産業など様々な活動の共通基盤であることを認識し、社会情勢の変化などに対応しながら、的確に取り組んでまいりたいと考えております。

10番（朝倉君） 国土利用計画につきましては、多岐にわたる方面から検討されたことについて理解をいたしました。第6次長期計画とともに、この見直しが効果が出るようなことを期待したいというふうに思います。

それでは、3の町の表彰式について、ご質問いたします。

イとして、令和3年度町の表彰式に向けてということで、毎年秋に町の功労・功績のあった方々に表彰がなされております。一昨年、長く途絶えておりました名誉町民に、竹内製作所の会長であります竹内明雄さんが、そして、昨年はデイリーフーズの高見澤正さんが名誉町民にご推挙されました。

我が坂城町におきましても、地域の発展や業界の発展等に貢献される方が大勢いらっしゃる。今まで名誉町民という立場の方も大勢いらっしゃったと思いますけれども、ようやくその功績を表彰できるような段階に一昨年からなってきたということは、大変ご努力や貢献された方に対して、私ども町民としても感謝の念をもって、ありがたいことだというふうに考えております。

そこで、町にはこのお二人だけじゃなくて、町の表彰規定に照らして業界や地域やいろんな中で貢献されている方が大勢いらっしゃるというふうに、私も判断をしております。企業の中で功

績に見合った功績賞とか功労賞の方もいらっしゃるんですけども、やはり良いことをして、あるいは地域に貢献したというような方については、やっぱり町として、あるいは私ども町民としても積極的にその労に報いるということが、その方の業績に対する私どもの立場ではないかというふうに考えております。

そんなようなことから、この表彰というのは後につなぐ人たちの励みにもなりますし、また町全体の活性化にもつながることだというふうに、私は考えております。そんなようなことから、今年の町の表彰式に臨む態度として、どのような考え方をもちかお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

町長（山村君） ただいま朝倉議員さんから3番目の質問としまして、町の表彰式について、イとしまして、令和3年度町の表彰式に向けてということで、ご質問をいただきました。

今、お話にありましたけれども、坂城町では、これまでも産業振興や地方自治、社会福祉、教育など様々な分野において、長年にわたり町の発展に尽力された方々に対し、表彰規則に基づき、功労表彰をはじめ功績表彰、一般表彰等をお贈りしているところであります。

これまでに受賞された方々は、功労表彰につきましては延べ228名、功績表彰につきましては延べ153名の皆様であります。昨年10月においては8名の方々に功績表彰を贈呈し、ご功績としましては社会福祉分野や産業分野、地域消防において長年にわたり各種団体の長などを歴任され、ご尽力いただいていたところであります。

同時に当町がものづくりの町として、ものづくりの分野における優秀な技能者や新技術の創出などをされた方々を、WAZAパワーアップ事業として表彰しているところでもあります。平成22年度にこの表彰制度を始めて以降、延べ32名、3団体の技術者の皆様の仕事で培った卓越した技術や輝かしい発明をたたえ、表彰しているところであります。

これまで受賞された皆様方におかれましては、ご功績に心から敬意を表するとともに、町の発展へのご尽力に改めて感謝申し上げますところであります。また、今日でも多くの皆様が各分野においてご活躍いただき、町の発展につながっているところであります。今後の表彰におきましても、それぞれのご功績について、表彰規則、表彰基準に照らして毎年選考させていただき、顕彰していければと考えているところであります。

なお、これらの表彰に先立ち、平成13年の鈴木敏文氏以来18年ぶりとなる名誉町民の称号を令和元年度には竹内明雄氏に、また令和2年度には高見澤正氏に贈呈いたしました。両氏とも産業の発展と町及び国家の繁栄進展に貢献された実績は極めて顕著であり、議会の皆様全員のご賛同をいただく中で、その称号をお贈りしたところであります。

今後につきましても、新たに名誉町民として推挙するにふさわしい方がいらっしゃると思います。議会の皆様にお諮りしまして、時期を逸せずお贈りしてまいりたいと考えているところでございます。

10番（朝倉君） ただいま町長から、今年度の表彰式について考え方をお聞きいたしました。どうかこれから町で活躍する人たちの励みと、あるいはまた名誉のためにも、ぜひ町の表彰規定に合致する方については、大いに前向きにひとつお願いをしたいというふうに考えます。

まとめに入ります。

令和3年度の予算議会は、コロナ禍からの一日も早い制圧による平静の生活に戻れるよう同僚議員から多くの質疑がありました。今年はコロナ禍からの脱却が大勢の町民、国民の願いと判断をしております。

治療薬の開発が遅れている中で、ワクチンの接種が始まりました。今、大切なことは抗体保有者を制圧に必要な%に引き上げることが、私どもの喫緊の課題と理解をしております。

今年度は町第6次長期総合計画、第2期まちひとしごと創生総合戦略、公共施設個別計画、そして国土利用計画等新たな重要な計画のスタートの年度にあたります。今後の町の発展には、大変重要な政策のスタートの年であります。この計画がコロナ禍の大変厳しい情勢でありますけれども、順調に実現できることを切望して、私の質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時19分～再開 午後 3時29分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

1、地域公共交通の構築についてお尋ねいたします。

（イ）としまして、進捗状況。

過日、私を含め同僚議員の皆さんから循環バスの見直しの提案が出されました。これまでの答弁では、循環バスと併用したデマンド交通なども視野に入れ、新しい地域公共交通システムの導入についても検討を行っており、デマンド交通を実施している他市町村の状況も研究しているとの答弁をいただきました。

また、第2期総合戦略にも高齢化が進む交通弱者等へのデマンド交通の研究など、総合的な交通体系づくりを促進すると明記されております。新システムに向けた進捗状況と実施について、いつを予定されているのかお尋ねをいたします。

これで1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、大森議員さんから端的にご質問いただきました。

1番目としまして、地域公共交通の構築は、（イ）進捗状況とはということでございます。今大森議員さん、ほとんど言っていたのであのおりだと思っております、今まで地域公共交

通につきましては、いろんな取り組みをしまいいりました。私からはいわゆる全般的な取り組みをお答えしまして、詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

当町におきましても、この地域公共交通というのは、非常に大変重要な課題と認識しております。先ほどもお話ありましたけれども、高齢者の皆さんをはじめとした地域住民の買い物や通院など町民の皆様の移動手段を確保するため、町では、地域公共交通である循環バスを運行しているところでございます。

この循環バスの利便性を向上させるため、運行方法等の見直しを順次実施し、利用者からのご意見をお聞きする中で、かつて、今まで湯さん館直行便の運行ですとか、それから病院のルートができないかということで、信州上田医療センターまで町を超えて路線延長する上田便の運行ですとか、それから千曲市循環バスへの接続をするため、力石バス停の停留時間の見直しを行うなど、両地域にわたる交通も一部カバーして運営しているというところでございます。皆さんの利便性を図って、いろいろ考えてきたというところでございます。

また、バス停以外でも利用することのできるどこでものれーの導入、これも全国初めてでありますけれども、どこでものれーの導入や運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた町民に対し、循環バスの運賃を無料にするなど、より一層の利便性の向上を図ってきたところでございます。

ご質問の公共交通の構築の進捗状況ですが、町では、現在運行している循環バスと併用した新しい地域公共交通システム導入の検討を行っており、昨年度から循環バスと併用したデマンド交通などを含む、新しい地域公共交通システム導入についての検討をしまいいりました。

また、昨年11月に開催しました地域交通利用促進協議会の中で、新たな地域公共交通システムの構築に向けた研究を行う部会を設置したところでございます。

また、先月24日には、新たに設置しました地域公共交通システム部会を開催したところであり、新交通システムの手法について、運行方式、運行形態、タクシーを使った運行方式等多数の手法について、現在、検討を進めております。

また、新たな地域公共交通システムの構築に向けては循環バスの利用者の皆さんばかりでなく、タクシーを利用している皆様からニーズをお聞きする中で、できるだけ早期に当町の実用に適したより利便性の高い地域公共交通システムの導入を目指してまいいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

後ほど担当課長が詳しく申し上げますが、担当課長にも早くやれと言っておりますので、乞うご期待であります。

以上であります。

建設課長（大井君） （イ）の地域公共交通構築の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、2月24日に開催いたしました新たな公共交通システムの構築に向けた研究を行う部会の状況でございますが、新しい地域公共交通システムの利用方法について様々な立場の方のご意見を聞く必要があることから、区長会長をはじめ、老人クラブ連合会や女性団体連合会の会長、循環バスやタクシーなどの町交通事業者、商工会や社会福祉協議会の職員、町福祉健康課、建設課の職員の総勢11名で構成しております。

第1回目の部会では、事務局から新しい地域公共交通システムの構築に向けた説明を行いました。出席された部会員の皆様からは、それぞれの立場から交通移動困難者に対する支援の必要性や新しい地域公共交通システムへの期待などを積極的にご発言されておりました。

また、新しい地域公共交通システムでは、利用対象者について、どのような方を対象にするのか検討するにあたり、高齢者や運転免許返納者の方などの日常での移動の状況を把握するため、町内のタクシー事業者にご協力をいただき、この2月からタクシー利用者のおおよその年齢、行き先、利用頻度等の確認作業を実施しております。

このような移動に不自由を感じられている方々の状況を把握する中で、本来ならば、部会でデマンド交通を実施している他市町村への視察等を行いたいところですが、新型コロナウイルス感染症の影響がございますので、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら実施してまいりたいと考えております。

今後は、タクシー利用者の状況調査等を参考にしながら部会を開催する中で、新たな地域公共交通システムについて、利用対象者や運行形態、運行エリアの範囲、運行日、それから運行時間帯や車両のサイズ、台数、システムに必要な機能などについて部会の皆様からご意見をいただく中で、町に適した地域公共システムの構築に向け部会で検討を行い、早期の事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

14番（大森君） 2回目の質問といたしますが、町長、そして課長よりご答弁いただきました。

2回目の質問になりますけれども、今般、交通部会をつくっていかれるということで最初説明されているわけですが、1つ、タクシー利用者、またあるいは運送業者の関係と、この新しい新システムが対立するという事のないような方法で、やはりタクシー、特にタクシー業者の皆さんの協力もいただきながら両方が利用できるというね、そういう体制をうまく取っていただきたいということがあるのと、もう1つ、デマンドで過去いろんな全国の自治体いろいろやってきて、見てきたんですが、結構、申し込みをするのが、予約するのがね、大変だとか、あるいはルールといいますか、システムがよく分からないとかいうこと。そして大分、利用する方が少なくなってくるとかいうね、というようなこともあって、デマンドがうまくいかなかったというところでまた別の方法を考えてということもあるんですけれども、デマンドもやはりその辺のところをしっかりと構築されて、やはり持続可能な交通システムをつくっていただくということだと思っております。

今課長からの答弁では、タクシーの利用状況もね、把握しながらということですから、タクシー業者の皆さんも協力していただくということによろしいでしょうか。それ確認でちょっとご答弁ください。

建設課長（大井君） タクシー事業の協力についてのご質問でございますけれども、町内のタクシー事業者にもこの部会には加わっていただいております。また、循環バスの事業者にも加わっていただいております。様々な方向で意見をいただいております。

14番（大森君） 先ほど町長のお答えをいただいて、最後に、私は早くやってくれと（笑声）頼んでいるがということで、その辺の進捗状況はどんな状況なんでしょうか。

建設課長（大井君） 確かに早くやれというふうには申し付けております。そのために部会を立て上げて、いろいろな方から、議員さんのほうからもご指摘ありましたけれども、様々な方法があります。

それからデマンド交通を実施している自治体等でもなかなか成功例と申しますか、が見えてこないということもございまして。そういった中で、坂城に適した交通システムというのを構築していくというところで、その骨格については今年のお盆ぐらいいまでは考えられればなというふうには考えております。

ただし、その後、いろいろな諸手続がございまして、町の地域公共交通会議でご承認をいただく、それから北陸信越運輸支局のほうに申請を上げていくといったような手順もありますので、具体的に運行開始がいつというようなことについては、まだなかなか申し上げられない段階でございまして。

14番（大森君） ご答弁ありがとうございます。町長のほうもね、その気になっていただいているということで、この1年かけてしっかりとやっていただくことをまずお願いいたしまして、次の質問に行きたいと思っております。

2といたしまして、総合戦略と人口ビジョンについてであります。

1、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案では、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、町の将来推計人口は、2060年、令和42年に約6,500人まで減少することが見込まれており、こうした人口の減少や人口構造の変化が就業者の不足、財政の硬直化、生活関連サービス施設の減少等を引き起こし、将来における総人口のさらなる減少につながるおそれがあるとして、町の基盤産業である製造業のさらなる強化や新たな産業の創出、将来の特産品のブランド力、付加価値の向上、暮らしの質を高める分野の充実により住みやすさの向上を図ることで、人口の流出抑制や流入促進、出生者数の増加を促進していくことにより、輝く未来を奏でるまちの実現を目指す、そして目標を設定しております。

そこでお尋ねするわけですが、（イ）といたしまして、人口ビジョンの目標設定についてお尋ねします。

1、現在の社会的背景や多様な生き方があるとともに、雇用形態としての正規雇用から非正規雇用に置き換える企業も多くなり、生産年齢の非正規雇用が40%ともいわれております。結婚したくても所得の低さのため結婚をあきらめてしまう若者や、結婚しても子育てにお金がかかり大変だというふうな理由で、2人目の子どもは考えられないという声も聞かれます。当町における婚姻届件数について、この20年間の推計はどうなっているのかお尋ねします。

2といたしまして、人口ビジョンの目標として、人口減少、高齢化を抑制しながら2040年、令和22年、人口1万3千人、2060年、令和42年では、人口1万2千人の維持を目指すとして今設定していますが、その根拠は何かお尋ねします。

3、3番です。人口増の基本は、合計特殊出生率の上昇であると考えます。2025年、令和7年度では1.84、2035年、令和17年では2.07に達するように設定しておりますけれども、この根拠はどのようなものでありましょか。

4、社会減から社会増の転換を目指し、20代から30代の転入を促進し、2021年、令和3年から2060年、令和42年に、5年間平均として147人増を目指すとしております。この設定について、その根拠は何かを伺います。

これで1回目の質問といたします。

住民環境課長（関君） 2、総合戦略と人口ビジョンについて。（イ）人口ビジョンの目標設定のうち、当町の婚姻届出数の推移についてお答えします。

20年間ということですので、平成12年以降の5年ごとの単年の推移でございますが、平成12年、94件、平成17年、81件、平成22年、51件、平成27年、62件、平成29年、68件となっております。また……。すみません、令和2年、68件となっております。

また、過去5年における婚姻数の推移についてでございますが、平成28年が48件で、過去20年の中では、最初の数字ではございましたが、平成29年、51件で、前年対比3件の増、平成30年、53件で、前年対比2件の増、令和元年、62件で、前年対比9件の増、令和2年、68件で、前年対比6件の増となっております。

企画政策課長（臼井君） 続いて、人口ビジョンにおける人口目標の設定と、合計特殊出生率、社会増の目標値の設定について、順次お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、急速な少子高齢化の進行と人口減少を克服し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、国、地方が一体となって取り組んでいくため、平成26年に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき策定するもので、この総合戦略を策定するにあたり、その考え方や効果的な施策を企画立案する際の基礎資料として、町が目指す人口の将来展望などを示すものが人口ビジョンであります。

今回、この人口ビジョンにおける、町が目指す人口の将来展望として、ご質問にありましたと

おり、2040年において人口1万3千人、2060年、令和42年において人口1万2千人と設定したところであります。

全国的な人口推計といたしましては、国立社会保障・人口問題研究所、略称で社人研と呼ばれている機関の推計による人口の地域別将来推計人口がございます。

この推計によりますと、人口特殊出生率、人口移動ともに現在の当町の状況と同程度のまま推移すると仮定して推計した場合の町の将来人口は、2040年、令和22年で約1万人と、大きく減少することが推計されております。

この推計は、このまま何も対策をせず、人口減少に任せた場合のものであり、町としてどのような人口減少対策や事業を進めていくのか、具体的な施策や事業を定めるものがまち・ひと・しごと創生総合戦略であり、戦略に掲げた事業を通して人口ビジョンの将来人口の維持を目指すものでございます。

将来人口の設定にあたりましては、人口減少が当町に与える影響として、税収の減少、高齢者福祉、医療費等に係る歳出の増加、また、町内における就業者や消費者の減少、人口減により利用者が減少することで存続が困難になると考えられる民間サービス、例えば、小売業ですとか、医療機関、金融、娯楽施設など、そういった民間サービスの減少ですとか、高齢化によるコミュニティ活動の機能低下、そういったものを考察をいたしまして、行政、民間のサービス等を維持するため必要と見込まれる人口も考慮したところでございます。

こうした社人研の示す推計値や、住民生活に係るサービス維持のために必要と考えられる人口、そして、現在の当町における出生数、死亡数や合計特殊出生率、また、転出、転入などの社会動態の傾向なども加味し、持続可能なまちの実現に向けて、町が目指す将来人口を設定したところであります。

続いて、合計特殊出生率と社会増の目標の根拠についてお答えいたします。

人口の将来展望を設定し、この目標を達成するにあたってのベースとなるのが、出生数、合計特殊出生率の増と、転入者数が転出者数を上回る社会増の達成であります。

まず、合計特殊出生率とは、その年次の15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に子どもを産むとしたときの子どもの数に相当するものであります。

この合計特殊出生率につきましては、国において、人口を長期的に一定に保つことができる水準として人口置換水準が示されており、これが2.07とされておりますので、まずこの数値を達成することが、人口維持社会を実現するにあたっての基本と考えております。

また、人口ビジョンにおいて、人口目標を設定しました2040年、2060年までの過程の中で、合計特殊出生率が早期に向上し、目標に近づいていけばいくほど、将来人口に与える出生数、人口への効果は大きくなっていくこととなりますので、短期的な目標として、まず2025年に合計特殊出生率を1.84とし、また2035年には2.07を達成することを目指している

ところでございます。

なお、この2025年における1.84という数値は、長野県のしあわせ信州創造プラン2.0においても県民希望出生率として同様の数値が示されており、県等の計画と整合を図る観点からも、この数値を用いたものでございます。

次に、社会増の目標についてであります。将来人口の目標を達成するにあたっては、合計特殊出生率が増加したとしましても、転出者数が増え続ければ、人口減少は食い止められないことから、転出を抑制し、転入を増加させる社会増の目標設定も重要となります。

この社会増の目標設定におきましては、5歳年齢階級ごと5年経年ごとの人口推計において、国が示す係数などを用いながら、目標とする合計特殊出生率における出生者数及びその男女別の推計、死亡者数の推計、ここに、年齢階層ごとの転出、転入の影響を加味し、将来人口の目標値達成のために必要な社会増数の推計を行っております。

この社会増数の推計においては、若年層の転入増が将来にわたって出生数の増加に大きく影響し、人口維持において重要なことから、特に20歳から30歳までの転入促進に注目した目標設定としたものでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、人口ビジョンは、将来に向けて持続可能なまちとしていくための、町が目指すべき将来人口の目標であり、その実現に向けて、人口ビジョンを基礎として策定された総合戦略によって地域の実情や特性を生かした施策を推進することで、将来にわたって活力ある地域社会の維持につなげてまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） それぞれ課長よりご答弁をいただきました。私ども、町が一生懸命ね、全国の市町村が国の方針に基づいて一生懸命策定されるということ、本当に頭が下がる思いであります。それで、じゃあ、国は、一体、どういうビジョンを持っているのかなど。国のビジョンがなければ、というか、国がどういう政策、どういう努力をするのかということがなければ、いくら全国の自治体が頑張っただけのことをやったり、あるいは子育て支援の、今回、ご提案があった保育料を無料化していくとかね、もうこういうことを、もう全国でそういうことをやらざるを得なくなってくるというわけですね。だから、そういう点から考えても、やっぱり非常に国の人口ビジョンがもっとしっかりしたもの欲しいなというふうに思います。

一番最初に私、言いましたが、生産年齢、若者たちのやはり所得が減っている、そして安定した雇用はなかなか見込めないというのが全国的な状況になっているんじゃないかと思います。その中で夢や希望が持てない、そして2人目、3人目の子どもさんは育てられない、こういう状況の中で出生率を上げる、あるいは生涯女性がね、出産する状況を高めていくということは気持ち豊かでなければ、やはりできないわけ。そういう点で、もう少し背景をきちっと分析必要があるんじゃないかというふうに考えます。

この間、安倍内閣が労働者派遣法というのを大分大きく変えまして、2015年9月に行いま

した。これまで派遣労働の大原則だった常用雇用の代替を禁止、臨時的・一時的業務に限定を根底から投げ捨てるという、こういうやってはならないことをやりました。そして直接雇用というのは、世界で当たり前の原則であるわけです。戦後の日本の労働法制が根幹から守られてきた原則であったわけです。

ところが、この安倍内閣が1985年の労働者派遣法の制定後以降、1999年に対象業務を、原則、自由化した。そして2003年には、派遣労働を製造業まで広げました。正社員を大量に派遣労働者に置き換え、そして2008年秋のリーマン・ショック、このときには、大量の派遣労働者が職を奪われ、同時に住まいまで失うという深刻な事態が全国に広がったわけでありませぬ。他国に例を見ない派遣労働者の使い捨ての横行が社会問題になりました。生涯派遣、正社員ゼロの雇用形態では、いつでも首切りができ、働く人々の権利が奪われているわけです。低賃金で、将来への希望を持ってない、こういう状況の中で人口問題を検討するというその背景はきちっと分析していく必要があると思います。そういう点で、国の施策によって大きく人口政策変わってくると思います。これをやれば大丈夫という、人口増えるというものがあるわけじゃありませんが、いずれにしても生活する若者たちが夢と希望の持てる、こういう生活を保障していくということがどうしても必要だというふうに思います。

そういうことも含めて、国の人口ビジョンとは一体どういうものなのか、もし、このような分析する上での資料があれば、お示しいただきたいと思います。

企画政策課長（臼井君） まち・ひと・しごと創生のビジョン、国の基本的な方向でございますけれども、活力ある日本社会を維持をするために、まず1つは、稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする。

2つ目は、地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる。

3つ目といたしまして、結婚、出産、子育ての希望をかなえる。

4つ目として、人が集う、安心して暮らすことのできる魅力的な地域社会をつくるという4つの基本目標に加えまして、多様な人材の活躍を推進する。新しい時代の流れを力にするという2つの横断的な目標に向けた取り組みというものを進めて、それぞれ地域に合った形の中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これをつくっていくということを言っているところでございます。

14番（大森君） 2019年の国の合計特殊出生率が1.36、女性1人が生涯に産む子どもの推定人数だそうです。希望出生率1.8を目標としていると国は言っております。この裏づけが何か全然見えない、数字を当てはめただけで。やはり先ほど言いましたように、そういうことをきちっと分析した上で、国もこういう政策、こういう補助をする、こういう協力をする、そういうものが、全然、示されていない。その点ではやはりね、この人口目標は何だか絵面というか、ちょっと宙を浮いたような感じしちゃいます。きちっとこういうことを批判して、こういうこと

をきちっと変えて、国はこれも見直して、そういう政策をやることによって初めて実現できるということが含まれて、坂城町はそれに基づいてこういう計算をしたということ、やはりそういう自主的なものが欲しいなというふうには思っております。

それで、合計特殊出生率の上昇をするということで1.84、そして2035年、令和17年には2.07にするということなんですが、この坂城町では、平成25年から29年は1.45、これを六、七年で1.84にするわけですよ。これはどういうふうに裏づけがあるんでしょうか。お尋ねいたします。

企画政策課長（臼井君） 合計特殊出生率の目標達成に向けた根拠といいますかね、そういったところについては、先ほどご説明させていただいたとおり、国ですとか、県の計画も参考にさせていただく中で目標値を設定しておりますけれども、そういった目標を達成するための取り組みといたしまして、町におきましては、例えば、子育てといった分野でも婚活の応援事業を積極的に展開をするですとか、不妊、不育症の治療、そういったものにも大きく支援をしていく。それから子育て応援事業、そういったものを通して切れ目のない利便性の高い支援に取り組んでまいるということでございます。

また、将来、町を背負っていただく子ども達の教育という分野でもインクルーシブ授業だったり、ICT教育、それから英語力の向上ですとか、坂城町の特徴ある授業を展開して坂城で子育てをしてみたいと、そういったふうに思っただけのような様々な事業に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

14番（大森君） 特に町の特徴といたしましてね、ものづくりの町ということで昼間の人口が多いというのは、町村段階でいけば、非常に特長のある町です。近隣の市からお勤めに来る町内の企業へそういうふうに来ていただいているという、こういう皆さんが、さっき言われたように、坂城町へ住みたいと言える施策をやはりどうつくっていくかということだと思っております。それで、移住・定住でよそから呼び込むということの一大イベントをやったりということをしなくても、ここにお勤めになっている皆さんが、坂城はいいね、いろんな制度的にも上田、あるいは千曲市よりも非常に生活しやすい、いろんなことで越されてから非常にしやすいと、こういうようなことをやはりどうアピールしていくか、その辺のところが大ききな力になるんじゃないかというふうに思います。坂城町のやはり露出度をどのくらい出すかということで信毎を見ていまして、長野市がやはり多いんですよ。人口からいけばしょうがないということはあるんですが、いろんな前例とそういうところの商業というか、いろんな制度的なことでクローズアップさせていくというようなものをね、ぜひつくって行って、社会的増をお願いしたい。自然増とか、生涯、特殊出生率を上げるというのは、やはり働く皆さんが安定して生活が普通に行けると、こういう状態になれば、やはり、それは数字的には上がっていかないというふうには思っております。そういうふうなことを含めて、この坂城町に勤めている皆さんや、企業の勤めて

いる皆さんにどのようなちょっとアピールというか、その辺のところをもしあれば、お答え願いたいと思います。

企画政策課長（臼井君） 情報発信ということは非常に重要であるというふうに認識をしているところでございます。例えば、子育ての部分で申し上げますと、毎年、町の子育て支援パンフレットというものをその年々の施策にまとめたものを作成をいたしまして、町内の企業さんであるとか、ホームページにも掲載をさせていただく中で、子育て支援の充実といった部分をPRをさせていただいているところでございます。

そういったものをはじめといたしまして、町を知っていただくという部分では、先般、3月1日からホームページのリニューアルをさせていただく中でできるだけ見やすい形で町を知っていただけると、そんなような手法も工夫してきたところでございます。そうした中でも、今後も様々な場面を通して子育てだけではない、当然、企業さんの部分でもございますけれども、そういった部分へのPR、努めていきたいと考えております。

14番（大森君） ご答弁ありがとうございます。やはり、情報発信ということとね、ホームページも非常に使いやすくというか、見やすくなったということで本当に、ああ、よかったというように思います。

時間も迫ってまいりましたので、次の質問に入りたいと思います。

男女共同参画計画の町づくりということでご質問します。

これは、午前中、同僚議員のほうからも質問があり、詳しくご報告いただきました。一部、割愛させていただいて結構でございますので、よろしく願いいたします。

昨日3月8日、国際女性デーで、女性の権利保障と世界平和の実現を求めて、世界各地で多彩な行動が取り組まれました。今年のテーマは「リーダーシップを発揮する女たち」、「コロナ禍の世界で平等な未来を実現する」というテーマで運動がありました。新型コロナ危機は、仕事と暮らし、差別、暴力、命、健康など、多くの面で女性により深刻な影響を与えています。男女間の社会的、政治的な格差が大きいジェンダー平等後進国の日本の現状は、女性の貧困拡大、性被害や自死の増加など、かつてないほど深刻になってきております。

(イ)といたしまして、第3次男女共同参画計画の策定についてお尋ねいたします。

1、第3次計画の策定にあたり、第2次男女共同参画計画の見直しの主な点は何でしょうか。

2といたしまして、第2次計画での基本目標2の4、社会活動での男女共同参画の推進の項目で、女性の積極的な登用と女性リーダーの育成として、町職員の積極的な管理職への登用が挙げられております。現在、これについて、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

これで、1回目の質問といたします。

企画政策課長（臼井君） 私からは、(イ)の第3次計画の策定についてのご質問のうち、見直しの主な点はのご質問にお答えいたします。

男女共同参画計画につきましては、男女共同参画社会基本法において、国は、男女共同参画基本計画を、都道府県は、都道府県男女共同参画計画を定めなければならないとされております。また、市町村におきましては、市町村男女共同参画計画を定めるよう努めなければならないとされております。

国におきましては、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえた政策として、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進体制の整備・強化の4つを柱とした第5次男女共同参画基本計画が、昨年12月25日に閣議決定されたところでございます。

県におきましても、計画全体のコンセプトを「働き方・暮らし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくろう」とし、本格的な人口減少や女性に対する暴力根絶、多様性の広がり等社会経済情勢の変化を踏まえ、令和3年度を初年度とした第5次計画を策定中であり、2月22日に計画の素案について市町村への説明会がなされました。

当町では、平成7年にさかき女性プランを策定し、女性の地位と福祉の向上に向け、取り組みを進めてまいりました。平成11年には、男女共同参画社会基本法が公布されたことを受け、平成13年度に第1次坂城町男女共同参画計画パートナーシップ21を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて取り組みを進めてまいりました。

平成23年度には、第1次計画の検証や新たな課題等を踏まえた第2次男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきたところでございます。第2次の計画につきましては、今年度をもって計画期間が満了となることから、令和3年度を初年度とした第3次男女共同参画計画の策定を進めているところでございます。

見直しの主な点はとのご質問でございますが、計画の策定にあたりましては、町の第6次長期総合計画はもとより、国や県の計画との整合も図る中で策定をいたしてまいります。

また、平成27年9月に働く場で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため施行された女性活躍推進法に基づく取り組みや、平成29年2月に多様なライフスタイルを尊重し、子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立を推進する取り組みとして当町をはじめ、上田市、東御市、青木村、長和町と共同で宣言したイクボス・温かボスなど、第2次計画策定後に取り組んだ施策等との整合も図っております。

また、SDGs（持続可能な開発目標）では、ジェンダーの平等の実現やパートナーシップによる目標達成など多くの分野で男女共同参画についても関わってまいりますことから、SDGsとの関連につきましても計画に反映してまいりたいと考えております。

併せて、昨年実施した男女共同参画社会に向けての町民意識調査の結果や現行計画に掲げている諸施策の達成度について担当部署による評価の状況、策定懇話会の皆様からの意見等を加味しながら、人口の減少、デジタル化の進展、ジェンダー平等、多様性の広がりなどの社会情勢も反

映する中で、第3次男女共同参画計画を策定し、町はもとより、町民や事業者等が相互に連携しながら、男女が共に尊重し合い、個性や能力を十分に発揮できるよう様々な施策を通して、引き続き、男女共同参画のまちづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

総務課長（柳澤君） 3、男女共同参画計画の町づくりのご質問のうち、町女性職員の管理職への登用の考えはについてお答えいたします。

役場におきましても、男女共同参画や女性の活躍といった取り組みを進めているところでございます。

町の係長級以上のうち、女性職員が占める割合を5年前と比較いたしますと、平成27年度は、係長級の職員は25名中6名で、割合とすると24%、課長補佐級以上の職員が23名中2名で、8.7%であり、全体といたしますと、係長級以上の48名中8名が女性職員であり、16.7%という状況でありました。

一方、今年度、令和2年度の状況といたしましては、係長級の職員が24名中7名で、割合が29.2%、課長補佐級以上の職員が26名中7名で、26.9%であり、全体といたしますと、係長級以上の50名中14名が女性職員であり、割合とすると28%という状況でございます。

5年前と比べて全体数での増減はございますが、係長級、課長補佐級以上共に、女性職員の割合が増加している状況でございます。

特に、課長補佐級以上の女性職員に関しては、平成27年度が2名であったのに対し、今年度は7名が就いている状況であり、町の施策を進めていく上において、男性女性お互いの視点から意見がより反映できていると考えるところでございます。

また、これまで職員の提案による様々なプロジェクトを進めてきたチャレンジSAKAKIの一つとして、若者や子育て世代に対して、町の施策をお伝えするためのパンフレットやポスターなどを作成し、PRしてまいりました。この若者・子育て世代応援支援プログラムは、部署を超えて横断的に構成された女性職員数名が集まって進めており、自身の子育てや職務を通じて得た経験を基にして話し合いを重ねながら、創意工夫により企画、制作しているところでもございます。

町職員として、まちづくりを担っていく上におきましては、男性女性お互いの視点からの考えを大事にしながら、管理職等の人事等におきまして、適材の配置を進めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） ただいまご答弁をいただきました。

この男女共同参画の計画の中で、この計画を立てたその大本が遅れているということがあれば本当に残念なことなのですが、このところ、結構、こういう比率が上がっているなということは、見て取れるようになりました。今議会でも答弁席にいらっしゃるのが4名ですかね、いらっしゃるということで、以前よりは1人、1人増えてきているという点では、評価をしたいというふう

に思います。

あともう1点お聞きしたいのが、災害対策について、特に本部、緊急時の本部体制のことでちょっと難しいかとしりませんが、災害対策のような計画する上での女性の職員の登用については、どのようになっているのでしょうか。

総務課長（柳澤君） 災害対策本部におきます女性配置というところは、現在のところ、地域防災計画におきまして、それぞれの役職ごと、いわゆる各部ごとの対応になります。

こういったところにおきまして、課長級以上、あるいは課長補佐級といった者が、同時に参画するような状況になっておりますので、現在、申しあげました人数の職員がそれぞれ参画をして対応して来るような状況になっております。

14番（大森君） 突然の質問で申し訳ございませんでした。

私、今朝見てまいりましたら、財政係長がここに入っているんですね。現段階、財政係長、女性だと思うんですが、そういう点では、お1人いらっしゃると。できれば複数をね、の方が参加したらどうかというそのこともあって質問させていただきました。

時間も迫ってまいりましたので、特に子育て関係、人口問題について、一言、内閣府から出ている文書があります。これにてちょっと読んでいきたいと思いますが。

フランスは、多様な保育サービス、手厚い家族手当の給付、仕事と子育ての両立支援策の充実など、これらの施策により1993年に1.66だった合計特殊出生率が2010年には2.02まで回復した。2019年は1.87となるが、依然、EU内で最も高い出生率となっている。

2020年1月12日から16日にかけて、衛藤内閣府特命担当大臣（少子化対策）はフランスを訪問し、子ども・子育て支援施策について、関係者と意見交換や保育園の視察などを行ったということで報告されております。

アンヘル・グリアOECDの事務総長との懇談では、少子化の克服には、親が将来に対する安心感を持てることが重要だと。経済的不安を軽減するためにも働きながら子育てができる、柔軟性のある働き方が必要であることや、さらに男性が育児休業を取得しやすい環境など、職場の風土づくりも必要であるとの見解を示した。

また、クリステル・デュボス連帯・保健大臣の懇談では、フランスがどのような状況の子育て家庭であっても、支えていく「連帯」の理念に基づいた政策を行っているとの説明があった。

また、現在、最も力を入れている政策は、多様な保育手段の確保、3歳から義務教育、そして女性が安心して職場に復帰できるための支援であり、今後は、求職中の家庭の子どもの保育園受け入れや、早朝、深夜の預かりなど、保育のさらなる充実を図っていきたいと述べていると。

そして、ヴァンサン・マゾリック全国家族手当金庫総長との会談では、全国家族手当金庫は、家族手当の給付や保育施設の整備、運営を所轄する全国組織である。

総長のマゾリック氏は、フランスの家族政策、各種手当や保育サービスなどは、収入の多寡にかかわらず誰でも受益し得るという「普遍性」の原則と、「家庭と仕事の両立」の原則の2つが柱になっていると説明した。

さらに、普遍性の原則を大切にする一方で、近年は家族手当の給付や保育園の利用料に所得制限を設けるなど、「社会的公正」も重視していること、「家庭と仕事の両立」については、多様な保育手段を提供するなど、現物給付へのニーズに応えることで女性の高い就業率を実現していると、こうやって衛藤内閣府特命大臣は、調査し報告しています。

こういう気持ちが私は欲しかった。そういうことを、今後、坂城町が実現していくということで、人口が安定して増加していくことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

今回は、10日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時29分)

3月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 田 | 美 香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 長期総合計画についてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 鉄の展示館西側の土地の利用についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (3) ふるさと納税についてほか | 中 嶋 登 議員 |

- | | |
|------------|---|
| 第 2 議案第16号 | 長野広域連合規約の変更について |
| 第 3 議案第17号 | 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について |
| 第 4 議案第18号 | 長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について |
| 第 5 議案第19号 | 坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 第 6 議案第20号 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第 7 議案第21号 | 坂城町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について |
| 第 8 議案第22号 | 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 議案第23号 | 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第10 議案第24号 | 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第11 議案第25号 | 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 第12 議案第26号 | 坂城町第6次長期総合計画基本構想について |
| 第13 議案第27号 | 町道路線の認定について |
| 第14 議案第28号 | 町道路線の変更について |
| 第15 議案第29号 | 令和3年度坂城町一般会計予算について |
| 第16 議案第30号 | 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について |
| 第17 議案第31号 | 令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について |
| 第18 議案第32号 | 令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について |
| 第19 議案第33号 | 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 初めに、9番 滝沢幸映君の質問を許します。

9番（滝沢君） おはようございます。では、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

明日3月11日は、あの未曾有の大災害をもたらした東日本大震災から10年目の日を迎えます。また、2月13日には、宮城・福島県で震度6強の余震とされる地震が発生し、今後も予断を許さない状況です。

10年を経過した今でも、被災地の復興と生活再建への課題はなお多く、道のりは険しさがああります。あの日あの時を私たちは忘れることなく、思いを共有して寄り添っていくことが大切だと思っております。

その2011年（平成23年）5月、山村町政が誕生し、今日に至っているわけですが、4月にスタートした第5次長期総合計画は、山村町長の町政運営とともに10年目の節目を迎え、本年度、第6次長期総合計画が審議会から町に答申され、今議会に上程をされております。今回、節目である第5次長期総合計画10年目の成果と第6次長期総合計画の取り組みについて取り上げます。

冒頭に述べました東日本大震災からの10年、当時の議事録を読み返しますと、栄村を中心とした県北部地震とともに、まず被災地への義援金・人的支援に着手をされ、当町への被災者受入れや原発問題でも議論がされております。また、2008年のリーマン・ショック後の財政基盤の構築も大きなテーマであったと思います。

そして、その後の平成26年の豪雪、一昨年の台風19号による災害、さらには現在、世界中を苦しめている新型コロナウイルス感染症対策など、議会ではこの10年、国内でも数多く発生した自然災害を教訓とし、町政運営に生かしていこうという議論も数多くされております。

今般の新型コロナウイルス感染症対策を含め、災害復旧対策でも町は常に町民の安心・安全、町民益を最優先に迅速な取り組みをされてきました。その対応に際しましては敬意を払うところでございます。

10年前、山村町長、初の所信表明では、町長の公約と総合計画の関係性について、総合計画は理念、考え方、方向性を定めたもので、まちづくりの基本精神において方向性が違っていると述べていないと述べられ、6月補正、24年度から町長のカラーを出していくというご答弁をされておりました。

その後の先進的な取り組みを含め、今実現している様々な施策を実行してきていることは、既に周知の事実であります。

第5次長期総合計画の町づくりの基本理念「人がともに輝く ものづくりのまち」の将来像は、10年を経過した今、少子高齢化が進み、様々な社会構造の変化の時代において、私たち町民の安心・安全につながる生活環境、利便性などどう変わったでしょうか。

では、以下質問いたします。

イとしまして、第5次長期総合計画の成果について。

教育、福祉、産業、環境などの各分野において、10年間の成果を伺います。

次に、ロ、第6次長期総合計画の取り組みについてです。

総合計画は、ご承知のとおり、町の最上位計画であり、進むべき町づくりの方向性を示し、10年、20年その先までもつなげていく町づくりの指針であります。

この第6次長期総合計画は策定当初から町長が関わり、思いの全てが盛り込まれていると思います。町長の招集挨拶でも述べていますが、あらゆるまちづくりの取り組みを通じたSDGsの達成と様々な分野におけるデジタル変革への取り組みを共通テーマとして、各施策を推進していくとしています。子や孫の世代、さらにその未来まで持続可能な町づくりのために実現可能な施策が求められます。

質問です。1つ目に、町の将来像に定める「輝く未来を奏でるまち」に込める思いは何でしょうか。

2つ目に、6つの章に体系づけられている基本計画で、教育、福祉、産業、環境などの各分野において、特に新しい取り組みをお示しいただき、町の輝かしい未来に向かって夢と希望の持てるご答弁をお願いいたします。

以上、質問いたします。

町長（山村君） おはようございます。

ただいま滝沢議員さんから長期総合計画についてということで、（イ）第5次長期総合計画の成果、ロとして第6次長期総合計画の取り組みについてご質問いただきました。

過去10年とこれから10年の話をしろということでございますので、若干お時間をいただくこととなりますが、十数分よろしくお願ひしたいと思っております。

今もお話ありました現行の第5次長期総合計画は、その基本構想を平成23年3月に議会でお認めいただく中で策定し、将来像である「人がともに輝く ものづくりのまち」を目指し、施策を展開してまいりました。

私自身、平成23年の町長選挙におきまして、初当選をいたしました。議員の皆様にも、同じ時期に初当選された議員の方もいらっしゃいます。共に歩んできた10年でございます。

ご質問の（イ）各分野における10年間の成果でございますが、第5次計画の6つの基本目標ごとに実現した、もしくは方向づけがなされた主な事業について申し上げたいと思っております。

まず、土地利用や交通・情報基盤に関する「基本目標1、生活と産業の基盤づくり」に向けた

取り組みであります。

全ての町民が行政情報や防災情報を効率的に入手できる新たな情報伝達システムとして、トータルメディアコミュニケーション、これは「つながる あんしん 坂城町」の構想推進事業を進め、同報系及び移動系の防災行政無線の整備、中核避難所への災害時公衆無線LAN——これWi-Fiですけれども、その整備が完了いたしました。

各世帯への戸別受信機の配布と屋外スピーカーの整備に加え、持ち運びのできる無線機の整備により、災害時における情報収集及び伝達の手段を確保するとともに、避難先でのインターネットを介した情報収集や安否確認などが可能となったところでございます。全家庭全世帯に無償で戸別受信機を配布したという、全国でもまれなケースだというふうに思っておりますが、着実に情報が届くということが実現できたと思っております。

国道18号バイパスにつきましては、一日も早い完成を目指し、国や県に事業促進を働きかける中で、平成30年度に坂城町区間で初めての工事となる工事用道路の整備等が網掛地籍が着手されて以降、着実に事業の進捗が図られ、坂城インター線先線につきましても、令和4年度の完成を目指して工事が進められているところでございます。

さらに県において、インター先線を国道18号バイパスにつなげる道筋をつけていただいたことも大きな前進と考えております。

また、町のバリアフリー化のシンボルとした坂城駅にエレベーターを新設いたしました。このエレベーターの設置により駅利用者の利便性が大きく向上したと考えております。

次に、福祉に係る「基本目標2、ともに生きる福祉と健康のまちづくり」につきましては、子育て支援策を拡充し、子どもの医療費につきましては、18歳までの無料化を進めるとともに、福祉医療費サポート貸付制度の創設、第3子以降の保育料無料化を行いました。

また、不妊治療助成の大幅拡大と不育症治療への助成制度を新設し、不妊・不育症治療が必要なご夫妻への経済的支援を行う体制を整えてまいりました。

続いて、産業の活性化を中心とした「基本目標3、技術を高め、明日を拓くものづくり」でございます。

平成23年度には町特産のねずみ大根のキャラクター「ねずこん」が誕生いたしました。初めて挑戦したゆるキャラグランプリでは全国で95位ですが、県内ではアルクマに次ぐ2位、つまり市町村では県内でトップになったということで、町のイメージキャラクターとしてすっかり定着いたしました。

ねずこんは、町をPRするとともに、新たな商品開発にも多く起用いただき、産業の活性化に貢献してまいりました。

また、農工商の連携と6次産業化に向けた「さかきワイナリー形成推進事業」を進め、試験圃場のワイン用ぶどうが収穫できるまでに育ち、大手ワインメーカーによる坂城産ワインの本格的

な醸造、さらには、町内出身の若手経営者らによる待望のワイナリーが創業され、新たな産業が創出されました。

昨年度に開催しました「坂城駅前葡萄酒祭」は大変なにぎわいを見せ、ワインによる地域振興に大きな期待と可能性を感じているところでございます。

そして、町内企業を支援する坂城テクノセンターにつきましては、3Dプリンターの導入や利便性の向上を図るコワーキングスペースなどの拡充のためのリニューアル改修のほか、今年度はコロナ禍にも対応し、オンラインによる開催で企業の持つ高い技術や能力を広く内外に発信した「さかきモノづくり展」の開催支援など、町の活力アップにつながったものと考えております。

続きまして、自然環境の保全や安全で潤いのある生活環境の形成などを目指す「基本目標の4、潤いのある快適で安全なまちづくり」でございます。

再生可能エネルギー等を活用し、持続可能な電力の維持や自立分散などを目指す坂城スマートタウン構想推進事業では、家庭用太陽光発電設備に加え、蓄電池やエネルギー管理システムの導入経費に対する補助を拡充するとともに、役場庁舎に木質バイオマスペレットボイラーを設置し、さらには役場庁舎をはじめ、公共施設へ太陽光発電や蓄電設備の整備を行ってまいりました。

また、町への移住定住の促進と、空き家の適正な管理につなげる「空き家バンク」をスタートさせるとともに、空き家の片づけやリフォーム補助制度を創設し、利活用の促進を図ってまいりました。

また、新築住宅を取得し定住される方に対する支援制度の創設や移住体験ハウスの整備など、町独自の移住定住対策も進めてまいりました。

続きまして、「基本目標5、創造性と人間性を育むまちづくり」では、教育環境の整備や芸術・文化・スポーツの振興などを進めてまいりました。

子育てや教育に係るニーズが多様化・高度化する中で、坂城町独自で教育コーディネーターを配置して就学相談や教育相談事業を実施し、また、様々な課題に対する専門性の強化と関係者の連携を図るため、教育・心理カウンセラーを配置いたしました。

また、児童福祉と学校教育を一元化した「子ども支援室」を設け、子どもの就学前から成長期まで切れ目のない支援に努めてまいりました。

そして、子ども達が安心安全で快適な環境の中で学びが行われるよう、南条小学校の建設や村上小学校の耐震化を行うとともに、町内小中学校の普通教室にエアコンを整備いたしました。

また、グローバル社会へ対応するために外国語指導講師を小学校にも配置し、講師が保育園にも訪問することで、より早い時期から外国語や外国の文化に触れることができる環境を整えるとともに、小学生の中国との教育交流に加え、中学生・高校生の海外派遣研修についても事業化いたしました。

今年度は、文部科学省が推進するGIGAスクール構想における、多様な資質や能力を持つ児

児童生徒や支援が必要な児童生徒など、一人一人の個性に合わせた教育を推進するために、児童生徒1人1台端末等の整備を進めております。

これにより、教育の質の向上とともに、感染症の影響などで休校を余儀なくされる状況にあっても、「教育を止めない」環境がつけられるものと考えております。

昨日、坂城中学校で実施されましたバーチャル研修旅行、修学旅行ですね、金沢へ行く予定だったのが、実際には8月に延ばしたけれども、全員に渡しました端末を、タブレットを使ってバーチャルで金沢を見学をして、金沢の実際の様子を見て、それから金沢商業高校の作ったDVDを拝見したり、おまけに金沢料理を食べるということをやったり、早速そういう活動ができるようになったなというふうに思っております。

最後に、住民、地域、企業、行政の協働や行財政運営などの「基本目標6、自律と協働のまちづくり」では、住民の利便を高めるためコンビニエンスストアで税金などを納付のできる体制を整えたほか、大学や公設試験研究機関などが持つ、知的、人的資源を有効に活用して町の活性化につなげるため、まちづくりの多くの分野で、産学官連携、大学との連携を積極的に推進してまいりました。

基本目標を実現するために実施した具体的な取り組みを項目ごとに申し上げましたが、様々な事業が有機的に作用し、将来像として掲げた「人がともに輝く ものづくりのまち」の実現に大きな成果を上げたものと考えております。

続きまして、(ロ)の第6次長期総合計画についてでございます。

まず、町の将来像に込める思いにつきまして、第6次長期総合計画におきましては、今議会上程させていただいた基本構想の中で、町の将来像を「輝く未来を奏でるまち」と定めております。

まず、「輝く未来」の部分につきましては、3つの輝く未来を描いております。1つは、自然との調和、多様性に富んだ人々のつながりとあらゆる主体のつながりにより、安心の暮らしの中で、全ての人が輝く未来。2つ目は、道路、産業用地、情報通信などの基盤がつながり、「ものづくりのまち」がさらなる発展を遂げ、誰もがいきいきと働き、創造的な産業が輝く未来。そして3つ目が、自然・人・産業が輝くまちを次世代へとつなぎ、10年後にも一人一人夢と希望を持って、輝き、躍動する町を表しております。

そして、「奏でるまち」には、もともと「奏でる」という字が持つ「音楽を演じる」という意味とともに、併せ持つ「成し遂げる」という意味も踏まえる中で、自然・人・産業・基盤のつながりや先ほどの3つの輝きが調和し、豊かなハーモニーを奏でることにより新たな価値を創出し、将来にわたり持続可能なまちづくりを成し遂げるという思いを込めたところでございます。

続いて、各分野における新しい取り組みとご質問ですが、基本構想に掲げた町の将来像「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けて、6つの基本目標を設定するとともに、各施策を推

進するにあたっての共通テーマとして、あらゆるまちづくりの取り組みを通じた「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成と、様々な分野における「デジタル変革への取り組み」を位置づけております。

まず、基盤整備や土地利用に関する「基本目標1、暮らしと産業、安心の基盤づくり」におきましては、限られた資源である町土の有効利用を進め、今後、町の交通インフラの骨格をなす国道18号バイパスや坂城インター先線の早期完成に向け、引き続き国や県に事業促進を働きかけるとともに、これらに接続する道路を中心に道路改良整備を推進します。

また、高齢化社会の進行と住み続けられるまちづくりの中で地域公共交通の必要性が高まっており、移動が困難な高齢者や障がいのある方などが利用しやすく、住民ニーズに即した地域公共交通の新しい仕組みづくりを進めてまいります。

また、情報基盤の整備といった面では、様々な分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進してまいります。

次に、福祉分野の「基本目標2、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」では、社会環境やライフスタイルの多様化に伴う保健・福祉サービスのニーズや課題への対応を図るため、保健センターと老人福祉センターを統合し、保健・福祉の機能を併せ持つ新たな複合施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

この複合施設については、保健・福祉の機能を核としながらも、子育て支援や図書館の一部機能なども併せ持つ多機能な施設に幅広い世代が集うことを想定しており、建設にあたっては、様々な分野の皆様の意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症のような、未知のウイルスによる感染症や疾病などに対する対応に関しては、部局を超えて各分野の関係機関が連携し、住民生活への影響を最小限に抑える迅速な対応を図ることを明記いたしました。

続きまして、産業分野の「基本目標3、技術と魅力が集うものづくりのまち」では、「ものづくりのまち」のさらなる発展のため、工業用地確保と産業基盤の整備として、テクノさかき工業団地西側部分への新工業団地の造成事業を令和4年度の分譲を目指して進めてまいります。

また、さかきテクノセンターを中心としたIoTやAIといった高度ICTの活用支援など「技術の高度化」、「情報の収集・提供」、「人財育成」のほか、テクノハート坂城協同組合や町商工会、大学とも連携する中で、さらなる企業支援の強化に力を入れてまいります。

農業振興では、新たな地域農業の担い手の確保・育成に努め、荒廃農地の解消を進めるための支援に合わせ、農地の効率的な活用やスマート農業などによる農業の生産性の向上と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、商業振興では、インターネットを活用した通信販売やキャッシュレス決済の導入などの取り組みを支援し、商機能の維持を図ってまいります。

また、観光振興では、新しい生活様式に対応した魅力的なイベントの開催や、農林業や工業など多様な分野との連携により町内の周遊性を高めるなど、相乗効果を高める取り組みを推進します。

続いて、環境や防災に係る「基本目標4、災害に強く、環境にやさしいまちづくり」でございます。

これまで同様に町全体でのクリーンエネルギー化を進めるとともに、一昨年の台風災害の教訓を生かすべく、そこから一歩進んで、災害発生時における持続可能なエネルギーの確保や情報技術の活用など、より広い視点でスマートタウン化を進めてまいります。

そして、SDGsの推進やゼロカーボンに向けた取り組みとして、ごみの減量化・再資源化・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進をさらに進めるとともに、環境教育、自然環境の保全、ごみの倫理的消費（エシカル消費）などをより一層推進してまいります。

また、長野広域連合が運営する新焼却施設の稼働に合わせ、円滑な移行を進めるとともに、葛尾組合のごみ焼却施設跡地の活用を進めてまいります。

続いて、教育に係る「基本目標5、未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり」では、「坂城の子は坂城で育てる」の理念の下、次代を担う子ども達が地域で健やかに成長し、学べるよう、関連機関が連携した妊娠・周産期からの切れ目のない相談体制の確立など「早期からの一貫した支援」を推進してまいります。

また、今年度小中学校におきまして、児童生徒1人1台端末などの環境を整えておりますので、これらの機器を効果的に活用した授業の改善を進め、従来の教育実践とeラーニングなどICTを活用した教育を組み合わせたハイブリッド型教育を推進するとともに、高度情報化社会に対応できる人材の育成を図ります。

最後に、多様な主体がお互いに理解を深め、尊重し合い、支え合いながら活力あるまちをつくる「基本目標6、すべての人がともにつくるまち」でございます。

移住定住の推進といった面では、様々な取り組みを通じて町の魅力を高め、あらゆる機会を捉え町内外に効果的に発信することで「坂城町に住みたい・住み続けたい」という町や地域への愛着を醸成し、町へのUIJターンや移住定住の促進を図るとともに、地域の外から様々な関わりにより地域づくりを支える「関係人口」の増加を目指します。

また、地域で暮らす外国籍住民への情報提供や生活の支援を進め、地域コミュニティにおける交流を促進し、活力ある地域コミュニティの維持へつなげてまいります。

以上、6つのテーマごとに新たな取り組みを中心に申し上げましたが、いずれの施策におきましても、全ての分野の共通テーマである「SDGsの達成にどうつなげていけるか」、町民の皆様の利便性向上や町の業務改善に「どんなデジタル変革を取り入れていくことができるか」を念頭に置きながら、様々な施策の展開を通じて、町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」の達

成に向け、町民、地域、企業の皆様とともに邁進してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

9番（滝沢君） 町長より答弁をいただきました。まさに最上位計画で広範にわたる重要なお話をお示しいただいたと思います。「光陰矢のごとし」と申しますが、実に目まぐるしい激動の10年と受け止めさせていただきました。

いろいろ過去の10年の歴史の中で、やはり一番唯一のインフラ関係ですね、18号バイパス、それから地域交通網、これは当時からいろいろ議論されておりましたけども、なかなかまだ具体的な、いろいろ進んではいるとは思いますが、やはりこれが町長も述べられておりましたが、今後、第6次長期計画の一つの大きな目玉ではないかというふうに思っております。

町が発足して65年になるわけですけれども、長期総合計画も50年の時を経て、歴代の町長さん方の町に込めた思いを今日につないできております。そしてまた、山村町長が第6次ということで、その夢をつないでいくということで、本当にこれが実現したらすばらしい町になるんだろうなというふうに思っております。

この時間内で一つ一つ取り上げることはちょっとできないわけですけれども、これまでの実績、それからこれからの施策ということの内容を、これは町民の皆さんも今町長のお話でご理解をいただけたのではないかなというふうに思っております。

さらに、今後も町民の利便性の向上のために、より実効性のある切れ目のない行政サービスを目指していただきたいと思っております。

中で、1点だけ再質問ということでさせていただきたいんですが、いろいろ施策、総合戦略の中でも40以上のいろんな事業があるわけですけれども、やはりその裏づけというのは、やはり財政ですよ。財政基盤の裏づけがどうしても不可欠だと思うんですけれども、昨日、総務課長さんのほうから、今後も財政運営は非常に困難であるというような話をされておりました。

この第5次の、この10年の動きを見ますと、財政力指数でいくと、0.6から0.7ぐらいで推移をしてきておりますし、それから、一番の自主財源の町民税ですね、これもリーマン・ショック後のそういう上昇期ということで非常に行政側も苦労されたと思うんですけれども、それでも23億から27億ぐらいの財政収入ということで、こういう困難な時代でもそれなりの財政運営をされてきたということで、今後、10年いろんな社会情勢の変化というのは当然あるとは思いますが、そこら辺のところをこの財政状況と社会情勢をどのように読み取りといいますか、見るといいですか、そんなようなことで計画の中、ちょっと5年計画の、5か年の基本計画、それから3か年の実施計画の見直しを図るということになっているんですけど、その判断基準についてちょっとお伺いをしたいと思います。

企画政策課長（臼井君） 計画の見直しですとか、その基準といったようなご質問であります。再

質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町の長期総合計画につきましては、10か年を展望しました町の将来像とそれを達成するために必要な施策の大綱をもって構成する基本構想、それから、これを具体化するための計画で社会情勢の変化に対応するため、5か年をめぐりに見直しを行う基本計画、さらに基本計画を計画的に推進するため、3か年の具体的施策の計画を毎年度見直しながら策定する実施計画、その3つから構成をされておまして、施策を推進していくというものでございます。

長期総合計画で見据えた10年の折り返しとなる令和8年度からの後期基本計画策定の際には、各取り組みにおきまして設定した指標や目標値の到達の度合い、そういったものも基準とする中で、前期5か年の振り返りを行いまして、そこで国の動向ですとか社会情勢の変化などを見ながら、各分野の取り組みの方向などについて見直しを図っていくということを考えております。

また、具体的な事業の規模ですとか時期等についてお示しをします実施計画につきましては、時々の社会情勢ですとか、そのときの町の財政状況、それから国等における補助事業などの財源、そういったもの等も勘案する中で、毎年度ローリング方式により策定をしております。

こうした長期総合計画の折り返し年度における基本計画の見直しですとか、毎年度の実施計画の見直しによりまして、財政状況や社会情勢などに対応しながら10年後の町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」、こちらの実現に向けて的確に計画を推進してまいりたいと考えているところでございます。

9番（滝沢君） 担当課長よりご答弁いただきました。ぜひ社会情勢ってなかなか見極めるというのが難しい部分があると思いますけど、健全運営をしていただきたいということでお願いをしたいと思います。

では、まとめですが、この10年、議会では町づくり、町政発展のために様々な提案・提言を取り上げ、二元代表制の役割を担ってきたとっております。

議会と行政は是々非々の関係でチェック機能を果たすことが求められるわけですが、車の両輪としての立場で重要案件にあたることも大きな責任があります。

私たちは、任期の折り返しのときにあたり、今何が重要で何を求められているのか、町民の皆様への負託に応えていく姿勢をいま一度再認識し、行動することが重要であるというふうに思っております。

1点あと加えますが、町長もここまで10年やっていただきました。さらに長期総合計画来年度からスタートするわけですが、あと10年また見定めていただいて、その成果も見ただければということで希望として申し述べておきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

2、国際交流と海外派遣についてです。

第6次長期総合計画にも、多文化共生社会の実現と国際交流として位置付けられ、豊かな国際

感覚を養うため、諸外国との国際交流を推進するとしています。

町内の事業所には多くの外国籍の方も就労し、地域経済や人口減少社会において重要な役割を担っていただいていることは周知のとおりです。

コロナ禍の影響で人の行き来がままならない状況ですが、子ども達、学生を含め幅広い町民の方がグローバルな視点から国際感覚を養い、様々な国との教育、文化を含めて異文化交流の促進は町内企業の成り立ちを見ましても、推進していく必要性を私は強く感じております。

そこで、イとしまして、ポーランド、ツェレスティヌフ郡との交流事業について伺います。交流のこれまでの経緯と訪問の目的と内容は、また、今後の計画は、ツェレスティヌフ郡の概要を含めお聞きをいたします。

この事業は、本年度実施計画されていましたが、コロナ感染症拡大のため中止となり、令和3年度再度事業計画が計上されております。当町とポーランドはこれまでも様々な交流の歴史があります。この機会に再度町民の皆様により知っていただくために、経緯と事業内容をお示しをいただきたいと思っております。

次に、ロ、小学生、中学生、高校生の海外派遣、交流事業について。

1、これまでの実績と今後の取り組みや小学生の中国との相互交流も長い歴史を重ね、毎年の交流事業となっております。令和3年度、小学生による中国訪問交流事業は中止とのことですが、その経緯と現在進んでいるオンライン、それからタブレットの、そういったものの活用、交流の工夫などの考えをお聞きいたします。

平成27年度からの高校生によるタイ国研修も成果を上げてきておると思っております。残念ながら中学生のシリコンバレーへの教育派遣事業はまだ実現をしておりますが、海外から日本を、ひいては坂城町を再認識するきっかけになる重要な事業であります。

なぜ今取り上げるのかといいますと、現在の教育環境はコロナ感染症拡大の影響で多くの学びの場や体験、経験の場が失われております。この困難な状況の中でも、手を差し伸べられるのが行政の力ではないでしょうか。

8日、そして先ほども町長のご答弁の中で、このコロナ禍において中学生のオンラインによるバーチャル研修旅行の実例を伺いました。教育現場での新たな取り組みには感服をするところです。海外派遣事業において、これまでの交流の歴史をここで途切れさせることなく、まさに未来を奏で、町を支えてくれる若者の誕生のためにも、持続可能な取り組みをお願いしたいと思っております。

以上につきまして質問いたします。

企画政策課長（臼井君） 国際交流と海外派遣につきましてのご質問でございます。

そのうち、私からはポーランドのツェレスティヌフ郡との交流についてと、小学生、中学生、高校生海外派遣、交流事業についてのうちのタイ国の高校生研修についてに順次お答えをいたし

たいと思います。

まず、ポーランド、ツェレスティヌフ郡との交流についてでございますけれども、坂城町とポーランドとの交流につきましては、町の国際交流協会が主体となりまして、2014年（平成26年）にポーランド、ワルシャワ日本語学校のサマースクールを受け入れたところからスタートし、これまで通算6回、約50名のポーランドの学生が当町を訪問し、町内のホームステイや町民まつり坂城どんどんへの参加など、様々なプログラムを体験し、交流を行ってきております。

また、一昨年及び昨年には、サマースクールで訪れた学生のうち4名が、再びワーキングホリデー制度を利用して町を訪れ、1年間町内で居住をするなど結びつきが年々深まっております。

日本とポーランド、両国の関係におきましても、一昨年は国交樹立100年、昨年はシベリア・ポーランド孤児救出100年と両国間の友好関係の節目を迎えて、各地で様々な文化交流イベントが開催されたところであります。

そうした歴史的な親日国としての友好関係を基に、今後のさらなる交流進展に向けて機運が高まる中、令和元年（2019年）8月にサマースクールが坂城町に参ったわけでございますけれども、それに合わせまして、ワルシャワ日本語学校と坂城町並びに国際交流協会との友好交流に共感し、親和性を感じたポーランドの自治体「ツェレスティヌフ郡」のビトルト・クフィアトコフスキー郡長から、ワルシャワ日本語学校を介して、町に対しての交流の申出と招待をしたい旨の「親書」をいただきました。

なお、交流のお誘いの文書は郡長から町長に宛てられたものとともに、先方の国際交流協会会長から町の国際交流協会に宛てられたものも同時に届けられたところでございます。

ポーランドにおける郡は、日本の町に相当する自治体の単位であり、ツェレスティヌフ郡は、ポーランドの首都ワルシャワから南東約40キロに位置し、面積88.92平方キロメートル、人口約1万2千人、郡の面積の多くが森林公園や自然保護区となっている自然豊かな地域であります。ポーランドを代表する学術の一つである「物理学」を研究する国の「高圧物理学研究所」が立地するなど、自然と技術が融合した坂城町との共通点を持つポーランドの自治体であります。

ツェレスティヌフ郡の中の高圧物理学研究所は、青色発光ダイオードの研究でノーベル賞を受賞した天野浩氏・中村修二氏と協力関係にあるとお聞きしております。また、郡内には、両国の友好の契機であるロシア革命後の混乱の中、シベリアの地で苦境に陥っていたポーランド人の孤児たちを救出した日本の人道的支援を顕彰した「シベリア・ポーランド孤児記念小学校」が開校され、多くの小学生が日本語や空手を学ぶなど、ポーランドの中でも、特に日本に対して親近感を持った土地柄ということでもあります。

いただいた親書に対しましては、令和元年10月にツェレスティヌフ郡長宛て、交流のお誘いに敬意と感謝を申し上げ、交流の進展を願う旨、返信を行うとともに、交流については、姉妹都

市のような責任や義務を伴うことのない緩やかな友好的なものとするなどについて、意識の共有を図ったところでございます。

さらに、令和元年の年末には、令和2年9月に開催予定であった行事に改めて招待を受けるなど、複数回にわたり、正式にポーランドの訪問のお誘いをいただいております。

そうしたことを受け、令和2年度当初予算に所要の経費を計上する中で、町と議会、そして町国際交流協会の皆さんとともにツェレスティヌフ郡を訪問する事業を計画いたしました。世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の状況から、今年度の事業はやむなく中止といたしましたところでございます。

今年度の訪問は中止といたしました。訪問の中止を先方にお伝えした際にも、ツェレスティヌフ郡側からは、改めて令和3年度の訪問のお誘いをいただいております。改めての訪問について計画してまいりたいと考えているところでございます。

今後の交流につきまして、訪問が実現した際には、当町とツェレスティヌフ郡双方の自治体と双方の国際交流協会、それにこれまでも交流のあるワルシャワ日本語学校の5者の合意の下で、住民相互の緩やかな交流に向けたフレンドシップ協定を結ぶなど、良好な関係がスタートできればと考えているところでございます。

続きまして、高校生タイ国研修事業についてお答えをいたします。

高校生のタイ国研修につきましては、将来坂城町をはじめとする地域を支えていく子ども達、特に多感な時期にある高校生が、海外で活躍する町内企業の視察や現地学生との交流、歴史文化などの異文化体験を通じて国際感覚を養い、坂城町、さらには日本を再認識するとともに、将来展望を考える機会とすることを目的に平成27年度に初めて実施をいたしました。

事業化の経過といたしましては、国際化を進める町内企業の多くがタイ王国に生産拠点を設けている状況の中で、平成25年度に実施された坂城国際産業研究推進協議会のタイ国視察において、高校生の研修事業という提案があったことから計画がスタートいたしました。

翌26年度に、視察を受け入れていただける町内企業8社の現地の生産拠点の状況や、異文化体験の確認、選定などのための現地調査を行う中で、平成27年度の新規事業として事業化したところでございます。

タイ国研修では、町内企業8社の現地拠点9か所について、地理的な状況等を勘案し、毎年それぞれ3か所に視察の受入れのご協力をいただく中で、3年を1クールとして事業を実施してきており、平成30年度までに4回の研修事業を実施してまいりました。

本研修事業につきましては、町内に住所を有する高校生のほか、町外から坂城高校に通う生徒も対象として、8名の定員で参加者を募集し実施しておりますが、毎回定員いっぱいの参加をいただく中で、これまで32名の高校生が研修に参加しております。

参加する高校生には、渡航に先立ち、タイで視察させていただく企業の町内の事業所を視察さ

せていただく事前研修を行った後、現地の研修を行うことで、あらかじめ町内企業の認識を高めてもらうとともに、現地研修の後には報告会を開催しており、参加した高校生全員から現地工場や在タイ日本国大使館を視察した様子などが報告され、「坂城町の企業の技術や品質の高さを実感した」ですとか、「日本とタイの文化の違いや両国それぞれの良さを発見できた」など、現地に行ったからこそその感想を交えた報告が毎回なされており、参加した生徒の視野の広がりや意識の変容などが感じられているところでございます。

高校生タイ国研修事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度並びに今年度につきましては、中止とせざるを得ない状況でありましたが、来年度につきましては、現在のところ、来年3月の予定で実施する計画としております。新型コロナウイルスの状況が見通せない中、国内のみならず、渡航先の状況を注視する中で実施の可否を見極めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（堀内君） 私からは、ロのご質問のうち、小学生、中学生の海外派遣、交流事業についてのお答えをいたします。

まず、小学生の中国上海市実験小学校との交流につきましては、今から28年前の平成5年（1993年）から、長野大学を通じ、上海復旦大学、河北大学との産業経済分野を通じた調査研究交流から始まり、その後、お互いに調査団、交流団の派遣を行ってまいりました。

そして、平成12年に復旦大学とは友好交流に関する議定書の締結をさせていただき、教育交流、特に小学生の相互交流につきましては、お互いに調整を重ね、13年に満城県より教育訪問団が来町され、翌14年には、坂城町教育文化交流団として小学生が訪中し、満城県、上海市、北京市を訪れたことから始まっております。

その後、上海市嘉定区実験小学校とは、平成20年（2008年）から交流を始めさせていただき、これまでの12年間でお互いに訪問、受入れを6回ずつ行い、日本から68名、中国から67名の児童が交流してまいりました。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、町からの訪中団の派遣を中止とさせていただいたところでございます。

3年度につきましても、中国交流では毎回お世話になっている復旦大学を通じ、上海市実験小学校との交流について打合せを行ってまいりました。

その中では、来年度に関しましても実施時期である夏休み頃の新型コロナウイルスを取り巻く状況を予想することは非常に困難で、参加者の募集を新年度早々に行わなければならずスケジュール的にタイトなこと、また現在のところ中国への渡航に関しましては、他のアジア地域と同様に外務省の感染症危険情報レベル2の「不要不急の渡航中止」とされているなど、短期交流を行うに際してはいまだ難しい状況が続いていることなどから、やむを得ず中止とさせていただいたところでございます。

中止とはいたしました。関係機関の協力をいただく中で、昨年もお互い応援メッセージのやり取りを通じた交流を行ってきたように、来年度につきましても、ご提案いただいているオンラインでの交流も含め、何か別の形での交流ができないか、それぞれの感染状況を踏まえた上で、関係機関と相談をしてみたいと考えております。

続きまして、中学生の海外派遣事業につきましては、現在のところ来年3月の予定で、中学2年生8名の派遣を計画しており、今後、新型コロナウイルス感染症については、国内はもとよりアメリカの状況も注視し、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

中学生につきましては、以前、平成3年度（1991年）から16年度まで14年間、アメリカ・オレゴン州ポートランドへのホームステイをして語学研修に重点を置いて実施してまいりました。

今回計画している研修では、IT世界最先端の都市を訪れることで、「見ること、聞くこと、体験すること」で世界に羽ばたく人材を育てたいといった願いから、アメリカ・カリフォルニア州シリコンバレーでの国際交流事業を計画したところでございます。

日本の企業も数多く進出し、様々なチャレンジを行い、活躍している人も多いことなどから、これからの日本、坂城町を背負って立つ中学生にとっても大変刺激になり、モノの見方など、視野が広がる大変貴重な体験を得ることが期待できるものと考えております。

将来に対する志を高め、これからの坂城町を担う人材育成を図ること、また参加した生徒だけでなく、クラス、学年、そして学校全体へとその経験をフィードバックしていただくことを期待しているところでございます。

事業のスケジュールといたしますと、2学期を迎えた秋以降、全2年生を対象に英語の学習の中で、事業調査で候補先として挙げた現地の学校とメール等を利用した英語でのやり取りなどの交流を英語教育コーディネーターの調整により実施する計画としております。

現在、シリコンバレー周辺の学校ではいまだ学校へは登校せず、オンライン授業が続いている状況とお聞きしておりますので、現地の先生と連絡を取り合いながら、事前交流が可能かどうか確認をする中で準備を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これまで継続してきた交流とこれから新たに実施しようとする交流計画を途絶えさせてしまうことのないよう、交流先との連絡を密にし、慎重に対応してまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） それぞれ担当課よりご答弁をいただきました。ポーランドとのまず交流の経緯ですけれども、今ご答弁いただきまして内容がよく分かったと思います。

交流としては段階的に穏やかな交流をしていくということでございますので、どういう成果になるかまた楽しみにしていきたいと思っております。

それと、小中学生、高校生の海外視察についても、ここで途切れさすことのないように取り組

むとのご答弁をいただきましたので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

タイ国研修、印象のあるのは、確か初めてフェイスブックでいろいろ発信をされたということ
で記憶にあるんですが、やはりああいうのは現地の情景がすぐ我々のところにもすぐ伝わるという
ことでいい取り組みだなと、それ以後いろいろ取り組んでいらっしゃいますので、そういうあれ
も小学生、それから中学生の海外研修、実施できた場合にはそういう発信もぜひお願いをしたい
と思っております。

その中で、日本とポーランドの交流というのは非常に深く長い歴史があるわけですが、
先ほどご答弁に言われましたシベリアの孤児の救出の物語、これも今なお語り継がれております
し、それから、命のビザを発給した杉原千畝さんの人道的支援というのも、これも多くの人の命
を救っております。

今後、当町とツェレスティヌフ郡との交流がどのように進むか分かりませんが、もし交流がた
とえでも進むようでしたら、ぜひこの物語を教育の場でも取り上げていただいて、交流の糧にし
ていただければというふうに考えております。

その中で——大丈夫ですよ、まだね、じゃ、町長もこの件はいろいろSNSで取り上げてい
らっしゃるんで、町長の所見をちょっと、ポーランドとの交流に関して、ご所見いただきたいん
ですが、いかがでしょうか。

町長（山村君） ただいまの滝沢議員さんからのお話もありまして、担当課長から説明しました。

私、当初からツェレスティヌフ郡長さんとのコミュニケーションの中では、昔からある姉妹都
市ですとか、非常に義務が伴うような抱える制度でありますと、お互いに事務局をつくったり、
いろんなルールでやんなきゃいけないことなんです、最近では非常に緩いフレッドシップ協定
というのがありますが、そんな形はどうかということをおっしゃっています。

ポーランドのほうからせつかく声がかかってきた話でありますので、これはやっぱり大切に受
け止めて、世界一の親日家である国との交流、それから、ソ連が崩壊した後真っ先に民主化・自
由化したポーランド、非常に産業面でもしっかりした国でありますので、いろんな幅広い面での
交流ができればなというふうに思っております。

できれば、コロナが収まって交流ができるようになればいいなというふうに思っております。
ぜひやってみたいというふうに思っております。

以上です。

9番（滝沢君） 町長より答弁いただきました。

それともう1点、お聞きしたいんですが、今ご答弁の中でやはり日本語、ポーランドの日本語
学校との交流というのは非常に今回のツェレスティヌフ郡との交流に結びついてきている経過も
あるんですが、さっきご答弁の中で50名ほどの日本語の学生さん、日本語学校の学生さんを受
け入れたということで、この中にもホームステイでいろいろ協力された方もいらっしゃると思

ますし、それから、1年間ワーキングホリデーとして町内の企業、それから、ちょっと町外にもありましたけども、やはりここを住み家として1年間滞在していただいたという、非常に大きな意味があると思っております。

それで、この交流事業をこれまで日本語学校の学生さんを受け入れてきておるんですが、そこら辺の実績ないしの評価といたしますか、滞在、経験、そういうことがどう生かされているか分かりませんが、評価としてどのように捉えているか、それだけお聞きをしたいと思っております。

企画政策課長（臼井君） 再質問にお答えをいたします。

これまでサマースクールで当町を訪れたワルシャワ日本語学校の学生さんにつきましては、町の滞在中には町内の一般のご家庭にホームステイをしております、帰国後もホストファミリーとSNS等を介して連絡を取っている皆さんもいらっしゃるというふうにお聞きをしております。

また、ワーキングホリデーで町に滞在した4名の学生の中には、卒業した後改めて来日して日本で働いていらっしゃる方もおまして、時々坂城にもお顔出しをいただいているという状況であります。

また、ワルシャワ日本語学校の先生とは日常的に連絡を取らせていただいております、ポーランドの様子などをお伺いしておるという状況でございます。

今後、改めて進めていくツェレスティヌフ郡との交流の中で、今までの関わりあった皆さんにどのような関わりができるのか、日本語学校ともお話をする中で詰めてまいりたいというふうにご考えております。

9番（滝沢君） 担当課より再度ご答弁いただきました。

これから交流事業というのは、このコロナということが非常に影響があるんですが、ぜひともアフターコロナ、ウイズコロナということで事業展開のほうをお願いしたいと思います。

では、最後にまとめということで述べさせていただきます。

コロナ感染症拡大を終息させる最後の砦ともいべきワクチン接種ですが、今議会でも多くの議員から取り上げられました。町挙げての一大プロジェクトになり、町職員の皆様の負担は計り知れないと思っておりますが、多くの町民の方が待ち望んでおります。人と人が笑顔であふれ、にぎわいの日を取り戻すべきそのご尽力をお願いをいたしまして、私の一般質問といたします。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時09分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。今回、2つの項目について質問を行います。

まず、1点目として町が取得した鉄の展示館西側土地と建物の利用についてです。

昨年12月23日に坂城駅周辺活性化委員会で担当課立会いの下、この土地の視察を行いました。この場所は駅からも近く、周辺には観光施設である鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館などがあります。5月には坂城葡萄酒祭、こちらは一昨年より開催された新しいイベントですが、大変盛況であります。また、8月には坂城どんどんが毎年開催されています。

そのように人々が集まる場所等があります。かつては商店もたくさんあり人々の往来が行われ、にぎわいがありました。しかし、現在、通勤、通学の人々の往来は見られますが人が集まって来るにぎやかさが日常はありません。

今回、町が取得した土地は駅に隣接し、町が行うイベント等、また近隣自治会等にとって駅周辺を盛り上げる可能性がある場所であり、駅周辺ににぎわいを取り戻すのではないかと思います。

本年1月に発行した議会報で視察の内容等は記述をさせていただいております。また、坂城駅周辺活性化委員長も昨年二度にわたり、この土地について一般質問を行っておりますが、今後どのような事業計画がなされるのか、いま一度取得に至った経緯等を含め質問を行います。

まず、イとして、用地取得に至る経緯と現状。今回、購入に至った経緯についてお聞かせください。また、いつ取得したのでしょうか。敷地面積と敷地内にある建物の面積はどのくらいでしょうか。また、敷地内にある建物の状況はどのようになっていますか。

次に、ロとして、令和3年度の事業の予定は。来年度予算計上が行われております。どのような事業となるのでしょうか。今後のスケジュール的なことは決まっているのでしょうか。

ハとして、今後についてです。町は中心市街地活性化検討委員会を設置の計画であるが、どのようなメンバー構成となるのでしょうか。中心市街地にあるということで近隣の自治会も協議に関わるべきであると思います。どのような方法を考えていらっしゃいますか。

最後に、まだわずかではありますが、町民の方よりこんなふうになったらいいなという声があります。多いのが公園です。近くに憩いの場がないということで足を止め一休みできたり、そのような場所を建設してほしい、また別の方からはイベントに活用できるスペースがいいのではないかと、毎週、隔週、月一、フリーマーケットや食事の移動販売車等を募集し、駅周辺に人を呼び込みにぎわいを取り戻したいという思いを持たれている方もいらっしゃいます。こういった声が既に出てきておりますが、町として何か構想なりお考えはありますか。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、大日向議員さんから1番目の質問としまして、鉄の展示館西側の土地の利用について、イとして用地取得に至る経緯と現状、ロとして令和3年度の事業の内容は、今後についてという3つのご質問をいただきました。

まず、よく皆さんご存じですけれども、坂城駅周辺の中心市街地は江戸時代に北国街道の宿場、「坂木宿」として繁栄し、今もその当時の面影を残す建造物や町の指定文化財の長屋門などが残っております。

町の代表する観光資源は駅周辺に多く点在しており、鉄の展示館や坂木宿ふるさと歴史館、全国から鉄道ファンが集まる169系電車など、町の歴史や文化等に触れていただくことができます。

これらの集客性を持つ施設の活用やイベントなどの開催により、町の認知度を上げ、興味を持っていただき、多くの方に来町いただけるように坂城駅周辺の活力とにぎわいの創出につなげてまいりたいと考えているところであります。

さて、イの用地取得に至る経緯であります。鉄の展示館は坂城駅周辺の中心市街地に位置しており、観光の拠点としての役割を担っているところであります。

しかしながら、鉄の展示館で開催する特別展や併設する中心市街地コミュニティセンターでのイベント開催時には当施設の既存の駐車場では十分なスペースを確保することができず、近隣の個人所有地をお借りして対応している状況がございます。

また、地域の活性化を目的に特産品や美術工芸品、観光土産品などの販売等を行っている鉄のほそ道では、飲物などの軽食の提供も行っておりますが、来客者が椅子に座ると販売商品を見て回ることができないほど手狭となっております。また鉄のほそ道にはトイレがなく、鉄の展示館のトイレを使用している状況であるため、鉄の展示館の休館日には休まざるを得ない状況となっております。

そのような課題の解決を図るほか、坂城駅周辺の中心市街地には公園がなく、憩いの広場を兼ね備えた地域の避難場所の確保についての要望もあることから鉄のほそ道西側の土地を取得し、既存の施設と併せて有効活用を検討していくということにいたしました。

また、取得につきましては、土地所有者にご協力をいただき、昨年10月に契約の締結と登記が完了し、引渡しを受けたところであります。

取得した不動産の面積は、土地が約1,390平方メートル、木造平屋建ての住居は延床面積が160平方メートルあり、そのほかに2階建ての土蔵が延床面積65平方メートルございます。

町への引渡し後は、中心市街地の景観にも配慮し、適正に維持管理を行っているところであります。

次に、ロ、令和3年度の事業内容についてお答えいたします。

令和3年度につきましては、今後の利活用について商業・観光・自治会などの関係者の皆さんからご意見等をいただくための経費と、翌年度以降に工事等を行うための基本設計に係る費用を当初予算に計上いたしました。

令和3年度では方向性を固めるとともに基本設計を完成させ、翌年度には実施設計を行い、工事着手ができるように進めてまいりたいと考えているところであります。

続いて、ハ、今後について、どのようにこの跡地の利活用方法の検討を進めていくのかのご質問であります。取得した土地は横町区、込山区、立町区の3区に接する場所に位置している

ため、地域の代表としての各区の区長さんをはじめ、商業・観光の拠点となり得ることが想定されることから、町商工会や観光協会、まちづくり坂城のほか、まちづくり計画などにご協力をいただいている大学の先生方などから町が進める計画についてご意見を頂戴できればと考えております。

利活用方法につきましては、今後検討してまいります。この土地は、坂城駅周辺の観光施設、商業施設、地域のコミュニティ施設のほぼ中心になりますので、駅周辺の中心市街地の周遊性を高められ、鐵のほそ道の中核とした特産品や食事の提供などによる観光と商機能の充実、坂城駅周辺で行われるイベントや町なかにおける公園・緑地といった憩いの空間の確保にもつながり、人と人との交流スペースとしての活用も考えることができるところであります。

また、有事の際における地域住民等の避難場所など防災機能の強化につなげることが可能である場所でもございます。

今後の施設・環境整備を進めるにあたりましては、町が主体となって地域の皆様からのご意見も伺う中で利活用方法を検討し、早期実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 町長より答弁いただきました。取得の経緯、活用方法について説明いただきました。

今回、一番大事だと思うのが令和3年度の予算計上が行われており、どのような事業の予定となるかということです。既存の歴史的建造物や歴史的資料にプラスしたものを考え、坂城駅周辺の活性化を考えてはいかなくはないのではないかという思いにより質問をした次第であります。駅周辺や町ににぎわいをもたらすにはたくさんの人の知恵やアイデアが必要ではないか。行政が先導していくことが必要な場面もあるのは理解いたしますが、これからの町を考える上で公助や地元自治体等が互いに協力し、力を合わせ、人々を集める努力も必要ではないかと感じております。

町と株式会社まちづくり坂城が中心市街地活性化委員会を設け、協議を行い、近隣自治会の意見を反映しながら事業が進められていくということでした。

今回、私が行った発言にある内容を自治会等に投げかけていただくのもいかがでしょうか。いろいろな視点から意見を出し合える環境を作る、そのように考えていかないとただ物を作っただけ、後世に対し負の遺産となりかねないのではないのでしょうか。いかに近隣自治会等の協力を得て有効に活用していくことが必要だと思います。

私も地元住民であります。区会等で地元として何ができるかを提言していくつもりであります。一番にぎわいを取り戻さなくてはならない自治会であり、その必要があると思います。

最後に、イベント等ができる場所にしたいというご意見については、議会報を早速見てくださった町民の方からの提案を述べさせていただきました。既に関心を持ち、これからの町の行く末を考えてくださる方がいるのです。

いずれにしても地域の皆様の協力を得ていかないと坂城駅周辺の活性化は望めないのではないかと思います。今回の事業については、坂城駅周辺が変わる大きなチャンスです。たくさんの意見を聞き、たくさんの人の協力を得て、よい事業にしてほしいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

空き家対策についてです。

空き家問題は、全国で問題視されています。平成26年11月に成立した空家対策特別措置法では、行政が実態調査や管理指導等を行えるとされています。総務省土地統計調査によると、平成30年の住宅・土地統計調査の概数が公表され、全国の空き家の数は約846万戸、前回の調査が平成25年で約820万戸であったのに対し、過去最高を記録しております。

空き家が増加する起因は様々あり、推察いただけるとは思いますが、中でも少子高齢化による人口減が多いに関わっていると感じております。

当町の人口ビジョン素案に示されておりますが、2040年には2015年と比べ生産年齢人口は40.1%減、年少人口が49.8%減になると推計されています。このような推計を見ても、今後、人口減少、高齢化が進み空き家が増加することが予想されます。このように数値で示されていることから、空き家となる前に何らかの対策を講じていく必要に迫られているのではないのでしょうか。現在ある対処方法や制度の見直し等を考えていかなくは対応の遅れが生じていくことは明らかだと感じます。

また、利活用についても他市町村において町の活性化につなげ、成功を収めている事例もあります。空き家も町の一つの財産と考え、今後、利活用を含め町独自の制度を考えることにより人口増加につながるのではないかと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、イとして、町の空き家の状況は。現在、町にはどのぐらいの空き家がありますか。次に、どのように空き家の状況を把握していますか。また、空き家はどのような区分がなされていますか。所有者が管理している空き家は何件あり、なされていない空き家は何件あるか、その他はあるのでしょうか。最後に、管理がなされていない空き家に対し、町としてはどのような対応をするのでしょうか。また、行った経緯はあるのでしょうか。

ロとして、空き家バンクの利用状況は。空き家バンクは賃貸や売買を希望する空き家の所有者と空き家の利用を希望する双方が町の空き家バンクに登録して空き家の利用につなげる制度であります。最初に過去3年の利用状況をお聞かせください。これは登録者、登録物件の件数、契約物件の件数についてです。次に、空き家バンクを利用する条件はどのようなものがあるのでしょうか。また、利用希望者が現れた場合について何かしらの補助金を受け取ることができるのでしょうか。過去に補助金等を受けた案件があれば、どのような内容で補助を受けたか、過去3年でお答えください。最後に、第6次長期総合計画素案では、空き家活用件数の基準値、令和元年で

は5件、目標値、令和3年から令和7年で30件と定めてあります。人口ビジョンでも示されているとおり、人口減は否めなく、社会増に頼っていく部分があるのではないかと。住みたい、住んでみたいと思う魅力あるまちづくりの方策として空き家の利活用も今後大事だと思いますが、町のお考えはどうでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

住民環境課長（関君） 2、空き家対策についてのうち、イ、町の空き家の状況はについてお答えいたします。

近年、人口減少、既存住宅・建物の老朽化、社会的ニーズの変化などに伴って居住されていない住居などが増加しております。

このような空き家は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理を行う必要がございますが、中には適切な管理が行われず、安全性の低下、公衆衛生や景観の悪化など多くの問題を生じさせているものがございます。

町では、住民の皆さんから寄せられる空家等の苦情につきましては、空地・空家等の適正管理と所有者の責務について規定している町生活環境保全条例に基づき、所有者等に対して改善をお願いしているところでございます。

全国的に適切な管理が行われていない空家等が問題となる中、平成27年5月、地域住民の生命・身体・財産の保護や生活環境の保全などを図るため、空家等に関する対策を定めた空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。この特別措置法において、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定され、空家等対策の基本的な考え方として「第一義的には空家等の所有者が自らの責任によりの確に対応することが前提となる。」と定めるとともに、市町村が計画的に空家等の対策を推進するための措置等についても定められました。

平成28年1月には、町の空家等の現状を把握して対策を実施するため、行政協力員さんに地区内の空家等の情報提供をいただき、その結果を基に職員による現地調査を実施した上で空家等の状況、今後の意向等についてアンケート調査を実施しました。

平成28年10月には特別措置法に基づき、議会、区長会、司法書士、土地家屋調査士、建築士、民生委員、消防、警察などの関係者の皆様から構成した坂城町空家等対策協議会を設置し、平成29年3月には地域の安全確保と生活環境の保全、空家等の利活用促進を目的に坂城町空家等対策計画を策定し、計画に基づき空家等の適切な管理の促進を図ってきたところでございます。

まず、空家等の件数でございますが平成29年1月に再度行政協力員さんからご提供いただいた空家等の情報と、町が把握していた情報を基に現地調査、対策協議会での協議を行った結果、空家等の件数は、適正に管理されている空家等153件、管理が必要な空家等95件、準特定空家等4件、特定空家等1件で合計253件でありました。

その後、空家等対策計画に基づく対応を実施した結果、令和3年2月末現在では、適正に管理がされている空家等126件で27件の減、管理が必要な空家等が90件で5件の減、準特定空家等が3件で1件の減、特定空家等0件で1件の減と合計219件で34件の減となっております。

特に、特定空家等と判定された1件への対応につきましては、協議を重ねた結果、所有者による建物撤去となったほか、準特定空家等と判定された4件につきましては、準特定空家等に相当すると判定されたことを通知し、建物の適正な管理を依頼した結果、所有者により1件が建物の撤去となりました。その他につきましても建具等の飛散防止措置や敷地内の樹木を伐採などの処置をしていただきましたが、引き続き修繕・解体、草・木の除去など適正な管理を依頼していく予定であります。

また、その他の空家につきましても固定資産税納付書の発送に合わせ、空家等の適正な管理について空き家バンク制度のお知らせを同封し、空き家の維持管理に努めていただくよう通知するとともに、必要に応じて個々の状況等について改善を促す連絡をしているところでございます。

なお、先般、平成29年1月の情報提供以降の変化と、新たに発生している空家等の状況を把握するため、本年2月の行政協力員会において、再度、地域内の空家等の情報提供をお願いしたところでございます。

今後、この調査結果を基に、現在把握している空家等の経年による経過や新たに発生している空家等の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、引き続き利活用可能な空家等に関しましては、所有者等の意向を確認の上、空き家バンク等への登録などを勧めるとともに、草・木の繁茂など周辺に影響を及ぼす恐れのある空家等に関しましては、実情に応じた対策を要請してまいりたいと考えているところでございます。

建設課長（大井君） ロの空き家の利活用をのご質問にお答えをいたします。

空き家バンク制度は、空き家の有効活用を図り、町内への定住や地域の活性化を促進するため、平成28年度に設置した制度でございます。

ご質問の空き家バンクの利用実績でございますが、平成30年度は利用登録者数が15名、物件の登録件数が9件、成約件数が6件でございました。令和元年度は、利用登録者数が15名、物件登録者数が9件、成約件数が5件で、令和2年度は登録者数が22名、物件登録数が6件、成約件数が4件という状況でございます。

次に、空き家バンクを利用する条件につきましては、空き家を貸す、または売りたい方、あるいは空き家を借りる、または購入したい方は、それぞれの町の空き家バンクに登録することで空き家バンク制度を利用することができます。

また、登録可能な空き家は、住んでいただくことが可能な住宅で特定空き家や抵当権が設定さ

れていたり、相続登記が行われていない物件は登録することができません。

次に、利用者への補助についてのご質問であります。空き家の所有者が家財道具等の片づけを行う場合に町の許可を受けた業者が搬出・処分を行う際に補助対象経費の2分の1以内で上限10万円の補助を受けることができます。

また、町に定住することを目的として購入した物件のリフォーム工事に対し、町内の事業所などが工事を行う場合、補助対象経費の2分の1以内で上限50万円の補助が受けられます。

このリフォームなどの補助金の交付状況でございますが、平成30年度は家財等の片付け4件、リフォーム工事が2件あり、令和元年度は家財の片付け2件でリフォーム工事が3件ございました。令和2年度はリフォーム工事が2件で、リフォーム工事の多くは台所、浴室、トイレ等の水回りの工事などが行われております。

次に、空き家の利活用についてのご質問であります。人が住まなくなった建物は徐々に傷みが生じ、そのまま放置すると処分せざるを得ない物件となってしまいます。

一方、空き家バンクに登録していただくことで再び活用することができ、健全な状態が保たれることとなります。

町では空き家バンクの活用を進めるため、空き家の物件情報、補助制度などの概要について専用ホームページ上で公開しておりますが、ホームページをより多くの方に利用していただくため、今後、デザインの一部を修正してまいります。このホームページはどなたでも閲覧できますので、UIJターンによる移住の促進や未だ落ち着きが見られないコロナ禍においては、テレワークなどの拠点としてもご活用いただけるものと考えており、空き家を有効な資源として活用していただくために制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

6番（大日向君） ただいま担当課長より答弁いただきました町の空き家の状況については行政協力員さん等をお願いして町の空き家の現状を把握していることが分かりました。

また、空き家は適正に管理されている空き家、管理が必要な空き家、準特定空家、特定空家の4つに区分されており、令和3年2月現在、適正に管理されている空き家が126件、管理が必要な空き家が90件、準特定空家が3件、特定空家がゼロで、平成29年1月、令和元年12月の調査と比較し、適正に管理されている空き家が27件の減少、管理が必要な空き家が5件の減少、準特定空家・特定空家共に1件の減少と町の空き家の状況が分かりました。

空き家は所有者が責任を持ち管理をきちんと行わなければならないということです。私が危惧するのは所有者がいなくなり、空き家の管理が行われなくなる物件が今後増えていくかもしれないということです。

お答えでは、空き家は減少傾向にあるということでしたが、現在、町内にある空き家がいつ準特定空家・特定空家となるか分かりません。引き続き行政協力員の方からの情報提供と、空家対策協議会では適切な管理を行っていただきたいと思っております。

空き家に関しては地域も協力して考えていかななくてはならない問題でもあると思います。地域全体でもこのような問題が発生するという事に関心を持ち、官民一体となり解決していければよいと思います。

また、空き家バンクの利用状況については過去3年の利用実績等の説明をいただき、空き家バンクの活用に使用可能な町の補助金の制度、利用を行ったリフォームがあることが分かりました。

1点ですが、空き家バンクの利用実績について再質問を行いたいと思います。平成30年の成約件数が6件、令和元年が5件、令和2年が4件とありますが、この詳細内容についてお聞かせください。

建設課長（大井君） 再度のご質問にお答えをいたします。

平成30年度から令和2年度までの売買または賃貸の成約件数の内訳について申し上げます。平成30年度は成約件数6件のうち、町内在住者の売買などが4件、沖縄県と千曲市にお住まいの方の売買がそれぞれ1件でございます。令和元年度は成約件数5件のうち、町内在住者の賃貸が2件、長野市、上田市及び千曲市にお住まいの方の売買等がそれぞれ1件ございました。令和2年度は成約件数4件のうち、町内在住者の売買が2件、横浜市及び千曲市にお住まいの方の売買がそれぞれ1件で、合計町外からの転入件数は7件、空き家バンク登録時の利用人数は14名でございます。

6番（大日向君） 再質問にお答えいただきました。

今後、移住定住人口確保の推進としてホームページの更新も行うということでした。空き家問題とリンクし所有者に登録を促していくべきではないでしょうか。過去の成約の内訳の説明をいただき、町外の方も坂城町に興味を持ち移住を検討し、実際に生活の拠点を移しているということが分かりました。移住された方からのお話等をお聞きし、さらなるアイデアを振り絞り、より多くの人の目に留まる魅力あるものにし、さらなる定住人口率の上昇に努めてほしいと思います。

今回、2つの内容について質問を行いました。まず、町が取得した土地について新年度の事業の内容、町の空き家の利活用について。

まず、町が取得した土地の利用については地域、住民がいかに関わりを持てるかという思いから質問を行いました。坂城駅周辺の活性化を目指すとなると、既存の鉄の展示館や坂木宿ふるさと歴史館等の歴史的な観光施設も大事であると思いますが、新たにできるものに対して、いかに自治会、地域住民が参加するかがにぎわいを取り戻すことにつながるのではと思います。たくさんの方のアイデアを出し合い、一緒に育てていくことが活性化につながるのではないのでしょうか。議会、また特別委員会におきましても今後聞き取りを行っていきたいと思います。

また、空き家対策の質問においては、今後少子高齢化が進めば、それに伴い空き家も増えていくことが予想されます。所有者が分かっている方に啓発の通知等を重ねてお願いいたします。

近年、地震、台風等の災害が頻発しております。このような災害により倒壊、二次災害が発生

しかねません。前向きに検討をお願いいたします。

また、利活用についても、私も様々な地域で行われている対策や空き家の利活用を調べました。当町の状況に合うものがどのようなものか等を一緒に考え実現できるようにしていきたいと考えます。空き家も町の一つの財産と述べました。どちらの質問においても町のにぎわいや活性化につながるものであると思いますので、長期的な視点を含め考えてほしいと思います。

今回行った空き家対策の中で行ったいくつかの質問内容についてはほかの課においても関わりがあるのではないのでしょうか。私の述べる人口社会増につながる対策等をお持ちだと思います。移住等を検討する側から見た場合、空き家に関わる全ての事柄を集約して対応していただける場所があると非常に助かると感じます。

私も今回質問を行うにあたり、いろいろと学ぶことができました。空き家問題解消が人口社会増に直結するのは難しいかもしれませんが、一端を担っているのは明らかだと思います。問題は互いに協力し、解決させることで町の発展につなげていきたいと願っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時45分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

13番 中嶋 登君の質問を許します。

13番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

久々の13番目、今回大トリでございます。とにかく久々ですので、今まで同僚議員たちがたくさんいい質問をしております。重複するところがあるかもしれませんが、それは大事なことから重複するというふうに思っていたら、私の質問したことには全部お答えをいただければありがたいというふうに思うわけでございます。

さて、私ごとではありますが、2月6日の土曜日の夕方5時頃、ぶるぶると悪寒がしまして体温計を計るとなんと37度8分ありまして、普段のときだったら鼻かぜひいちゃったなぐらいで済ませるところでありましたが、まさにコロナ禍の時代です。少し悩みましたが、ある意味、議員をやっているという立場もあり、いろいろ町民に聞かれたりすることがありますので、よい機会だなとそんなふうに捉えまして、しかも土曜日であります。それでもと思ひまして、ちょうど時間は土曜日の午後6時に保健所へ電話を入れてみました。そうしましたら、思ったとおり、女性の声で「今日の業務は終了しました」とロボットのような声のアナウンスが流れました。駄目かなと思ひながら電話を切らないでいたら、その後、なんと「コロナの相談のある方は9305へ電話してください」と、そんなアナウンスがありましたので、それじゃあここへ電話してみるかと早速電話をしてみました。そうしましたら担当の野村さんという女性の方が出て、

24時間コロナ相談を受けているとのことでありました。今までのいきさつを話しまして、そうしましたら、もしこれで熱が出てきて具合が悪くなったらどうするんですかというのをお話ししたら、坂城町のお医者さんというようなことを言ったらこんな言い方をしていました。「坂城町の医院では直接的なコロナ対応はできません」と、え、駄目かいと、もちろん武市先生なんかに後で聞いたりしたら、受けて案内をするというような流れは今にはなっているようです。だから絶対駄目ということはなかったんですが、間接的なコロナ対応はできないということで。じゃあどうしたらいいだと、どこだって、坂城町だって私が言いましたら、それじゃあ上田市か千曲市ですわねって言われたもので、地区的には北信になるから上田じゃなくて北信のほうのと言ったら、じゃあ千曲市ですわねということで、じゃあどこへ熱がたと出たら行きゃいいかいと聞いたら、中央病院か安里医院へ行ってくださいと、そこで女性にはアドバイスを受けたんです。ただ、女性はこういう言い方もしていました。匂いとか味覚に変化がなかったら、今日は置き薬の熱さまし、解熱剤、これを飲んで様子を見てくださいと、そう言われましたのでそのとおりにしてみました。そしたら、何と次の日には熱も36度6分に下がりましたが、うちのかみさんが実は看護師でしたので帰って来て私にちょっと熱があったというようなことを言ったら、なんと土曜日から完全隔離されまして、手洗いとアルコール消毒はもう徹底的にやらされました。次の日、熱が下がったから茶の間で飯を食わせろと言ったら、コロナ菌を持っていても症状が出ない無症状の人もいるからとのこと、その後、なんと私は3日間、不自由な隔離生活が続いてしまったということでありました。そうは言いますが、2月8日の日に、これは月曜日でしたので再び保健所へ電話して、実は熱が下がったが人に迷惑をかけたくないというようなことを話しまして、そのときに実は明日、2月9日になるわけですが、定期検査で私は松代病院に一月に1回ぐらい行っていますのでそこへ行くんだという話をしますと、なんと保健所では、あそこは専門病院なんですと、そこで相談するようにアドバイスを受けました。いよいよ2月9日になりましたので松代病院へ行き、受付の方に今までの経過を全部お話しすると、なんと病院の裏口へ行ってくださいと、しかも車でそっちへ行けというわけで、駐車場から車に乗りまして指示されたとおりに裏口へ行きました。そしたらそこで車の中で待っていると男性の方が来て、病院の一室に通されました。そこではなんと完全装備の看護師さんがおまして、早速コロナの検査をするとのことでありました。そこで私もあまり失礼になっちゃいけないので、自分の身分も明かしまして、坂城町では議員をやっているんだわいと、そんな関係もあるからということで調べるじゃないけれども、その経過をちょっと知りたいからどうやるだかと、そしたらある意味喜んでくれまして、そんなことであつたわけで、もちろん今も言われていますが、医療の最先端で頑張っている女性でありましたのでそこで私の敬意を表するとともに御礼を申し上げたことはこれは言うまでもありません。

そうは言いますがせっかくの機会だということでしたので検査内容を聞いてみました。やっ

た順に言いますと、一番まず先は検温するんです。当たり前のことです。そのときはさっきの話じゃないけど熱も下がってしまっていて36度5分でした。2番目は血液検査でありました。3番目がPCR検査より簡単な検査ではあるが精度が大分高くて、しかも40分ぐらいで結果が出ると。これは何というやり方ですかというのを看護師さんに聞いたらコロナ抗原定量検査というやり方だそうです。これもテレビなんかでやっているから皆さん見たと思いますが、長い綿棒を鼻の中へ入れられましたちょっと痛い感じだったんですが、そんな思いをしながらやっていただきました。看護師さんに聞くと、同じくそのときにインフルエンザのA抗原とB抗原の検査もするというのを言っていました。それから4番目でございますが、4番目は尿検査でありました。何で尿なのと言ったらこんな言い方でした。免疫学的検査判断を行うと、こういうことでありました。最後にはなるんですが、5番目はレントゲン室へ連れて行かれましてCT検査をしていただき、全ての検査がここで終わりました。時間的には大体2時間ぐらいかかりました。その後、医者の方が見があるということで先生のところへ行ったら、CTを、レントゲンと同じようにやったやつを見まして、肺は異常ないということで、そして先生が最後によかったですね、陰性でした、あなたはコロナじゃないとこういうふうに言われまして、そこで安心をいたしました。

それでこれも私も商人でありまして商売のことのほうを考えると必ずや値段を聞きたいということでももちろんお金を払った部分ではありますが、この報告をいたしますと、検査料金はさっき言ったように1番から4番目、CTを抜かしての検査料金であります、それはコロナ検査ということで7,440円でありました。これは金を払うだけかと言ったら無料だそうです。ただでやっていただきました。それでそのときにちょっと先生にも私は聞いたんですが、CTまでやってもらったから先生うんとありがたいけれどももし俺がコロナだったらどうするだと言ったら、そのときはPCR検査をすると言っていました。けれども、PCR検査じゃなくてさっきのコロナ抗原何とかってそのやつもものすごく精度はいいとは言っていました。そこが入り口でなっていなかったから、あなたは大丈夫だと、こういうふうに言われました。

ちなみに、なかなか普段もしっかりしている部分もありまして、私はCT検査までやってもらったから先生ありがとうございますなんてことは言ったんですが、実はCT検査は医者の方が見もあったから何と値段を聞いてみたら2万9,830円でした。私は3割負担ですので8,950円を病院に支払ってまいりました。何はともあれ、自分としては陰性でありましたので、ちょっとお金がかかりましたがそうは言ってもほっとしました。コロナ禍時代でもあり大変な体験をいたしましたので、今日は大事なお時間を取らせていただいているわけですが、議場内の皆様、そして大勢の皆さんがテレビを見ているでしょうから、町民の皆様にもちょっとそんなご報告をしておきたいと思いました。これが自分がコロナの疑いありということでの実体験をちょっとお話ししました。だから、この議場にいる皆さんも、それからテレビを見ている皆さんも心配しなくても大丈夫です、コロナは。そんな流れでもってお医者さんがちゃんと調べてく

れますから。お金もかかりませんから。もしそんなことがあったらまた松代病院へ行っていただければ、ただでできますのでやっていただければなというふうに思いました。

ちょっと前置きが長くなりましたが、一般質問をさせていただきます。

①ふるさと納税について。

(イ) 2億5千万円を目標に、私がこの場所でご提案を申し上げまして、町長やるんかいと言ったら、やりましょうということでの英断から始まりました。そのふるさと納税がなんと1億8千万円越えとなり、町長もそうでしょうが私もものすごくうれしく思っております。日本中からご寄附をいただくということで、そこで寄附金が増えた要因と今までの寄附金額の推移をお尋ねをいたします。そして、2億円はもう目前であります。弾みがつきましたので、私もここも商人ですから言いますが、目標をちょっとまた2億5千万円ぐらいにして、ひとつ頑張ってくださいあればありがたいと、そういうことに対して今後の見通しと施策もお尋ねをしたいと思います。

それから、(ロ)といたしまして、選べる使い道はということでございます。この寄附金の使い方が分かる、まさに税金の見える化でございます。すばらしい制度であると思っております。4項目の振り分けと使い道をお尋ねをいたしまして1回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

企画政策課長(臼井君) ふるさと納税についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、町のふるさと納税の経過と推移についてであります。ふるさと納税制度は生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として平成20年度に創設された仕組みであります。

制度の創設を受けまして、町におきまして平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、ふるさとさかきに思いを寄せてくださる皆様からの寄附をお受けできるようにいたしました。

その後、平成28年度に町内事業所のご協力をいただく中で、町の様々な特産品を返礼品として用意するとともに、インターネットによる寄附金の受付、クレジット決済の導入など全国から寄附を受けやすい仕組みを整備し、現在の信州さかきふるさと寄附金制度の形といたしたところでございます。

これまでの寄附金額の推移といたしましては、新たな体制を整備した平成28年度、寄附件数で1,567件で、寄附額が2,846万円でありました。平成29年度以降は、人気を博しているぶどうやりんごなど果樹類を提供いただける事業者の登録を増やし、人気商品の数量確保に努めるとともに返礼品や寄附受付ポータルサイトの充実も図る中で平成29年度は寄附件数1,853件、寄附額4,558万8千円、平成30年度は寄附件数3,683件、寄附額7,979万4千円、令和元年度は寄附件数6,202件、寄附額1億4,857万2千円と、いずれの年も前年度を上回る寄附をお寄せいただいたところであります。

本年度に関しましては、町長から招集挨拶でも申し上げましたとおり、2月末時点において寄附件数で9,505件、寄附額で1億8,761万3千円と、既に前年度を上回る寄附を全国の方からいただいている状況であります。

増額の要因につきましては、昨年度途中からインターネット上の寄附の申込み窓口となるポータルサイトを新たに2つ増やし、より寄附をお寄せいただきやすい体制の整備を進めたことに加え、人気を博しているシャインマスカットをはじめとする返礼品を提供していただける事業者が増えたことなどが考えられるところでございます。

続きまして、今後の取り組みについてであります。年々多くの町内事業者の皆様のご協力をいただき、魅力ある町の特産品をご提供いただけてきたことが現在の寄附額につながっているものと考えているところであります。

町内には、現在提供いただいている返礼品のほかにも魅力的な特産品が多くございますことから、事業者のご協力をいただく中で新たな返礼品も積極的に取り入れながら、より一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、新たな返礼品のラインナップを増やすことに合わせて、返礼品を提供していただける事業者の登録を増やし、全国の皆様に町の魅力をお伝えしてまいりたいと考えております。

ふるさと寄附金に関しましては、こうした取り組みの積み重ねの結果であると考えているところであります。そうした中で具体的な金額を目標という形で設定するというよりは制度の趣旨を踏まえ、町の魅力ある特産品や町の魅力を積極的に発信するとともに、より寄附をいただきやすい環境を整えることで、毎年、より多くの皆さんからご寄附いただけるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、いただいた寄附金の使い道についてであります。町ではふるさと寄附をお申込みいただく際に4つの分野から寄附金の使い道を選んでいただいております。

また、お寄せいただいた寄附金につきましては、年度ごとに一旦、ふるさとまちづくり基金に積み立て、寄附者がお選びいただいた分野に応じた事業の財源として有効に活用させていただいております。

令和2年度の1月から12月末までにいただいた寄附金、9,569件、1億8,872万9千円について、令和3年度の予算に繰り入れ、財源として活用させていただくこととなりますが、来年度における4つの分野ごとの寄附金の使い道といたしまして、1つ目のふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援としていただいたものが全体で2,920件、5,802万円あり、主に小中学校などでの相談に応じる教育コーディネーターや教育・心理カウンセラーの配置や、外国語指導講師の配置、小中学校においてICT端末を活用した学習を展開するGIGAスクール構想の推進などに充当してまいります。

また、2つ目の歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援としていただいたものが

全体で380件、736万4千円あり、主に土木遺産である昭和橋の修繕などに充てる計画としております。

3つ目の花と緑ばらっぱいのふるさとさかきを応援としていただいたものが全体で575件、1,139万円あり、主にばら祭りの開催やバラ公園の整備・管理などに充てさせていただきたいと考えております。

最後に、4つ目のふるさとさかきのまちづくり全体を応援としていただいたものが、全体で5,694件、1億1,195万5千円あり、災害時の避難場所としても使える小中学校の特別教室などへの空調設備整備や新工業団地周辺整備としての道路改良事業のほか、各自治区の自主的な活動を支援する地域づくり活動支援事業や各家庭へのスマートエネルギーの導入支援、移住定住促進事業など、多岐にわたる分野の施策に充てる計画といたしております。

今後も寄附を通じて町を応援していただき、第2の故郷として坂城町に思いを寄せていただける方が一人でも増えていきますよう取り組んでまいりたいと考えております。

13番（中嶋君） 課長より懇切丁寧なるご答弁をいただきました。

今のお話の中にありましたように、町としても今のポータルサイト、いろいろお考えいただいて、これだけ大きな金額になってきたのはやっぱり課長をはじめ皆さんのご努力の結果だと思い感謝申し上げる次第であります。

今のちょっとこれは生意気な言い方でいけません、コロナ禍の時代で少し税金も減るんじゃないかという心配の中で逆になおご努力をなされて目標2億5千万円ぐらいをとにかく目指して頑張っていたいただきたいと思うものであります。

それから、4つの使い道も今課長にご説明をいただいたわけですが、大分充実してきたなと思っていいことだなと思って、これはふるさと納税をやっていないければ全然ゼロと言っちゃいけませんけど、そういうところでありましたが、今の課長の話を承ればいろんなところへ使われていて、しかも充実してきているということがとっても私はこれは国がやっていただきたい制度だなと思っていますので、上へ上へひとつチャレンジをしていって、どんどん充実できればいいななんて思いましたので、町長をはじめ、よろしくひとつお願いしておきたいと思います。

それでは、第2質問に入って行きたいと思います。

②地球温暖化について。

(イ) スマートタウンの取り組みは。これは国の補助金を得ての取り組みでありましたが、この今までの成果と今後の方針をお尋ねいたします。

これも町長、大分前に手を挙げてよかったと思いました。坂城町も良くなるかと、そんな中でのお尋ねでございます。

(ロ) としてはSDGsの取り組みはということですが、このSDGsに関しては前々回、私も一般質問で取り上げておりますが、これは10年という制約の中でその分のところで町

の施策をお尋ねをしたいと思います。

(ハ) 2050ゼロカーボンの取り組みは。町長の招集挨拶の中でも触れておりましたし、同僚議員もちょっとこの話はお尋ねを申し上げている部分もございますが、これはルーツのようなことを言えば、地球温暖化に伴いCO₂の削減、これはもう大分以前より言われておまして、それこそ10何年か前に私はここでやった記憶があるんですが、あの当時は原子力ほど安心・安全だと、CO₂を出さない、こんなすばらしい夢のような電気を取る方法だなんていう話がありまして、3・11がなければ今でもそんなふうな感じで東芝の株なんかもっと上がったんじゃないかなと思ったりした時代があったんですが、3・11以降からはちょっと原子力神話は崩れちゃったなど、そう思うわけでありまして、特にそんなようなことからの今回はまた余計に2050ゼロカーボンというようなことだったと思います。

先ほどもちょっといいましたが町長もご挨拶で触れてはおりましたが、特にそれで最近、菅総理が脱炭素2050、いうなれば実質ゼロカーボンということを発表してから余計現実味が日本中起きまして、加速がどんどんして来ているというふうに私は思うものであります。

その部分で町もいろいろ取り組んで同僚議員たちのお話を聞く中ではいくつかお答えはいただいておりますが、今のゼロカーボンのことに町の施策をお尋ねをしておきたいと思っております。

以上であります。

企画政策課長（臼井君） 地球温暖化についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、スマートタウン構想事業につきましては、平成23年3月に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故をきっかけとして、様々な分野において安定的な電力供給を維持し、地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用など複合的に組み合わせた仕組みづくりを目指し、取り組んでまいりました。

その中では、町民の暮らしにおける省エネルギー行動などによるライフスタイルの変革に向けた意識啓発とともに各分野において具体的な取り組みを検討、実施していく中で歩みを進め、将来的にこれらが融合して町全体のスマート化につながることをイメージしているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、住宅用のスマートエネルギー設備として、太陽光発電設備、蓄電池設備やHEMSといった設備の導入に対する支援を行い、各家庭における自立分散型のエネルギーサイクルを実現するゼロエネルギーシステムの構築を目指して支援を行っております。

ここ数年は特に蓄電池設備の設置に伴う申請が増加しており、災害時の停電等万一の際の電源確保といった防災面のメリットが大きいことから、引き続き支援をしてみたいと考えております。

また、スマートタウン構築に向けた象徴的な位置付けを含めて、役場庁舎にバイオマスボイラーや太陽光発電設備・蓄電設備を導入し、また、庁用車として電気自動車を導入するなど、先導的な取り組みを実施してきたところであります。

今年度におきましては、村上小学校に蓄電設備を新たに整備いたしました。一昨年の台風災害での停電を教訓とする中で、引き続き地域の避難所となる町内小学校の体育館に自立分散型の蓄電設備や太陽光発電設備の導入を進め、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時の持続的な電力供給を併せて実現できるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、(ロ)SDGsの取り組みはと、(ハ)2050ゼロカーボンの取り組みについてのご質問でございますが、いずれも方向性を同じくするものであり、また、先ほど申しあげましたスマートタウン構想事業における取り組みもその一部となるものでございます。

SDGsは2015年に国連で採択された2030年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の国際目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標でございますが、SDGsを進めていく上での考え方といたしましては、経済発展には豊かな自然環境と安定した社会が必要であり、環境・経済・社会の統合的な課題解決が重要であるとしております。

そのため、17のSDGsの中には「気候変動に具体的な対策を」ですとか、「海や陸の豊かさを守ろう」のように直接的に自然環境に訴えかけるゴールもあれば、「再生可能エネルギーの拡大」や「資源利用率の向上、クリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大」のように間接的に環境の課題解決や温暖化対策につながるゴールもございます。

町では、ステークホルダー（利害関係者）の一員といたしまして、SDGsの達成に向けて積極的に取り組むこととしており、町の第6次長期総合計画におきましては、まちづくりの施策を通じて目指すSDGsについて意識しながら策定を進めてまいりました。

また、このSDGsと第6次長期総合計画は目標年次を同じく10年後の2030年としており、町はこの10年のあらゆるまちづくりの施策を通じてSDGsの達成を目指すものであります。

その中には先ほどのスマートタウン構想事業における省エネルギーや再生可能エネルギーの活用によるCO₂排出量の削減に向けた取り組みもございますし、ごみ減量化と二酸化炭素排出低減の関連性について啓発する環境教育や資源物回収機会の充実などの取り組みも含めた可燃ごみ削減といった部分ですとか、人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）、利便性の高い地域公共交通の整備などの取り組みによる温室効果ガスの排出抑制、また、松くい虫対策事業による松林の保全や町内の緑化推進のための苗木の配布、育樹・植樹祭による森林保全の普及活動など、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO₂の吸収量の拡大など多岐にわたる取り組みが複合的にSDGsの達成につながっているところであります。

また、これらの取り組みはそのまま町が賛同する2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするということを目指すゼロカーボンシティの取り組みと重なるものであります。

町といたしましては、今後も引き続きスマートタウン構想事業の取り組み、SDGsの達成に向けた取り組み、2050ゼロカーボンの取り組みを通じて地球温暖化対策を進めていきたいと考えているところでございます。

13番（中嶋君） 再び、課長の登場でございまして、この部分もまさに懇切丁寧なご答弁をいただきありがとうございます。

なお、今のイ、ロ、ハの質問でありましたが、かえって地球温暖化防止のことで私はやったわけですが、課長にうまくまとめていただいて、もうイ、ロ、ハのところはみんなつながる部分がありましたのでうまくまとめてご説明をいただきまして、よく分かりました。町も一生懸命本気でやっているんだということがよく分かりました。

この次の質問も全くその流れで関連する質問であります。早速第3質問へ移っていききたいと思います。

③気候非常事態宣言について。

(イ) 町も宣言を。世界の温室ガス排出量は今も増え続けております。そのため地球温暖化の進行に従い我が町も高温な夏、ゲリラ豪雨、爆弾低気圧、とんでもなく大きな台風、この間の千曲川の大洪水など百年に一度のような自然災害、場合によっては千年に一度のような災害も特に最近頻繁に起こってくるような時代になってしまいました。そのようなところから、県を筆頭に隣の上田市、千曲市、東御市、青木村など16市町村が気候非常事態宣言を行っていることは皆さんご周知のとおりであります。

そこで、我が町は県内でも有数の工業が集積している町でもあります。町民へのアピール、また意識づけのためにも我が坂城町も気候非常事態宣言を県、国、そして世界に向けて行うべきであると提案をいたしますが町のお考えをお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま中嶋議員さんから3番目の質問としまして気候非常事態宣言について、

(イ) で町も宣言をというご質問をいただきました。

結論としましては宣言しようというふうに思っております。ただし、気候非常事態宣言だけでは不十分であると思っております。気候非常事態宣言に合わせて2050ゼロカーボンを目指すということを目標に検討したいと思っております。

ちょっとその状況をご説明申し上げます。

まず、令和元年9月に長崎県壱岐市が全国に先駆けて気候非常事態宣言をして以来、全国の複数の自治体で同様の宣言が行われ、地球温暖化対策に取り組む決意が表明されるとともに、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの表明がなされております。

宣言を行った自治体におきましては、同時に地球温暖化対策に向けた具体的な取り組みも掲げているところではありますが、当町におきましては早い段階からスマートタウン構想事業の取り組みの中で各分野において再生可能エネルギーの導入などを進め、ごみの排出抑制や緑化の推進などの取り組みも含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めてきたところでもあります。

さらには、長野県が一昨年12月に行った気候非常事態宣言や2050年に県内での二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意表明に対しこれを達成するためには県下市町村や民間企業等との連携が不可欠であるとし、当町といたしましても県の宣言に賛同を表明しているところでもあります。

また、様々なテーマに長野地域の9市町村——坂城町、長野市、須坂市、千曲市、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町で連携して取り組む長野地域連携中枢都市圏構想においても、バイオマス利活用や脱炭素化推進などの事業が位置づけられ、圏域としましても2050年までのゼロカーボンに向けた意識の高まりがございます。

そうした中で先月17日には、災害発生時に電気自動車からの給電応援をいただくことや、当町を含む長野地域の9市町村間においてお互いの保有するEV——これは電気自動車です、等を融通し相互給電応援体制を構築することなどを盛り込んだ電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定を9市町村と日産自動車株式会社並びに長野日産自動車株式会社、日産プリンス長野販売株式会社との間で締結いたしました。

本協定は災害時等の安心・安全の確保と共に、脱炭素社会の実現といった面からも大変意義のあるものと感じており、協定締結に続いて開催された長野地域連携推進協議会の中で構成市町村の首長に対しまして長野圏域で2050ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを私から提案したところがございます。この包括的な宣言の下、圏域内の各市町村で独自のプログラムを行うことすばらしい動きが出て、一気に圏域におけるゼロカーボンへの動きが進むものと考えております。

ご質問の町における独自の宣言につきましては、私からみんなで一緒にやりましょうと言った手前、勝手にやるというわけにはいきませんので長野地域9市町村の共同宣言の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

いずれにしましても地球温暖化の解決及びゼロカーボンシティの実現に向けては、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなどあらゆる組織が官民の枠を超えて連携して取り組むことが重要であると考えております。

町といたしましてもスマートタウン構想の推進をはじめ、ごみの減量化・再資源化・3R——リデュース・リユース・リサイクルの推進、環境教育、自然環境の保全、エシカル消費の推進など幅広い視点でSDGsの達成、2050ゼロカーボンに向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

13番（中嶋君） 町長、ありがとうございます。

それこそさっき質問いたしました、ふるさと納税以来でここで町長やるわいと言って、私はうれいです、言っていただいてうれいです、本当に心よりうれいです。ありがとうございます。

ましてや、町長のことでしたから、ただその今の気候非常事態宣言だけじゃねえぞと、プラスアルファがあるんだと、しかもいくつもの手法があるんだと、町長やっていますからずっと、ずっと取り組んでやってきたこと。だから、言うなればあちこちの市町村は始めたけど、本来、坂城町はやっていたことなんです。それをただ明確に宣言するだけだということでも私もうれしく思っております。やったのと同じです。やっぱり町長、世界中に向けて発信です。うれしく思っております。

それでそんなことを考えればあれです。2年前になりますか、阿部知事がスペインのマドリードで開催された例の気候変動枠組条約第2回の締結国会議のCOP25でしたか、あのときに参加して宣言した言葉ですが、ちょっと機会があれです。そんなことをちょっとご報告しようと思いましたが、こんなことを言っていたんです。「今後、県民一丸となって徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの復旧、拡大の推進、さらにはエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進め、本県の持続的発展を図ってまいります。あなたが暮らしを賢く変える、一人一人が行動を変えることで暮らしが変わり、地球の未来が変わります」、こんな宣言を県知事は発言しまして、そのあと県が気候非常事態宣言、当時は何かの関係で白馬村かなんかが初めにやったなんていうのがありますが、そうは言いましても知事もそういうことで長野県と一緒にやればということ宣言をなされたということでありました。

とにかく何度も言って申し訳ないんですが、坂城町もやるということでも本当にうれしく、私も今回いい一般質問をしたなんて自分でも思っておりますが、よかったです。

さて、最後の再質問だなんだなんていうことはやらなくてもこれで結論が出て町長はやってただけということですから、再質問なんていうのは取りやめる、原稿を用意してありますが、もう何もやりません。ありがとうございます。

それでは、最後に西念寺の護持会報に掲載されていた新しい生活様式という、ちょっとコラムがございまして、それをちょっとここで披露したいと思います。ちょっといい文章でしたので。ちなみに、これは著作権は西念寺の私も檀家だからないと思いますが、護持会長は皆さんご存じの宮後工業の社長であります宮後睦雄さんです。宮後さん、俺のそこ怒らないと思いますので、ちょっといい文章でしたので読ませていただきます。

「新しい生活様式とは、新型コロナウイルス感染症の流行が終息しない中、医療従事者とその家族、感染者とそのまた家族、介護等の従事者、あるいは県外者などに対する差別、デマ攻撃などの問題が起きています。また、様々な業種が困難な状況に追い込まれています。敵はウイルス

なのであって、地域社会に住む人同士は助け合っていかなければなりません。そうでなければ、ウイルスによって私たちの社会が破壊されてしまうということになります。不確かな情報に惑わされずに支え合い、助け合う社会を目指しましょう。それが新しい生活様式というものではないでしょうか」、こういうお言葉でございました。私も全くそのとおりだと思います。みんなで仲よく助け合い、コロナウイルスと戦っていこうではありませんか。

最後に一句添えます。

ワクチンを 受けてあっちこっちに 出かけたいな

これにて、大トリの一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（西沢さん） 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時16分～再開 午後 2時26分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

日程第2「議案第16号 長野広域連合規約の変更について」以下18件の議案については、全て去る3月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第16号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第17号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） これは、特別養護老人ホームの須坂荘が財産処分されるということではあるのですが、これは広域連合で行っている当町にあるはにしな寮については、どのような対応になるのでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） 今回、長野広域連合規約の変更ということで、特別養護老人ホーム須坂荘の社会法人への移管ということでございますけれども、現在、長野広域連合におきましては養護老人ホームを2か所、特別養護老人ホーム、この須坂荘を含めて6か所、それと、そのほかにデイサービスセンター、先ほども議案にございましたけれども、デイサービスセンターを3か所、在宅介護支援センターを1か所運営しているということでございます。

これにつきましては、介護保険の創設当時、なかなかサービス提供基盤が整わなかったということで、公的な施設として運営をしてきたところでありまして、介護保険制度、時間の経過とともに長野広域管内でも民間によるサービスの提供基盤がかなり整ってきたということで、平成20年、前の話になりますけれども、平成20年の2月に長野広域連合で高齢者福祉施設等の第1次社会福祉法人化推進計画というものが策定され、それに沿って進めてきた、条件の整っ

た施設について移管をするものと承知をしておりますので、現状においてははにしな寮がこれとともに移管をするといったようなことはないということで承知しているところでございます。

議長（西沢さん） ほかに。

14番（大森君） はにしな寮は除かれた理由については何でしょうか。

それから、将来ずっとこのはにしな寮は広域連合がやっていくということなんですか。その辺についてどうでしょう。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどもご説明したところでありますけれども、広域連合で運営をしております高齢者福祉施設と、基本的には社会福祉法人化をしていくということになってございます。ただし、これについては当然相手方がある話になりますので、条件が整わなければという注釈がつきます。

従いまして、はにしな寮が全くここから外れているということではございませんで、当然その中の施設としては含まれているということでご承知をいただければと思います。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第4「議案第18号 長野市及び坂城町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第19号 坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） これは新しく次の選挙から実施されることになると思うんですが、これまで、その選挙に係る最高額はいくらですというのは指示出ますよね。それについては記載がないんですが、それは公費でやるから、自費は全く出せないという意味なんですか。規制されるということなんですか。

それから、チラシの作成についても当然、被保険者数になるのか、戸数になるのか、その枚数についてもどう扱っていくのかという点についてであります。

また、燃料等も支給されるということなんですが、この燃料についても契約するガソリンスタンドと、また、金額が違ったりすると思います。そういう点についてのそれぞれの候補者の関係で、公費で負担するということは、その辺のところは差がつくという点についての公平性ではどうなのか。これについてどのようなお考えでしょうか。

総務係長（瀬下君） ご質問にお答えいたします。

まず、最高額につきましては、これまでどおりと、選挙運動用の費用の最高額につきましては、

変わらず決まったとおりの金額で制限があるといった形となります。

また、枚数につきましても、こちらも法定どおりの枚数の上限枚数まで作成できるといったところで、公費の負担を行うところでございます。

また、燃料の、会社ごとに燃料が違う場合の公平性といった質問でございますけれども、あくまでも公費で負担する上限額を決めさせていただいておりますので、その範囲内でありましたらどちらの会社を使われて、仮に単価が違った場合につきましても、そちらの上限までにつきましては使っていただいて結構といったところで、公平性は保たれているものと考えております。

14番（大森君） 選挙カーというか、候補者カーがいろんな設備をして運行するわけですが、この設備はどのような範囲でしょう。

総務係長（瀬下君） 質問にお答えいたします。

自動車につきましては、あくまでも使う自動車に対する費用と、あと、ドライバー、それから、燃料についての費用の公費負担という形で、取り付ける設備につきましては対象の範囲外といった形になります。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 先ほどのチラシの件で法定というふうにおっしゃいましたが、例えば当町の場合は何枚までなのでしょう。

総務係長（瀬下君） 質問にお答えいたします。

ビラの頒布につきましては、町長選につきましては5千枚、それから、町議選につきましては1,600枚といった形で法定で決まっておりますので、その枚数となります。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

7番（栗田君） 私のほうにきている条例の趣旨というところで、第2条の一番最後のほうになりますけれども、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項の規定により、町に帰属することとならない場合に限るということは、供託物が取り上げられちゃうというか、そのまんまな場合には、今までかかった公費でいけるはずだと思い込んでやっていた人が、実は公費が出ないで自前であるっていう、そういうことなのでしょう。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

総務係長（瀬下君） 質問にお答えいたします。

今、議員さんおっしゃられましたとおり、供託物を没収されてしまった場合につきましては、運動費用につきましても公費負担とならないといったこととなります。

7番（栗田君） 供託物というのは、供託金も入るのでしょうか。

総務係長（瀬下君） いわゆる供託金といった形です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） お尋ねいたします。

大まかに介護保険に係る条例等は、虐待防止等のが結構重要な点かなと、改正だなというふう
に思うんですが、ちょっとお尋ねしたいのが、これはページ数がないんですけど、虐待防止の項
目で、第40条の第3項と4項、「オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない
」ということ、このただし書のところで、「職務又は利用者以外の者からの通報を受ける業務
に従事することができる」という、その担当者は代わってもいいということだったか、この点の
一応説明と。

それから、4項の「当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかか
わらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる」ということで、代理がで
きると……

議長（西沢さん） すみません。大森議員、ちょっと場所をもう一度よく説明してください。

14番（大森君） ページがありません。だから……

議長（西沢さん） 40条の……

14番（大森君） 何枚目。

議長（西沢さん） 2枚目になる。（「何枚目」の声あり）3ページ目の40条の3のただし
書……

14番（大森君） 1、2、3、4、4ページ、5ページ目。5ページ右側。項目3、真ん中ちょ
っと上のところ。（「3項、オペレーターですね」の声あり）はい、オペレーターです。

だから、これで「ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所
の……」これちょっと長いので、中を読んでみると時間がかかりますので、こういう利用者以
外の者からの通報を受ける業務に従事することができるということになっています。

4項においては、オペレーター担当者以外の職員であっても入所者の処遇に支障がない場合は、
ほかの人ができると、その職員ができるというふうになって、その施設について説明がずっと
12項目まであるんですが、これについて、入所者等の処遇に支障がない場合というのの一体、
これは誰がチェックすることでしょうか。

それは、その場の職員の体制の中で、それぞれの施設が判断すればいいということではい
いんでしょうか。

それと、次、ここのページから1、2、3、4、4枚目、さっきのページから4枚目の右側で
す。4枚目の右になるんですが、上に2、「前項本文の規定にかかわらず」とあるページです。
この下のほうなんですが、真ん中に「ただし、当該指定認知症対応型共同生活等々」とずっとあ
るんですが、その下の9のところ。（「第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認

知症対応型共同生活介護事業所」、これについて、下のほうに「介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる」ということになれば、介護支援専門員がいなくてもいいということになると思うんですが、このように規制を緩和していいものかどうか、これについてどうお考えか。

それから、次の1、2、3、3ページ、次です。一番上に「行わなければならない」とあります、左側のページで。それと、真ん中の下の、真ん中あたりです。第180条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を、「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」というふうにして、ただし書として「ただし、15人にするには21.3平方メートル以上にしなきゃいけない」とただしがあるわけですが、これは病状的なものもあると思いますので、やっぱりこれは超えることもあると、大分人数的には広げた形になっていると思うんですが、そういうところでの虐待防止の点について管理するということになるのかなと思うんですが、それについてお尋ねをいたします。

議長（西沢さん） すみません。ちょっと今、質問の意味が本当に広いので、ここでちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時46分～再開 午後 3時05分)

福祉健康課長（伊達君） お時間を頂戴して申し訳ありませんでした。

ご質問に順次お答えしてまいります。

まず初めに、オペレーターの関係でございますけれども、こちらについては、虐待の防止ということではございませんで、虐待の防止については、これは第40条のことを言っておりますけれども、ここについては第47条の規定になります。この規定につきましては、今回の省令の改正によって、オペレーターの配置基準の緩和という一環になってまいります。

その中で、施設職員等をオペレーターとして充てることはできるといったような規定になっておりますけれども、基本的にこれは、人員ですとか、そういったものの基準を定める条例になりますので、もともと届出いただいている人員に変更のある場合、あるいは当たる業務に変更がある場合については、変更の届けをいただくという形になってまいります。

続きまして、4ページ後ろのページになりますでしょうか。認知症対応型共同生活介護事業所の関係になってまいります。

ここで「計画作成担当者に代えて、厚生労働大臣が定める別の研修を修了している者を置くことができる」という規定でございますけれども、計画作成担当者、基本的には介護支援専門員ということで、ケアマネさんになるわけですが、それに代えてということでもありますけれども、こちらについては認知症対応型の実務2年以上の経験を有する方で、認知症介護の実践者研修という研修がございます。

長野県においては年6回実施をしているということでもありますけれども、その研修を受けた方

であれば、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて置くことができるという規定がなされたものというところでございます。

それともう1点、第180条の関係になります。こちらは、地域密着型の特別養護老人ホームのことを言うてでございます。基本的にユニット型として運営をしておりますので、例えば町内にある地域密着ですと10人・10人・9人でそれぞれユニットになっておりますけれども、そのユニットについて緩和がされるということで、人数規定10人以下というものが15人を超えないところまでできるということでもあります。

それと、もう1点、居室の床面積についてでありますけれども、こちらについては、現行も実は規定がございます。これと全く同じ規定になっておりますけれども、それともう1点規定がございます。これはユニットに属さない居室の改修について規定されていたものでありますけれども、これについては今回削除をして、当該(ウ)として書いてある規定のみとするという改正になるというところでございます。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第7「議案第21号 坂城町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第8「議案第22号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第9「議案第23号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議長(西沢さん) これより質疑に入ります。

14番(大森君) 1点お尋ねします。

これは税率の改正であるわけですが、上限の限度額、3つの項目、合計額が63万円という限度額があります。低所得者に対しては税率が上がってきているという状況の中で、限度額は全く変動ないということからいけば、負担比率は、この限度額以上の所得の方は負担率は小さくなっている。これについての改正はどうしてないのでしょうか。

福祉健康課長(伊達君) 国民健康保険税の関係で限度額についてのお尋ねでございますけれども、まず、限度額につきましては、今63万円という議員さんのほうからございましたけれども、63万円については、これは医療分ということになります。そのほか後期高齢者支援金分、それと、介護保険分ということで、それぞれ19万、17万という限度額が定められております。

この限度額につきましては、町の国民健康保険税条例というよりも、地方税法で定められておまして、それを超えない形で町としてもそれに準じて定めているというところでございますの

で、今回、地方税法の改正はございませんので、町の限度額についても変更はしていかないというところでございます。

それと、もう1点加えさせていただきますと、今回の税率改正にあたりまして、一番配慮した部分としましては、特に所得の低い層についてはなるべく上げないと、税率としては上がりますけれども、結果として上げないような形の設定をさせていただいたということでございまして、試算でいきますと100万円未満の世帯については、改定前と比べても負担の試算としては上がらないという形をお願いをしたいということでございます。

14番（大森君） そうしますと、地方税法が変わらなければ当然限度額はこのままでいくということになるわけですね。

あとは、町の国保会計が厳しいからといってどんどん上げていくということになれば、63万の上限の方はいつまでもそれで納付するということになって、この差はどんどんと縮まるじゃないですか。ここのところは税の公平性と累進課税という点から見ても、これは限度額を同じように、それに比率に基づいて上げていくべきだというふうに考えますが、これについてはちょっと承知できません。

当然、介護分と支援分、これについても当然あるわけです。だから、この限度額を超えている世帯は全く負担は変わらないので、何年も何年もいくというわけでしょ、それ以上超した所得の方は。全く負担は、その方々は変わっていないということじゃないですか。

このことをやっぱりきちっと検討をして、税率を上げるに対してはそれが必要であれば上げざるを得ないけれども、ぜひ、これは一般会計からも繰入れして、負担を軽減させていくということが必要だと思いますが、そのお考えをお尋ねします。

福祉健康課長（伊達君） 限度額につきましては、先ほどもお話したとおり、これは地方税法、法律の関係になりますので、町がその範囲を超えて設定をするということにはならないということでございます。

限度額については、法律のほうでも随時これは引き上げが行われているということでございますので、町としましてはそれに沿って限度額については見直しをしてみたいということでございます。これについては、今後についても同じ考え方になるかと思えます。

それと、今、一般会計からの繰入れ、繰出しのお話が出ましたけれども、これは、今の国保の県の運営方針の中でもそうですし、国の指針としてもそうでありましてけれども、基本的に赤字を補填するようなもの、あるいは保険税を引き下げるような補填というようなものは原則として禁じられている、原則といいますか、基本的にはしないでくれということになっておりますので、これについても責任ある保険者としてそういう対応をしてみたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 一般会計繰入れはまだやっているところがあるし、ただ、強化されている、ある

いは厚労省もやめるようにということになってはいますが、ただ、それは指示だけで、法律上は全くまだそれはないですよ。

ですから、この被保険者の負担を軽減するためにはどうしても必要じゃないですか。最高額はそのままに置いておいて、あと、納付する側はどんどん税率は上がってくるという、この格差をやっぱり縮めていくといいますか、納付する側の軽減を政策的にやるべきだと考えます。できれば町長のご見解をいただければと思います。

町長（山村君） また補足的なことを担当課長から答えますけども、このような点を大森委員長のもとで議論していただいたんじゃないかと思っております。答申はいただいて、私はそのとおりに議会に上程したわけですから、この場であまり言われるのはいかなものかと思っております。ただ、ご意見は承ります。

福祉健康課長（伊達君） 一般会計からの繰入れのお話でございますけれども、先ほど来申し上げている部分と重なる部分がございますけれども、そもそもこれは特別会計という中で運営している事業でございます。特別会計については、その用に供するために、そのためのだけのために負担をいただいているというもので、基本的な考え方としては独立採算ということになってまいろうかと思っております。

それと、一般会計からの繰入れ、国保側にとっては負担が少なくなるということでももちろんいいんでしょうけれども、一般会計側、要は国保の加入者以外の方についても、これは承知をしていただかなければいけないと考えております。

それと、そういったことに鑑みまして、特に所得の低い方については、法律上、当町もやっておりますけれども、7割・5割・2割の平等割・均等割の軽減の公費負担といったような制度もございますので、そういった中で対応をしているということでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第10「議案第24号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第25号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第26号 坂城町第6次長期総合計画基本構想について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

12番（塩野入君） これは素案から説明会、意見公募などを経てきているわけですがけれども、素案の段階で私も見さしていただいておりますけれども、その説明会、意見公募などを経て修正した

部分というのはありますでしょうか、それをお聞きをします。

それから、この説明会を行っておりますけど、その辺の参加状況、それから、その説明会はどんな内容、多分、恐らく要約版か何かで進行したのかどうか、その辺の進行状況と、それから、説明会をどのように評価しているか。

以上、お聞きをいたします。

企画調整係長（宮下君） ただいまご質問いただきました素案からの修正箇所及び説明会についてのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、素案からの修正箇所につきまして、基本計画の各ページに記載のある指標、目標値などについて、数値の確定がなされたために記載したもの、そのほか表現の仕方ですとか、分担や送り仮名、字句などの修正、そういったところをしたものがございます。いずれも表現等の修正ということでありまして、計画の方向性を変えるものではございません。

また、12月15日火曜日に文化センター大会議室におきまして開催した説明会には、午後3時から部に6名、午後6時半から部に2名の方にご出席をいただきました。

内容といたしましては、第6次長期総合計画の素案について、国土利用計画の素案について、人口ビジョン及び第2期総合戦略の素案について、それぞれ概要をご説明させていただくとともに、SDGsの推進についてのご説明もさせていただいたところでございます。

この説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などがある中で、開催自体ができるかどうか慎重に検討をいたしまして、なるべく広い会場で実施できるよう配慮をいたしまして、対策を講じる中で開催をいたしましたが、年末年始に向けて再び新型コロナウイルス感染症が拡大している状況の中、また、当日、雪が降るなどの悪天候もありまして、参加者が少なかったことについてはやむを得ないものと捉えているところでございますが、直接お話をさせていただける場が持てたことはよかったと感じているところでございます。

12番（塩野入君） 素案についての意見公募結果、その対応が公表されているわけでありまして。計画素案に対する意見がこの公表の中で6件提出されていますが、その産業分野でブナの森を造るというのと、教育分野でスケートボードパークの設置という、この2つの意見が検討という対応について、そういうことが出ているんですが、その辺、これらは計画を進めていく上でどのように受け入れて対処、ほかのは進めていくとか、図るとかとなっておるんですが、この2つの検討という形で対応の意見が出ているんですが、その辺の扱いについてお聞きをいたします。

企画調整係長（宮下君） ただいまご質問いただきました素案に対する意見公募でのブナの森を造る及びスケートボードパークの設置に対する意見への対応の質問についてお答えいたします。

まず、保水力の高いブナの森をとのご意見をいただいたということについてですが、こちら本計画においても森林の水源涵養機能の重要性には触れまして、森林保全について植樹などが位置づけられている中で、より町の特性に合った対応を検討する中で、ブナという樹種についても

検討をさせていただければと考えているところでございます。

また、子どもから大人まで楽しめるスポーツの場としてのスケートボードパークの設置とのいただいたご意見ですが、本計画においてもスポーツ施設環境の充実を図ることとしておりまして、今後、公園やスポーツ施設の整備や改修の検討をする際に、全体のニーズも踏まえる中で、設置要望をいただいている施設の一つとして検討をさせていただければと考えているところでございます。

12番（塩野入君） この基本構想と基本計画、前期計画、これは示されておりますので、わかります。それで、これは毎年ローリングをしていく実施計画、これがちょっと見えないんですが、これ、令和3年度から3か年の実施計画が出るんですが、これはいつごろ提示されるんでしょうか、お聞きをします。

企画調整係長（宮下君） 今回、実施計画のいつごろ示されるのかということでございますけれども、実施計画につきましては、来年度から3か年の具体的な事業の規模や時期を示すものでございます。

今議会においては、その基となる計画の基本構想をお諮りしておりまして、また、来年度事業に係る当初予算についてもお諮りしているところでございます。

これらをご審議いただき、決定した後に長期総合計画の製本に着手をしまいたしますので、それらが整い次第、長期総合計画と併せて公表をしまいたいと考えております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 1点だけお尋ねいたします。

基本構想ですので、具体的な実施計画等になってくるかもしれませんが、非核宣言の町として、この平和の扱いはどのように扱われているんでしょうか。

企画調整係長（宮下君） ただいま非核宣言の町としての平和という部分についてということですが、こちらにつきましては、長期総合計画の中において、基本計画の中において、生涯学習の推進などを進めていく中では、学びを通じたSDGsの推進などというところがございませぬ。

SDGsの推進という中には、世界平和であったりですとか、ジェンダー平等であるですとか、非常に様々な広い分野にわたって進めていくというところがございませぬ。

そういった学びの中において、人権、ジェンダー平等、また、平和、多様性への理解の促進ですとか、そういったところを進めていきたいということで続けさせていただいております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第27号 町道路線の認定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第28号 町道路線の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） ここで、換気のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時32分～再開 午後 3時42分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

◎日程第15「議案第29号 令和3年度坂城町一般会計予算について」

議長（西沢さん） 直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しましては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。

14番（大森君） 歳入2点についてお尋ねします。

一つは、21ページ、款20諸収入で、項3貸付金元利収入、説明001、同和地区新築資金等貸付金元利収入で12万円が計上されております。そもそもこれ支払っていただくのに12万円が結構ですという意味なんですか。これから徴収していくということになれば、数字的には出せないと思うんですが、本当は1とか10とかが乗っかると思うんですけど、これはそもそも12万で結構ですという意味なんですか。

次に、24ページ、款21町債、項1町債、2の土木債、説明のところ、地域鉄道等対策事業ということで、しなの鉄道だと思うんですが、これについてはどのような事業に充てられるのか、また、しなの鉄道がどんな事業をされるのか、ご説明をお願いします。

以上です。

企画政策課長（臼井君） 同和新築資金貸付金の元利収入といった部分のご質問でございます。

予算計上額といたしましては12万円ということで、これは決して12万円納めていただければいいということではないわけでございます。実際、今年度も現段階では28万円、お二人の方から納付をいただいているという状況がある中で、さらに徴収に努めてまいりたいというふうに考えております。

建設課長（大井君） 24ページの地域鉄道対策事業の起債についてでございますけれども、こちらについては、しなの鉄道の車両更新に係る経費について起債で対応をしまっているものでござ

います。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 同和資金の件ですけども、これは、ほかの項目からいけば大体1千円が計上されているわけですね、確定していないという点については。ほかのところの項目を見ても「1」って入っているのは結構あると思うんです。

やはり、前年度が28万円ですか、前年度はこれ以上が出ているわけだから、もしそうであれば、この額が乗っかるべきだと思うんですが、それはちょっとおかしい話だと思います。これについてもう一度説明願います。

また、土木債の件の地域鉄道ですが、車両の購入ということですが、新車両なのか、それともユーズドカーって言うのか、ほかからの譲り受けた車両になるのか、その辺はどんなふうでしょう。

企画政策課長（臼井君） 12万円の予算額の計上という部分で、先ほどと繰り返しになりますが、現在のところ、今年度につきまして28万円の納付をいただいたということでありまして、これまでの徴収実績等も含めて12万円を計上したという状況でございます。決して、これで徴収しないということではなくて、引き続き努力をしていくということでございます。

建設課長（大井君） 24ページの町債の一般事業債のしなの鉄道に係る部分でございますけれども、令和3年度のしなの鉄道の車両の更新の予定は、一般車両、いわゆる新車でございますけれども、一般車両2両編成を3編成、合計6台の購入でございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。歳入についてありませんか。よろしいでしょうか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

2番（小宮山君） ページは88ページです。款6農業水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金のことなんですが、説明の上から4番目の新規就農者支援補助金84万円のことについてお尋ねします。

その上のところで農業次世代人材投資資金という支援金があって、さらに、この新規就農者支援補助金というのが、どんなふうに、どういうことに使われるんでしょうか。

商工農林課長（竹内君） 88ページの農業振興費のご質問にお答えをいたします。

まず、新規就農者支援事業でございますけれども、こちらにつきましては、就農5年以内の新規就農者に対しまして、住居の補助、要は賃貸している場合です。そういった賃貸料の補助ということで、その金額の2分の1、また、月額2万円を限度に支出している。また、営農上必要な農機具の購入費の助成を行っているものでございます。

一方の農業次世代人材投資資金の関係でございますけれども、こちらにつきましては、経営基

盤が脆弱な新規就農者、45歳未満の方の経営を支援するために、5年間にわたり年額150万円以内を交付していくというもので、営農に係る部分ということでございます。

2番（小宮山君） 関連なんですけど、農業次世代人材投資資金というのは、49歳以下の方が対象だと聞いています。それに対して、今の新規就農者支援補助金というのは、これは年齢制限はないんでしょうかということがひとつお聞きします。

それと、大体何人の新規就農者、農業次世代人材投資資金に関してですけど、何人の新規就農者を想定してこの金額が決まっているのでしょうか。何人というか、何世帯かもしれないけど。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

まず、農業次世代人材投資資金につきましては、45歳未満ということでございます。こちらについてはそういう制限がございますけれども、新規就農者支援事業につきましては、新規に就農された方、特に年齢制限はしてございません。

あと、想定する人数でございますけれども、現在のところ新規就農の支援事業につきましては、4名を想定をしております。

また、農業次世代人材投資資金の関係につきましては、これは5年間という形の中で、令和3年度については5人を予定しているところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

11番（吉川さん） 3点についてお願いいたします。

まず、40ページ、款2総務費、項1総務管理費、目13消費生活費、説明の18043なんですけれど、昨年11月1日から始まりました特殊詐欺防止装置取付費補助金が来年度20万盛られております。これについて、これまでの申請状況と、また、当町での被害状況があったのかどうか、この点についてお願いします。

それから、63ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育園総務費、ここに保育士の給料、また、非常勤職員の報酬等が盛られております。今回、正規は何名で、また、新規採用は何名を予定されているのでしょうか。

それと、140ページ、款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、説明の13037にAEDの賃借料が33万8千円、今回初めて盛られておりますが、この内容についてお願いいたします。

以上です。

住民環境課長（関君） 40ページの特殊詐欺防止装置取付費補助のご質問をいただきました。ご案内のとおり、10月からこの制度を開始しまして、当初、20件分で10万円ということで予算化させていただいたものです。先般、専決にて増額の補正をさせていただきまして、現在のところ23件で11万円となっております。令和3年度につきましては40件分で20万ということでございます。

また、町内の特殊詐欺の状況ということでございますが、令和2年中の被害の認知件数ということですが、ございませんでした。

以上です。

子ども支援室長（鳴海さん） 質問にお答えいたします。

63ページ、保育園一般経費でございますけれども、こちらに計上させていただきました保育士の正規職員の数でございますが、22名でございます。新規の方はまだ確定はしておりませんので、含まれておりません。

教育文化課長（堀内君） 140ページ、款10教育費の体育施設整備事業につきまして、13037、AED賃借料でございます。こちらにつきましては、学校施設の開放に伴います社会体育活動のときに、万が一に備えまして小学校体育館入口にAED機器を設置するため、AED3台のリース料を計上したものでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

11番（吉川さん） ただいまありがとうございます。まず、先ほどの特殊詐欺の件ですが、23件ということで、かなりの利用状況だと思います。

それで、1点お伺いしたいんですが、ホームページ、また、広報等でこれについては繰り返し広報をされているかと思うんですが、一番利用される高齢者の目に届く広報について、今後どのようなPRを予定されているでしょうか、来年度に向けて。

それと、保育園ですけれども、現在まだ予定の保育士についてはわかりませんが、各保育園の要支援の児童、支援を要する児童については各園どの程度いらっしゃるかということと、あと、その児童についての保育士は何名を充てる予定でいらっしゃるのでしょうか。

それから、AEDですけれども、これ以前からお願いしていた本当に夕方からのバレーとか、いろいろご利用いただいている方の利用に設置をしていただくということで、大変ありがたいと思います。ありがとうございます。

この設置ですが、今現在は、坂城小学校、事務室だったと思うんですが、全部、坂城中学校と同じ屋外に設置するものという理解でよろしいですね。ということも1点と。

それから、AEDの設置箇所について要望ですが、ふるさと歴史館についてなかったと思うんですが、ここへの設置についてはお考えをちょっとお聞かせいただきたいんですが。その点についてお願いいたします。

住民環境課長（関君） 先ほどの特殊詐欺防止装置取付費補助の関係でございますが、当町におきまして、例えば千曲警察署管内で全町事案等が発生した場合につきましては、宅内の屋内スピーカーで、こんな事案のものが全町としてあったということを広報する中で、この取付費補助のご案内もさせていただいております。

また、広報さかきとか、そういったものにつきましては、その時々に応じて継続してPRして

いきたいと思っております。

以上です。

子ども支援室長（鳴海さん） 質問にお答えいたします。

来年度、令和3年度の保育園でございますけれども、支援を必要としている子どもの数でございますが、44名でございます。それに対しまして、加配で入っていただく職員でございますが、この加配人数につきましては、1日入っていただく先生、また、時間で入っていただく先生と、子どもの状態によって違うんですけれども、人数、職員の数が18名でございます。

教育文化課長（堀内君） AEDの設置箇所につきましては、新規体育館の屋外の入り口に設置を予定しております。

また、ふるさと歴史館には、現在、AEDが設置されておられません。現在のところ、鉄の展示館にあるAEDをいざというときには利用するという事になっておりますけれども、今後また整備に向けて検討をしてみたいと考えております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

6番（大日向君） 1点お願いします。43ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカードの交付の枚数について、現在どのようになっているかをお願いします。

住民環境課長（関君） 43ページの戸籍住民基本台帳一般経費の関連で、マイナンバーカードの現在の交付状況というご質問をいただきました。

現在、2月末現在のマイナンバーカードの交付率でございますが、21.03%となっております。今年度当初が10.29%でありましたので、現段階、11か月間ということになりますけれど、10.74%の増という状況となっております。

以上です。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

7番（栗田君） 3点お聞きしたいと思えます。

今、ページ数の若いほうから33ページ、款2、項1、目6の湯さん館リニューアルについて、湯さん館のリニューアルをなさるといことなんですけれども、どのようなリニューアルをするのかということ、それと、プロポーザルの謝礼というのが決まっていますけれども、これでプロポーザルが一応出てくるんでしょうけれども、その下に設計管理委託というのが既に700万出ておるんですけど、それとの関係は、プロポーザルが出る前に既に設計のが決まるということはないと思うので、ちょっとこれどういう関係になっているのか。それだけ教えてください。

それから、次は35ページ、款2、項1、目6のスマートタウン構想です。

これは、スマートタウンという町構想、結局は補助金、設備設置の補助金の600万抜いちゃうと89万5千円しか残らないんですよ。そのうちの70万円が調査等委託ということになっ

ていますけど、いかなる調査を委託するのかをお聞きしたい。

最後に、84ページ、款5、項1、目1移住定住支援事業177万円が計上されていますけれども、これのうちの委託が150万円委託ということになっています。そうすると残りが27万円で、それで一体何ができるんだろうかという気持ちはありますけど、その150万円の委託によって、いかなるものを委託するのか、それをお聞きしたいと思います。

企画調整係長（宮下君） 33ページからの温泉管理事業で、34ページのところに記載のございますプロポーザル謝礼、それと、設計管理委託というところに関して、湯さん館のリニューアルの内容ということでございます。

オープンから20年が、湯さん館は令和4年で20年を迎えます。そうした20年が経過する中で、設備の老朽化が進んでいる箇所についての更新及び来館者の方に気持ちよくご利用いただくための改修を行いたいと考えております。具体的には、令和3年度中に検討を進めまして、プロポーザルによる設計業者の選定を行い、内容を決定していきたいと考えております。

そこに当たりまして、このプロポーザルの謝礼というものの計上と設計監理委託が既に700万円と入っていることについてということでございますが、こちらプロポーザルを行って設計業者の選定を行って、その後には設計の委託、設計を令和3年中に行いたいと考えているところですが、これまで過去の、10年前の平成24年のリニューアルのときの工事、それと、そのときの設計管理でかかった経費、また、今現在の基金の積み立てで行っている中で考えて、最大としてこのぐらいというところを今計上しているところでございます。

それと、あと続きまして、35ページのスマートタウン構想事業に関しまして、こちらのスマートタウン調査等委託事業の内容はということでございますが、スマートタウン構想を推進するために、専門的な知識を有する業者にコンサルティングを委託するものでございます。

主な内容といたしましては、国の支援が技術に関する情報提供や、それらを活用して町で事業化が可能かどうか、などについて調査検討を依頼するものでございます。

商工農林課長（竹内君） 84ページの移住・定住就職支援事業の関係で、定住促進委託についてということでお答えをしたいと思います。

この事業につきましては、町外からの移住定住を促進するため、町内企業への就職支援や町内在住、また、在勤の社会人の交流の場を設けるということで実施をしていく予定でございまして、委託の事業の内容としましては、町内企業を対象とした人材確保に関するアンケートを通じまして、町内企業の人材確保に関する実態の把握、それから、社会人交流といたしまして、町内在住、また、在勤の社会人を対象とした交流事業を実施し、男女の出会い、交際の契機を提供していくということで委託をしていく予定でございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

8番（玉川君） 予算書の59ページ、款3衛生費、項1社会福祉費、目7高齢者対策費、節の

19 扶助費、19001 の入所措置費 2,360 万とありますが、これの説明をお願いします。

続きまして、67 ページの款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 6 坂城保育園費、節 14 の工事請負費、14001 の園舎施設工事 210 万 1 千円、これの予定している工事内容について説明をお願いします。

それと、119 ページ、款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 の事務局費、節 1 報酬、011006 の教員住宅管理事業で 20 万 3 千円、これのところで、築年数と家賃、入居率、それと、Wi-Fi、冷暖房などの設備の内容について説明をお願いします。

次ですが、113 ページの款 9 消防費、項 1 の消防費、目 2 の消防非常備消防費、節 11 の役務費、11022 の防火防災訓練災害補償掛金 1 万 4 千円ですが、これの補償の対象と補償の内容についての説明をお願いします。

次に、115 ページの款 9 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費、節 14 の工事請負費の 14002、消防施設工事 270 万円。それと、同じところで節 17 の備品購入費、17005、消防ポンプ自動車、これ、第 9 分団に入るようですが、これ 3 千万円、これについての説明。それと、節 18 の負担金補助及び交付金で 18022、消火栓工事負担金 600 万円、これについての説明もお願いいたします。

以上です。

福祉健康課長（伊達君） 予算書 59 ページの民生費、項 1 社会福祉費、目 7 高齢者対策費の中の入所措置費の説明をということでございます。そもそもの説明ということになるのでしょうか、一応ご説明いたしますけれども、入所措置費につきましては、いわゆる特別養護老人ホームですとか、そういった介護保険サービスを目的として、利用者と事業所が契約して入所するというものとは全く異なりまして、経済的な状況ですとか家庭環境、生活環境に照らして、在宅での生活が困難な 65 歳以上の高齢者が、市町村の決定によって措置として養護老人ホームに入所した場合に、その施設での人件費、あるいは入所者の生活費等について措置を実施した、決定した市町村が施設に支払うものということになります。

この施設に対する支払い、支弁する費用につきましては、それぞれ施設の所在市町村が措置に要する費用の支弁に関する要綱などを設けて決められておまして、入所者の人数に応じて支払っていくという内容でございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 67 ページ、坂城保育園一般経費のうちの 14001、園舎施設工事の 210 万 1 千円の内容でございますが、こちらにつきましては、坂城保育園の 1 歳児と 2 歳児のそれぞれの保育室に設置されております空調設備、エアコンの取替工事を予定しております。

教育文化課長（堀内君） 119 ページ、款 10 教育費、項 1 教育総務費、教員住宅管理事業につきましてお答えいたします。

現在、7 戸の教員住宅を管理しておまして、南条地区山金井教員住宅、こちらが築 30 年、

家賃が月額1万6,300円、入居率、2戸ございまして、そのうちの1戸入居しております。入居率50%。

坂城地区南日名教員住宅、築34年、月1万3千円、3戸あるうちの1戸は移住体験ハウスとして活用しております。合わせまして3戸ございまして、3戸中2戸が入居してございまして、入居率66.6%。

村上地区上平教員住宅、築42年、月1万円、1戸あるうち1戸入居しておりますので、100%ということでございます。

あと、坂城地区中川原、築58年、月1万4千円、こちらは入居はございません。

また、通信設備、空調設備等におきましては、利用者においてご用意いただくことになっております。

住民環境課長（関君） 113ページの防火防災訓練災害補償掛金の内容でございますが、この補償対象につきましては、町、または消防機関が主催した防災訓練、これがまず一つ。

それから、地域内の自主防災会等が自主的に防災訓練等を実施したとき、これは町への届出が必要になるという条件があるんですが、そういったものに対して、その訓練の際に仮におけがをされたりだとか、そういった人たちに対する補償の保険となっております。

掛金につきましては、人口に応じてということになりまして、当町の場合1万4千円という形になっております。

それと、補償の内容ですけれど、例えば、事故によってお亡くなりになってしまった場合、そういったことにつきましては5千万円を上限とする。また、入院につきましては1日当たり3,500円を上限とするという形で補償の内容となっております。

次に、115ページの14002、消防施設費270万円のご質問をいただきました。これにつきましては、防火水槽の修繕、それから、消防用のホース乾燥塔、こういったものを整備していきたいというふうに考えておるものでございます。

続きまして、17005の消防ポンプ自動車の関係でございます。先ほど議員さんのほうからお話しありました第9分団のポンプ自動車の更新を予定しております。第9分団につきましては、平成10年に導入して以来23年を経過して、老朽化していて、4つの自動車分団があるんですが、その中で一番古い車ということもありまして、今回更新をしたいということで考えております。

続きまして、18022の消火栓工事負担金の関係でございますが、消火栓の工事につきましては、町が県水道管理事務所、そこに工事発注を依頼して、水道管理事務所のほうで工事を実施します。そこで精算をするという形になっておりますので、負担金という形になっております。令和3年度は、老朽化の状態を調査する中で、修繕または更新をしていきたいというふうに考えております。

8番（玉川君） ご説明いただきましたけれども、第9分団の消防ポンプ自動車が入る予定はいつごろになるのでしょうか、そこだけお願いします。

住民環境課長（関君） ポンプ自動車の入る予定ということでございますが、ポンプ自動車につきましては、入札後に自動車の備品等を整備していくんですが、その期間が約9か月ぐらいかかるというふうに言われております。ですので、早ければ年内という形になりますが、早急に入れられるように準備を進めていきたいと思っています。

以上です。

商工農林課長（竹内君） 貴重な時間をいただきまして申し訳ございません。先ほど小宮山議員さんの質問の中で、農業次世代人材投資資金の関係、45歳未満と申し上げましたけれども、49歳未満ということで訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

12番（塩野入君） 64ページであります。款3民生費、項2児童福祉費、目3保健総務費の10071、賄材料費について、これ、3年度から町内在住の3歳児以上の保育園児全員の副食費を無料とすると、こういう施策が行われて、その実費納入品の費用を約620万円、これが今度は町負担ということになるんですが、その単価とか人員、その辺の算出の根拠をお願いをしたいと思います。

それから、113ページ、款9項1消防費、目2非常備消防費、節12委託料の12001、地域防災計画策定について、現在、国・県計画のまとめや町計画の洗い出し作業をしていると、こういうことではありますが、まず、具体的にどんな作業をされているのか。

それから、災害基本法が今年改正になるということですが、それを待つということになりますので、それはいつごろになるわけでしょうか、お聞きをします。

それから、121ページになります。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、14001、空調設備整備工事についてですが、これは理科室のある特別教室の整備を行うということではありますが、1億9千万円という多額な費用ですが、これは各小中学校それぞれの特別教室の数と、それから、それと何台入るのかをお聞きをします。

同じく121ページの12002、情報通信機器等保守のその内容もお聞きをします。

以上です。

子ども支援室長（鳴海さん） ご質問にお答えいたします。

64ページの保育園一般経費、賄材料費につきまして、3歳以上の副食費無料に伴いまして、副食費納入金町負担が620万円増額するという算出根拠についてでございますけれども、副食費を徴収する3歳以上児につきましては、212人が対象であります。

このうち、現在、国制度の免除者、ほかに、これまで町独自で軽減を対象と国制度の免除対象者を212人が差引きいたしますと、新たに無償化の対象となる子どもの数が123名でございます。

ます。123名の子ども1人あたりに月額4,200円の副食費を12か月額で算出いたしております。

住民環境課長（関君） 113ページの非常備消防一般経費の中の地域防災計画の策定についてでございますが、令和2年度、今年度の地域防災計画の見直し業務につきましては、先ほどご質問のとおり、国及び県の計画に対応した町の計画の修正検討の洗い出し作業ということで、具体的な話でございますが、例えば、風水害対策編の基本方針とか、そういったところに「自らの命は自らが守る意識の徹底」というものを字句として追加を、このところで追加が必要ですか、同じく主な取り組みというものの中には、「大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保」の追加が必要とか、計画それぞれのところに字句がそれぞれ書いてあるんですが、そのところに、県の計画ではこういったことが記載されているけど、町の計画では記載がされていないとか、そういったところの洗い出しを現在進めているというところでございます。

それから、先ほどの災害対策基本法の関係でございますが、避難勧告・避難指示の一本化、これが災害対策基本法の一部改正、これが法律案となっておりますが、今月の5日に閣議決定をされております。ですので、中身を見ますと、運用につきましては、今年度の梅雨どき、出水期から開始したいということで、政府としては今国会で成立を目指しているというふうに話を聞いております。

教育文化課長（堀内君） 121ページ、小中学校空調設備整備事業についてお答えいたします。

こちら令和元年度に続きまして、各学校の特別教室等にエアコンを設置するものでございまして、教室数と台数でございます。まず、南条小学校につきましては5教室7台、坂城小学校10教室15台、村上小学校7教室10台、坂城中学校は12教室25台、合計34教室に57台設置の予定でございます。

続きまして、同じページのGIGAスクール構想推進事業についてでございます。

情報通信機器等の保守の内容といたしましては、今年度整備しております貸与した児童生徒1人1台端末、あと、高速通信ネットワーク周辺の無線通信機器類、端末の充電保管庫など、故障にも対応した保守業務というものを予定しております。

それと、利用者全員のアカウント、パスワードの管理といった業務、それから、各校週1回、ICT支援員現地巡回サポート等のICT支援業務を予定しております。

議長（西沢さん） ほかに。

12番（塩野入君） まず、3歳保育園児全員の副食費無料化、これは令和3年度の山村町長の目玉事業の一つだというふうに思うわけですが、それにしては当初予算資料の主要事業に関する調べの中に、この黄色い冊子のそういう中にはそうした記述が全然見当たらないんですが、この目玉商品というその中で、その事業欄にはあってしかるべきと思うんですが、教育委員会としては、その副食無料化というのはどう考えているんでしょうか、その辺をお聞きをいたします。

それから、地域防災計画策定であります、260万円が業者委託されてると思われるんですけど、その委託内容と、その策定までの手順や進め方についてお聞きをします。

それから、続いて空調の関係ですが、これは、これから委託を行って整備工事を進めていきますが、その工期日程、どのように組んでいるのか、その辺をお聞きします。

最後、情報通信機器です。これは2,131万円という大変大きな額であります。情報通信機器の保守として、毎年この額が必要になるのでしょうか。

そしてまた、もう一つ、この前、町長の挨拶の中で「一日も早い大容量の通信を可能とする校内ネットワークの整備をする」と、こういうことに開会の挨拶に出てきますが、どんな整備をするのでしょうか。その辺をお聞きします。

教育文化課長（堀内君） 最初に、副食費の無償化についてでございます。主要事業に関する調べの中に記載があつてしかるべきではないかといったご指摘でございますが、こちら主要事業に関する調べ27ページになりますが、保育園一般経費について、事業概要のほか、歳出に関しましては通常主な経費を記載させていただいておりまして、歳入につきまして財源内訳を記載しております。

今回、副食費について無償化するということであり、諸収入、保育園副食費実費納入金ということで昨年度まで掲載があったわけですが、こちらゼロということで記載ができませんでした。

子育て支援の充実を図っていくということで、大きな制度改正であり、本議会でも町長招集挨拶、提案理由の説明、歳入の詳細説明といったところで、複数回にわたりまして、その内容についてお知らせをまいりました。教育委員会といたしましても重要な施策として捉えております。

続きまして、小中学校空調設備整備事業についての再質問にお答えいたします。

今後の日程等についてでございますが、実施設計につきましては、今年度中に完了させまして、工事については4月、指名業者選定委員会の審議を経まして、入札を実施し、できるだけ早い時期、契約について議案上程をさせていただきたく準備を進め、夏休み中の完成を目指して計画しているところでございます。

続きまして、GIGAスクール構想推進事業の再質問でございますが、機器の保守業務、アカウント等の管理について、こちら毎年必要になってくるといったものでございますが、このうちICT支援業務にあたります約600万円ほど計上してございますが、こちらにつきましては今後、各学校のICT活用状況を確認する中で、各学校の教員、慣れてきたところで支援がなくても運用が可能な状況になってくれば、こちら利活用に応じまして順次減額できるのではないかと、いうふうに考えております。

また、大容量のネットワーク整備につきましては、これまではパソコン教室で使用するといった限られた台数での小規模な使用であったわけですが、今回の整備で全校児童生徒が一斉に利用

してもスムーズな通信が可能な、容量の大きいLANケーブルの敷設や無線通信機器の設置など、GIGAスクール専用のインターネット接続を新たに契約するといったものを行っているところでございます。

住民環境課長（関君） 地域防災計画の260万円の委託料の再質問にお答えさせていただきます。

まず、委託業務の内容でございますが、先ほどお話しさせていただきました計画案の洗い出し、修正案の洗い出しをした後に、計画の素案作成をまずします。町や防災会議を開催しますが、それにおける指示や意見等に基づく修正をして、町地域防災計画の最終原稿、そういったものを作成してデータ化を予定しております。

その中で、策定までの手順ということでございますが、関係各課で素案の確認、修正をさせていただきますして、防災会議を開催する中で、委員の皆様にも素案の検討をして修正案、そういったものを承認いただいた後に、県へ修正報告書を照会させていただきます。その後に策定をさせていただきますして、成案につきましては町のホームページ、そういったところに公開していきたいと考えているところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

10番（朝倉君） 款6農林水産業費、項2、95ページです。4、森林環境整備推進事業の内容について、010638、森林環境整備推進事業422万5千円がありますが、その具体的な内容についてどうなっているか教えてください。

商工農林課長（竹内君） 95ページの森林環境整備推進事業の内容でございますけれども、令和3年度におきましては、森林経営意向調査か管理意向調査という部分と、あと分析業務ということで委託をしてみたいと考えておりまして、地域での説明会、それから、アンケート調査、また、その調査結果の集計等、林業のコンサルタント業務を行う業者を選定して委託をしてみたいというふうに考えております。

それと、作業用備品ということで、地域、自治会ですとかも含めて、地域で整備をしていただく際に使っていただくのこぎりですとか、そういった根葉切りですとか、そういったものの備品の整備をしてみたいという予定でおります。

議長（西沢さん） ほかにございますか。よろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1 議会費、款2 総務費のうち項1 総務管理費中、目1 1 防犯対策費、目1 2 交通安全対策費、目1 3 消費生活費及び項3 戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中、目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中、目1 0 合併処理浄化槽設置費、款5 労働費、款6 農林水産業費、款7 商工費、款8 土木費、款9 消防費のうち項1 消防費中、目4 水防費、目5 防災費、款1 0 教育費のうち項2 小学校費中、目1 小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業、款1 2 公債費、款1 4 予備費の各事項を総務常任委員会に。

歳出の款2 総務費のうち項1 総務管理費中、目1 1 防犯対策費、目1 2 交通安全対策費、目1 3 消費生活費及び項3 戸籍住民基本台帳費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中、目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費を除く民生費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中、目1 0 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9 消防費のうち項1 消防費中、目4 水防費、目5 防災費を除く消防費、款1 0 教育費のうち項2 小学校費中、目1 小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第1 6 「議案第3 0号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

質疑ございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第1 7 「議案第3 1号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第18「議案第32号 令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第19「議案第33号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第15「議案第29号」から日程第19「議案第33号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいた

します。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日11日から3月21日までの11日間は、委員会審査等のために休会にいたしたいと思
います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。

よって、明日11日から3月21日までの11日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月22日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(散会 午後 4時43分)

3月22日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | | |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 陳情について
- 第 2 議案第 29号 令和3年度坂城町一般会計予算について
- 第 3 議案第 30号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 4 議案第 31号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 5 議案第 32号 令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議案第 33号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 追加第 1 議案第 34号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第14号）について
- 追加第 2 議案第 35号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について
- 追加第 3 議案第 36号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）に
ついて
- 追加第 4 議案第 37号 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）につ
いて
- 追加第 5 議案第 38号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について
- 追加第 6 発委第 1号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書につ
いて
- 追加第 7 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、議会に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「陳情について」

議長（西沢さん） 総務産業常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）採択」

議長（西沢さん） 日程第2「議案第29号」以下、日程第6「議案第33号」までは、いずれも去る3月10日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。

審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第2「議案第29号 令和3年度坂城町一般会計予算について」

議長（西沢さん） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（滝沢君） では、総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議におきまして、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算」のうち歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月11日、12日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、工業振興幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査されました概要をご報告申し上げます。

<歳入>

- 固定資産税が1億1,800万円減額となった内訳は。
- △ 評価替によるものとして、土地の下落により700万円の減。家屋の減価により1,500万円の減、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等による軽減措置として、家屋で3,100万円の減、償却資産で6,200万円の減などである。
- びんぐし湯さん館の入湯税はどのように見込んでいるか。
- △ 新型コロナウイルスの影響による前年度の利用実績などを考慮し、年間利用者を15万人と見込んでいる。
- 地方特例交付金の内訳は。
- △ 住宅借入金等税控除による個人住民税の減額分に対する減収補填分として、令和2年度の実績を踏まえ、昨年と同額の800万円、また自動車税・軽自動車税環境性能割の減収補填分として、

2年度の実績を考慮し、7か月分の200万円を計上した。新型コロナウイルスによる国の緊急経済対策等の固定資産税軽減制度による減収分として、地方特例交付金は9,300万円とした。

○ 地方交付税の増額理由と内容は。

△ 町税の減収等から基準財政収入額が減ることを考慮。また、国の交付税総額が5.1%増となっていることから、普通交付税で6千万円の増、特別交付税は過去の実績から1千万円増の6千万円を見込んでいる。

○ 新型コロナウイルス予防接種事業に関わる補助金は。また、予防接種負担金は何人分を見込んでいるか。

△ 衛生費国庫負担金の予防接種負担金と衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス予防接種事業補助金が該当する。予防接種負担金は1人当たりの接種費用、補助金は接種に係る事務費等である。対象となる町民、約1万3,100人の2回分、おおむね95%の接種率で算出している。

○ ふるさと納税の増額理由は。

△ 令和元年度予算額5,500万円、2年度予算額8千万円であり、現在の寄附の実績から2千万円の増額とした。

○ 臨時財政対策債の増額理由は。

△ 町税の減収等により、普通交付税の増額が見込まれ、その分、振替分となる臨時財政対策債も国の地方債計画において、74.5%の増額が見込まれていることから、3千万円の増額とした。

<歳出>

(総務課)

○ 職員研修の内容は。

△ 全職員対象のものとしては、接遇やコンプライアンスに関する研修などを予定している。また、各業務の専門的な研修のほか、広域連合主催の研修等にも参加の予定である。

○ 施設備品費の内容は。

△ 軽自動車と普通自動車の公用車、各1台を購入予定である。

○ 庁舎等改修工事の内容は。

△ 庁舎西側職員通用口側の外壁タイルの補修工事を予定している。

○ 来年度予定されている各選挙で、職員配置と投票所の新型コロナウイルス感染防止対策は。

△ 参議院議員選挙は約80名、衆議院議員選挙は約100名の職員での対応を予定している。対策については、国や県で示されているマニュアルを参考にして対応し、投票所での手指消毒やマスクの着用、投票者の間隔の確保と選挙事務従事者の仕切りの設置などを予定している。

○ 今後、新型コロナウイルスワクチン接種での人員確保は。

△ ワクチン接種は対象者が非常に多く、早期に対応を図らなければならない大事業である。人的体制については、外部委託や会計年度任用職員の採用のほか、ワクチン接種のプロジェクトチー

ムで、担当課の枠を超えて協力し、接種体制の準備を進めている。

- 長期債の利率はどれくらいか。また、公債費の今後の見通しは。
- △ 借入時期によって違いがあり、高いもので平成8年借入の3.1%、低いものでは0.01%以下となっている。公債費について、令和3年度はハード事業が比較的多く、新規の借入額は2年度当初より増額となる。4年度以降の新規借入を考慮しない場合、公債費は6年度まで上昇し、その後、減額となる見込みである。

- 債務負担行為の内容は。

- △ 令和6基準年度固定資産（土地）評価替関連業務委託は、令和3年度から5年度にかけて行う業務であり、3年度分は当初予算に計上し、4年度、5年度は債務負担行為となる。土地開発公社借入金保証に関しては、借入額18億円に対する元金及び利子に対して、町が債務を保証するものである。

（会計室）

- 口座振替手数料の件数見込みは。
- △ 町が納付書で支払う際の口座振替手数料は、前年と同程度の約180件を見込んでいる。
- 公金収納手数料の件数見込みは。
- △ 指定金融機関の窓口で納付する際の手数料は、1件33円（税込）で1万1,500件を見込み、コンビニ収納手数料は1件62.7円（税込）で1万1千件を見込んでいる。

（企画政策課）

- まちづくり推進事業動画作成委託費の内容は。
- △ 令和2年に開設した町の公式YouTubeチャンネルなどで、町のPRをするための動画の制作等を委託するものである。
- びんぐし湯さん館リニューアルの内容とスケジュールは。
- △ オープンから20年を経過する中で、設備等の老朽化が進んでいる。令和3年度に設備等の状況確認やリニューアルの実施設計を行い、令和4年度に工事を行う予定である。
- ふるさとまちづくり基金の積立ての見込みと現在の基金残高は。
- △ 基金への積立ては、ふるさと寄附金として予算を計上した1億円と基金利子分を合わせ、1億18万7千円を見込んでいる。また、基金残高については、令和3年2月末現在、2億212万2千円である。
- 多文化共生事業負担金の内容は。
- △ 長野地域連携中枢都市圏における連携事業として実施する、外国籍住民向けの日本語講座に係る負担金である。講座は、連携する市町村に在住する外国籍住民を対象に、初歩的な日本語の学習をオンラインで行うもので、受講は無料である。
- LGWANの運用は。

△ LGWAN（総合行政ネットワーク）は、高度なセキュリティーを維持し、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークで、町ではデータセンターに設置したサーバーなどのネットワーク機器を通じて接続している。

○ 犯罪被害者支援負担金の内容は。

△ NPO法人長野犯罪被害者支援センターの活動に対する負担金である。同センターでは、犯罪被害者への電話、面談相談をはじめ、裁判所や病院等への付き添いなどの活動により、被害者の悩みの解消や心のケアに取り組んでいる。

○ 犯罪被害者等見舞金の内容は。

△ 万一、対象事案が発生した際に、早急な支援ができるよう、坂城町犯罪被害者等支援条例に基づき、遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円をそれぞれ1件分計上している。

○ 同報系防災行政無線の定時放送聞き逃し対策は。

△ 同一の内容で日時を変えて複数回放送するとともに、聞き逃した放送を電話で聞き直すことができる、自動応答電話サービスを設けている。また、放送とともに、すぐメール、ツイッター、ホームページなどを通して、複層的な情報発信を行っている。

○ 坂城小学校に設置する太陽光発電設備及び蓄電設備の設置箇所と工期は。

△ 太陽光発電設備については、体育館の屋根への設置を予定している。蓄電設備については、中庭を想定しているが、設計段階で選定していく。また、工期については、令和3年度当初から設計を実施し、3年度末には工事が完了する予定である。

（商工農林課）

○ 定住促進委託について、町内在住者居住等アンケートの内容は。また、今後の社会人交流事業の取り組みは。

△ 移住定住事業に反映させるため、町内事業所に当該事業への要望や従業員の居住地などの把握を継続して行っている。令和2年度の社会人交流事業は、新型コロナウイルス感染症防止のため中止となったが、3年度は対面式の交流事業を考えている。

○ 果樹共済掛金補助金の対象農家数と引受面積は。

△ りんごは20戸で11ヘクタール、ぶどうは10戸で2.2ヘクタールの見込みである。

○ 地域営農推進事業のトイレ改修工事の内容は。

△ さかき地場産直売所「あいさい」に併設するトイレの洋式化を行うもので、6月の完成を予定している。

○ 有害鳥獣対策事業の予定は。

△ 有害鳥獣駆除を猟友会に委託するとともに、農業者が行う予防施設設置費用の補助や地域と猟友会が連携して行う集落捕獲隊への支援を行う。また、有害獣防止柵の設置については、現在、入横尾区と協議を進めており、令和3年度は1千メートル設置する計画を進めている。

- 松くい虫防除の薬剤散布に係る気中濃度と水中濃度の測定場所は。
- △ 有人ヘリ散布、無人ヘリ散布に合わせて散布した薬剤の気中濃度と水中濃度の測定を行っており、測定場所は気中濃度が上平区民会館、苅屋原公民館、バラ公園、水中濃度は出浦沢川と村上小学校のプールで調査を行っている。
- 森林環境整備推進事業の内容は。
- △ 森林環境譲与税を財源として進める事業であり、管理が行き届いていない森林の整備を行っていく事業である。令和3年度は、環境林、生産林、それぞれの優先順位、一番の箇所における森林所有者への意向調査を行っていく。
- さかきテクノセンター事業の金属3Dプリンター760万円の内容は。また、金属3Dプリンター研究会の構成メンバーと導入による効果は。
- △ 金属3Dプリンター本体の令和3年度分のリース費用である。研究会の構成メンバーはテクノセンターを事務局に、町内製造業5社11名で構成している。金属3Dプリンターの特性を生かした新製品の開発や新たな事業展開につなげていきたい。
- 平成の産業史の今後のスケジュールは。また、販売の予定は。
- △ 現在、受託業者が取材や文字起こし、データ収集等を進めており、来年度は組版や紙面のデザインなどを進め、印刷製本を行い、1千部発刊の予定である。寄稿に協力いただいた企業、商工会等、関係団体のほか、国や県などの公的機関、連携大学などに配付する予定で、販売は現在考えていない。
- 鉄の展示館の企画展「渋沢栄一の頃の日本刀」の入館者数の見込みは。また、展示内容と開催時期は。
- △ 入館者数は1,500人を見込んでいる。内容は、江戸後期から昭和初期に作刀された刀の展示を行う。期間は3月30日から7月18日までの開催で、ばら祭りと合わせ、相乗効果が図られるよう取り組む。
- 新工業団地における用地交渉の進捗は。また、令和4年度の方譲に向けたスケジュールは。
- △ 関係地権者は39名で、現在までの用地取得に係る進捗率は約9割である。開発行為許可と農地転用の申請は6月に提出を予定している。県の許可後には、入札により業者を決め、来年度末までに造成工事を完成させる予定である。

(建設課)

- 国土強靱化地域計画の策定に伴う報酬及び委託の内容は。
- △ 平成25年に国土強靱化法が公布され、令和3年度において法の規定に基づき計画を策定する際の委員報酬と策定の委託料である。
- 道路橋梁総務一般経費の県事業費負担金の内訳は。
- △ 網掛地区と急傾斜地対策工事の事業費1千万円分の5%、50万円とインター先線に接続する

町道0243号線の付け替え工事の負担金1,100万円である。

- 橋梁修繕事業の橋梁点検はどのくらい実施する予定か。
- △ 点検は2メートル以上の橋が対象であり、3年度は町内159橋のうち110橋の点検を実施する。残りの49橋のうち、修繕工事中の昭和橋を除く44橋は点検を実施済みである。また、上信越自動車道に架かる跨道橋4橋は、令和5年度にネクスコ東日本に点検を委託する予定である。
- 橋梁修繕事業の64号橋の用地代の内容と完成の見込みは。
- △ 用地代は国道から埴科用水までの道路拡幅用地の購入費用である。また、完成は令和5年度を目標として、事業を進めている。
- 河川改良一般経費の河畔林整備事業の内容は。
- △ 河畔林整備事業は、県の森林づくり県民税を活用し、準用河川の河川区域内に繁茂している樹木の伐採を実施するもので、令和3年度も引き続き、御堂川の釜口橋上流を予定している。
- 花と緑のまちづくり事業の施設整備委託の内容は。
- △ 町内のバラ植栽箇所の維持管理とバラ公園及びその周辺施設の環境整備を予定している。
- バリアフリー化工事の内容は。
- △ 四ツ屋区の国道から産業道路につながるA03号線の神明神社付近の横断歩道安全対策工事とグリーンベルト設置工事を予定している。
- 公園管理一般経費の遊具整備事業の内容は。
- △ 起債事業を活用し、こんぴらミニパークにある木製遊具3基の修繕とびんぐしの里公園にあるローラー滑り台のローラー100本分の交換である。

(議会事務局)

- 議員年金の受給者数と議員共済金負担金の今後の見通しは。
- △ 退職年金12名、遺族年金9名の合計21名が受給している。議員共済会負担金の負担金率が減少傾向で推移しており、今後も負担金は減少していく見込みである。
- 議場会議システム賃借料について、リース物件の内容及びリース期間は。
- △ リース物件は、マイクや録音装置、システムを制御する機器やソフトウェアなどであり、リース期間は5年です。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

2番（小宮山君） 鉄の展示館の特別展の入館予定人数かな、それ、何かちょっと聞き間違いかもしれないのですが、1, 500人というふうに聞こえたんですけども、そういうことですか。

総務産業常任委員長（滝沢君） お答えいたします。

1, 500人を見込みということではございます。滝沢栄一の特別展ですね、企画展ですね、これが1, 500人ということではございます。

2番（小宮山君） それ、1日当たりということでしょうか。

総務産業常任委員長（滝沢君） 先ほど申しました、3月10日から7月18日までの期間、その期間を通して、1, 500人ということではございます。3月30日からですね。失礼いたしました。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、総務産業常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査付託されました議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算」のうち、歳出、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各項目について、3月11日、12日の2日間にわたり、委員会委員全員の出席を求め、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として、住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、こども支援室長、保健センター所長、公民館長、図書館長、図書館専門官、文化財センター所長、食育・学校給食センター所長、各保育園長、子育て支援センター所長、ふれあいセンター所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳出>

（住民環境課）

- 交通安全清掃等委託の内容は。
- △ 千曲交通安全協会坂城支部への委託により、各地区の支部分会がカーブミラーの清掃や白線引きなどを実施している。
- 特殊詐欺防止装置取付費補助金の内容は。

- △ 高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止のため、町内の65歳以上の方を対象として、自動録音機能がある電話機等を購入、設置に要した費用の一部を補助するもので、昨年10月から受付を開始した。補助金額は費用の2分の1以内で、5千円を上限としている。
- 書類の押印廃止の動きに対し、町の対応は。
- △ 行政手続の押印の見直しに関する調査を全庁的に行っている。既に押印を省略している手続もあり、その他についても、必要に応じて見直しを行う。
- デジタル化に向けた戸籍関連部門の現状は。
- △ 戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする戸籍法の一部改正等により、システムを改修し、マイナンバーを利用した情報連携ができるよう予算化し、順次進める。
- 当町在住の外国人の登録者数と昨年との比較は。
- △ 令和3年2月末時点で、ブラジル130人、中国78人、ベトナム71人、フィリピン64人、タイ29人などである。昨年は500人の登録があったが、今年は463人で、マイナス37人の減であった。
- 空家等対策協議会の業務と委員の構成は。
- △ 協議会では、空家等対策計画の策定をはじめ、空家等に対する助言、指導など、対策の方法について協議を行っている。委員は、議会、区長会代表、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引業会、建築士、民生委員、消防、警察の関係の皆さんに委嘱している。
- 犬を屋内で飼育する家庭が増加し、狂犬病予防接種をしなかったり、未登録犬が増えているという話を聞くが、町の対策は。
- △ 飼育の場所に問わず、犬の登録は義務であり、引き続き、県保健福祉事務所と周知に努めていく。注射未実施犬の飼い主には、注射を促すはがきを送付し、周知している。
- 保健福祉事務所では、野良犬・野良猫の捕獲を行っているのか。また、避妊去勢の補助についての町の見解は。
- △ 保健福祉事務所では、飼い犬・飼い猫等は有料での引取りを行っているが、野良犬・野良猫の引取りはしていない。保護した迷い犬は、登録情報により確認して、飼い主に引き渡している。避妊去勢手術に対する補助は、現在行っていないが、県の動向を注視している。
- 犬・猫のふん防止の啓発看板をよく見かける。今までに申請された看板の枚数は。
- △ 犬・猫のふんに対する町民からの相談があった場合に配付している。飼い主側のマナーが重要で、引き続き啓発に努めていきたい。看板の配付枚数は、平成24年からの累計で114枚となっている。
- ごみ指定袋の作製の方法と指定袋の自治区のある必要か。
- △ 毎年、指名競争入札を行い、業者を選定し、作製している。作製枚数については、ごみ指定袋が不足することはあってはならないので、ごみの排出量の推移や指定袋の売上状況を勘案して作

製している。自治区のあっせんについては、近くに販売店がなく、指定袋の購入が困難な方のために行っているが、運用については検討する。

○ 消防団員確保の方策は。また、そのPRの方法は。

△ 新入団員の確保については、各区長への協力依頼のほか、成人式、町民運動会等でのPRや広報紙、防災行政無線等でも随時広報を実施している。団員確保は継続した課題であるため、消防団のPRも含めて、新たな方策も検討していく。

○ 防災士資格取得の状況は。

△ 平成9年度から令和2年までに52名が取得しており、令和3年度は12名を予定している。

(福祉健康課)

○ 生活困窮者等自立相談支援事業委託の内容と相談件数は。

△ 国の補助事業で、事業費上限は500万円、相談員2名の人件費が主なもので、本年度2月までの相談件数は747件で、令和元年度の704件より増加しており、外国人からの相談が増えている。

○ 結婚支援をどのようにしていくか。

△ 町内企業に勤務する方を対象として、テクノハートが実施する交流事業への支援や町社協が平成30年度7月から利用を開始した全県を範囲とする長野結婚マッチングシステムの導入支援など、様々な機会を通じて、出会いの機会が創出されるよう取り組んでいく。

○ 外出支援サービスの内容は。

△ 要介護認定者や身体障がい者で寝たきりなどの方を医療機関等へ送迎する有償サービスで、今年度は、2月末時点で登録者25名、延べ95回の利用があった。

○ 金婚式記念品の予算が増額した理由と今後の実施方法は。

△ 令和元年度まで式典、祝宴を行っていたが、参加者が6組と少なく、本年度からご夫婦で撮影した記念写真を送る形式とし、13組の申込みがあった。新年度は20組分の予算を計上。当面は続けていきたい。

○ じん臓機能障がい者通院費補助金の内容と対象者は。

△ 身体障害者手帳の腎臓機能障害1級の方で、透析のための通院費の補助で、自家用自動車の場合は距離を基に、移送サービスを利用している場合は実費を基に2分の1を補助している。年3回の支給で、本年度は第1期・第2期ともに30人を対象に支給している。

○ 補装具支給等支援事業費の内容は。

△ 下肢装具、補聴器、車椅子、電動車椅子等が対象。品目によっては、医師意見書等を基に、県リハビリテーションセンターの更生相談室で判定する。令和3年度は、30件程度の申請を見込んでいる。

○ 住宅整備事業の内訳と人数は。

- △ 対象経費の上限は70万円で、自己負担が1割となり、9割分について、県と町で2分の1ずつ負担している。寝たきり高齢者1名分、重度障がい者1名分を見込んで予算計上している。
- 寝具洗濯等サービスの内訳は。
- △ 今年度より布団の丸洗いを6月と12月の2回実施し、1回につき1人2枚分まで補助、37名分の予算を計上している。
- 障害児通所等給付費が増額されているが、ニーズが高まっているのか。
- △ 主な増額要因は、放課後等デイサービスの利用増加で、町ではすすく相談等、早期からの支援に取り組んでいることや保護者の働き方が変化していること、町内基盤が拡大されたことなどが利用者の増加につながっている。放課後等デイサービスは、現在29名の利用で、新年度は31名の利用を見込んでいる。
- 災害見舞金の内訳は。
- △ 住宅全壊が1件3万円で2件分、住宅半壊が1件2万円で2件分、床下浸水が1件1万円で2件分、計12万円を計上している。
- 精神保健福祉事業の講師謝礼の内訳と増額の内容は。
- △ こころのリハビリ教室での音楽療法、ヨガ、書道等の講師謝礼とこころの健康相談の精神科医師、精神保健福祉士への謝礼である。また、千曲市との合同事業で、弁護士、精神科医師、まいさぼを相談員として、こころ・法律・仕事のなんでも相談会（総合相談会）を開催するための精神科医師の謝礼分が増額となっている。
- 不妊不育症治療費助成金増額の理由と今年度の現在の実績は。
- △ これまでの実績に照らし、増額をした。今年度は、現在のところ、7名に補助を実施し、4名の方が妊娠された。
- 後期高齢者健康推進事業の増額理由と分析ツールシステムの委託料の内容は。
- △ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が新規事業として増額となる。この事業により、後期高齢者医療保険の被保険者に対しても、引き続き保健指導を行うことができ、具体的には、糖尿病重症化予防対象者への訪問や高齢者のフレイル予防のための教室を行う予定である。分析ツールは、保健指導が必要な人や優先度の高い人の抽出、健康課題の分析をするためのものである。
- 歯周疾患検診の対象者数と実績と口腔の健康も大切であり、多くの方に受診をしてもらう方策は。
- △ 40・50・60・70歳の節目年齢の方を対象としており、前年度は対象者703名で、98名が受診した。多くの方に受診していただけるよう勧奨していきたい。
- 動脈硬化検診の内容と受診者数は。
- △ 集団健診受診者のうち、リスクの重なりのある方に勧める頸部のエコー検査である。今年度は、

検診日数も少なかったため、受診者は31人であったが、例年は100人程度の方に受けていただいている。精密検査となった方はいない。

(教育文化課)

- 新年度の保育園の職員体制と加配対象人数は。
- △ 現時点では、正規職員については22名を予定しており、新規採用者の人数は確定していない。会計年度任用職員については、フルタイムが12名、パートタイムが50名程度を予定している。加配については、南条保育園が19名、坂城保育園が14名、村上保育園が11名、計44名の予定である。
- 南条保育園の燃料費の内容は。また、他の2園と比べて高い理由は。
- △ 燃料費は暖房用のファンヒーター及び給食調理用のプロパンガス、ガソリン代である。南条保育園は、面積が広いことやファンヒーターにプロパンガスを使用していることから、他の2園よりも高くなっている。
- 給食の献立の作成方法、調理体制、調理員の雇用形態は。
- △ 献立については、国が示す食事摂取基準に加え、毎月測定する園児の身長、体重から算定した栄養価を基に作成している。調理体制と調理員の雇用形態は、各園において調理しており、坂城町振興公社に業務委託している。
- 3児童館の職員体制は。
- △ それぞれ館長1名、支援員1名に加え、南条児童館5名、坂城児童館4名、村上児童館5名の補助員を配置し、運営している。
- 子育て支援センターに寄せられる相談件数とその内容及び相談員は足りているか。
- △ 令和3年1月現在の件数は、電話相談や来訪、支援会議を含め533件である。内容については、育児不安、子どもの発達・行動に関するもの、家庭環境に関するものなどがある。ネグレクトのおそれがあるものについては、支援機関等につなげ、保護者のフォローにあたっている。相談員は現在、所長1名、保育士1名が常駐し、その他週3日から4日勤務する家庭相談員及び臨床心理士、それぞれ1名が在籍している。今後、相談件数の状況を見ながら、体制の強化については検討していきたい。
- GIGAスクール構想推進事業について、端末の導入状況とWi-Fi環境のない家庭への支援は。
- △ 町内全ての小中学校への導入が一通り完了し、現在、最終調整を行っているところである。臨時休業を想定し、Wi-Fi環境のない一部の家庭に対し、モバイルルータを貸与するほか、インターネットに接続するためのSIMカードを用意している。
- 副食費負担軽減補足給付の内容は。
- △ 町から町内外の私立幼稚園に通う子どもで、多子世帯または所得基準に該当する世帯を対象に、

幼稚園に支払った副食費に対し、町から上限額内で補助を行うものである。令和3年度は5名を見込んでいる。

- 特色ある学校づくりの交付金の補助金額はいくらか。また、テーマは毎年変わるか。
- △ 小学校が20万円、中学校が40万円である。各校の目標と掲げる大きなテーマに変更はないが、重点項目や細かな内容は毎年更新されている。
- 坂城町奨学金15万円及び坂城高校振興補助金65万円の内訳は。
- △ 奨学金については新規6名、継続6名の計12名を見込んでいる。坂城高校振興補助金のうち15万円は「坂城学」をテーマに、町内企業の見学やインターンシップ、地域のボランティア活動などの経費を補助するものである。坂城高校振興補助金のうち50万円については、筑波大学との高大連携事業に係る補助金である。
- スキー教室指導委託が、坂城小学校にのみ計上されている理由は。
- △ 各校の行事等教育課程により違いがある。南条小学校及び村上小学校は、生涯学習係で所管する町のスキー教室への参加を促している。
- 小中学校の就学援助費の内容は。
- △ 対象者は、南条小学校31名、坂城小学校22名、村上小学校18名、坂城中学校47名を見込んでいる。内容については、学用品費や給食費等である。
- 分館施設整備補助事業の内容は。
- △ 金井分館の下水道接続、エアコン設置、御所沢分館の床、建具等改修、南日名分館の照明器具改修、苜屋原分館のエアコン設置、床改修等である。
- 成人式の開催について、どのようなパターンを考えているか。また、令和2年度分と令和3年度分の日程はどうか。
- △ 3通りの案を用意している。1つ、これまでどおり記念式典、写真撮影、成人祭を行う形式、2つに、成人祭は行わず、記念式典と写真撮影のみの形式、3つに成人者を呼ばない形式。今後の感染状況により、県外からの移動が困難な場合には実行委員会と協議をし、意見を聞く中で、動画サイト等の活用も検討していきたい。現在のところ、令和2年度分、第65回は8月14日土曜日、令和3年度分第66回は8月15日に開催する予定である。
- 図書館の購入は平均何冊か。また、住民の要望は反映しているか。
- △ 週に約50冊購入し、利用者のリクエストに沿って選考し、購入している。
- 非常勤職員の人件費の内訳は。
- △ 館長1名、司書1名、会計年度任用職員3名、学生アルバイト2名である。
- ふるさと歴史館での「坂城のお雛さま」展示の規模について、今年は縮小しているが、これまでどおりにできないのか。
- △ 実行委員会の母体となっていた団体が昨年解散した。今回はひな人形が町に寄贈され、それを

受けて関係者にご協力いただきながら開催している。今年は新たな寄贈品や歴代ポスターなどの展示も行っている。今後、新たに実行委員会を設けるかについては検討したい。

- 文化センターは耐震診断をして改修する際、使い勝手について見直し、改修する計画はあるか。
- △ 建物の大きな構造変化はできないが、耐震改修を基本に、利用者からの様々な意見を聞きながら、改修計画を立てて対応したい。
- スポーツ少年団の団体数及び団員数の状況は。
- △ 9団体で団体数に近年変動はない。団員数については、平成30年度336名、令和元年度323名で、微減傾向である。
- 食材の地産地消の状況は。
- △ 令和元年度は野菜全体の18%が坂城産、55%が県内産で、増加傾向である。
- 廃棄される食物について、食の大切さを教え、残飯データを示せるようにできないか。また、外国産穀物の農薬の心配があるが、対応は。
- △ 栄養士が学校訪問し、栄養指導や食の大切さの指導を実施する中で、食の大切さを伝えている。パンの原材料の小麦粉は、これまで外国産が10%であったが、今年から全て国内産に切替えを行ったところである。

以上、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて社会文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで換気のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時54分～再開 午前11時04分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ただいま、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

引き続き、議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算について」審議します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番(小宮山君) 議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算」について、賛成の立場から討論いたします。

私たちの生活に大きく影響を与えている新型コロナウイルス感染症は、国内においては、首都圏1都3県に発令中だった緊急事態宣言が解除されたものの、感染者数のリバウンドが懸念されており、県内においては、感染者数の増加により、長野圏域などで感染警戒レベルの引上げがなされております。

このような状況の中、日本経済は持ち直しの動きが続いているものの、今後の感染状況によっては、社会経済活動の自粛などによる日本経済の後退も危惧されるところであります。

坂城町は言うまでもなく、工業の町でありますので、国内外の経済動向や社会情勢などの影響による町内企業の動向が、地域住民の生活をはじめ、町の税収にも大きな影響を与える可能性があります。

町におかれましては、一刻も早い新型コロナウイルスからの脱却を目指し、必要な支援策や希望する町民へのワクチン接種など、迅速に実行していただきたいと思っております。

それでは、討論に入ります。

坂城町の令和3年度当初予算は、安心・安全な地域づくり、子育て支援、ものづくりや計画的に進められている基盤整備、橋梁の長寿命化に係る事業費などが計上され、前年度対比4.4%増の66億7千万円の予算規模となっております。

まず、歳入においては、町税の個人町民税及び法人町民税ともに新型コロナウイルス感染症流行の影響による所得等の減少などにより、個人分で1千万円、法人分で8,800万円の減額、個人・法人合わせた町民税では、前年度対比9.2%減の約9億6,600万円が見込まれております。

また、固定資産税については、3年ごとの土地の評価替や新型コロナウイルス緊急経済対策等による事業用家屋等に係る固定資産税の軽減制度などにより、約1億1,800万円の減額の約11億6千万円が計上され、町税全体では、前年度から約2億2,600万円減額となる約22億9千万円が計上されております。

固定資産税の軽減制度による減額分は国から補填され、地方特例交付金において9,300万円が計上されておりますが、新型コロナウイルス感染拡大による経済の下振れによる減収については、今後においても、感染状況により先行きが不透明ですので、企業活動などの状況把握に引き続き努めていただきたいと思います。

また、公平な税負担の観点からも、収納未済額の縮減に向け、厳正な対応をいただくよう一層

の取組をお願いいたします。

国・県支出金については、継続事業である道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、新たに新型コロナウイルス予防接種事業や町道A09号線道路改良事業、小中学校空調設備整備事業への補助金などが計上され、事業に必要な財源の確保に努められています。

町の魅力や特産品などの情報発信にも大きく寄与しているふるさと寄附金につきましては、さらに魅力ある返礼品の充実を図り、より多くの寄附がいただけるような取り組みをお願いいたします。

また、地方債における事業の選択、臨時財政対策債の発行に加え、計画的な基金運用等の配慮が見られますが、より一層の財源確保をお願いするところでございます。

次に、歳出でございます。

始めに、新型コロナウイルス予防接種に要する費用が計上されており、接種に向けた準備が進められているところですが、国におけるワクチンの確保が十分ではなく、現段階では明確な接種スケジュールを示すことができない状況とのことであります。国や県、医療機関等と連携を取りつつ、予防接種が迅速に開始できるよう要望いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町内企業の支援策として、町融資制度の経営安定特別資金が令和3年度においても継続されており、事業継続等、雇用の安定・維持につながるものとなっております。

令和3年度において、新たな工業団地の造成が始まり、周辺整備として、坂城インター線先線からのアクセス道路ともなる町道A09号線道路改良事業が計上されておりますが、基幹産業である工業振興の一助となるよう、早期完成、分譲に向けて取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、「スマートタウン構想事業」の取り組みとして、安心かつ災害に強い地域づくりに向けたスマートエネルギー設備導入事業では、令和元年東日本台風の経験を踏まえ、地域の避難所となる坂城小学校への太陽光パネルと蓄電池を設置するための予算計上がなされており、停電時においても安定した電力の供給と自然エネルギーを活用した温室効果ガスの排出抑制にも配慮されております。

生活基盤の整備として、継続事業のA01号線などの道路改良事業や昭和橋などの橋梁修繕事業等に係る予算が計上されており、各事業の推進が図られることを期待いたします。

また、国道18号のバイパス坂城町区間整備や県道坂城インター線先線整備についても、国等へ積極的に事業促進に向けた要望を行っていただくようお願いいたします。

子育て・教育施策としては、保育園に通う3歳以上の子どもの副食費を無料としたほか、保護者の病気等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を、児童福祉施設等において、養育・保護した際の利用料を町が補助する「子育て短期支援事業」を新たに実施

するなど、子育て世代の経済的負担軽減や安心して子育てできる環境が一層整うものと思われ
ます。

また、小中学校特別教室等の空調設備整備や児童生徒1人1台端末によるICT機器を活用し
た授業への支援など、子ども達の教育環境の整備が図られています。

続いて、高齢者福祉では、保健事業と介護予防を一体的に実施することで、要介護認定者の増
加の抑制を図る新たな取り組みやひとり暮らし高齢者へ貸与している緊急通報システム「あんし
ん電話」の更新が予定されており、新緊急通報システムへのスムーズな移行を要望いたします。

このほか、地域住民の安心と安全を守る消防団施設整備として、消防団第9分団のポンプ自動
車更新や下水道整備に向けた特別会計への繰出金、人口減少への対策として、移住定住施策、雇
用や就業機会の拡大及び産業創出の支援や松くい虫防除対策等の産業振興施策、高齢者、障がい
者などの福祉施策、外国語指導講師や支援員の配置などの教育施策等の予算計上がされており、
行政の継続性に配慮されたものとなっております。

また、本予算案は、令和3年度からスタートする第6次長期総合計画やまち・ひと・しごと総
合戦略による施策展開に対応する内容となっております。

総合計画、総合戦略に掲げる各施策の推進を願ひまして、私は、議案第29号「令和3年度坂
城町一般会計予算」に賛成いたします。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番（玉川君） 議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算」について、賛成討論を行います。

新型コロナウイルス感染症は、国内での発生確認から1年以上経過していますが、安倍、菅、
自公政権の無策による後手後手の対応のため、いまだに収束の見通しが立たず、ワクチン頼みと
いう町の姿勢です。

また、新型コロナ対応の特別措置法や感染症法などの改定が行われ、憲法が保障する私的権利
を制限し、違反者に過料を課すという罰則規定を設けました。私的権利を制限するには、休業や
時間短縮をしても、事業を続けられる十分な保障がなくてはなりません。保障が不十分のため、
飲食事業者は深刻な状況が続いています。

町長の招集挨拶では、町内の経済活動では、主な製造業20社の1月実施の町内の経営状況調
査の結果として、3か月前との比較で生産量、売上げともにやや回復に向かっており、雇用につ
いては、10月から12月の実績が前回調査のマイナス101名からプラス34名と増加し、本
年4月の雇用予定では、全ての企業が増員か減員の補充を予定しており、全体では105名の増
員が予定されていると報告がありました。

企業の活動を支える町の施策に大いに期待しますが、取引減少や雇い止めなどに苦しむ町内零

細業者、フリーランスなどへの厚い支援が必要です。

次に、歳入についてですが、町の元気を表す自主財源である町民税については、2021年度の新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞などで、個人町民税は前年度より1千万円減で7億1,850万円、法人町民税は前年度より8,800万円減の2億4,710万円を見込んでいます。

町民税全体では、前年度比9.2%減で9億6,560万円としました。固定資産税は、前年度比1億1,800万円減で11億5,900万円、軽自動車税、町たばこ税、入湯税を加えた町税全体では、前年度比マイナス9.0%、約2億2,600万円減で22億9,419万3千円を計上しました。

地方交付税については、町税の減収により、交付税が増額されることで、前年度比プラス9.1%、7千万円増で8億4千万円を見込みました。

地方交付税に参入される臨時財政対策債は、国の地方財政対策で増額となっていることから、3千万円増の2億円を見込みました。

とりわけ今年度は、保育園給食実費納入金が前年度比615万6千円を減額とし、これによって3歳以上の園児の副食費の負担をなくし、保育料と合わせて無料化が実現します。

歳入歳出予算の総額は、前年度対比4.4%、2億8千万円の増額で66億7千万円を計上しました。

町第6次長期総合計画にSDGsの取り組みやジェンダー平等などのカテゴリーの精神を取り入れ、持続可能な坂城町を目指した総合計画がスタートします。SDGsはこの10年間の達成目標と重なります。それを目指して、町のあらゆる分野での施策を計画的に実施していくことが必要です。

次に、歳出の主な事業について。

教育、子育て事業については、歳入でも報告しましたが、保育園の副食費について、今までは町独自に軽減をしていたものを、保育園に通う町内在住の3歳以上児全員の副食費を無料とすることは、子育て支援策のさらなる拡大として大いに評価します。

GIGAスクール構想推進事業において、オンライン授業等のため、1人1台端末の貸与や大容量ネットワークの構築、先生のICT研修などの充実に係る予算が計上されました。小中学校普通教室へのエアコン整備に引き続き、理科室や家庭科室等の特別教室へのエアコン整備のための予算が計上されており、コロナ対策での学校の新しい生活様式として優先すべき施策と考えます。

産業振興建設分野について。

新工業団地の整備に合わせ、町道A09号線道路改良事業に1億8,330万1千円が計上されました。さらに、県道インター先線延伸工事が進められ、工業団地へのアクセスが大幅に改善

されます。

国道バイパスについて、県道の朝夕の通勤帰宅時の渋滞を緩和するためにも、早期の供用開始を目指し、建設の推進を強く働きかけてほしいと思います。

中心市街地活性化事業の基本設計に87万9千円を計上し、駅前の多目的公園として整備されることになりました。

昨年創設した経営安定特別資金、新型コロナウイルス対策の継続など、中小企業対策事業として3億7千万円を計上しており、引き続きコロナ対策を含む企業、事業所支援の施策に期待します。

地域循環型経済政策として、商業店舗リフォーム助成、住宅リフォーム補助事業が継続事業になりました。

防災、消防分野について。

一昨年の19号台風災害、新型コロナウイルス感染症対策など、新しい課題を追加するため、避難所等の対策として、町地域防災計画の見直しが行われることになり、地域防災計画策定に係る委託費に260万円を計上しました。

災害時対応を目的とした自立分散型エネルギー施設として、村上小学校に続き、坂城小学校を整備します。多くの町民が利用する学校などの大きな避難所の整備を進めていくことは大切です。町民の財産と命を守る消防設備について3千万円を計上し、第9分団の消防ポンプ自動車を更新されます。

高齢者の独り暮らしへの安心支援として、緊急通報システムあんしん電話が、電話回線方式から無線方式に更新され、どこでも通報ができるようになります。

また、水道メーターを活用した見守りシステム運用に914万9千円が計上されています。

終わりに、改善を求める事業についてです。

解放同盟の補助金120万円について。

自治体が特定の団体に税金を提供することは、公正公平の点からやめるよう求めます。あらゆる差別の解消には、町が一般事業で実施していくべきです。

松枯れ対策について。

千曲市は農薬の空中散布が限られており、被害を効果的に防ぐことは困難であるとして、2016年、平成28年度の空中散布については見合わせて、以降も実施しておりません。松本市も中止しました。長野地方事務所管内で実施しているのは、坂城町のみです。農薬散布は子どもの発達障害の原因の一つという指摘もあり、空中散布は中止してほしいと思います。

町職員の適材適所の配置が必要と考えます。とりわけ、建設課における技能職員の計画的な人員配置が必要と考えます。

また、ジェンダー平等の観点から、災害対策本部に複数の女性職員の任命が必要と考えます。

以上、前進面を評価し、改善点と問題点を指摘し、新年度もコロナ対策を中心とする施策を期待して、議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算」についての賛成討論としました。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第29号「令和3年度坂城町一般会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西沢さん） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3「議案第30号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 坂城町国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第30号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月11日の委員会において、説明員として、福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下、その概要について報告いたします。

<歳入>

- 加入者はどのくらい減少しているか。
- △ 2月末現在3,005人で、前年度期比で52名減少している。
- 予算はその減少分が反映されているものか。
- △ 2月末現在の被保険者数での算定ではなく、年度全体として見込まれる減少分を加味して算定している。
- 特定健診個人負担金の内容は。
- △ 二次健診を受ける方の自己負担であり、一次健診分は無料である。
- 集団健診後は、保健指導につながっているということによいか。
- △ 二次健診を受けた全ての方に個別に結果をお返しし、保健指導をしている。
- 国民健康保険税の普通徴収、特別徴収の内訳は。
- △ 2月末現在、普通徴収が1,392世帯、特別徴収が482世帯である。
- 特別徴収から普通徴収へ変更した件数は。

△ 2月末現在で7件である。

○ 国保税の滞納者数は。

△ 滞納繰越分については、2月末現在で145名である。

○ 国保加入者の所得区分別の被保険者数は。

△ 令和2年12月末現在の所得区分別の被保険者数は、100万円未満が1,291名、200万円未満が753名、300万円未満が360名、400万円未満が230名、500万円未満が118名、600万円未満が72名、600万円以上が200名、計3,024名となっている。

<歳出>

○ 高額療養費の対象は。また、滞納者への対応は。

△ 1か月分の医療費の自己負担が所得に応じた限度額を超えた場合に、超過分が高額医療費として支給される。滞納者についても支給するが、本人の同意を取った上で、未納の税へ充当している。

○ 出産・育児一時金の内訳は。

△ 1人当たり42万円で6名分を計上している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第30号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（玉川君） 議案第30号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、反対の立場から討論を行います。

国保特別会計予算の歳入歳出、それぞれ14億9,121万2千円を計上しました。本予算案では、前年度と比較してプラス3.6%、5,191万4千円の増額です。2018年、平成30年度の制度改正により保険者となった県が、責任主体として国保会計を運営することになりました。

国保税は、国保会計が県に移管されてから毎年の引上げが続いています。2021年度の国保税は、年平均で、応能割では所得割が6.7%、現行比0.20%の増、資産割は、今後、県で

はなくしていくため、町ではそれに近づけるよう、現行の8%からマイナス4.5%に引下げで、3.50%の減額になります。

収入のない家族にも一人ずつに課税される応能割の均等割が現行の2万600円から2万1,100円となり、500円の増額になります。

昨年12月末の町の提出の資料では、国保の加入世帯は全体で1,935世帯であり、所得階層別では100万円未満が943世帯で約48.7%、200万円未満が472世帯、約24.4%であり、200万円未満の世帯が約73.1%を占めています。

条例改正で100万円未満の世帯には、1世帯当たり年5万1,157円として、現行より165円の減額と配慮されました。600万円未満の世帯には、それぞれの1世帯当たりの負担は税率に基づいて増額されています。しかし、600万円以上の高額所得者では、所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とし、その合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は63万円とすることになります。

今回の条例改正では、この部分に変更されませんでしたので、高額所得者には全く負担増が生じません。低所得者には負担を強いるということになります。このような不公平な条例改正はあってはなりません。税というなら累進課税で徴収すべきではないでしょうか。

国保の加入者は自営業者、農家、無職、非正規やアルバイトなどで働く人などです。正規労働者が自己都合で退職したり、あるいは解雇され、仕事が見つかるまでは国保に加入しなければなりません。つまり、全ての人が国保加入者となる可能性があります。その意味からも、国保は医療保険における最後のとりでと言えます。

国保税を1年以上滞納すれば、正規の保険証が交付されず、短期保険証または資格証明書での対応となります。全国では保険証が交付されずに、病院にかかった時点で既に手遅れの状態で亡くなる方が後を絶ちません。1985年の労働者派遣法の制定以降、1986年から順次対象範囲を広げ、2003年には派遣労働を製造業にまで拡大し、正社員を大量に派遣労働者に置き換えてきました。本来なら正規雇用として、社会保険などに加入するところですが、非正規雇用のため、国保がその受け皿となっています。この点からも、全国知事会が2014年に1兆円の公費投入を国に求めています。国の責任として、国費の投入があってしかるべきです。

以下の点を要望します。

1、国保税の加入者負担を軽減し、協会けんぽ並みにするために、一般会計からの法定外繰入れを行ってください。2、応益割の均等割について、所得のない15歳までの子に対し、課税するのはやめるべきです。当面、軽減措置を求めます。3、国保税の負担を軽減するため、国に対し、国費の投入を働きかけてください。

以上、要望いたしまして、議案第30号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対討論とします。

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7番（栗田君） 私は、議案第30号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論いたします。

この国民健康保険は、日本が世界に誇る国民皆保険制度の一翼を担う地域保険であり、加入者の健康増進と適切な医療の提供に重要な役割を果たしております。

一方で、加入者の高齢化に伴う受診機会の増加や医療の高度化などによって、医療費の増大が財政運営上の大きな課題となっております。

そういった中で、平成30年度、制度改革が行われ、都道府県も国民健康保険の保険者として、財政運営の責任主体となり、納付金制度という新たな仕組みによる運営に移行されました。県においては、保険料の県下統一に向けた段階的な取り組みも示しております。しかし、当面は市町村が保健事業、給付事業、賦課徴収事業などは、当面引き続き市町村が担っていくこととなっております。

年々増大する医療費の削減に向けて、ジェネリック医薬品の利用促進、重症化予防の特定健診、そして特定保健指導などが町によって積極的に実施されております。県に支払う国保事業費納付金を賄うために、今回の税率の改定は避けられないものと考えております。

ただ、今、反対討論にもありましたように、その税率についてももう少し考えてもらえないかという話でありましたが、町においては、独自に基金財源を充てることで加入者に急激な負担が及ばないような施策も講じられております。また資産割の段階的縮小というものは、県の保険料統一も見据えた配慮と考えます。

徴収におきましては、個別相談、納税相談の実施、それから滞納整理などの大変なご苦勞をいただき、収入未済額も減少しているところであります。今後も引き続きご努力をお願いしたい。

それにいたしましても、この国のデフレーション下における緊縮財政という誤った経済政策が国民の貧困化を招き、国民健康保険におきましては、国庫負担率を大幅に引き下げるということをやってしまいました。そのしわ寄せによって、市町村の財政を圧迫し、家計への重圧となっております。したがって、この国庫負担率の見直しをぜひとも求めていきたいと、お願いいたします。

かような状況下におきましても、当町関係部局の方々の大変な努力によって、きめ細かな対応がなされていると考えます。

以上をもって、私の議案第30号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計予算」に対する賛成の立場からの討論といたします。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(西沢さん) 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4「議案第31号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長(西沢さん) 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(滝沢君) それでは、坂城町下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議におきまして、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第31号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、3月12日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

<下水道事業特別会計歳入歳出>

○ 令和3年度の受益者負担金及び使用料の見込みは。

△ 受益者負担金は以前からの分納者に加え、新規賦課対象の180件、10万平方メートルを見込み、5,060万円を計上している。また、使用料は前年度より100件、200人増の4,030件、9,900人を見込み、1億7千万円を計上した。

○ 受益者負担金及び使用料の滞納者の内訳は。

△ 現年度分が42人、収入未済額は164万円で、滞納繰越分の未納者は45人、1,279万円である。使用料は現年度分滞納者数183人、収入未済額は231万円、滞納繰越分97人、1,128万円である。

○ 下水道管路移設補償の内容は。

△ 町道A09号線の道路改良整備に伴い、一部道路線形が変更となり、既存の下水道管路を移設するための補償費である。

○ 地方公営企業会計適用業務の内容は。

△ 人口3万未満の団体は、令和6年度から法適用となることから、令和2年度より業務に着手し、3年度は資産台帳の整備業務を行う。また、財源は全て起債で対応している。

○ 受益者負担金の一括納付の見込みは。

△ 新規賦課対象の50%で見込んでいる。

○ 管渠工事の内容は。

△ 交付金事業として、村上地区の製菓会社周辺と鼠地区のしなの鉄道の線路に近接する部分の工事を計画している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第31号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（西沢さん） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5「議案第32号 令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 坂城町介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第32号「令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について」、3月11日の委員会において、説明委員として、福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

<歳入>

- 介護保険料の見直しで、保険料が減額になった内容について。
- △ 介護保険料は3年に一度の介護保険事業計画策定の際に見直しを行っている。現行の第7期におけるサービス量が見込みを下回っており、第8期は基金を活用して被保険者皆さんの負担を抑えるため、基準額を月額5,100円から5千円に引き下げる。
- サービス内容は3年前と比較して変化はあるのか。
- △ サービス内容の変化はないが、町内の地域密着型介護老人福祉施設の増床など、サービスの基盤整備は進んでいる。
- 介護保険料の普通徴収と特別徴収の内訳は。
- △ 普通徴収が496名、特別徴収は5,193名である。

- 介護保険料の滞納者は、サービスの上限までサービスが利用できない等の制限があるか。
- △ サービス利用の制限はない。滞納がある場合は一度全額負担をしていただき、その後、申請により償還払いで給付されるけども、対象者はいない。また、現在、滞納のある利用者には、分納誓約による納付によりサービス利用をしていただいている。

<歳出>

- 介護申請の状況は。
- △ 令和2年度の認定の申請状況は2月末時点で603件、月平均55件で、内訳は新規が189件、変更が104件、更新が310件である。
- 居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅サービス計画給付費の見込み件数と予算の歳出根拠は。
- △ 居宅介護福祉用具購入費は72件、居宅介護住宅改修費は48件を見込み、金額は購入品や住宅改修箇所によって様々なため、平成30年度から令和2年9月までの実績に基づき計上している。居宅介護サービス計画給付費は件数が多いため、事業計画策定時のサービス利用見込量で計上している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第32号「令和3年度坂城町介護保険特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（西沢さん） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6「議案第33号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 坂城町後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第33号

「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、3月11日の委員会において、説明員として、福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

歳入歳出一括で行いました。

○ 滞納繰越しの現状は。

△ 令和2年度の滞納繰越しは普通徴収で9万6,700円であったが、令和2年6月に全て解消している。

○ 後期高齢者医療保険の算定方法は県内一律か。

△ 県内一律の算定方法になっている。

○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に対して、助成は行われているのか。

△ 令和3年度の事業費のほぼ全額は国と広域連合から助成される。予算については一般会計で措置している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第33号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（西沢さん） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時59分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、追加日程に入ります。追加日程第1「議案第34号 坂城町一般会計補正予算（第14号）について」から追加日程第6「発委第1号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について」までの6件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第34号から第38号まで説明を申し上げます。

まず、議案第34号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第14号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,562万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億2,907万8千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、固定資産税など町税全体で2,800万円、基金利子などの財産収入778万1千円、中小企業振興資金に係る預託金の返還などの諸収入1,806万2千円をそれぞれ増額し、道路新設改良事業や橋梁整備事業などの国庫支出金3,540万円、財政調整基金繰入金などの繰入金3,625万2千円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、初めに新型コロナウイルス関連といたしまして、びんぐし湯さん館への事業持続化負担金2,600万円、地域交通事業者への事業継続緊急支援金70万円、ワクチン接種へ向けた準備といたしまして、坂城町体育館入口の横断歩道新設事業525万円を計上し、そのほか図書館駐車場等に係る用地取得費3,283万6千円、町道A09号線道路改良事業2,035万円、文教施設整備基金積立金4,078万円、広域行政事業基金積立金4,037万8千円、保健福祉等複合施設整備基金積立金4千万円をそれぞれ増額し、GIGAスクール構想推進事業5,190万円、鼠橋・64号橋など橋梁修繕工事費2千万円、村上小学校蓄電池設置工事費1,985万円、町道A06号線道路改良工事費1,922万円、中小企業振興資金に係る保証料補給金1,500万円をそれぞれ減額するとともに、歳入歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正であります。

また、繰越明許費といたしまして、戸籍住民基本台帳一般経費、参議院議員選挙一般経費、交通安全施設整備事業、道路改良事業（A01号線）、それから道路改良事業（A09号線）、道路新設改良一般事業、橋梁修繕事業につきまして、令和3年度に事業繰越をするものであります。

続きまして、議案第35号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,905万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億3,787万7千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、一般会計繰入金102万2千円を増額し、県支出金2,045万8千円を減額するものであり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費2,040万円を減額するものであります。

次に、議案第36号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」提案理由をご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,699万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億2,126万9千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、下水道使用料850万4千円、維持管理負担金返還金1,108万4千円を増額し、下水道事業債3,150万円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、公共下水道事業費281万4千円を増額し、一般管理費313万4千円、施設管理費895万1千円、流域下水道事業費537万8千円、公債費184万3千円を減額するものであります。

また、令和2年度は、南条・中之条・村上地区において工事を実施しておりますが、上水道移設補償工事の移設時期の工程調整が生じ、やむを得ず工事が年度内に終了しない工区につきまして、繰越明許費を計上するものであります。

次に、議案第37号「令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,805万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億7,173万8千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、国庫支出金686万1千円、支払基金交付金1,259万5千円、県支出金682万9千円、一般会計繰入金222万3千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保険給付費3,540万円、地域支援事業費1,150万円を減額し、基金積立金2,075万7千円を増額するものであります。

最後に議案第38号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億3,257万9千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、後期高齢者医療保険料40万2千円、繰入金189万円を増額し、還付金に係る諸収入8万5千円を減額するものであります。

一方、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金231万3千円を増額し、総務費1万1千円、被保険者への還付金8万5千円を減額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 次に、趣旨説明を求めます。

9番（滝沢君） 私からは、発委第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍で私たちの日常生活を支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で、最低賃金近傍の低

賃金で働いている。

また、最低賃金が低い地域ほど中小企業が多く、経済的ダメージはより深刻となっている。この難局を乗り越えるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げ、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するために最低賃金大幅引上げと地域間格差をなくすことが、これまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,013円、長野県では849円であり、毎日8時間働いても年収200万円程度（月の労働時間172時間で換算）である。これでは労働者の健康で文化的な生活を確保することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で地域別ではなく、全国一律制を採用している。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本でも中小企業に対する具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、下記の事項について国に要請する。

記

- 1、政府は最低賃金を全国一律制度にすること。
- 2、政府は労働者の生活を支えるため、最低賃金時給1,500円以上を目指すこと。
- 3、政府は最低賃金を引き上げても経営が継続できるように、中小企業への支援策を適切に拡充すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（西沢さん） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。ここで、議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時46分～再開 午後 1時56分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第34号 坂城町一般会計補正予算（第14号）について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

11番（吉川さん） まず、23ページの款2総務費項1総務管理費目15特別定額給付金ですが、370万円の返還ですけれども、最終的に何名になったかということと、あと新生児に対しても、今、給付していただいておりますが、その人数についてお願いします。

それから、51ページの、先ほど町長より横断歩道の説明がございましたが、交通安全施設整

備事業525万円、この内容についてお願いいたします。

総務係長（瀬下君） まず、私から定額給付金の件数につきまして、お答えいたします。

特別定額給付金につきましては、最終的に1万4,843名、金額で14億8,430万円の給付となっております。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、新生児応援の臨時特別給付金の関係でございますけれども、現在まで給付している方の数57名でございます。この頃も出生の届けが出ておりますので、それについてはこの月末にお支払いをする予定でございます。

建設課長（大井君） 51ページから52ページにかけての交通安全施設整備事業525万円の内容についてご説明を申し上げます。

こちらについては、ご案内のとおり文化センターの東側の駐車場から体育館のほうへ入る横断歩道等3か所に係る工事費になります。一つは現状の老人福祉センターから御堂側沿いに既に設置してあります横断歩道について撤去してまいるものでございます。

それと、2か所設置をするものですが、1か所については、駐車場から体育館にかけての横断歩道をA01号線に設置するもの。それから、文化橋より南側にもう一か所、老人福祉センターからの横断歩道の代替用として、そちら側にもう一か所設置に係る工事費と設計委託料の経費でございます。

11番（吉川さん） 今、2か所につけていただくということではありますが、場所についてはどの辺になるでしょうか。それと、工期についてはいつ頃までの完成を目指して行われるでしょうか。

建設課長（大井君） 新たに設ける横断歩道の設置場所でございますけれども、文化センターの駐車場から体育館にかけての横断歩道につきましては、現在警察と協議をしておるところなんですけれども、ほぼそちらについては確定をいたしました。

それから、文化橋南側の新たに設置する箇所につきましては、おおむねの箇所については指定があるんですけども、最終的な細かくこの場所というところについて、今、協議をしているところでございます。

その撤去及び設置の時期ですけれども、連休前、ゴールデンウィーク前までには完了したいというふうに考えております。

議長（西沢さん） ほかに。

12番（塩野入君） 19ページ、款2総務費項1総務管理費目6企画費の温泉管理事業18025持続化負担金であります。これは平成31年の4月1日から令和2年の3月31日までの株式会社坂城町振興公社の第19期の経理報告書があるんですが、そこには全体の売上高が1億7,508万4千円で前年比2.2%の減収、それから食堂の売上高は5,551万1千円で前年比5.2%の減収、これがその19期の報告書で報告されています。

そして、20期の締めはまだ今月31日までで正確な確定にはこれは至りませんが、現

在の売上高や食堂の売上高はどんな見通しでしょうか。まず、それを伺います。

企画政策課長（臼井君） びんぐし湯さん館の売上げに関わるご質問でありますけれども、振興公社につきましては、現在、ご質問にもありましたとおり、年度の途中という中で、正式な決算処理を行う前の現時点におきまして、具体的な数値については控えさせていただきたいというふうに存じますけれども、これまでの売上げの状況といたしましては、入館料ですとか売店売上げ、食堂売上げなどを含みます全体で、昨年度と比較して約半分、食堂については6割を超える減額というふうにお聞きしております、これまでの新型コロナウイルスの影響等を勘案する中では、なかなか厳しい状況というふう捉えているところでございます。

12番（塩野入君） 状況は分かりました。昨年の10月に消費税増税がされて、そして入館料改正がされましたが、その入館料の改正に伴う影響というのは、どんな状況でしょうか。

それから、その一方で、第19期の売店売上げは3,729万4千円で、こちらは前年比1.6%増加となっているわけですが、今、それも合わせて全体で2分の1というような現象という話ですが、この売上高が増加したという、これはどのように見ているのでしょうか。その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、振興公社の社長は山村町長であります、町として、この振興公社に対して、悪化した施設の運営を支援するという、そのための状況調査やら、あるいは改善に向けた取り組みは、これまでどのようになされてきているのか。

以上、お聞きします。

企画政策課長（臼井君） 入館料の改定の影響ということでありまして、まず、湯さん館の入館料につきましては、一昨年の10月の消費税率の改定に合わせて、値上げの改定を行ったところでございます。

改定後の入館者の状況、こういったものをちょっと見ますと、改定を行った平成30年10月につきましては、ちょうど台風19号、東日本台風の影響による臨時休館などもございましたことから、前年同月を大きく下回ったという状況でございます。

11月から翌年2月につきましては、前年を上回った月が3か月、前年を下回った月が1か月となっております。コロナウイルスの影響が顕著に現れました昨年3月につきましては、来館者数が大きく減少となりまして、単月で4千人ぐらい、前年と比べると減ったという状況でありますけれども、それ以降は非常事態宣言による臨時休業等をはじめとしたコロナウイルスの影響が長期化をいたした関係で、前年に比べ来館者が少ない状況が続いております。

そうした状況を見ていきますと、来館者の増減というのは、入館料の改定の影響というよりは、むしろ新型コロナウイルス感染症の影響によるところが大きいというふうに考えているところでございます。

また、昨年度、湯さん館の売店、前年に比べて若干売上げが伸びたということでございますけ

れども、そういったところにつきましては、まず季節の野菜ですとか果物を、それから町の特産品など幅広い商品を取り扱っているという部分で、豊富な品揃えであったり、買いやすい価格設定などによって人気を博したということを考えているところでもあります。

また、近年はオンラインショップですとか、ふるさと納税に係る返礼品などの需要も徐々に増加しておりまして、そういったことが昨年度の売上げの増につながったものと考えているところがございます。

また、振興公社の状況の聴取ですとか改善の取り組みというご質問でありますけれども、町の振興公社からは定期的に来館者の状況ですとか、コロナウイルス感染症への対応等につきまして報告を受けております。

町といたしましては、公共施設ということで衛生管理の徹底ですとか、必要に応じた臨時休館、施設利用の範囲の設定、そういったものについて逐次依頼をしてきているという状況でございます。そのほかにも国や県、町の支援制度について活用できるもの、そういったものを積極的に情報交換をしてきております。

また、振興公社におきましても、テイクアウトの導入ですとかお弁当のデリバリー、それからおせち料理ですとか恵方巻、ひな祭りのひなちらしなどの予約販売なども、新しい取り組みということで積極的に取り入れて、売上げ向上に向けた数々の工夫をしている状況でございます。

また、入館料の状況に応じてスタッフの配置の見直し等も行っておりまして、効率的な運用に心がけていただいているところでもあります。

また、そうしたスタッフの配置の部分につきましては、国の雇用調整交付金を活用する中で、雇用も維持しながら経営改善の努力もしているというところがございます。

14番（大森君） 51ページの款8項2、先ほど質問のありました説明の一番下のところの交通安全施設整備事業、この財源はどこから出ているか。一般財源だと思うんですが、これは一般的な、横断歩道を設置するという事は、これはどの自治体もそれぞれの自治体で費用は出しているのかどうか。

例えば先ほどの質問で、答弁では、結局3か所設置するのと廃止してほかに2か所やるということ等の説明がありましたけれども、こういうことの、この辺の区分けといいますか、一般的な位置、横断歩道を造るということになったら、それはどこが費用負担をするのか。その辺について質問します。

建設課長（大井君） 51ページから52ページにかけての交通安全施設の整備事業、横断歩道設置に係る財源でございますけれども、今回の補正に係る財源といたしましては、全て一般財源でございます。

ただ、ご指摘のとおり基本的に公安設備、横断歩道等につきましては、公安委員会のほうで設置をしていくものというものでございますけれども、今回の設置につきましては、新型コロナウ

イルスの予防接種に関わる部分もございますので、緊急に町のほうで実施するものでございます。

14番（大森君） 一般的には公安当局の費用ということなので、これは全くゼロということですか。これはきちんと交渉して、負担はそれなりに負担していただくところじゃないでしょうか。それについての答弁を求めます。

建設課長（大井君） ご質問にお答えをいたします。

一応交渉といいますか、費用負担についてもお話をさせていただいたんですけれども、公安委員会のほうでは9月以降に毎年定期的な実施をしているということで、緊急的に実施をする場合は町のほうの負担で実施をしていただきたいということで、今回、緊急で町で実施するものでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「議案第35号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「議案第36号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

12番（塩野入君） 4ページであります。繰越明許費3億5,300万円、この箇所数、その場所、それと原因をお聞きをしたいと思います。

それから、第3表の地方債補正の中で3,150万円減額になっております。その内容を併せてお聞きをします。

以上。

建設課長（大井君） まず、4ページの繰越明許の事業の内容でございますけれども、こちらについては、令和2年度中に実施をしておりました事業につきましては、まず令和元年度からの繰越事業が11事業、額にして3億1千万ほどございました。

それから、本年度事業を実施して施工しているものが16事業、約4億5千万ほどになります。合計で27事業で、約8億円程度の事業を実施しておったわけですが、どうしても事業箇所が込み合っていたり、事業の時期を調整したり、それから、先ほど提案理由の中にもございましたけれども、上水道の移設に時間を要したというような中で12事業を、令和3年度に繰越しを予定しているものでございます。

内容といたしましては、鼠団地内で3つの工区、それから新地地区で3工区、村上地区で2工区、それからそれぞれの工区の中でマンホールポンプを設置する工区がございます。それが4つ。

合計で12工区の繰越事業を予定しているものでございます。

続きまして、地方債の補正の内容でございますが、内訳として補助事業一般分、それから単独分、臨時特例債分3つがございますが、こちらも令和2年度の事業の精算が進んでまいりまして、不用額について起債の借入れを減額するものでございます。

12番（塩野入君） まず、繰越明許費のほうですが、これは12事業ですか、それで、これは令和3年度へ繰り越すんですが、その辺はどうやって進めていくんでしょうか。夏頃に終わるとか、その事業の進行の予定をお聞きをしたいと思います。いちいち細かいのは要りませんが、大体この事業をどんな感じで進めていくかということをお聞きをしたいと思います。

それから、地方債補正のほうは、これは4ページの、こちらの明細のほうの4ページです。そのこの款8町債項1町債目1下水道事業債、これが3,150万円、これが今の3,150万円の減額になるわけですけど、これは公共下水道事業債と、それから流域下水道事業債、それからこれは令和5年度でしたっけ、企業会計になるそのための公営企業会計事業債、この3つそれぞれが減額してあります。その減額の内容をお聞きをしたいと思います。

建設課長（大井君） まず、繰越し事業についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど来申し上げましたが、事業所のほう、建設業事業者のほうにつきましても、坂城町においては台風19号の災害復旧事業というのは、ほぼ完了しているわけなんですけれども、ほかの市町村、まだまだ建設業の皆さん、災害復旧工事のほうに関わっている業者が非常に多うございます。

そういった中で、できるだけ町内の下水道事業に関わっていただける事業所を確保する。それから、それに合わせて上田水道管理事務所の上水道は、特に後半の事業所が坂城町に入ってきておりますので、そちらの事業所の確保も非常に重要になってくるわけなんですけれども、なかなかそういったところで、事業者の確保のめどが立たないというところではございますけれども、今年中、令和3年中には、ほぼ見込みが立てられるようなことを目標に事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書の4ページの町債の内容でございますが、公共下水道事業債につきましては、先ほども申し上げましたが、上田水道管理事務所によります水道管の埋設物の移転補償費、こちらが1,700万円ほど減額となっております。それに伴い起債の借入れも減額をしたものでございます。

それから、2番目の流域下水道事業債につきまして、こちらにつきましても千曲川流域下水道事務所の施設整備に伴う負担金の減額、こちらも540万円の減額がございましたので、こちらについて減額をしてございます。

それから、企業会計適用債、こちらにつきましては、令和6年度から下水道事業会計が企業会計に移行いたしますが、そのための準備のための借入れでございます。令和2年度におきまして、

基本計画の策定を行ったわけですが、入札で実施をした際の差金について、こちらの事業は100%起債で充当しておりましたので、その差金について減額を行ったものでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「議案第37号 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「議案第38号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「発委第1号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「閉会中の委員会継続審査申し入れについて」

議長（西沢さん） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（山村君） 令和3年第1回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月1日に開会されました本定例会は、本日までの22日間の長きにわたりご審議をいただきました。

提案いたしました専決報告、農業委員会委員の任命に関する案件、広域連合規約の変更とそれ

に伴う財産処分協議、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更、条例の制定、一部改正、町第6次長期総合計画基本構想に関する案件、町道路線の認定と変更、令和3年度の一般会計・特別会計予算、さらに追加議案でお願いいたしました令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算など、全ての議案につきまして、原案どおりご決定を賜りました。ありがとうございます。

さて、2月以降落ち着きを見せていました県内の新型コロナウイルス感染動向は、3月8日に特に長野市での感染拡大が顕著で、県では3月11日に長野圏域の感染警戒レベルを2に、3月15日には3に引き上げ、新型コロナウイルス警報を発出しました。

しかしながら、長野市においては、その後も感染者の確認が相次ぎ、集団発生や経路不明の感染などリスクの高い事例が発生していることから、3月18日には長野圏域の感染警戒レベルが4に引き上げられるとともに、新型コロナウイルス特別警報1が発出されました。

当町においては感染の発生はなく、直ちに公共施設の閉鎖や事業の中止などは行わないものの、町では通勤や通学など日常的に長野市と往来する方が多いことから、防災行政無線やホームページ、すぐメールを通じて町民の皆様へ感染防止の取り組み継続のお願いと注意喚起をしたところでもあります。

一方、首都圏の1都3県に出されておりました緊急事態宣言は、医療提供体制等への負荷が軽減されたということから、昨日21日で解除となりましたが、感染の減少傾向は下げ止まっており、再拡大には厳重な注意が必要な状況であります。

町民の皆様には手洗いやマスクの着用、3密の回避など、基本的な感染防止対策を再度徹底していただくとともに、特に年度末、年度始めを迎え、日頃会わない方との接触機会が増える時期でもありますので、お出かけ先や会食の場でも、同様に感染防止の取り組みをお願いいたします。

こうした状況の中で期待が高まるのがワクチンであります。高齢者の方から始まる一般向けの接種については、現在のところ4月中に国から県への配送が決定されているのは2万1,450回接種分のワクチン22箱と非常に少なく、県ではモデルケースとして接種の実施を希望する市町村に1箱を配付するとの考えを示し、過日希望調査がありました。

今回の配付にあたっては、1箱で2回の接種を終えることを前提としているため487人分のみの量であり、町内で5千人以上いる65歳以上の人口に対してあまりにも量が少ないことから、今回の配付については見送ることといたしました。

国では今後のワクチン供給予定について、4月26日の週に各市町村に1箱配付の後、5月中旬頃からは供給量が増加し、6月末までに全国の高齢者3,600万人が2回接種できる数量を順次出荷するとの見通しを示しました。

町では高齢者の皆様への接種について、集団接種により短期的・集中的に実施をしたいと考えており、ワクチンの供給見通しにまだ不確実な要素はあるものの、5月の連休後半から連休明け頃をめどに開始していけるように準備をしまいたいと考えているところであります。

接種のスケジュールにつきましては決定次第お知らせいたしますが、今月11日からは町のホームページにも「新型コロナワクチン関連情報」のページを開設し、ワクチンの動向や接種に関する情報を掲載してまいりますので、ご活用くださるようお願い申し上げます。

さて、スマートタウン構想事業の取り組みとして、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて実現できる村上小学校への蓄電設備の設置工事が完了し、去る16日火曜日ですが、村上小学校の5、6年生が参加する中、お披露目式が行われました。

当日は蓄電設備を設置した目的や、その機能についての説明のほか、スマートタウンやSDGsなど町の目指す方向についてもお話をさせていただきました。式の最後には児童代表からお礼の言葉をいただき、ゼロカーボンに向けた取り組みや安心・安全のまちづくりの重要性を改めて認識をしたところでございます。

さて、GIGAスクール構想推進事業につきましては、大容量の高速通信に対応した情報通信ネットワークの整備、無線通信機器や端末の充電保管庫の設置等が完了し、児童生徒1人1台端末については、先行導入した坂城中学校で2学年によるバーチャル研修旅行が行われ、早速端末の活用が行われました。

各小学校においても、先週17日には最終の設定作業や動作確認等全て完了いたしました。新年度からの個別学習や情報の活用に期待するところであります。

なお、卒業式は中学校が3月17日、小学校が翌18日に実施されました。参加者は卒業生とその保護者、来賓は町、町議会、PTA代表の3名とし、小学校5年生のみ在校生代表として会場に入りましたが、そのほかの在校生は各教室からのオンライン参加とするなど、昨年を引き続き規模縮小、時間短縮による新型コロナウイルス感染症対策を講じての卒業式となりました。

卒業する児童・生徒の皆さんは、真つすぐ前を向いて入場し、卒業証書は今年は例年同様学校長から一人一人に授与されました。卒業生それぞれに、次のステップでの大いなる飛躍を願うところであります。

さて、19日に坂城町消防団任命式が行われました。「自分たちの地域は自分たちで守る」との消防精神の下、新たに分団長等の幹部、新入団員の皆さんに辞令が交付されました。町民の安心・安全な生活を守るため、さらなるご活躍を期待するところであります。

さて、間もなく令和3年度がスタートいたします。町政運営の最上位計画である「第6次長期総合計画」や「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、坂城小学校へのスマートエネルギー設備導入や、各学校の特別教室への空調設備整備、子育て支援や高齢者、障がい者に係る福祉施策、あるいは産業振興の各事業や教育施策、その他各分野において、「輝く未来を奏でるまち」に向けて施策展開を進めてまいります。

新工業団地造成事業につきましては、関係地権者皆様のご理解とご協力の下、用地交渉を進めております。新年度には、開発行為申請及び農地転用申請などの諸手続を経て造成工事に着手す

る予定としており、併せてメイン道路となるA09号線の工事も始まります。

本格的な工事が始まることから、農業者をはじめとする地域の方々にご理解とご協力をいただきながら、安全に工事が進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、国道18号バイパスは網掛地区で、工事用道路の入札の実施や農業用水路の整備に係る説明会が予定されております。町では事業の進捗を図るべく、国や県等の関係機関への働きかけを引き続き行ってまいります。

また、4月2日には、各保育園の入園式が行われます。令和3年度からは保育園に通う町内在住の3歳以上児全員の副食費を無料とする、さらなる子育て支援を進めてまいります。

また、4月6日には小中学校の入学式が行われ、現時点では卒業式と同様に規模の縮小、時間短縮を図る中での開催予定であります。未来を担い希望を抱く新入園、新入生を祝福したいと存じます。

さて、鉄の展示館では3月30日から7月18日まで、大河ドラマ「晴天を衝け」の時代に焦点を当てた企画展、「渋沢栄一の頃の日本刀展」を開催いたしますので、大勢の方にご覧いただきたいと思っております。

4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動と春の地域安全運動が実施されます。先日、長野県交通安全運動推進長野地方部長より、坂城町が交通死亡事故ゼロ、1,000日達成の確定連絡がありました。町としましても、引き続き交通や地域の安全に関する施策を推進してまいります。町民の皆様におかれましても、交通事故や犯罪に遭われないよう、また巻き込まれることのないよう、より一層のご注意をいただきますようお願い申し上げます。

次に、千曲川クリーンキャンペーンにつきましては、昨年は新型コロナウイルス感染症対策に加え、令和元年東日本台風の影響により各会場周辺が未整備のため、けが等の危険性を考慮し中止といたしましたが、今年度は新型コロナの動向を見極めつつではありますが、4月18日日曜日の実施に向けて準備を整えております。町のシンボルである千曲川の自然環境を守るため、皆様のご参加をお願いいたします。

この冬は積雪もほとんどなく、ここ数日は日中寒さも和らぎ、間もなく本格的な春の到来かと存じます。新型コロナウイルス感染症の早期の収束を願うとともに、議員の皆様におかれましては健康にご留意され、新年度を迎えていただきたくことをお願い申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。

議長（西沢さん） これにて令和3年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時36分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 朝 倉 国 勝

坂城町議会議員 吉 川 まゆみ

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
1	1. 新型コロナワクチン接種について イ. 町の接種体制について 2. あんしん電話（緊急通報装置）の利用について イ. 現状と今後について 3. コロナ禍での高齢者の健康維持について イ. 相談状況の変化と介護保険サービスの利用状況について ロ. 自粛や中止の中で取り組まれた介護予防策の現状と今後について	11番 吉川まゆみ	町 長 福祉健康課長 保健センター所長
2	1. ワクチン接種について イ. 接種会場、医師、看護師等を含めた接種へ向けての準備進捗状況はどうなっているか ロ. 接種を受けない人への差別、偏見などの圧力への対策はどうなっているか ハ. 自治体間での接種率競争と言うような事態はないか 2. ゴミ問題について イ. 戸別収集等を含めて「これからのゴミ問題」の課題と取り組みはどうなっているか ロ. 2022年以降予定されている「プラスチック一括分別回収」への対策はどうなっているか 3. ICT教育について イ. 学習支援ソフト等の導入は考えているか ロ. ICT支援員の増員は考えているか	7番 栗田 隆	町 長 教 育 長 保健センター所長
3	1. DX化、ゼロカーボン社会の実現に向けて イ. 今後の計画について 2. 稼げるまちづくりについて イ. 駅周辺整備について 3. 新規創業を促すために イ. 新規創業に対する支援について ロ. さらなる支援について	4番 柘 津 明 子	町 長 商工農林課長
4	1. 少人数学級実現に向けて イ. コロナ禍における学校の状況は ロ. 新年度へ向けての取り組みは ハ. 少人数学級について町の考えは 2. 子育て支援について イ. 短期支援事業について	8番 玉川清史	町 長 教 育 長 教育文化課長 子ども支援室長

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
5	1. アフターコロナに向けて イ. 事業所への対応は ロ. 主要イベントの開催について 2. 森林整備について イ. 町有林の整備について ロ. 民有林の整備補助について ハ. 林道の整備について ニ. 資源の活用について	5 番 中島新一	町 長 商工農林課長
6	1. びんぐしの里公園について イ. 点検について ロ. 公園内の道路について 2. 児童館について イ. 開館・閉館時間の延長について 3. 男女共同参画社会のまちづくり イ. 参画に対する意識について	3 番 山城峻一	町 長 教 育 課 長 企画政策課長 建設課長 教育文化課長 子ども支援室長
7	1. 林業振興について イ. 森林経営管理制度について ロ. 「森林整備面積」の指標について ハ. 森林資源（特に間伐材）の利用について 2. 一般廃棄物処理について イ. ごみの分け方・出し方の冊子について ロ. 焼却施設の移行について	2 番 小宮山定彦	町 長 住民環境課長 商工農林課長
8	1. 新型コロナワクチン接種について イ. 接種に向けて ロ. 接種体制 2. 国道18号バイパスについて イ. これまでの経過 ロ. 建設促進に向けて	12番 塩野入猛	町 長 福祉健康課長 建設課長
9	1. コロナ対策について イ. ワクチン接種者情報発信をどの様に考えているか ロ. コロナ禍での税収の見込みは 2. 国土利用計画について イ. 第4次坂城町国土利用計画が策定される中で見直された点は何か 3. 町の表彰式について イ. 令和3年度町の表彰式に向けて	10番 朝倉国勝	町 長 総務課長 企画政策課長 福祉健康課長 商工農林課長 収納対策推進幹
10	1. 地域公共交通の構築は イ. 進捗状況は 2. 総合戦略と人口ビジョンについて イ. 人口ビジョンの目標設定について 3. 男女共同参画計画の町づくり イ. 第3次計画の策定について	14番 大森茂彦	町 長 総務課長 企画政策課長 住民環境課長 建設課長

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
1 1	1. 長期総合計画について イ. 第5次長期総合計画の成果について ロ. 第6次長期総合計画の取り組みについて 2. 国際交流と海外派遣について イ. ポーランド、ツェレスティヌフ郡との交流事業について ロ. 小学生、中学生、高校生の海外派遣、交流事業について	9 番 滝 沢 幸 映	町 長 教 育 長 企画政策課長 教育文化課長
1 2	1. 鉄の展示館西側の土地の利用について イ. 用地取得に至る経緯と現状 ロ. 令和3年度の事業の内容は ハ. 今後について 2. 空き家対策について イ. 町の空き家の状況は ロ. 空き家の利活用を	6 番 大日向進也	町 長 住民環境課長 建設課長
1 3	1. ふるさと納税について イ. 2億5千万円を目標に ロ. 選べる使い道は 2. 地球温暖化について イ. スマートタウンの取り組みは ロ. SDG s の取り組みは ハ. 2050ゼロカーボンの取り組みは 3. 気候非常事態宣言について イ. 町も宣言を	1 3 番 中 嶋 登	町 長 企画政策課長

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。

コロナ禍で私たちの日常生活を支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。

また、最低賃金が低い地域ほど、中小企業が多く経済的ダメージはより深刻となっている。

この難局を乗り越えるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げ、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するために、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,013円、長野県では849円であり、毎日8時間働いても年収200万程度（月の労働時間172時間で換算）である。これでは、労働者の健康で文化的な生活を確保することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で地域別ではなく全国一律制を採用している。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも中小企業に対する具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、下記の事項について国に要請する。

記

- 1 政府は、最低賃金を全国一律制度にすること。
- 2 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金時給1,500円以上を目指すこと。
- 3 政府は、最低賃金を引き上げても経営が継続できるように、中小企業への支援策を適切に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 3月 日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿

中央最低賃金審議会会長 藤 村 博 之 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 西沢 悦子